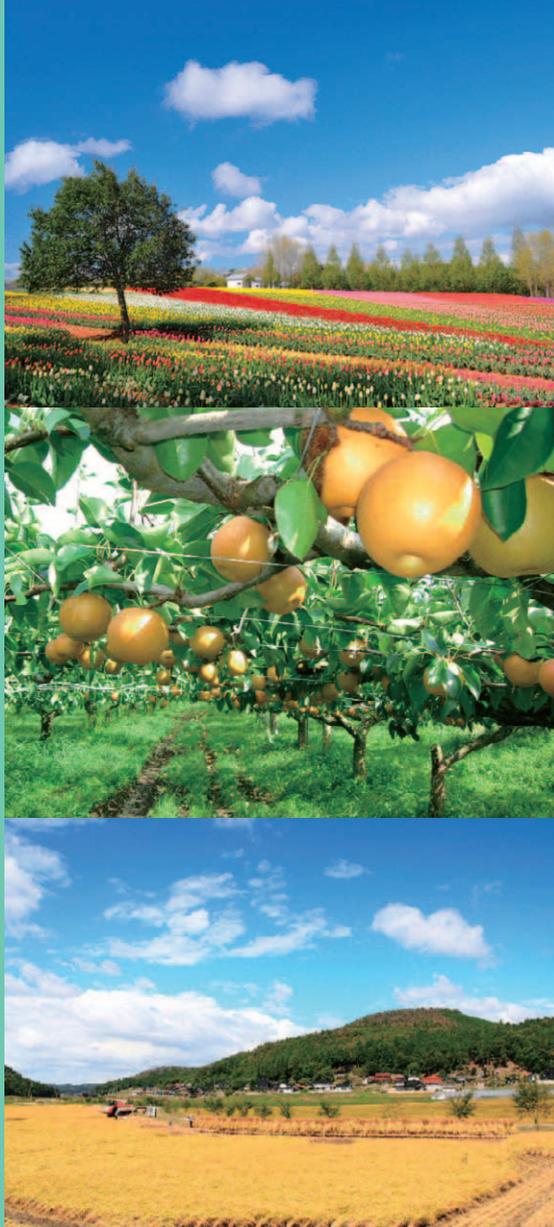


平成 28 年度 ▶ 平成 37 年度



## 世羅町第 2 次長期総合計画

いつまでも住み続けたい日本一のふるさと  
～ひとと、歴史と、未来をつなぐ、せらのまちづくり～



平成 27 年 12 月  
世羅町





## はじめに

平成16年10月の合併以来、人口減少をはじめとするさまざまな課題を克服し、将来にわたって持続可能なまちづくり実現に向けて取り組んできました。

今、国においては「地方創生」を掲げ、地方における人口減少の抑制と産業振興を推進しており、地方自治体は将来の発展と成長を実現していくための最後のチャンスとでもいうべき岐路に差し掛かっています。

こうした状況の中、本町のめざすべき将来像を『「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」～ひとと、歴史と、未来をつなぐ、せらのまちづくり～』とし、将来像の実現に向けた5つの基本目標を設定し、今後10年間の世羅町を運営するうえでの指針となる「世羅町第2次長期総合計画」を策定いたしました。

この計画策定にあたっては、幅広い層の住民の方々、関係機関の方々によるワーキング会議や、中学生・高校生や住民の皆さま、町内事業者の皆さまへのアンケートなどにより、さまざまな意見の把握と反映に努めながら検討を積み重ねました。

人口減少という厳しい現実直面している今こそ、協働のまちづくりを推し進めることにより、住民の皆さまの力が最大限発揮されるまちをめざしてまいります。

結びに、この計画策定にあたり格別のご尽力を賜りましたワーキング会議にご協力いただいた皆さま、アンケートにご協力いただいた皆さま、関係機関をはじめ貴重なご意見をお寄せいただきました多くの方々に厚くお礼申し上げます。

平成27年（2015年）12月

世羅町長

奥田正和

第1部 序論	
第1章 計画策定の基本方針	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の区域	2
第3節 計画の構成及び期間	2
1 計画の構成	2
(1) 基本構想	2
(2) 基本計画	2
2 計画の期間	2
第4節 計画の性格	3
第5節 世羅町第2次長期総合計画の策定事業のスキーム	4
第2章 世羅町の概要	5
第1節 世羅町の概要	5
1 歴史	5
2 自然	6
3 人口・世帯数	7
(1) 人口	7
(2) 世帯数	7
4 産業	8
(1) 就業者数	8
(2) 町内総生産	8
(3) 農業	8
(4) 観光	8
(5) 商工業	9
5 医療・健康	9
6 交通	10
(1) 道路網	10
(2) 公共交通網	10
7 教育	11
8 自然環境（生物）	12
第3章 住民、中学生・高校生、事業者の意識の把握	13
第1節 3種類のアンケート調査結果の概要	13
1 住民向けアンケート調査	13
(1) 世羅町に住むことについて	13
(2) 行政施策のうち改善が必要と思われるもの	13
(3) 将来の世羅町の方向性	13
2 中学生・高校生向けアンケート調査	14
(1) 世羅町のことが好きですか	14
(2) 将来就きたい仕事は世羅町で見つかると思いますか	14
(3) 世羅町がめざすべきイメージ（将来の世羅町の方向性）	14
3 事業者向けアンケート調査	14
(1) 世羅町の強み、自社・自事業所の強み	14
(2) 行政支援策のうち改善が必要と思われるもの	14
(3) 世羅町が伸ばすべき製品・サービス分野	15
第2節 住民向けアンケート調査結果	15
第3節 中学生・高校生向けアンケート調査結果	19
第4節 事業者向けアンケート調査結果	21

第4章 世羅町の強み・弱み・機会・脅威と検討の進め方	23
第1節 世羅町の強み・弱み・機会・脅威	23
1 世羅町の強み	23
2 世羅町の弱み	24
3 世羅町を取り巻く機会	24
4 世羅町を取り巻く脅威	25
第2節 検討の進め方（ワーキング会議の開催）	26
第2部 基本構想	
第1章 まちづくりの基本理念	27
第1節 目標とする将来像	27
第2節 将来像を実現するための基本目標	28
第2章 めざすべきまちの姿	29
第1節 主要指標	29
1 人口フレーム	29
2 就業フレーム	30
3 その他の目標	30
第2節 地域形成の方針	31
1 世羅町第1次長期総合計画及び新町建設計画	31
2 将来の地域形成の方針	32
(1) 地域構造	32
3 将来の土地利用の方針	33
(1) 土地利用の方針	33
第3章 施策の体系	34
第4章 施策の大綱	35
第1節 健幸づくりー安心して幸せに暮らせる健康・福祉のまちづくりー	35
1 保健・医療の充実	35
(1) 健康増進体制の充実	35
(2) 医療対策の充実	35
2 少子高齢化への対応	35
(1) 高齢者福祉の充実	35
(2) 子育て支援の充実	36
3 地域福祉の充実	36
(1) 地域福祉社会の形成	36
(2) 障害者福祉の充実	36
(3) 住民福祉の充実	37
第2節 ものづくりーひととしごとの活力があふれる産業のまちづくりー	37
1 産業の振興	37
(1) 農林業の振興	37
(2) 商工業の振興	38
(3) 観光の振興	39
第3節 人づくりー豊かな心を育む教育・文化のまちづくりー	39
1 生涯学習社会の形成	39
(1) 学校教育の充実	39
(2) 社会教育の充実	40
(3) 文化財の保護・活用と文化芸術活動の振興	40
(4) スポーツと体力づくりの振興	40
(5) 家庭・社会の教育力の向上	40
2 共に生きる地域社会の確立	41
(1) 人権教育・啓発の推進	41

(2) 男女共同参画社会の形成 .....	41
(3) 青少年の健全育成 .....	41
第4節 安全安心づくり—快適で安全な暮らしを支える確かな基盤のまちづくり— .....	42
1 地域を支える基盤の整備 .....	42
(1) 秩序ある土地利用の推進 .....	42
(2) 道路網などの整備 .....	42
(3) 公共交通体系の整備 .....	42
(4) 情報基盤の整備 .....	43
2 生活を支える基盤の整備 .....	43
(1) 公共施設等総合管理と住環境の整備 .....	43
(2) 移住の促進 .....	43
(3) 公園緑地の整備 .....	43
(4) 上下水道の整備 .....	44
(5) 火葬場 .....	44
3 生活の安全の確保 .....	44
(1) 消防・救急体制の整備 .....	44
(2) 防災体制の整備 .....	44
(3) 交通安全・防犯対策の強化 .....	44
(4) 消費生活の安全の確保 .....	45
4 潤いのある環境の整備 .....	45
(1) 総合的な環境の保全 .....	45
(2) 循環型社会の形成 .....	45
(3) 美しいまちづくりの推進 .....	45
第5節 地域づくり—地域とまちの未来を創る協働のまちづくり— .....	46
1 協働のまちづくりの推進 .....	46
(1) 住民参画の推進 .....	46
(2) 支援体制の確立 .....	46
(3) まちづくり活動の推進 .....	46
第3部 基本計画	
第1章 基本目標 1 健幸づくり—安心して幸せに暮らせる健康・福祉のまちづくり— .....	49
第1節 基本施策 1-1 保健・医療の充実 .....	50
施策 1-1-1 健康増進体制の充実 .....	50
施策 1-1-2 医療対策の充実 .....	54
第2節 基本施策 1-2 少子高齢化への対応 .....	57
施策 1-2-1 高齢者福祉の充実 .....	57
施策 1-2-2 子育て支援の充実 .....	62
第3節 基本施策 1-3 地域福祉の充実 .....	68
施策 1-3-1 地域福祉社会の形成 .....	68
施策 1-3-2 障害者福祉の充実 .....	71
施策 1-3-3 住民福祉の充実 .....	75
第2章 基本目標 2 ものづくり—ひととしごとの活力があふれる産業のまちづくり— .....	78
第1節 基本施策 2-1 産業の振興 .....	79
施策 2-1-1 農林業の振興 .....	79
施策 2-1-2 商工業の振興 .....	86
施策 2-1-3 観光の振興 .....	90
第3章 基本目標 3 人づくり—豊かな心を育む教育・文化のまちづくり— .....	95
第1節 基本施策 3-1 生涯学習社会の形成 .....	96
施策 3-1-1 学校教育の充実 .....	96
施策 3-1-2 社会教育の充実 .....	100

施策 3-1-3	文化財の保護・活用と文化芸術活動の振興	103
施策 3-1-4	スポーツと体力づくりの振興	106
施策 3-1-5	家庭・社会の教育力の向上	109
第2節	基本施策 3-2 共に生きる地域社会の確立	112
施策 3-2-1	人権教育・啓発の推進	112
施策 3-2-2	男女共同参画社会の形成	116
施策 3-2-3	青少年の健全育成	120
第4章	基本目標 4 安全安心づくりー快適で安全な暮らしを支える確かな基盤のまちづくりー	124
第1節	基本施策 4-1 地域を支える基盤の整備	125
施策 4-1-1	秩序ある土地利用の推進	125
施策 4-1-2	道路網などの整備	129
施策 4-1-3	公共交通体系の整備	133
施策 4-1-4	情報基盤の整備	136
第2節	基本施策 4-2 生活を支える基盤の整備	140
施策 4-2-1	公共施設等総合管理と住環境の整備	140
施策 4-2-2	移住の促進	143
施策 4-2-3	公園緑地の整備	147
施策 4-2-4	上下水道の整備	150
施策 4-2-5	火葬場	153
第3節	基本施策 4-3 生活の安全の確保	155
施策 4-3-1	消防・救急体制の整備	155
施策 4-3-2	防災体制の整備	159
施策 4-3-3	交通安全・防犯対策の強化	163
施策 4-3-4	消費生活の安全の確保	167
第4節	基本施策 4-4 潤いのある環境の整備	170
施策 4-4-1	総合的な環境の保全	170
施策 4-4-2	循環型社会の形成	174
施策 4-4-3	美しいまちづくりの推進	178
第5章	基本目標 5 地域づくりー地域とまちの未来を創る協働のまちづくりー	181
第1節	基本施策 5-1 協働のまちづくりの推進	182
施策 5-1-1	住民参画の推進	182
施策 5-1-2	支援体制の確立	186
施策 5-1-3	まちづくり活動の推進	190
第4部 計画の推進		
第1章	計画的かつ効率的な自治体経営の推進	193
第2章	広域的な連携の推進	196
資料編		
1	世羅町振興計画審議会 諮問書	199
2	世羅町振興計画審議会 答申書	200
3	策定経緯	201
4	統計データ、アンケート調査結果	203



# 第1部 序論





# 第1章

## 計画策定の基本方針

### 第1節 計画策定の趣旨

21世紀を迎えたわが国を取り巻く情勢は、人口の減少や少子高齢化、高度情報化、社会・経済のグローバル化、地球温暖化をはじめとする環境問題など、目まぐるしく変化しています。

近年では、首都圏と地方の格差、さらには地方と地方の格差も顕著となっており、人口減少に適切な対策を講じることができない自治体は、将来、消滅する可能性すら指摘されるほど、極めて厳しい時代を迎えています。

このような時代を乗り越えていくため、平成16年（2004年）10月1日、世羅郡の3町は合併し、「世羅町」として新たな歩みをスタートいたしました。

合併にあたっては、3町の速やかな一体化を推進し、新町の均衡ある発展を図るため、「新町建設計画」を策定しました。さらに、同計画を基盤として長期的な展望のもとで新たな世羅町を築き上げていくため、平成18年（2006年）9月に「世羅町第1次長期総合計画」を策定し、その実現に向けて取り組んできました。

この「世羅町第1次長期総合計画」の策定から10年が経過した現在、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間を対象期間とする「世羅町第2次長期総合計画」を策定しました。

折しも、国は「地方創生」を掲げ、地方における人口減少の抑制と産業振興を推進しており、地方の自治体は、将来の発展・成長を実現していくための最後のチャンスともいえるべき岐路に差し掛かっていると考えられます。

本町では、これからの重要な10年間の方向性を見定めて実施していくため、幅広い住民の協力や参画を得て、アンケート調査やワーキング会議などを実施しました。その意味で、本計画の策定と実行は、本町における「協働のまちづくり」を本格的に始動する画期的な事業になると考えられます。

世羅町第2次長期総合計画は、住民と行政が協働で策定・実施し、10年後や将来の人たちに世羅町という「たすき」をつないでいくことであり、住民全員で取り組むべき大切な事業です。

このような趣旨のもと、世羅町第2次長期総合計画を策定いたしました。



## 第2節 計画の区域

本計画の区域は、原則的に世羅町とします。

「備後圏域連携中枢都市圏」及び「広島広域都市圏」が始動することから、広域行政・広域観光などの視点も、本計画に取り入れます。

## 第3節 計画の構成及び期間

### 1 計画の構成

#### (1) 基本構想

世羅町の将来像の方向と目標を定めるとともに、その実現に向けた施策の基本方向を示すものです。

#### (2) 基本計画

基本構想を実現するための各行政分野ごとの施策の方針と具体的施策を総合的・体系的に示すとともに、施策の数値目標を設定します。

### 2 計画の期間

計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とします。



## 第4節 計画の性格

### 《世羅町行政にとっての性格》

- 本計画は、「世羅町第1次長期総合計画」及び「新町建設計画（平成14年（2002年）9月策定版、平成26年（2014年）12月変更版）」との整合を図りつつ、世羅町の今後の発展方向と施策の展開方向を明らかにしたものです。
- 本計画は、①住民を含む会議体での検討、②住民、中学生・高校生、事業者向けアンケート調査、③住民・事業者などへのヒアリング調査、④中学生・高校生とのディスカッションなどを踏まえ、町の総意ともいふべき幅広い意見を反映して策定したものであり、その実現に向けて世羅町職員が総力をあげて取り組むための指針とします。

### 《住民及び事業者にとっての性格》

- 住民及び事業者にとって、本計画は、10年後を見据えて、将来にわたり、世羅町を一段と住みやすく活動しやすいまちにするための方向性について、住民・事業者・行政が一体となって検討してとりまとめたものであり、その実現に向けて、協働して主体的に取り組むための指針とします。

### 《国・県・備後圏域連携中枢都市圏及び広島広域都市圏にとっての性格》

- 国・県・備後圏域連携中枢都市圏及び広島広域都市圏に対しては、各種の計画策定や事業の実施にあたって、本町が期待する施策を明らかにし、その実施を要望するものです。



## 第5節 世羅町第2次長期総合計画の策定事業のスキーム

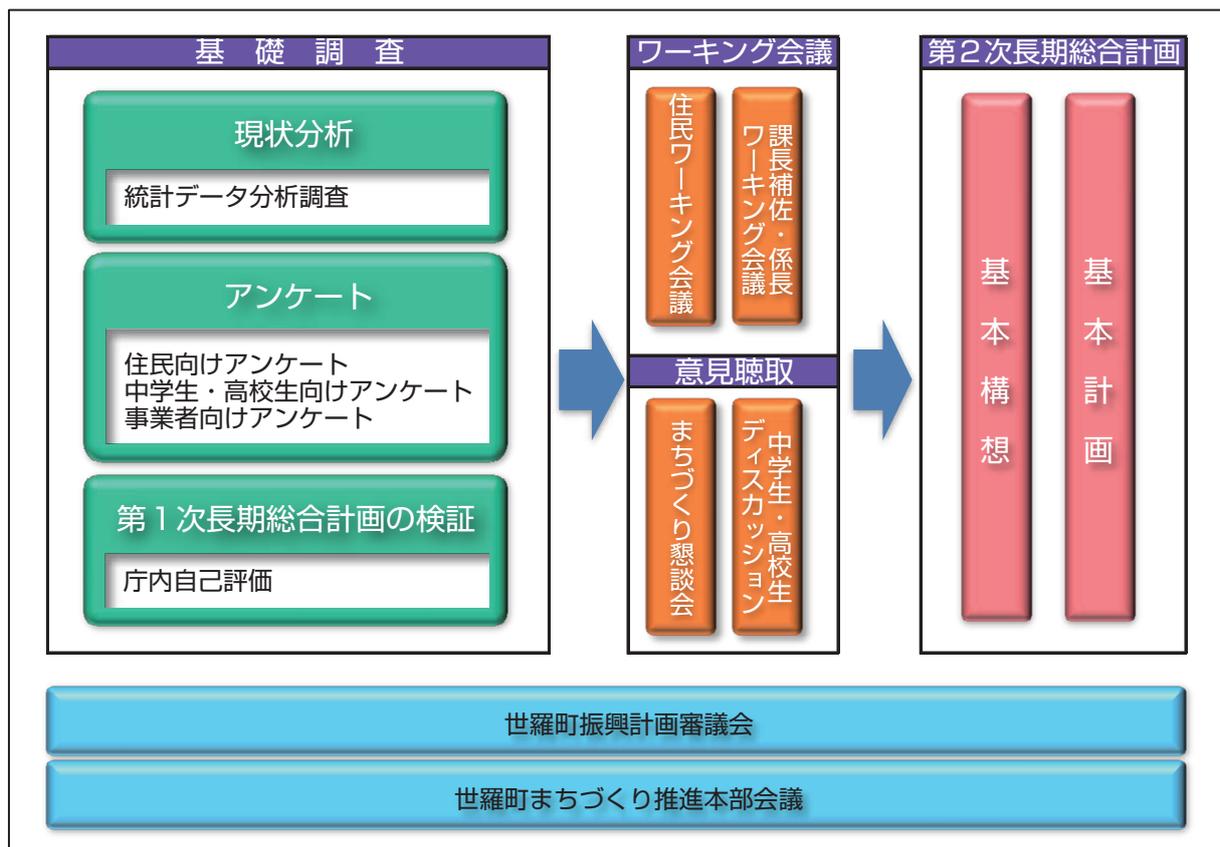
本計画策定の手順として、統計データ分析により現状を客観的に把握したうえで、住民、中学生・高校生及び事業者向けのアンケート調査を実施し、住民の主観的な意見の集約を行いました。

続いて、10年後の世羅町を背負って立つ世代の住民、事業者、町職員の意見を反映するため、住民ワーキング会議、課長補佐・係長ワーキング会議を各4回実施するとともに、町内全中学校・高等学校の生徒とのディスカッション、町内3カ所でのまちづくり懇談会を行いました。

これらの調査・検討結果については、町内の有識者による世羅町振興計画審議会、世羅町の課長級職員による世羅町まちづくり推進本部会議においても議論を行いました。

上記のように、幅広い層の住民及び事業者や町職員が検討を積み重ねた結果として、世羅町第2次長期総合計画はつくられています。

世羅町第2次長期総合計画の策定スキーム





## 第2章

# 世羅町の概要

### 第1節 世羅町の概要

#### 1 歴史

世羅町は、縄文時代の石器や土器片、弥生時代の集落跡などが多数発見されており、古くから人々が住み生活を営んでいたことがうかがえます。古墳時代には住居跡などの遺跡のほか、康徳寺古墳に代表される数多くの古墳も確認されており、この地域に小集落が形成されていたことがわかります。

大化の改新の際に、この地域の「郷」などを集めて世羅郡が設けられたとありますが、その後の平安時代には荘園が起り、備後国の中央に位置する「大田庄」として統治されました。源平のころ、平清盛の子重衡の領地となった後、平重衡から、絶大な権力をもつ後白河法皇に寄進されて栄えました。平家滅亡後、法皇は紀州高野山に寄進したため、この地域は、今も残る「今高野山龍華寺」を中心に繁栄しました。

戦国時代を経て、安土桃山時代には43の村が設けられました。

明治22年(1889年)には、甲山村、東村、三川村、宇津戸村(御調郡)、大見村、西大田村、東大田村、津久志村、小国村、吉川村、津名村に再編され、明治31年(1898年)には甲山町が町制を施行しました。

昭和の大合併の際、甲山町・世羅町・世羅西町の3町が誕生し、さらに平成16年(2004年)10月1日に3町が合併し、現在の世羅町となりました。

世羅町の合併の沿革

明治22年 (1889年)	明治31年 (1898年)	昭和30年 (1955年)	昭和31年 (1956年)	平成16年 (2004年)
甲山村 東村 三川村 宇津戸村	甲山町	甲山町	世羅町	世羅町
大見村 西大田村 東大田村	世羅町	津口、黒淵地区		
津久志村 小国村 吉川村 津名村	世羅西町	山中福田地区		

(注) 宇津戸村は御調郡。表中の旧町村の一部地区には、他の市町に編入されたものがある。

(資料) 世羅郡三町合併推進協議会「新町将来構想検討報告書」(平成14年(2002年)10月)より作成



## 2 自然

世羅町は広島県の中東部に位置し、東に府中市、南に尾道市、三原市、西に東広島市、北に三次市と周囲を5市に囲まれており、近隣の中都市である尾道市・三原市・三次市の20～30km圏内にあり、また広島空港にも約30kmと近い位置にあります。

面積は、278.14km<sup>2</sup>で広島県面積の3.3%を占め、県内23市町中14番目の自治体です。

地形は、通称「世羅台地」と呼ばれる岡山県中央部まで連なる準隆起平原の一部をなし、標高350m～450mの台地を形成し、町の南北には標高250m～600mの間に住居や農地が存在しています。また、瀬戸内海に流れる芦田川水系と、日本海に流れる江の川水系の分水嶺となっています。

平成22年(2010年)～平成26年(2014年)の5年間の平均では、気候は、年平均気温12.5度、年間降水量1,393mmで、広島市より平均気温で3～4度低く、年間降水量で約200mm程度少なくなっています。

新山から望む世羅台地



世羅町の位置図





### 3 人口・世帯数

#### (1) 人口

世羅町の総人口は、“ベビーブーム”の効果などから、昭和25年（1950年）に34,029人に達しました。その後は、農村部から都市部への人口流出に伴い、総人口は減少基調を辿り、平成22年（2010年）にはピークである昭和25年（1950年）の約5割に相当する17,549人となりました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成52年（2040年）における総人口は11,053人（平成22年（2010年）比▲37.0%）まで減少する見通しです。年齢別では、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）が減少するのはもちろんですが、これまで増え続けてきた老年人口（65歳～）も減少に転じ、本格的な人口減少時代に突入します。

#### (2) 世帯数

世羅町の一般世帯数は、昭和50年（1975年）から平成17年（2005年）まで総じて増加基調で推移し、平成22年（2010年）には6,497世帯となりました。人口が減少しているにも関わらず、世帯数が増加してきた理由として、核家族や単身者世帯が増加し、1世帯あたりの人数が減少していることがあげられます。

このように、1世帯あたりの人数が減少するなかで、65歳以上の高齢者が一人暮らしをする世帯も増えています。

一人暮らし高齢者世帯の割合は、世羅町では13.6%に達しており、備後圏（10.3%）や広島県全体（10.1%）より高くなっています。



## 4 産業

### (1) 就業者数

世羅町の就業者数は、昭和30年（1955年）以降、一貫して減少を続け、平成22年（2010年）には8,651人となっています（昭和30年（1955年）比▲50.7%）。

産業別の就業者数をみると、減少が著しいのは農林水産業で、平成22年（2010年）には2,021人へと減少しています。製造業は、昭和60年（1985年）の3,087人をピークとして平成22年（2010年）には1,180人へと減少しています。一方、サービス業<sup>\*</sup>は増加傾向にあり、平成22年（2010年）には過去最多の3,548人となっています。

### (2) 町内総生産

世羅町の町内総生産は、平成9年度（1997年度）に628億円と過去最高を記録し、平成18年度（2006年度）まで600億円前後で推移しましたが、平成19年度（2007年度）以降は減少傾向が顕著となり、平成24年度（2012年度）には475億円となっています。

業種別にみると、近年、建設業等が減少していますが、平成24年度（2012年度）には、電気・ガス・水道業が31.6億円で過去最高を記録し、農林水産業も過去第3位の63.6億円となっています。

### (3) 農業

世羅町では生産性の高い農業の実現を図るため集落法人化を推進しており、平成27年（2015年）時点では、集落法人数が37法人で、県内最多となっています。企業の農業参入も活発で、世羅町の参入数は平成23年（2011年）時点において12社で、県内最多となっています。6次産業<sup>\*</sup>化の取り組みも全国的に知られており、世羅高原6次産業ネットワークには平成27年（2015年）1月時点で73以上の農業者・6次産業者が加盟しています。

なお、1経営体あたりの経営耕地面積では、田（1.3ha）と樹園地（1.0ha）が県内23市町の中で最大となっています。

### (4) 観光

世羅町の総観光客数は、昭和55年（1980年）頃から総じて増加傾向を辿り、せら夢公園がオープンした平成18年（2006年）には199万人、その施設が一段と拡充された平成19年（2007年）には過去最多の206万人を記録しました。平成20年（2008年）からは減少に転じ、平成26年（2014年）には154万人となっています。

世羅町の総観光客154万人のうち、宿泊客は約5万人（構成比3.1%）にとどまり、宿泊率は広島県平均（同12.7%）を下回っています。

発地別の観光客数の構成比では、県内の他市町からの構成比が50.4%と高く（県内23

サービス業／ここでは、サービス業として、農林水産業、鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融保険業、不動産業以外のすべての産業を合計したものとしている。

6次産業／農林水産業者（第一次産業）が、製造（第二次産業）、販売・サービス（第三次産業）も融合させた事業を展開すること。1×2×3=6となることから、6次産業と呼ばれる。



市町 28.3%)、中四国地方以外からの構成比は 5.8%にとどまっています(県内 23 市町 33.0%)。

### (5) 商工業

世羅町の製造品出荷額等は平成 3 年(1991 年)に過去最高の 381 億円に達した後、減少傾向に転じ、一般機械の生産減少などから平成 15 年(2003 年)以降は 100 億円前後で推移し、平成 26 年(2014 年)には 125 億円となっています。

小売業の年間商品販売額\*は、平成 6 年(1994 年)に過去最高の 255 億円となりましたが、その後減少に転じ、平成 23 年(2011 年)には 147 億円となりました。

## 5 医療・健康

世羅町では、初期救急医療を世羅郡医師会の診療所が提供し、二次救急医療を公立世羅中央病院が提供しています。しかし、診療所の分布をみると、一般診療所、歯科診療所とも連担地区に集中しており、地域によっては今後の安定した医療サービスの供給について検討が必要な状況になりつつあると思われます。

世羅町では、各種健診の受診率向上に積極的に取り組んでおり、世羅町国民健康保険における特定健診の受診率は 42.3%で県内第 4 位であり、特定保健指導の実施率は 71.5%で県内第 1 位となっています。

年間商品販売額/平成 23 年(2011 年)のデータは経済センサス活動調査(民営事業所のみ)、それ以前のデータは商業統計(民営・公営事業所)。



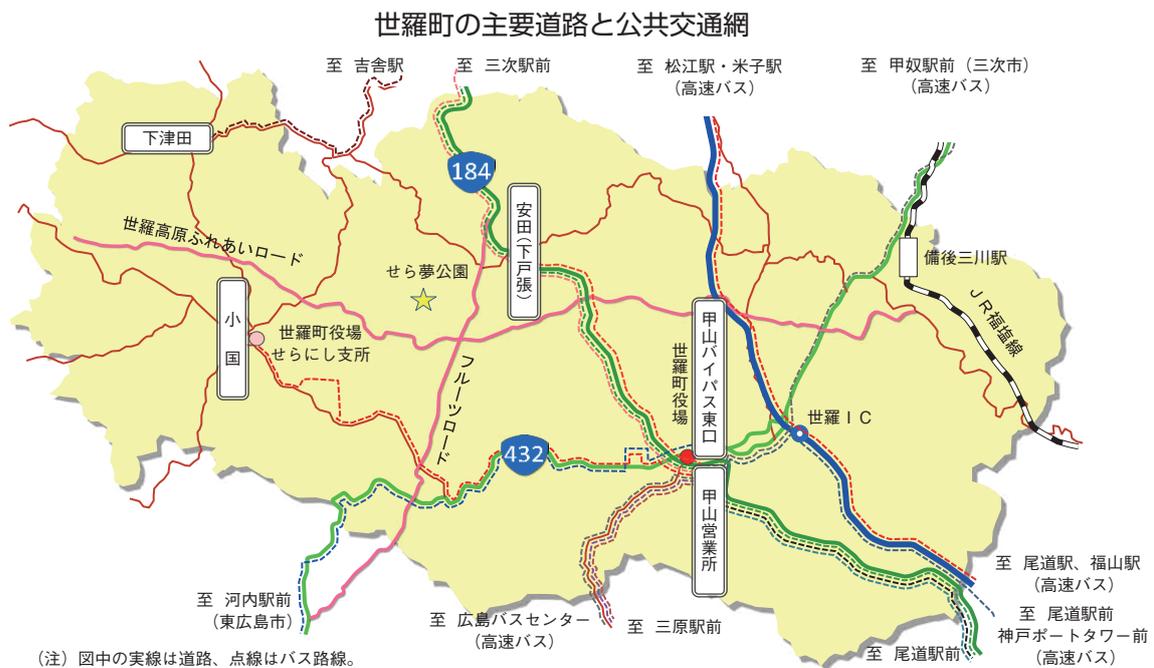
## 6 交通

### (1) 道路網

役場本庁舎がある市街地では国道184号・432号・主要地方道三原東城線が、せらにし支所がある小国地域では主要地方道世羅甲田線などの路線が、放射線状に伸びています。

また、旧3町を結びつけて一体的に発展させていくための動脈として、世羅町を東西に横断する「世羅高原ふれあいロード（通称）」が整備されています。さらに、南北に縦断する「フルーツロード（通称）」が整備され、この2本の道路が交わる地域に「せら夢公園」が設置されており、世羅町全域にわたる産業・観光振興の社会的基盤が形成されています。

平成27年（2015年）3月には中国横断自動車道尾道松江線（以下「中国やまなみ街道」）の全通により、広島市、尾道市、三次市の3市をトライアングル状（三角形）に結ぶ高速道路が完成し、世羅町を取り巻く利便性の高い高速道路網が形成されました。



### (2) 公共交通網

#### ア バス路線

高速バスでは、甲奴駅～甲山営業所～広島バスセンター、甲山営業所～尾道駅～神戸ポートタワー、福山駅～尾道駅～道の駅世羅～松江・米子駅の3路線が運行しています。

町外との間で運行する路線バスでは、尾道駅～甲山営業所～三次駅、甲山営業所～三次駅等、甲山営業所～尾道駅、甲山営業所～三原駅等、甲山バイパス東口～河内駅（東広島



市)の区間で運行しています。また、世羅西地区の北部では、三次市吉舎町に向かう路線バスも運行しています。

町内の主要地区を結ぶ路線バスでは、甲山営業所～小国、甲山営業所～安田(下戸張)の2路線が運行しています。

## イ デマンド交通

平成18年度(2006年度)から、運賃定額(片道300円)の乗り合いタクシーである「せらまちタクシー」が運行しています。自宅と目的地まで利用者の予約に応じて運行するデマンド型の交通システムで、町内全域をカバーする2エリア6コースで運行しています。

## 7 教育

小・中・高校生の合計人数は、昭和33年(1958年)には8,322人でしたが、高度成長期以降、都市部への人口流出が続き、団塊ジュニア世代が通学した昭和60年(1985年)前後に若干持ち直したものの、平成27年(2015年)には1,542人へと減少しています。

小学生の人数は、昭和33年(1958年)の5,168人から平成27年(2015年)の744人へと減少しました。中学生の人数は、昭和37年(1962年)に2,637人でピークを迎えましたが、平成27年(2015年)には421人となっています。高校生の人数も、昭和39年(1964年)に1,557人でピークとなりましたが、平成27年(2015年)には377人となっています。

広島県『「基礎・基本」定着状況調査』によると、世羅町の小学校の平均通過率<sup>\*</sup>は、国語においては、広島県を上回って推移しており、平成26年度(2014年度)は79%でした(広島県72%)。算数においても、世羅町の平均通過率は、広島県を上回って推移しており、平成26年度(2014年度)は87%でした(広島県78%)。

世羅町の中学校の平均通過率は、国語においては、広島県を上回って推移しており、平成26年度(2014年度)は77%となりました(広島県74%)。数学においては、世羅町の平均通過率は、概ね広島県を上回って推移しており、平成26年度(2014年度)は73%となりました(広島県70%)。英語においても、世羅町の平均通過率は、概ね広島県を上回って推移していますが、平成26年度(2014年度)は広島県と同水準の68%となりました。

平均通過率/小学校と特別支援学校小学部の第5学年、中学校と特別支援学校中学部の第2学年を対象として、基礎的・基本的な知識・技能の定着状況などを把握する調査。正答と準正答(完全な誤りではなく、正答として考えられる答え)の割合を「通過率」として示す。



## 8 自然環境（生物）

世羅町内に生息する動植物の中で、絶滅の危機に瀕している絶滅危惧種（I類）の主なものは次のとおりです。

ヒョウモンモドキは蝶の1種であり、生育には幼虫の食料となるキセルアザミが豊富な湿原と、成虫の吸蜜源であるノアザミの豊富な草原が必要です。全国でも、世羅台地にある休耕田の湿原にだけ生息しており、地域住民による保護活動が行われています。

種子植物のヤチシャジン（谷地沙参）は、キキョウ科の多年草で、広島県、岡山県、岐阜県にだけ自生していますが、全国でも約1,000個体しか残っておらず、保全活動が行われています。また、せら夢公園自然観察園や広島市植物公園で栽培の取り組みが行われています。

ナゴヤダルマガエルは、瀬戸内海沿岸と近畿・東海地方の河川や水田にのみ生息しています。世羅町に生息するダルマガエルは、近隣の生息地消滅に伴い、移入先として放流され、地域による保護活動が行われています。

世羅町に生息する絶滅危惧種（I類）

分類群	和名	目・科
両生類	ナゴヤダルマガエル	カエル目アカガエル科
昆虫類	ヒョウモンモドキ	チョウ目タテハチョウ科
種子植物	ワダソウ	ナデシコ目ナデシコ科
	ミシマサイコ	セリ目セリ科
	ヤチシャジン	キキョウ目キキョウ科
	ヒゴタイ	キク目キク科
	ミコシギク	キク目キク科
	トリゲモ	イバラモ目イバラモ科
	ウエマツソウ	ホンゴウソウ目ホンゴウソウ科

(注) 下記資料の「産地」欄等に「世羅」の地名が明記されているもののみを本表に記載。  
(資料) 広島県「レッドデータブックひろしま2011」より作成

世羅町に生息する絶滅危惧種（I類）の写真



ナゴヤダルマガエル



ヒョウモンモドキ



ヤチシャジン



## 第3章

# 住民、中学生・高校生、事業者の意識の把握

### 第1節 3種類のアンケート調査結果の概要

世羅町第2次長期総合計画の策定に際して、住民、中学生・高校生、事業者を対象とする3種類のアンケート調査を実施しました。本節ではその概要を紹介します。

#### 1 住民向けアンケート調査

##### (1) 世羅町に住むことについて

住民向けアンケート調査では、世羅町の住み心地について「住みやすい」という趣旨の回答が7割超を占め、今後についても「住み続けたい」という趣旨の回答が8割超に達しています。また、自分の子や孫にも世羅町に「住んでもらいたい」という趣旨の回答が7割弱を占めています。

##### (2) 行政施策のうち改善が必要と思われるもの

行政施策のうち改善が必要と思われる項目として、健康増進・医療等については、通院手段支援、高齢者・障害者・子育て中の親にとっての働く場の確保などがみられます。産業支援については、新規就農者や商工業における後継者の確保、道の駅を活用した産業振興などがみられます。これら以外に改善が必要と思われる項目として、鉄道・バスなどの公共交通網、雇用の機会創出などがあげられます。

##### (3) 将来の世羅町の方向性

将来の世羅町の方向性については、後述する中学生・高校生向けアンケート調査と同様に上位となった項目として、「高齢者が安心・安全に暮らせるやさしいまち」、「若者子育て世代が安心・便利に暮らせる快適なまち」、「豊かな自然環境のあるまち」、「人と人のつながりが温かい地域コミュニティのあるまち」などがみられます。

中学生・高校生向けアンケート調査では低位でしたが、住民向けアンケート調査では上位となった項目として、「医療・福祉が充実した住みやすいまち」、「商業や産業誘致により活気あふれるまち」がみられます。



## 2 中学生・高校生向けアンケート調査

### (1) 世羅町のことが好きですか

中学生・高校生向けアンケート調査では、世羅町のことを「好きである」という趣旨の回答が8割弱を占めています。しかし、将来世羅町に住み続けることについては、「このまま住み続けたいと思う」との回答が7.5%、「世羅町以外に住んだ後で戻ってきたい」との回答が18.8%であり、これらを合わせた割合は全体の約4分の1にとどまっています。

### (2) 将来就きたい仕事は世羅町で見つかると思いますか

「将来就きたい仕事は世羅町で見つかると思いますか」という設問に対して、最も多い回答は「世羅町ではみつからないかもしれないので、他の場所でその仕事に就きたいと思う」(構成比30.8%)でした。このように、中学生・高校生に将来も世羅町で住み続けてもらうための条件の一つとして、彼らが望む仕事を創出することが考えられます。

### (3) 世羅町がめざすべきイメージ(将来の世羅町の方向性)

世羅町がめざすべきイメージ(将来の世羅町の方向性)については、前述した住民向けアンケート調査と同様に上位となった項目として、「豊かな自然環境のあるまち」、「人と人のつながりが温かい地域コミュニティのあるまち」、「高齢者が安心・安全に暮らせるやさしいまち」、「若者・ファミリー層が安心・便利に暮らせる快適なまち」がみられます。

住民向けアンケート調査では低位でしたが、中学生・高校生向けアンケート調査では上位となった項目として、「県内外から多くの観光客が訪れ賑わうまち」などがみられます。

## 3 事業者向けアンケート調査

### (1) 世羅町の強み、自社・自事業所の強み

事業者向けアンケート調査では、産業振興における世羅町の強みとして、「豊かな自然がある」、「自然災害を受けにくい」など自然条件に関する項目が上位を占めました。

自社・自事業所の強みについては、「品質」との回答割合が高く、多くの事業者が品質を重視した経営を展開している様子がうかがわれます。

### (2) 行政支援策のうち改善が必要と思われるもの

行政支援策のうち改善が必要と思われる項目として、「外部連携 大学・高校」、「マーケティング」、「特許取得・活用」、「高付加価値戦略」、「技術開発」など、従来よりも高度な経営判断・技術・ノウハウを実現するために必要と思われる項目が多数みられます。



### (3) 世羅町が伸ばすべき製品・サービス分野

今後、世羅町が伸ばすべき製品・サービス分野としては、農林水産業、医療・介護、観光に関する回答が多くみられました。

## 第2節 住民向けアンケート調査結果

住民向けアンケート調査で、「世羅町の住み心地」を尋ねたところ、「たいへん住みよい」との回答が412人(12.1%)、「まあまあ住みよい」との回答が2,094人(61.5%)となっており、これらを合計すると“住みやすい”との回答が7割強を占めています。

世羅町の住み心地について、「やや住みにくい」または「たいへん住みにくい」と答えた方に、その大きな理由を尋ねたところ、回答が多かったのは「地区の行事を含めて、人間関係が面倒」、「就労の場が少ない」、「交通手段が限られている」などの順となっています。

「今後も世羅町に住み続けたいと思いますか」と尋ねたところ、「住み続けたい」との回答が1,818人(53.6%)、「どちらかといえば住み続けたい」との回答が1,021人(30.1%)となっており、これらを合計すると“住み続けたい”との回答が8割強を占めています。

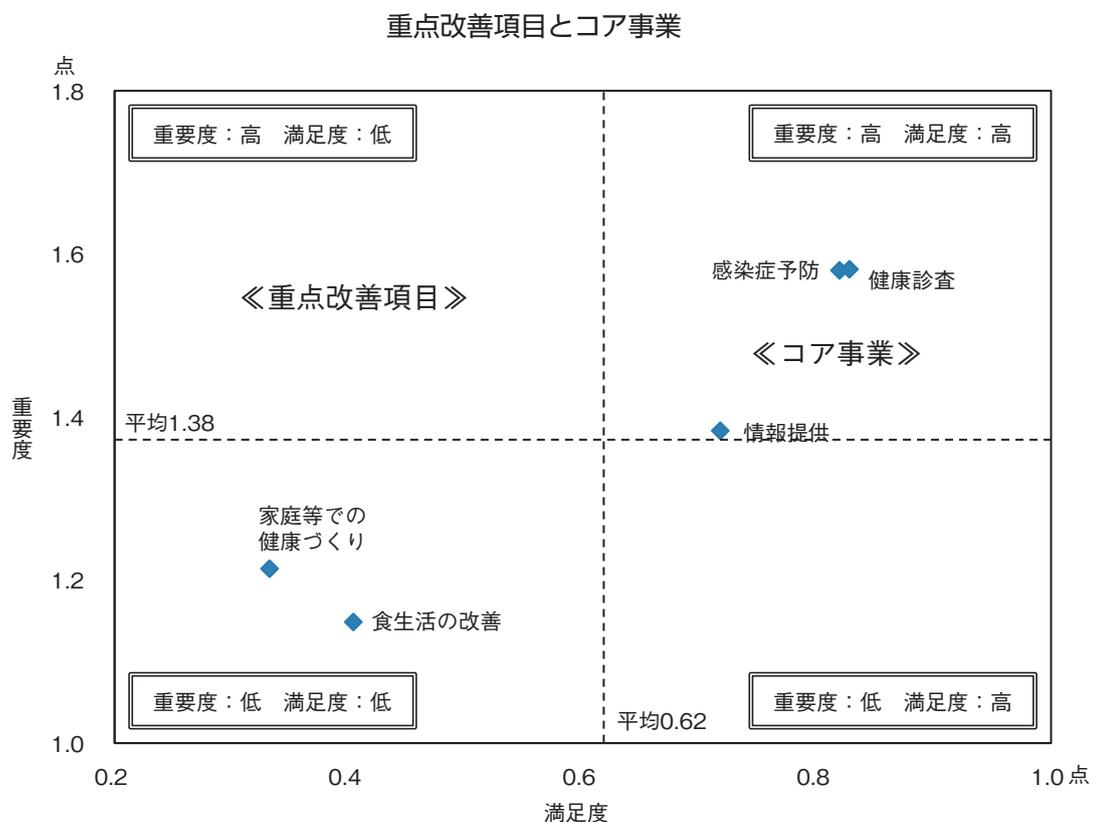
住み続けたい理由は、「農地など所有地を放っておけないから」、「自然が豊かだから」、「家族や知人とのつながりがあるから」などの順となっています。

「あなたの子や孫にも、世羅町に住んでもらいたいと思いますか」と尋ねたところ、「住んでもらいたい」との回答が1,031人(31.0%)、「どちらかといえば住んでもらいたい」との回答が1,283人(38.6%)となっており、これらを合計すると“住んでもらいたい”との回答が7割弱を占めています。



今回のアンケート調査では、行政の施策について満足度と重要度を尋ね、その回答結果を以下のように分析しました。例えば、健康増進に関する施策については、満足度が高い項目は、「健康診査の受診機会」、「感染症の予防（予防接種など）」などで、重要度が高い項目は、「健康診査の受診機会」、「感染症の予防（予防接種など）」などでした。

この結果をもとに、横軸を満足度、縦軸を重要度とするグラフを作成し、左上の「重要度：高、満足度：低」の領域にあるものを、改善が必要であるという意味で「重点改善項目」と考えました。また、右上の「重要度：高、満足度：高」の領域にあるものを、住民満足の源泉になっているという意味で「コア事業」と考えました。





世羅町の施策についての満足度と重要度の回答を、前ページのような散布図にまとめ、「重点改善項目」と「コア事業」を抽出したところ、以下の通りとなりました。

## 世羅町の施策における重点改善項目

分野	項目		
生活支援 (健康増進、医療等)	《医療》 ◆通院手段支援 ◆診療科目の拡充  《子育て支援》 ◆在宅子育て支援 ◆働きながら子育て	《高齢者福祉》 ◆働く場の確保 ◆介護予防の支援 ◆地域住民の組織づくり	《障害者福祉》 ◆働く場の確保 ◆地域住民の組織づくり
産業支援	《農業振興》 ◆農地流動化 新規就農者の確保 ◆鳥獣害対策	《工業振興》 ◆後継者の確保・育成  《観光振興》 ◆道の駅を活用した誘客 ◆観光農園などの施設整備	《商業振興》 ◆後継者の確保・育成 ◆「道の駅世羅」での宣伝 ◆融資・補助金制度 ◆起業の促進
教育・文化	《学校教育》 ◆生きる力としての教育 ◆基本的生活習慣 体力づくり	《生涯教育》 ◆指導者の確保・育成	《地域文化》 ◆指導者の確保・育成 ◆住民への情報提供 《スポーツ・レク》 ◆指導者の確保・育成
環境・消防・ 救急・防災・ 美しいまちづくり	《環境の保全》 ◆耕作放棄地の拡大防止と 有効活用 ◆里山の再生などの森林保全	《防災体制》 ◆洪水・地すべり対策の強化	《美しいまちづくり》 ◆森林づくり、里山づくり ◆統一したデザインの 案内板・標識
協働のまちづくり	◆町政に対する 相談・苦情への対応	◆町職員による 住民自治への参加	
生活環境等	◆鉄道・バス ◆消費生活の安全 ◆自然環境	◆下水道・し尿処理 ◆防災体制 ◆雇用の機会	◆介護施設 ◆高齢者、障害者福祉

## 世羅町の施策におけるコア事業

分野	項目		
生活支援 (健康増進、医療等)	《健康増進》 ◆感染症予防 ◆健康診査 ◆情報提供	《医療》 ◆救急搬送体制  《高齢者福祉》 ◆高齢者の見守り	《子育て支援》 ◆乳幼児健診 ◆相談の充実  《障害者福祉》 ◆一人ひとりに応じた教育
産業支援	《工業振興》 ◆企業の誘致 ◆融資・補助金制度	《観光振興》 ◆食をテーマにした観光 ◆観光農園をテーマとした観光 ◆スポーツをテーマとした観光	
教育・文化	《地域文化》 ◆にわかや神殿入りなどの 無形文化財の継承	《スポーツ・レク》 ◆「駅伝のまち」に ふさわしいイベント	
環境・消防・ 救急・防災・ 美しいまちづくり	《消防・救急体制》 ◆消防体制及び 救急体制の整備		
協働のまちづくり	—		
生活環境等	◆道路 ◆情報通信 ◆交通安全 ◆防犯対策	◆上水道 ◆ごみ収集・処理 ◆消防・救急体制	◆医療施設 ◆保育所・幼稚園、 認定こども園 ◆小・中学校



「将来、世羅町はどのようなまちになってほしいと思われませんか」と尋ねたところ、「医療・福祉が充実した住みやすいまち」との回答が最も多く、次いで「高齢者が安心・安全に暮らせるやさしいまち」、「若者・子育て世代が安心・便利に暮らせる快適なまち」などとなっています。

「まちづくりの活動に参加されていますか」と尋ねたところ、「すでに参加しており、今後も参加したい」との回答が1,268人（41.9%）、「現在は参加していないが、機会があれば参加したい」との回答が1,212人（40.0%）となっており、“参加したい”との回答は8割強となっています。

なお、「協働のまちづくりの課題と思われるもの」を尋ねたところ、「高齢者が多いため対応できない」との回答が最も多く、次いで「一部の住民だけに負担がのしかかる」、「住民のリーダーになる人がいない」などとなっています。

『「現在取り組んでいる」もの、『今後取り組みたい』と思われるもの、『取り組みたくない』もの』を尋ねたところ、『現在取り組んでいる』ものとしては、「地域の子どもにあいさつや声かけをする」との回答割合が最も高く、次いで「健康診査を受診し、病気を早期発見・早期治療する」などとなっています。『今後取り組みたい』と思われるものとしては、「介護予防に取り組む」の回答割合が最も高く、次いで「地域住民で高齢者を支える組織をつくる」及び「高齢者を見守り、緊急時に通報する」などとなっています。



### 第3節 中学生・高校生向けアンケート調査結果

中学生・高校生向けアンケート調査で、「世羅町が好きですか」と尋ねたところ、「非常に好きである」との回答が84人(12.0%)、「好きである」との回答が460人(65.5%)となっており、これらを合計すると“好きである”との回答が8割弱を占めています。

「世羅町のことを好きだと感じること」について尋ねたところ、「豊かで美しい自然(山、川、空、星、動植物など)がある」との回答が最も多く、次いで「駅伝やマラソンが有名で、世羅町が全国から注目を集めている」、「美味しい食材(米、野菜、果物、魚など)や郷土料理がある」などとなっています。

世羅町の生活環境に関する項目について、満足度と必要性を尋ねたところ、「重点改善項目(必要性：高、満足度：低)」は「商業施設」や「鉄道・バス」、「情報通信」などとなっています。

「コア事業(必要性：高、満足度：高)」は「医療施設」や「福祉」、「介護」、「犯罪防止」などとなっています。

「町外の人に知ってほしいもの、知ってもらおうと世羅町に関心をもってもらえると思うもの」について尋ねたところ、回答数が多かった項目は、「果物」、「駅伝大会」、「せらワイン」、「花」、「花観光農園」、「せら夢公園、せらワイナリー」、「ランニングウォーター」などでした。

「世羅町がめざすべきイメージ」を尋ねたところ、「豊かな自然環境のあるまち」との回答が最も多く、次いで「人と人とのつながりが温かい地域コミュニティのあるまち」、「県内外から多くの観光客が訪れ賑わうまち」などとなっています。

「将来、世羅町に住みたいと思いますか」と尋ねたところ、「このまま住み続けたいと思う」との回答が51人(7.5%)、「世羅町以外に住んだ後に戻ってきたい」との回答が127人(18.8%)となっており、Uターンを含め“将来、世羅町に住みたい”との回答は178人(26.3%)となっています。一方、「世羅町から離れた場所で生活すると思う」との回答が214人(31.7%)、「近くの市町に住んでたびたび世羅町を訪れたい」との回答が74人(10.9%)となっており、移住・定住促進に向けての対応の必要性が感じられる結果となっています。



---

「将来、どのような仕事に就きたいと思いますか」と尋ねたところ、「医療・福祉の専門職」の回答が最も多く、次いで「技術の専門職」、「芸術の専門職」、「サービスの仕事」、「教育の専門職」などとなっています。

「あなたが就きたい仕事は、あなたが大人になって働くようになったとき、世羅町で見つかると思いますか」と尋ねたところ、「世羅町では見つからないかもしれないので、他の場所でその仕事に就きたいと思う」との回答が最も多く、次いで「今でもその仕事は世羅町にあるので、将来もみつかると思う」などとなっています。



## 第4節 事業者向けアンケート調査結果

事業者向けアンケート調査で、「産業振興において世羅町の強みと思われること」について尋ねたところ回答数が多い項目は、「豊かな自然がある」、「自然災害を受けにくい」等となっており、自然環境に関する項目が上位を占めています。

一方、回答数が少ない項目は、「研究開発インフラが整っている」、「情報を収集・発信し易い」、「物価が安い」、「外注サービスを調達し易い」、「大学・公設試験研究機関と連携し易い」、「幹部人材を確保し易い」等となっています。

「自社・自事業所にとってチャンス（メリット）と思われる項目」について尋ねたところ、「食の安全意識の高まり」、「農林水産業の振興」といった食や農林水産業に関連する項目が上位を占めています。

これらに続く項目として、「高速交通網の整備」、「金融緩和政策」、「観光産業の振興」、「ネットビジネスの拡大」、「女性・高齢者等の活用」等がみられます。

「自社・自事業所にとってリスク（デメリット）と思われる項目」について尋ねたところ、「人口減少」と「高齢化」の回答が100事業者を超えています。

これらに続く項目として、「消費増税」、「人手不足」、「仕入れコストの上昇」、「TPP（環太平洋パートナーシップ協定）などの貿易自由化」、「農業制度の変更」、「価格競争の激化」等がみられます。

自社・自事業所の強み・弱みについて尋ねたうえで、その回答結果からDI<sup>\*</sup>を算出すると、世羅町の事業者の「強み」であると思われる項目（DIが高い項目）として、「品質」のDIが74.2%ポイントと突出していることから、世羅町の事業者は品質を重視した経営を展開していると思われま

す。この項目に続いて、「店舗販売 アフターサービス」、「仕入先開拓 備後圏」、「自社ブランド」等がみられます。

一方、世羅町の事業者の「弱み」であると思われる項目（DIが低い項目）として、「特許取得・活用」、「人材確保」、「仕入先開拓 海外」、「販路開拓 海外」、「新分野進出」等がみられます。

DI / Diffusion Index の略。ここでは、事業者が「強み」と考えている割合を示す数値として用いている。  
DI = 「強み」の回答割合 (%) - 「弱み」の回答割合 (%)。



前ページの各項目について、行政の支援策の必要性和満足度を尋ねたところ、必要性和満足度が両方とも高く、事業者満足の源泉となる「コア事業」領域には、「資金調達 設備投資」、「資金調達 運転資金」、「商品開発」等がみられます。

必要性和高いにも関わらず満足度が低い「重点改善項目」には、「外部連携 大学・高校」、「マーケティング」、「生産設備・生産基盤」、「特許取得・活用」、「高付加価値戦略」等がみられます。

今後、自社・自事業所が売上高・出荷額を伸ばしたい製品・サービス分野を尋ねたところ、「農林水産品」、「建設物」、「その他個人向けサービス」等の順となっています。

一方、今後、世羅町が成長させるべきであると考えている製品・サービス分野を尋ねたところ、「農林水産品」、「医療・介護サービス」、「その他観光サービス」、「宿泊サービス」等の順となっています。

「平成 31 年度（2019 年度）の売上高が平成 23 年度（2011 年度）に比べて何%程度増減しそうか」について尋ねたところ、「ほぼ横ばい」との回答が最も多く、次いで「▲ 20%程度」、「▲ 30%程度」等の順となっています。増加を見込む事業者が 36 事業者であるのに対し、減少を見込む事業者は「廃業、事業所閉鎖」も含めると 75 事業者に達しています。

同様に「経費が何%程度増減しそうか」について尋ねたところ、「ほぼ横ばい」との回答が最も多く、次いで「+ 10%程度」、「▲ 20%程度」等の順となっています。経費の増加を見込む事業者が 60 事業者であるのに対し、減少を見込む事業者は 38 事業者となっています（「廃業、事業所閉鎖」を除く）。



## 第4章

# 世羅町の強み・弱み・機会・脅威と検討の進め方

### 第1節 世羅町の強み・弱み・機会・脅威

前ページまでの世羅町の基本的な統計や住民向けアンケート、中学生・高校生向けアンケート、事業者向けアンケートから強み、弱み、機会、脅威に該当する項目を抽出した結果、百数十項目にまとめられました。さらにこの百数十項目を「健康」や「医療」などの分野ごとに分類したところ、健康、医療、高齢者、子育て、農林業など35種類の分野に集約されました。

ここでは、その集約結果をもとに、世羅町の強み・弱み・機会・脅威に該当すると考えられる項目の概要を説明します。

#### 1 世羅町の強み

世羅町の「強み」としては、豊かな自然と、そこで農林業を営む人々の生活が融和した、温かさに包まれた美しい景観があげられます。また、高野山に縁のある長い歴史を持ち、各地区で継承されてきた伝統行事が盛んであることも、世羅町の特徴です。

産業に関しては、農業が盛んで、県内他市町に比べると集落法人化やほ場整備が進んでおり、米、大麦、大豆、アスパラ、果樹などの産地を形成しているほか、花観光や6次産業が有名です。

学校教育においては、基礎学力の定着で十分な成果をあげているほか、「輝くせらの学校文化発表会」や「世羅町子ども議会」を開催するなど、ふるさと学習やキャリア教育にも力を注いでいます。行政の子育て支援策においても、保育料の半額補助、中学生までの医療費補助など、独自の施策を展開しています。このような条件が、豊かな自然ともあいまって、世羅町では素晴らしい子育て環境が整っていると考えられます。

医療においては、公立世羅中央病院を中心とする医療体制が整備されています。また、特定健康診査をはじめとする各種健診の受診率も高く、住民の健康づくりを積極的に推進しています。

スポーツも盛んで、平成27年（2015年）12月に開催された男子第66回・女子第27回全国高等学校駅伝競走大会において、世羅高等学校が史上2校目となる男女ダブル優勝（男子は二連覇・優勝回数単独日本一となる9度目の優勝、女子は初優勝）に輝くなど、「駅伝のまち」



としても有名です。

住民においては、郷土愛とお互いに支え合う意識が強く、これからのまちづくりを進めていくうえで、大きな強みになると考えられます。

## 2 世羅町の弱み

世羅町の弱みとしては、人口減少が続いており、住民の高齢化も進んでいることがあげられます。高齢者の通院手段の拡充が必要となっているほか、一人暮らしの高齢者などを支える仕組みづくりも求められています。介護保険制度の適正な運用を基盤として、安心して住み続けられるまちづくりが重要となっています。

働く場については、農業、商業、工業などでの人材や後継者の確保が課題となっています。一方で、就業者数は減少を続けており、若者が働きたいと思う産業を育成することも課題となっています。また、高齢者、障害者、子育て中の親が、それぞれの生活実態にあわせて働くことができる環境づくりも求められています。

学校教育においては、子どもの減少に伴い、小学校を4校、中学校を3校に再配置してきましたが、今後も、しなやかで品格のある世羅の子どもの育成が必要です。社会教育については、指導者を確保・育成するとともに、そこで習得した成果を、世羅町のまちづくりに活かしていく仕組みづくりが重要となっています。

まちの生活基盤においては、公共交通網の拡充、情報通信基盤の整備などが、日常生活や企業活動を支えていくうえで不可欠となっています。世羅町は災害に強いまちという見方がありますが、洪水・地すべり対策をはじめとする防災体制をより一層強化する必要があります。

このような状況を改善し、若者が町外へ流出することを抑制し、町外から若者を惹きつけるまちづくりを進めていく必要があります。

## 3 世羅町を取り巻く機会

世羅町を取り巻く外部環境をみると、追い風になりそうなものも多数みられます。

近年、食の安全意識が高まっており、ブランド性の高い農産物や食づくりをめざしている世羅町にとっては好機であると考えられます。また、広域的な観光振興が進んでおり、中国やまなみ街道の全線開通を機として、交流人口を拡大することも可能と思われます。また、インターネットなどの情報通信を活用することにより、観光客の誘致や特産品の販売などを促進することも考えられます。



## 4 世羅町を取り巻く脅威

世羅町を取り巻く外部環境のうち、向かい風となっているものとしては、全国的な人口減少や高齢化に伴う人手不足や市場縮小などが懸念されます。

また、主力産業である農業に関しても、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）による輸入農産物の拡大、農家ごとに主食米の生産量を割り当てて価格を維持する生産調整（減反）の見直しなど、大きな環境変化が予想されます。

今後、人口減少時代に対応していくことは容易なものとは思われませんが、英知を集結し、以上のような強みと機会を活かし、弱みと脅威を克服していけば、将来の発展に向けた世羅町ならではの方向性を見出していくことが可能と思われれます。



## 第2節 検討の進め方（ワーキング会議の開催）

前述の強み・弱み・機会・脅威の項目から抽出された35種類の分野について、住民ワーキング会議では「高齢者福祉」、「子育て支援」、「農林水産業」、「商工観光業」、「定住促進」の5グループで検討を行い、町職員による課長補佐・係長ワーキング会議では「健康福祉のまちづくり」、「産業が元気なまちづくり」、「教育・文化のまちづくり」、「快適で安全なまちづくり」、「協働のまちづくり」の5グループで検討を行いました。

## **第 2 部 基本構想**





# 第1章

## まちづくりの基本理念

### 第1節 目標とする将来像

人口減少をはじめとする世羅町が抱えるさまざまな課題を克服し、未来に向かって持続可能なまちづくりを進めるため、世羅町の将来像を次のように掲げます。

「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」

ひとと、歴史と、未来をつなぐ、せらのまちづくり

「いつまでも住み続けたい」とは、世羅町に住んでいる子どもから高齢者までのすべての世代の人たちが、世羅高原の豊かな自然と温かいふれあいの中で、医療や介護の心配をすることなく、健康を維持しながら、自分自身の人生を謳歌できることを表しています。また、世羅町に憧れて移り住んでくる人たちにとっても、世羅町ならではのスローライフを満喫するとともに、買い物を楽しめる街の賑わい、満足な子育てと豊かな心を育む教育環境、生活に不可欠である交通や情報通信なども拡充を図ることを表現しています。

「日本一」という言葉には、幅広い意味が含まれています。果樹観光農園、花観光農園、6次産業\*などのように、耕地面積や全国表彰などの指標によって誰もが「日本一」とあると認めるものは、客観的な意味での「日本一」と考えられます。

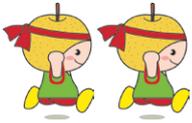
一方、世羅町で生活することの満足感や幸福感、他の場所では得られないかけがえのないもの、いつまでも住み続けたいという気持ち、一人ひとりの心の中で「世羅町が日本でいちばん大切なふるさと」と感じると感じる気持ちなど、主観的な意味での「日本一」も、まちづくりを考えるうえで重要です。

このように、世羅町の将来像における「日本一」という言葉には、客観的な意味と主観的な意味の両方が含まれています。

「ふるさと」とは、いつでも温かく迎え入れてくれる人たちと、疲れた心を癒して受け入れてくれる豊かな自然がある場所を意味しています。世羅町は、すべての人を、「お帰りなさい」の気持ちで温かくつつんであげられるまちづくりをめざします。

このような将来像に向かって、住民と行政が協働して取り組んでいきます。

6次産業／農林水産業者（第一次産業）が、製造（第二次産業）、販売・サービス（第三次産業）も融合させた事業を展開すること。1×2×3=6となることから、6次産業と呼ばれる。



## 第2節 将来像を実現するための基本目標

本町の将来像「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」の実現をめざし、まちづくりの基本目標として次の5つを掲げ、その推進を図ります。

将来像

「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」  
ひとつ、歴史と、未来をつなぐ、せらのまちづくり

### 《基本目標1》 健幸づくり

少子高齢化と人口減少など社会の変化に対応し、町内全域において、住民が必要とする保健・医療・福祉サービスを受けられる体制を確保するとともに、多様なニーズに即したサービスの充実を図り、乳幼児や高齢者、障害者などすべての住民が安心して住み続けられる健康・福祉のまちづくりを推進します。

### 《基本目標2》 ものづくり

地域の基幹産業である農業については、産業として自立できる構造改革を推進し、6次産業の推進などによる新たな産業の展開を図るとともに、観光産業も含めた商工業の振興を図ります。特に、商品の販売、サービスの提供、交流人口の拡大により町外から収益を獲得するとともに、原材料などを町内から調達して収益を域内循環させる6次産業や農工商連携などの拡充に取り組み、賑わいと活気のある、産業が元気なまちづくりを推進します。

### 《基本目標3》 人づくり

次代を担う子どもたちをはじめ、住民一人ひとりが世羅町への郷土愛と誇りを感じながら生涯にわたって生きがいと創造性を発揮できる環境づくりを行うとともに、地域が有する豊かな自然や歴史、伝統的な文化の保存・継承を積極的に図るなど、豊かな心を育む教育・文化のまちづくりを推進します。また、住民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らせるまちを創ります。

### 《基本目標4》 安全安心づくり

地域を支える基盤づくりとして、秩序ある土地利用の推進、道路網や公共交通体系及び情報基盤の整備を推進します。また、生活を支える基盤づくりとして、住環境の整備、移住の促進、上下水道の整備などに取り組みます。さらに、生活の安全を確保するため、消防・救急体制や防災体制の整備、交通安全・防犯対策の強化、消費生活の安全の確保を推進します。

### 《基本目標5》 地域づくり

住民が主体となり、行政と連携しながら、自分たちの課題を解決し、将来の夢を実現していく「協働のまちづくり」を推進します。行政は、住民が企画・考案したまちづくりのプランの実現に向けて、住民のニーズに柔軟に対応して支援策を総合的にコーディネートするなど、緊密に連携する体制を構築します。



## 第2章

# めざすべきまちの姿

### 第1節 主要指標

#### 1 人口フレーム

国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成25年(2013年)3月)によると、平成37年(2025年)における世羅町の総人口は14,032人となり、平成22年(2010年)に比べて▲3,517人(▲20.0%)の減少が見込まれています。

今後、「0～14歳」と「15～64歳」の人口が減少を続け、「65歳以上」の人口も平成32年(2020年)頃から減少に転じることから、すべての年齢層で人口減少が進む見通しです。

#### 国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成25年(2013年)3月推計)

(単位:人、%)

	平成22年 (2010年)		平成32年 (2020年)		平成37年 (2025年)	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総人口	17,549	100.0	15,168	100.0	14,032	100.0
0～14歳	1,972	11.2	1,587	10.5	1,414	10.1
15～64歳	9,268	52.8	7,292	48.1	6,581	46.9
65歳以上	6,309	36.0	6,289	41.5	6,037	43.0

(注) 四捨五入の関係で、構成比の合計が100.0%にならない場合がある。

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成25年(2013年)3月推計)」より作成

このような人口減少問題に対し、本町では、平成37年(2025年)時点の総人口について、国立社会保障・人口問題研究所の推計を988人上回る15,020人を目標とします。

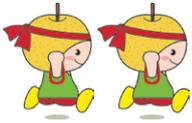
#### 総人口及び一般世帯数の目標

(単位:人、世帯、%)

	平成22年 (2010年)		平成32年 (2020年)		平成37年 (2025年)	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総人口	17,549	100.0	15,841	100.0	15,020	100.0
0～14歳	1,972	11.2	1,807	11.4	1,775	11.8
15～64歳	9,268	52.8	7,519	47.5	6,890	45.9
65歳以上	6,309	36.0	6,515	41.1	6,355	42.3
一般世帯数	6,497	-	6,160	-	5,869	-

(注) 四捨五入の関係で、構成比の合計が100.0%にならない場合がある。

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成25年(2013年)3月推計)」、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部「まち・ひと・しごと創生『長期ビジョン』」等より作成



今後は、本計画及び「世羅町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を一体的に推進し、健幸づくり（健康・福祉の充実）、ものづくり（産業の振興）、人づくり（人材の育成）、安全安心づくり（社会基盤の整備）、地域づくり（協働のまちづくり）に取り組むことにより、合計特殊出生率の向上、健康寿命の延伸と死亡率の低減、人口流出の抑制と移住の促進を図ります。

## 2 就業フレーム

今後の就業者数は、人口減少に伴い、平成 32 年（2020 年）に 7,745 人、平成 37 年（2025 年）に 7,409 人へと減少することが見込まれます。

この就業者数の目標は、前ページで説明した総人口の目標も踏まえたものであり、これを実現するためには、健康寿命の延伸による高齢者の就業の促進、女性の社会参画の推進、農業や 6 次産業などの振興、移住の促進などに取り組むことが必要です。

就業者数の目標

（単位：人、％）

	平成 22 年 (2010 年)		平成 32 年 (2020 年)		平成 37 年 (2025 年)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
第一次産業	2,021	23.4	1,827	23.6	1,688	22.8
第二次産業	1,835	21.2	1,608	20.8	1,528	20.6
第三次産業	4,795	55.4	4,310	55.6	4,193	56.6
合計	8,651	100.0	7,745	100.0	7,409	100.0

（資料）総務省「国勢調査」、「住民基本台帳」、  
内閣府「中長期の経済財政に関する試算」等より作成

## 3 その他の目標

前述した人口、世帯、就業者数以外の目標は、第 3 部「基本計画」に記載します。

「基本計画」に記載する目標については、平成 26 年度（2014 年度）を基準年度とし、目標年度を、本計画の開始から 5 年目にあたる平成 32 年度（2020 年度）とし、その時点における経済社会情勢を踏まえ、平成 37 年度（2025 年度）までの目標を改めて設定します。



## 第2節 地域形成の方針

### 1 世羅町第1次長期総合計画及び新町建設計画

世羅町第1次長期総合計画、旧三町の合併前に策定された新町建設計画などでは、世羅町の地域形成の方針について、以下の通り、2カ所の拠点と3種類のゾーンを設定してまちづくりの整備方針をとりまとめています。

2カ所の拠点と3種類のゾーンによるまちづくりの整備方針

区分	名称	位置	概要
拠点	中心拠点	国道432号と184号が交差する周辺	交通拠点性の向上や都市的機能の整備による新町の玄関口にふさわしい環境の整備
	西部地域拠点	せらしタウンセンター周辺地域	交通・救急機能の整備や各種サービス機能の向上による西部地域の拠点としての環境の整備
ゾーン	集い・歴史・文化ゾーン	2つの拠点を連絡する地域	自然や歴史・文化遺産と調和した賑わいと活力のあるゾーン
	自然体験・レジャーゾーン	世羅高原ふれあいロードを軸とする周辺一帯	観光振興と交流を促進するゾーン
	田園集落ゾーン	農園などが集積している本町の北部及び南部一帯	自然環境を保護し、農業の生産振興を図るゾーン

(資料) 世羅町「世羅町第1次長期総合計画」より作成



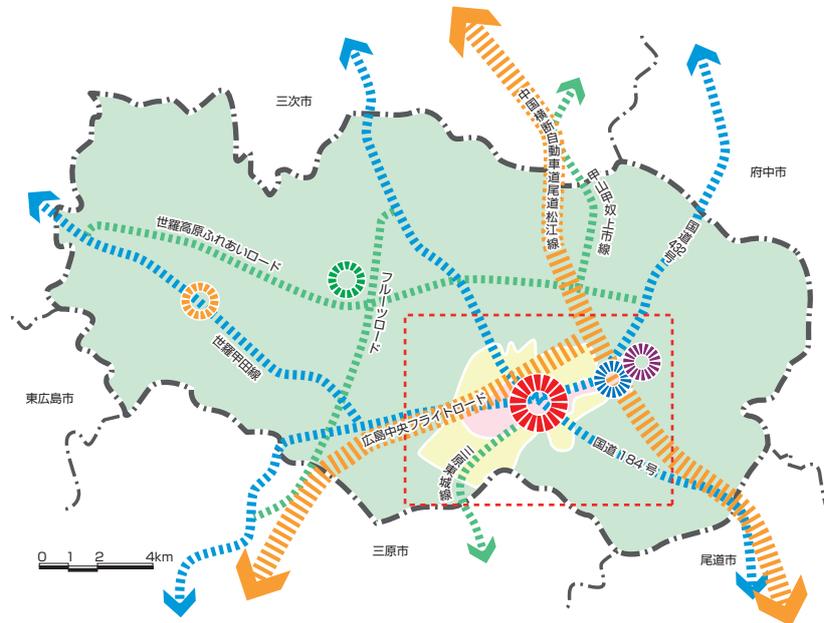
## 2 将来の地域形成の方針

世羅町第1次長期総合計画などに示されたまちづくりの整備方針を受け継ぎ、近年の社会・経済環境の変化を反映する形で、より具体的なプランとして、平成23年（2011年）に「世羅町都市計画マスタープラン」が策定されました。世羅町第2次長期総合計画におけるまちづくりの整備方針も、当該マスタープランに基づくものとします。

### (1) 地域構造

将来の地域構造を「拠点」、「都市軸」、「ゾーン」に分類し、整備を進めます。

「拠点」、「都市軸」、「ゾーン」による地域構造



凡 例

<拠点>	中心拠点
	西部地域拠点
	新産業拠点
	交通拠点
	交流拠点

<都市軸>	広域連携軸
	地域連携軸
	生産交流軸
	市街地環状軸

<ゾーン>	市街地ゾーン
	市街地周辺ゾーン
	自然共生ゾーン

<市街地拡大>



(資料) 世羅町「世羅町都市計画マスタープラン」



### 3 将来の土地利用の方針

#### (1) 土地利用の方針

世羅町の地域特性を踏まえ、都市的土地利用と農業的土地利用、観光・レクリエーション振興に資する土地利用などが共存するバランスのとれた土地利用を推進します。

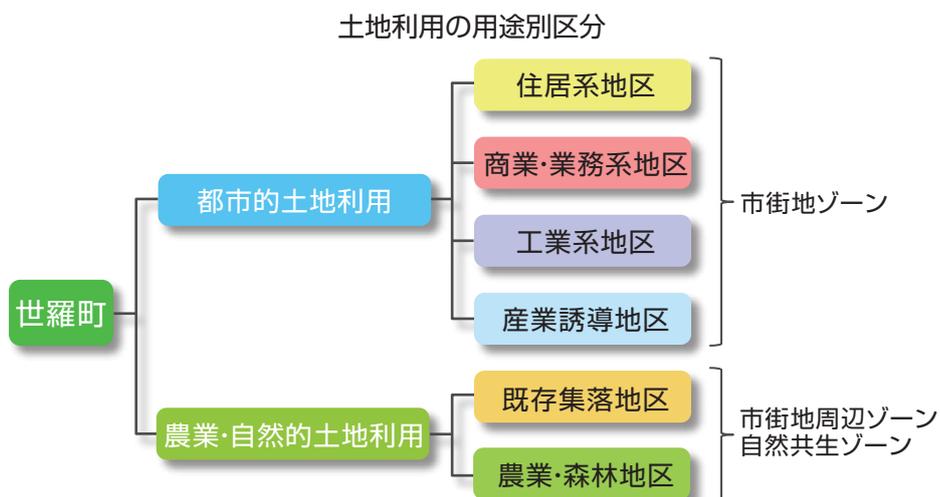
市街地部では、社会動向などを見据えた集約型都市構造を実現するため、住宅地、商業地及び工業地などを効率的かつ機能的に配置し、それぞれの役割に応じた適正な土地利用を図ります。

郊外部では、営農環境に配慮した安全で快適な生活環境の形成と優良農地や樹林地を保全する土地利用を推進します。

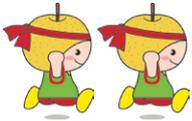
観光・レクリエーション地の多くが点在する自然地や市街地周辺の幹線道路沿いでは、無秩序な開発を抑制するなど、市街地化の拡大を防止し、環境保全に向けた土地利用を誘導します。

以上の方針のもと、主に前述の「市街地ゾーン」においては、「都市的土地利用」を推進します。「都市的土地利用」の対象地域においては、「住居系地区」、「商業・業務系地区」、「工業系地区」、「産業誘導地区」の形成を推進します。

また、主に前述の「市街地周辺ゾーン」及び「自然共生ゾーン」においては、「農業・自然的土地利用」を推進します。「農業・自然的土地利用」の対象地域においては、「既存集落地区」、「農業・森林地区」の形成を推進します。



(資料) 世羅町「世羅町都市計画マスタープラン」より作成



# 第3章

## 施策の体系

将来像

「いつまでも住み続けたい日本」のふるさと  
ひとつ、歴史と、未来をつなぐ、せらのまちづくり

### 《基本目標1》 健幸づくり

基本施策1-1 保健・医療の充実

- 健康増進体制の充実
- 医療対策の充実

基本施策1-2 少子高齢化への対応

- 高齢者福祉の充実
- 子育て支援の充実

基本施策1-3 地域福祉の充実

- 地域福祉社会の形成
- 障害者福祉の充実
- 住民福祉の充実

### 《基本目標2》 ものづくり

基本施策2-1 産業の振興

- 農林業の振興
- 商工業の振興
- 観光の振興

### 《基本目標3》 人づくり

基本施策3-1 生涯学習社会の形成

- 学校教育の充実
- 社会教育の充実
- 文化財の保護・活用と文化芸術活動の振興
- スポーツと体力づくりの振興
- 家庭・社会の教育力の向上

基本施策3-2 共に生きる地域社会の確立

- 人権教育・啓発の推進
- 男女共同参画社会の形成
- 青少年の健全育成

### 《基本目標4》 安全安心づくり

基本施策4-1 地域を支える基盤の整備

- 秩序ある土地利用の推進
- 道路網などの整備
- 公共交通体系の整備
- 情報基盤の整備
- 公共施設等総合管理と住環境の整備

基本施策4-2 生活を支える基盤の整備

- 移住の促進
- 公園緑地の整備
- 上下水道の整備
- 火葬場

基本施策4-3 生活の安全の確保

- 消防・救急体制の整備
- 防災体制の整備
- 交通安全・防犯対策の強化
- 消費生活の安全の確保

基本施策4-4 潤いのある環境の整備

- 総合的な環境の保全
- 循環型社会の形成
- 美しいまちづくりの推進

### 《基本目標5》 地域づくり

基本施策5-1 協働のまちづくりの推進

- 住民参画の推進
- 支援体制の確立
- まちづくり活動の推進



## 第4章

# 施策の大綱

### 第1節 健幸づくり —安心して幸せに暮らせる健康・福祉のまちづくり—

#### 1 保健・医療の充実



##### (1) 健康増進体制の充実

住民一人ひとりが心身ともに健康な生活を送るため、生活習慣病予防対策に重点的に取り組みます。「自分の健康は自分自身でつくる」という考え方の定着と、各種健康診査の受診率の向上を図るため、さまざまな機会や情報伝達手法を活用し、健康づくり、食育等に関する情報を発信していきます。また、健康や医療に関する情報の分析を通じた健康の保持・増進にも取り組みます。

母子保健、疾病予防、感染症予防、心の健康づくり、歯科保健などの対策についても充実を図ります。

##### (2) 医療対策の充実

医療機関相互の連携を図り、医師の確保や診療科目の充実など、公立世羅中央病院を中核とした地域医療体制を拡充し、安心して暮らせる地域社会の形成に努めます。

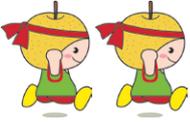
また、在宅で生活・療養されている方々を支えるため、医療機関に通院するための交通手段の拡充、医師・看護師・介護スタッフなど多職種によるサポート体制の確立を図ります。

#### 2 少子高齢化への対応



##### (1) 高齢者福祉の充実

いつまでも心身ともに健康で文化的な生活を送り、健康寿命を従来より長く保つことができるよう、住民一人ひとりの健康・介護に関する意識啓発や、食生活指導、各種健診などの保健サービスの充実に努めるとともに、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自



分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することに努めます。そのため、地域の実情に応じた、地域住民によるボランティアの参画により、多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みづくりを推進してまいります。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送れるよう、各種生涯学習・スポーツ活動等の充実、高齢者が持つ豊富な経験や知識を社会に還元する世代間交流や就労機会の確保、住民と行政の協働により高齢者を見守り支え合う仕組みづくりに努めます。

## (2) 子育て支援の充実

少子化の状況に対応し、出生率の改善を促進するため、妊娠・出産・子育ての各段階に応じた支援を総合的に推進します。

保育所・幼稚園・認定こども園においては、保護者の交流の場や子育ての相談場所としての機能の充実を図るとともに、保護者の就労形態の変化や子育ての不安に対応する保育サービスの充実努めます。また、保育所等と小学校における連携体制を強化し、一貫した子育て支援サービスの提供を図ります。

乳幼児医療費の公費負担や保育料の軽減などを実施することにより、子育てに伴う経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることのできる地域社会の形成を図ります。

また、妊娠・出産から子育てに関する情報提供・相談・支援をワンストップで実施する「子育て包括支援センター」を整備するとともに、在宅における子育て支援策の充実を図ります。

## 3 地域福祉の充実



### (1) 地域福祉社会の形成

住民一人ひとりの社会福祉意識の高揚を図り、住民の自主的な福祉活動への参加を促進します。また、社会福祉団体や住民の地域福祉活動を支援するとともに、各地区常設サロンの活動を支援することにより、公的サービスと連携した地域福祉の総合的なサービス提供体制の確立を図ります。

### (2) 障害者福祉の充実

「地域で支え合い一人ひとりが輝く共生のまち」の実現をめざし、世羅町障害者基本計画に基づき、障害のある方が地域で安心して暮らしていけるようライフステージに応じた相談支援体制づくりや福祉サービスの充実を図ります。また、平成25年(2013年)には障害者差別解消法の制定などが行われ、こうした法改正に対応するための取り組みを行うなど安全



で暮らしやすい環境づくりを推進します。

障害者差別解消法に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて、障害者差別の解消を推進します。

### (3) 住民福祉の充実

ひとり親家庭や低所得者の生活の安定を図り、自立を支援していくため、就職支援も含めた相談・指導体制の充実を図るとともに、各種施策・制度の適切な活用を図ります。

また、国民健康保険の広域化に伴う県への移行を円滑に進め、また国民年金制度の周知・理解を推進し、加入を促進します。

## 第2節 ものづくり -ひととしごとの活力があふれる産業のまちづくり-

### 1 産業の振興

#### (1) 農林業の振興

基幹産業である農業の発展と活性化を図るため、農地中間管理機構などを活用した農地の集積促進、ほ場や農道をはじめとする農業生産基盤の計画的な整備を進めるとともに、水稻とキャベツ・アスパラガスなどの園芸作物を組み合わせ、新たな販路・顧客の開拓に取り組むことにより、高収益農業の確立をめざします。

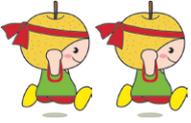
また、世羅産業創造大学の活用や移住促進策の拡充を通じた新規就農者の確保・育成などにより、農業生産法人の持続的な発展の基盤づくりに取り組むとともに、企業の農業参入も推進し、担い手を中心となった力強い農業構造の確立を図ります。

梨に続くブランド果樹として、ぶどう栽培などの振興を図るとともに、果樹観光農園と花観光農園の連携により、「フルーツ・フラワー王国せら」の確立をめざします。

畜産については、環境に配慮した経営体をめざし、耕種農家と連携した資源循環体制の確立を図ることで、畜産経営体の大規模化が図りやすい環境を整備します。

世羅高原6次産業ネットワーク拠点施設の夢高原市場や産直市場など、消費者との交流により、地域特産品のブランド化を進める農業者を支援するとともに、全国の先進事例として





注目される6次産業についても世羅町全体としての6次産業化戦略（仮称）づくりとその実現に取り組むなど、新たな農業の展開を図ります。

林業については、松枯れ対策をはじめとする森林・里山の整備・保全を、農地の荒廃対策と組み合わせながら推進します。また、平成22年（2010年）に策定した「世羅町バイオマスタウン構想」に基づき、林地残材の活用などについても検討を進めます。

このような施策の推進に際しては、農業協同組合、森林組合、さらには備後圏域連携中枢都市圏や広島広域都市圏との連携を強化し、総合的な農林業の振興に努めます。

鳥獣害対策については、広島県をはじめとする関係機関との連携により、引き続き積極的に推進します。

## （2）商工業の振興

商店街の活性化と魅力づくりを促進するため、「世羅町都市計画マスタープラン」に基づいたまち並み整備を推進するとともに、中国やまなみ街道の「道の駅 世羅」におけるPR活動を起点とした町内商店街などへの消費者の回遊を図ります。

また、町内商店で利用できる「とくとく商品券」など、商工会と連携した支援策により消費需要の維持・拡大を推進します。

世羅町の特徴を活かした工業の振興を図るため、新たな経営発展に向けた取り組みなどを支援し、地域産業の活性化と雇用の確保を促進するとともに、中国やまなみ街道を活かした企業誘致を積極的に推進し、企業団地整備の具体化とサテライトオフィス<sup>\*</sup>を支援します。

商工業の振興に際しては、既存事業者の経営支援はもとより、公共施設の遊休施設をはじめとした施設等の有効利用も図りながら、起業支援を図るとともに、農林漁業生産（第一次産業）と加工・販売（第二次産業・第三次産業）を一体化させる6次産業や農商工連携の手法を積極的に活用することにより、これらの事業者が観光客などから収益を獲得するだけでなく、原材料、仕入商品、外注サービスなどの調達資金も町内で循環する仕組みを拡大させていきます。

職業紹介情報については、広島市、尾道市、三次市を結ぶ高速道路網の活用により、企業誘致や農林業・商工業・観光振興を図る中で、世羅町での就業の場づくりを図ります。また、備後圏域連携中枢都市圏をはじめとする周辺市町と広域的に連携し、世羅町での仕事だけでなく、世羅町に住んで通勤できる地域での仕事についても情報を提供し、町内人口の維持をめざします。

<sup>\*</sup>サテライトオフィス／都市周辺部に設置され、都市部にある本社とデジタル通信・ファクシミリなどによって情報交換を行うオフィス。職住近接を目的とする。



### (3) 観光の振興

特色ある観光資源の果樹観光農園、花観光農園、世羅高等学校の知名度を活かした駅伝を中心とし、食・スポーツ・自然・歴史・文化・郷土芸能などの多彩な観光資源を活用し、世羅町ならではの観光プログラムを創出します。

中核的な観光施設である「せら夢公園」において幅広い観光サービスや特産品を提供し、観光消費の拡大を促進します。



団体旅行から個人旅行への需要の変化などに対応するため、農業体験や農家民宿などの交流型観光プログラムを拡充するとともに、周辺市町や大都市圏でのPR活動に際して、観光客と直接つながるダイレクトマーケティング\*の手法を検討します。

体験型観光は、これからの世羅町の発展をけん引する中核的な産業であることから、観光協会や世羅高原6次産業ネットワークとの連携を強化し、推進するとともに、世羅町の特徴が、花・食（果物・ワイン・米・野菜など）・スポーツなど女性や若者の感性が重要であることから、女性や若者の活躍する場も積極的に推進します。

また、中国やまなみ街道、山陽自動車道、しまなみ海道の沿線にある自治体と連携した広域的な観光ルートづくりに取り組むとともに、世羅町が参加する備後圏域連携中枢都市圏及び広島広域都市圏と連携し、インバウンド\*も含めた観光振興にも取り組みます。

以上のような観光振興において、町全体のマーケティングと観光振興戦略づくりを一体的に行う体制を検討・整備していきます。

観光振興に際しても、前述の「商工業の振興」と同様に、6次産業や農商工連携の手法を活用することにより、町内での資金循環を拡大させていきます。

## 第3節 人づくり —豊かな心を育む教育・文化のまちづくり—

### 1 生涯学習社会の形成

#### (1) 学校教育の充実

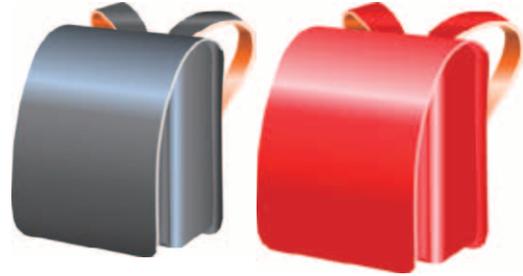
児童・生徒の学ぶ意欲を育て、生きる力としての確かな学力の定着を図ります。道徳教育をはじめ、体験活動や特色ある学校文化の創造などを通じ、夢や志を育む教育活動を進め、豊かな心を育てます。また、健康づくりや体力づくりに取り組み、たくましく健やかな体の育成を推進します。さらに、ふるさと学習やキャリア教育を通じて郷土への誇りや「将来、世羅町に住んで世羅町を支えたい」という志を培うとともに、国際理解教育を通じて国際感覚も合わせ持った人材の育成を図ります。

ダイレクトマーケティング／カタログ・ダイレクトメール・雑誌・テレビ・電話など各種のメディアを通じて、消費者に直接商品情報を提供する販売促進方法。  
インバウンド／訪日外国人旅行。



家庭や地域との連携を推進し、信頼される学校づくりを図るため、教職員の授業力の向上や地域活動への積極的参加などに取り組みます。

就学前の子どもが小学校での教育・生活環境に適應できるよう、保育所・幼稚園・小学校が緊密に協力しあう「保幼小連携」を推進します。また、小学校の児童が中学校での教育・生活環境を円滑に受け入れることができよう、「小中連携」も推進します。



## (2) 社会教育の充実

豊かな心と知性を育み、健康で文化的な生活を営むことができるよう、広島大学などとの連携によるライフステージに応じた多様で専門的な学習機会を提供するとともに、文化的教養を高め得る環境づくりと情報発信の充実を図ります。

読書活動の推進を図るため、図書館の整備と図書館機能の充実に取り組みます。

また、指導者やボランティア等人材の発掘・養成に努めるとともに、学習の成果を地域に還元する活動を推進します。

## (3) 文化財の保護・活用と文化芸術活動の振興

文化の向上を図るため、感動や生きる喜びを喚起する優れた文化・芸術にふれあう機会を提供するとともに、多様な文化・芸術活動を推進します。

また、豊かな歴史的文化遗产や無形文化財の調査・保護・継承・活用に努め、歴史と文化を活かしたまちづくりを推進します。

## (4) スポーツと体力づくりの振興

生涯スポーツと健康づくりを普及するため、「駅伝のまち」を標榜する町として、駅伝大会などの各種競技大会を支援します。

「町民一人1運動・1スポーツ参加」の促進を図るため、広報・啓発の充実や各地域と連携したスポーツ教室・大会を開催するとともに、指導者の養成、資質の向上を図ります。

また、その拠点となるスポーツ施設の適切な維持管理と充実・整備を図ります。

## (5) 家庭・社会の教育力の向上

家庭や地域における子どもの教育力の向上を図るため、社会全体で子どもを育てる意識の高揚を促進するとともに、学校PTAや保育所保護者会などにおける教育力向上を目的とする研修会などへの支援を行い、家庭・地域・学校等のネットワークづくりを推進します。



## 2 共に生きる地域社会の確立

### (1) 人権教育・啓発の推進

人権が尊重され安心して暮らせるまちづくりを構築するため、「世羅町人権教育・人権啓発推進計画」に基づき、各関係機関・地域自治組織、企業などさまざまな機関や団体との連携を図りながら、あらゆる差別を無くす取り組みを推進します。

近年の「差別落書き」や障害者への差別発言など、人権教育・啓発の形骸化を総括し、行政の責務を明らかにし、地域ごとでの人権講座の開設や差別解消に向けた実践活動など、積極的な事業を推進します。

児童、高齢者、障害者などへの虐待について、早期発見や相談対応が行えるよう、民生委員児童委員などの自主的な活動を支援するとともに、各関係機関と連携を図りながら、虐待や権利擁護などに関する情報の共有化及び虐待防止ネットワークの強化に努めます。

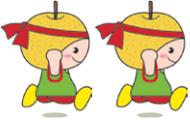
また、障害者差別解消法に基づき、行政機関や民間事業者による障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきます。

### (2) 男女共同参画社会の形成

住民一人ひとりが尊重され、男女の性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮でき、また、ストーカー行為やDVといった男女間における暴力の根絶をめざした社会を実現するため、「世羅町男女共同参画行動計画」の着実な推進を図ります。

### (3) 青少年の健全育成

家庭・学校・地域連携を強化し、地域社会全体で青少年を育む体制づくりを進め、たくましく心豊かな青少年の育成をめざす環境づくりに努めます。



## 第4節 安全安心づくり —快適で安全な暮らしを支える確かな基盤のまちづくり—

### 1 地域を支える基盤の整備

#### (1) 秩序ある土地利用の推進

「世羅町都市計画マスタープラン」に基づき、役場周辺の「市街地ゾーン」については、「都市機能がコンパクトにまとまり、交流と賑わいがあふれる町の玄関にふさわしい地域づくり」を計画的に進めます。また、せらにし支所周辺についても、「西部地域拠点」として賑わいのあるまちづくりに取り組みます。

市街地地域を取り巻く「市街地周辺ゾーン」については、「良好な自然と営農環境が共存し、ゆとりある居住環境のある地域づくり」を進めます。

「自然共生ゾーン」については、「豊かな自然環境と美しい田園景観に包まれ、農業生産や観光交流等を通じ、活力と持続性のある地域づくり」を推進します。



#### (2) 道路網などの整備

道路・橋梁の点検や補修を計画的に実施し、交通インフラの安全性の確保に努めます。

また、広域的な連携・交流を推進し、新たな地域発展を誘導していくための基盤として、広島中央フライトロードをはじめとする国道・県道の整備を促すことにより、熟度の高い交通ネットワークの形成を図ります。

道路施設の充実にも取り組み、交通安全の確保を図るとともに、観光客が回遊しやすいまちづくりを推進します。

#### (3) 公共交通体系の整備

バスの運行路線と運行頻度の維持・充実に向けて関係機関との連携を強化し、公共交通体系の充実に努めます。

高齢者などいわゆる「交通不便者」の外出を支援するデマンド交通システム「せらまちタクシー」について、利便性の向上を図るとともに、地域内での移動についても、多様な手段の構築を推進します。



#### (4) 情報基盤の整備

CATV（ケーブルテレビ）の加入者数の拡大を推進するとともに、住民の安全安心な暮らしや生きがいづくりに役立つ番組の制作に努めます。

スマートフォンなどの情報機器も含め、多彩な情報伝達手段を活用することにより、住民や観光客などへの情報受発信を効果的・効率的に行うことを検討します。また、既存企業のニーズや企業誘致に際しての必要性を勘案しながら、情報通信基盤の拡充について検討を進めます。

さらに、マイナンバー制度に対応した住民票などのコンビニ交付システム導入を図り、住民の利便性を高めます。

## 2 生活を支える基盤の整備

### (1) 公共施設等総合管理と住環境の整備

公共施設等総合管理計画に基づいた、施設の適正な更新・統廃合・維持管理を図るとともに、町営住宅の適正な維持管理による住環境の整備に努めます。

民間活力による住宅団地の造成を促進するとともに、現在町内に住んでいる人が近隣市町に通勤・通学するため町外へ転出する動きを抑制することにより、人口の維持に努めます。

### (2) 移住の促進

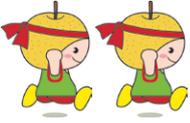
人口の転出が転入を上回る『社会減』の状況の克服に向けて、移住・定住の促進を図るため、住まい・仕事・医療・介護・教育・支援策等の情報を一元的に集約した、総合的な相談窓口を設置します。また、空き家の確保、情報発信、移住前・移住時・移住後の支援を包括的に展開します。

特に、世羅町ならではの移住・定住の魅力を発信するため、“農業体験観光”や“お試し居住”などを通じて、一人ひとりのライフスタイルにあわせた楽しみ方を実現できる農業や、豊かな自然や温かい人とのふれあいをはじめとする良好な子育て環境を実体験できる環境づくりを進めるとともに、それらをより魅力的なものへと磨きあげていきます。

世羅町は、花、果物、食、ワインといった女性との親和性が高い要素を多数有していることから、従来型の移住促進策に加えて、若年女性の移住促進も強化します。

### (3) 公園緑地の整備

住民の憩いの場、レクリエーションの場となるよう、身近な広場などの整備を進めます。



#### (4) 上下水道の整備

上水道、公共下水道については、現行計画に基づき、引き続き整備を行います。

計画の区域外にある地域については、飲料水確保への支援や、合併処理浄化槽の設置及び維持管理への支援を引き続き取り組み、整備水準の低い上下水道普及率の向上を図ります。

#### (5) 火葬場

火葬場施設について、適正な管理体制の確立を図り、将来に向けて必要な設備改善・改修を行います。

### 3 生活の安全の確保

#### (1) 消防・救急体制の整備

住民の防火意識の高揚を促進するとともに、常備消防力の強化や消防施設等の整備を計画的に推進するとともに、防災行政無線のデジタル化事業を実施し、全町的な防災対策としての施設と機能を構築します。

また、大規模災害に備えて、世羅警察署、三原市消防署北部分署、自衛隊三次地域事務所と地域の自主防災組織などの協働により、防災訓練の実施などに取り組みます。



#### (2) 防災体制の整備

災害に強いまちづくりを進めていくため、「世羅町地域防災計画」や「防災マップ」に基づき、地域防災体制の強化を図るとともに、地域での「自主防災組織」の維持・強化を図ります。災害発生の危険度が高い場所等を優先し、防災施設等の整備を計画的に推進します。

また、大規模災害に備えて、備後圏域連携中枢都市圏と共同で、防災体制の確立や防災訓練の実施等に取り組みます。

#### (3) 交通安全・防犯対策の強化

交通事故の危険性の高い箇所へのカーブミラー・ガードレールの設置や、通学路への歩道の整備などを促進し、安全性に配慮した交通環境づくりを行います。

運転免許証を自主的に返納した高齢者に「せらまちタクシー」利用券等を配布する「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を継続することなどにより、高齢者の交通事故の防止に取り組みます。

また、日常生活における住民の身近な安全安心を確保するため、暴力追放運動などの住民



による自主防犯活動の推進を図るとともに、警察署などの関係機関との連携を深め、防犯対策を強化します。

#### (4) 消費生活の安全の確保

消費者被害を未然に防止していくため、啓発などによる消費者意識の高揚を促進するとともに、関係機関と連携し、消費者の保護・支援の充実に努めます。

生活安全相談業務については、日々さまざまな相談が寄せられ、特殊詐欺やDVなどの被害の未然防止のために、継続した業務として取り組みます。

## 4 潤いのある環境の整備

### (1) 総合的な環境の保全

世羅台地の良好な自然を今後とも後世に残していくため、自然環境の保全を図るとともに、自然にふれあう場として、多様な活用を推進します。

悪臭・水質汚濁等の公害防止対策の充実や「第2次脱温暖化せらのまちづくりプラン」に基づき、地球温暖化の防止へ取り組むとともに、希少動植物保護保全活動など、環境保全を推進します。

### (2) 循環型社会の形成

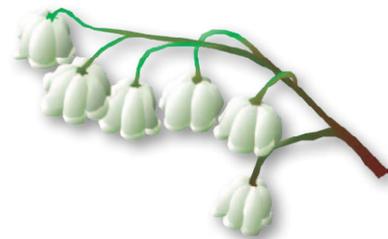
循環型社会の形成を推進していくため、3R（ごみの減量化・再利用・再資源化）を推進するとともに、廃棄物処理施設の適正な維持管理を推進します。

「世羅町バイオマスタウン構想」に基づき、下水汚泥のセメントとしての再生利用を継続するほか、畜産業で排出されたふん尿を耕種農業の堆肥として活用する環境保全型農業の展開、可燃ごみの処理にあたっては高効率の発電や熱回収などの方法も検討し、循環型社会の形成に向けた総合的な取り組み体制の強化を図ります。

また、「脱温暖化せらのまちづくりプラン」に基づき、二酸化炭素の削減などに努めます。

### (3) 美しいまちづくりの推進

豊かな自然環境に恵まれた世羅高原の特性を活かした個性豊かで美しいまちづくりを推進していくため、優れた景観の保全と創造に努め、魅力ある地域空間を形成します。





## 第5節 地域づくり —地域とまちの未来を創る協働のまちづくり—

### 1 協働のまちづくりの推進

#### (1) 住民参画の推進

住民が「自分たち自身でまちづくりを推進する」という自治意識を持つように、協働のまちづくりに関する情報提供や普及啓発を推進します。また、セミナーや研修を行い、協働のまちづくりに参画する人材やリーダーとなる人材の育成を図ります。

住民がまちづくり活動を実施するため、自治センター等を活動拠点とする住民の組織づくりを促進します。既存の自治振興組織を、協働のまちづくりの推進母体へと強化・発展させるとともに、リーダーを発掘・育成し、住民・ボランティア・NPO・企業等の協力者をネットワーク化することにより、協働のまちづくりに主体的に参画する人たちの輪を着実に広げていきます。

また、住民自身によるまちづくり活動の成果をより一層実り多いものにするため、住民代表などが世羅町の各種計画策定の場などに参画し、自分たちの考え方や要望を表明する機会の拡充に努めます。

#### (2) 支援体制の確立

個人情報の保護を原則として、町の保有する情報の提供・公開に努めるとともに、多様な広聴手段を用いた住民意識の把握に取り組むことにより、住民と行政の信頼関係の構築を推進します。

協働のまちづくりでは、住民が企画・考案したまちづくりのプランを実現するため、住民のニーズに柔軟に対応し、支援策を総合的にコーディネートすることが不可欠となるため、行政と各地区住民自治組織が緊密に連携する体制の構築を推進します。

また、協働のまちづくり指針に基づく基盤づくりを図るとともに、「世羅町ふるさと夢基金」の活用など支援策を充実します。

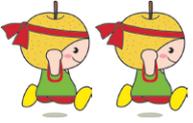
広報誌「広報せら」とあわせて、インターネットやCATVなどを活用した双方向の情報伝達手段の活用に取り組むことにより、住民と行政が連携しながら協働のまちづくりを推進するための基盤を整備します。また、住民自治のための施設整備や人員確保についても、その必要性等を勘案しながら支援します。

#### (3) まちづくり活動の推進

各地区住民自治組織ごとに策定された、協働のまちづくり活動の基盤となる地域づくりビジョンについて、住民同士、住民と行政の間で共通認識の醸成を図ります。



住民の具体的なニーズや課題に対応するための方策を明確化し、その実現に必要な人材や支援策をコーディネートし、実行に移すまでの一連の活動において、住民を一貫して支援していきます。



## 第3部 基本計画

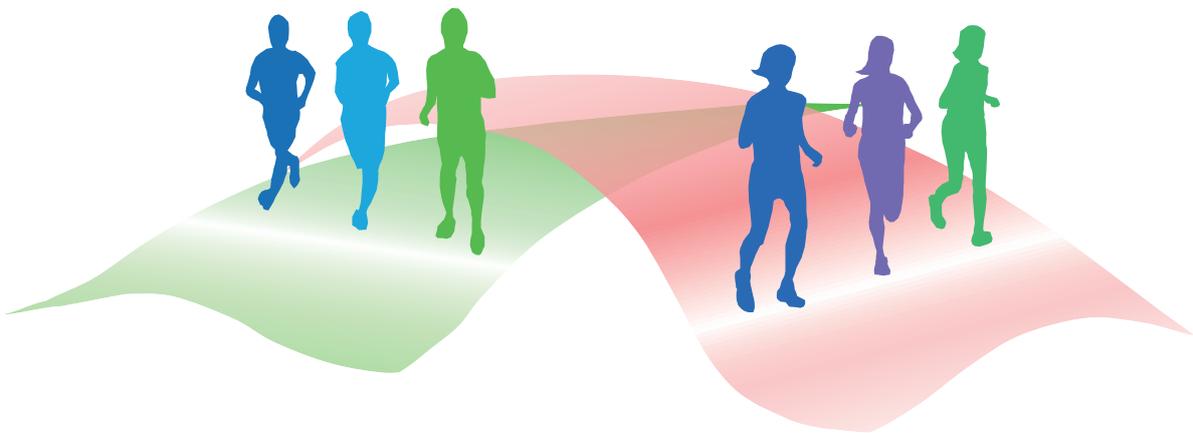




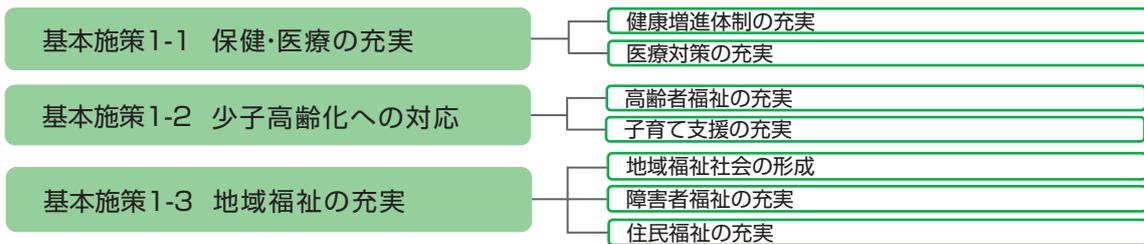
# 第1章

## 基本目標1 健幸づくり

－安心して幸せに暮らせる健康・福祉のまちづくり－



### 基本目標1『健幸づくり』の施策体系





## 第1節 基本施策 1-1 保健・医療の充実

基本目標 1	健幸づくり
基本施策 1-1	保健・医療の充実
施策 1-1-1	健康増進体制の充実

### 現況と課題

医療技術の向上や健康管理の進展などに伴い、わが国の平均寿命は世界でもトップ水準となり、人生 80 年時代という長寿社会を迎えています。こうした中、住民の健康に対する関心は高まっていますが、高齢化の進行や食生活の多様化、運動不足などを背景・起因として心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加しています。

このため、国においては、疾病の発症を予防する一次予防に重点を置いて、国民が主体的に取り組める健康づくり運動を総合的に推進しています。

本町では、世羅町健康増進計画「健康せら 21」、世羅町食育推進計画に基づき、保健福祉センターを拠点として、「自分の健康は自分自身でつくる」という認識のもとに、健康教育による健康増進、運動の推進、食育の推進等、各自のライフステージに応じた健康づくりを推進しています。特に、各種健診の受診率の向上を積極的に推進しており、今後も特定健診・特定保健指導により生活習慣病の予防対策をより一層推進していくことが必要です。

健康づくりで成果をあげていくためには、科学的根拠に基づいた取り組みが必要です。平成 26 年（2014 年）に閣議決定された「日本再興戦略」では、健康保険組合にレセプト等のデータの分析とそれに基づく健康保持増進のための事業計画の策定を求める「データヘルス計画」が盛り込まれました。本町においても、「データヘルス計画」を策定し、健康増進と医療費削減を着実に推進することが必要です。

こうした状況を踏まえ、住民の健康づくり意識の啓発を推進するとともに、科学的根拠等を活用しながら、一次予防に重点を置いて、住民の生涯の各世代に応じた体系的な保健・疾病予防対策を充実させることが必要です。心の健康づくり、感染症対策、歯科保健対策など多様な疾病について予防対策を講じる必要があります。また、関係機関・団体が連携し、地域が一体となった住民の生涯にわたる心と体の健康づくりを推進していくことも重要です。

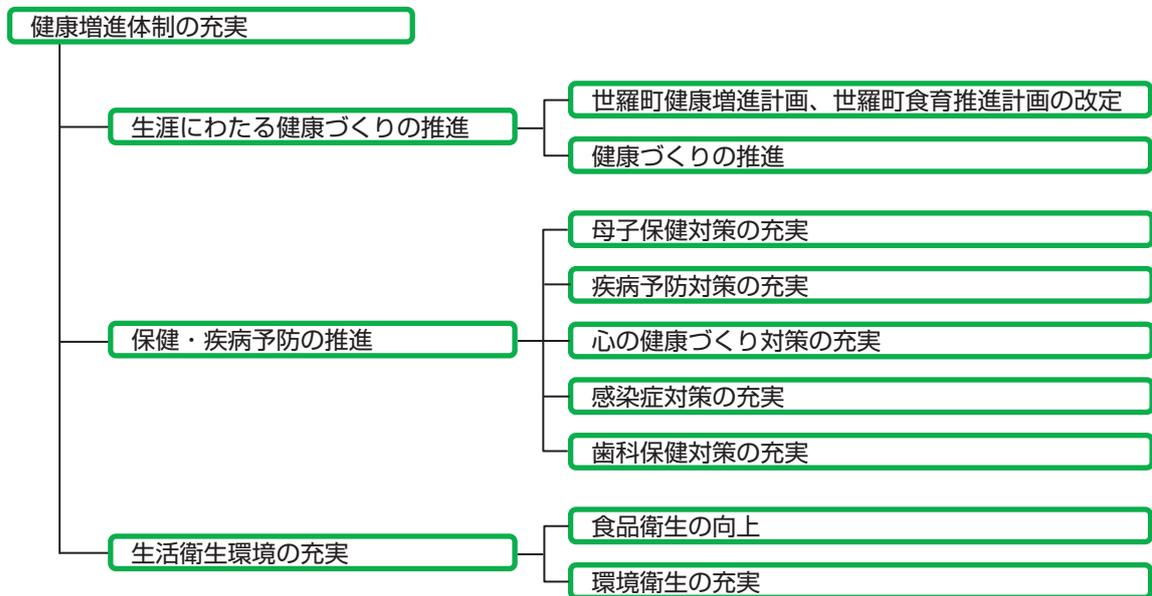
また、年間を通じた食中毒対策の強化のため、食品衛生・環境衛生に対する取り組みが必要です。



### 施策の方針

- 1 住民の生涯にわたる健康づくり、健康寿命の延伸、寝たきりゼロの実現を図るため、住民の主体的な健康づくり意識の啓発に努めるとともに、各種健康診査の受診率の向上、健康や医療に関する情報の分析を通じた健康の保持・増進、地域が一体となった健康づくり推進体制の充実に取り組みます。
- 2 住民の健康づくりを支援していくため、住民一人ひとりの生涯の各世代に応じた保健・疾病予防対策の充実に図ります。

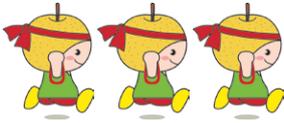
### 施策の体系



### 目標

指標名	基準値 (H26)	目標値 (H32)
健康寿命	男性77.36歳 (H22) 女性82.93歳 (H22)	平均寿命の上昇分を上回る健康寿命の上昇
特定健診受診率	42.4%	62.0%
1人あたり診療諸費 (世羅町国民健康保険)	334,323円	全国1人あたり診療諸費

※平均寿命 (H22) : 男性 79.8 歳 女性 86.6 歳



## 具体的施策

### 1 生涯にわたる健康づくりの推進

#### (1) 世羅町健康増進計画、世羅町食育推進計画の改定

住民の健康の保持増進を図り、生涯を通じた健康づくり、健康寿命の延伸、寝たきりゼロの実現を図るため、健康増進法に基づき、健康づくりの指針となる「世羅町健康増進計画（健康せら21）」を、食育基本法に基づき、栄養・食生活の視点から健康づくりを進めるため、「世羅町食育推進計画」を改定します。

#### (2) 健康づくりの推進

- ア 「自分の健康は自分自身でつくる」という考え方の定着と、各種健康診査の受診率の向上を図るため、さまざまな機会や情報伝達手法を活用し、健康づくり、食育等に関する情報を発信していきます。
- イ 世羅町国民健康保険において、健康や医療に関する情報の分析を通じて「データヘルス計画」を策定し、健康の保持・増進に取り組みます。
- ウ 生涯の各時期に応じた健康教育の充実を図るとともに、食生活の改善や運動など住民の健康づくりを支援し、地域ぐるみの健康づくり運動を推進します。
- エ 住民の心と体の健康づくりを推進していくため、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりを推進します。

### 2 保健・疾病予防の推進

#### (1) 母子保健対策の充実

妊産婦、乳幼児の健康診査、健康相談等母子保健事業の充実を図るとともに、子どもを安心して産み、育てることができるよう、子育て支援事業の充実を図ります。

#### (2) 疾病予防対策の充実

- ア 生活習慣病の発症予防に重点を置いた健康づくりを推進します。
- イ 疾病の早期発見を図るため、がん検診推進員の増員など地域ぐるみでの健康づくりの取り組みを拡大し、健康診査の充実を図るとともに、受診率の向上に努めます。
- ウ 医師会や歯科医師会などとの連携を強化し、健康診査の事後指導の一環としての健康相談・健康教育の充実を図ります。
- エ 未成年者の喫煙防止や喫煙者の禁煙指導など、疾病の予防に重点を置いた禁煙対策の充実を図ります。



### (3) 心の健康づくり対策の充実

精神疾患に対する正しい理解の普及啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、精神に障害のある人の社会復帰のための環境づくりを支援します。

### (4) 感染症対策の充実

ア インフルエンザ、結核、エイズなどに対する正しい知識の普及啓発に努めます。

イ 予防接種や検診の実施など予防の促進と人権に配慮した迅速で適切な医療の確保に努めます。

### (5) 歯科保健対策の充実

生涯の各世代に応じた歯科保健教育や相談を実施するとともに、歯科保健センターとの連携を図り、歯科保健の充実に努めます。

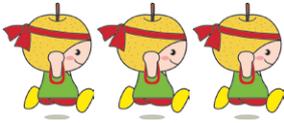
## 3 生活衛生環境の充実

### (1) 食品衛生の向上

住民の食品衛生についての意識の向上を図るよう、衛生思想の普及啓発に努めます。

### (2) 環境衛生の充実

世羅町公衆衛生推進協議会の活動を支援するとともに、住民参加による清掃美化活動などの諸活動を促進します。



基本目標 1	健幸づくり
基本施策 1-1	保健・医療の充実
施策 1-1-2	医療対策の充実

### 現況と課題

本町の医療施設は、平成 27 年（2015 年）10 月 1 日現在、中核的な病院としての公立世羅中央病院と一般診療所 10 施設、歯科診療所 6 施設の計 17 施設の医療機関が立地し、病床数は 198 床です。また、医師数は 26 人（うち歯科医師 7 人）です。

公立世羅中央病院においては、平成 22 年（2010 年）3 月に、病院再編に伴う、病院の増改築により、病室や診療室の整備拡充が行われ、中核的医療機関としての役割を発揮するとともに、地域医療との連携・支援などを提供してきました。

このように地域医療拡充の着実な取り組みを進めてきましたが、人口あたり医師数、病床数は県平均を大きく下回る約半数の水準となっており、地域医療体制のより一層の充実を図っていくことが課題となっています。

患者の通院については、「交通不便者」への対応として、デマンド交通システムを充実していくことが必要です。

救急医療については、初期救急医療として、世羅郡医師会の在宅当番医制があり、二次救急医療は公立世羅中央病院と公立みつぎ総合病院（尾道市）が連携して担っています。三次救急医療機関への搬送体制の充実を図るため、平成 25 年（2013 年）からドクターヘリの運航が開始されました。しかし、今後の高齢化に対応するうえで、救急搬送体制については、より一層の充実が求められています。

今後、高齢化の進行や疾病構造の変化等に伴い、地域医療を取り巻く状況はより複雑化し、医療ニーズも高度化・多様化することが予想されます。

こうした状況に適切に対応していくことができるよう、地域の医療機関などとの連携を推進し、地域保健医療体制の充実を図っていくことが必要です。



### 施策の方針

- 1 住民が適切な医療を受けられるよう、公立世羅中央病院を中核とした地域医療体制の充実を図ります。
- 2 救急医療ニーズに迅速に対応していくため、救急医療体制の充実を図るとともに、その有効活用を促進します。

### 施策の体系



### 目標

指標名	基準値（H26）	目標値（H32）
人口10万人あたり医師数	110人（H24）	110人以上



## 具体的施策

### 1 地域医療の充実

#### (1) 医療体制の充実

- ア 住民が安心して医療サービスを受けられるよう、公立世羅中央病院における医師の確保や診療科目の充実など医療体制の充実を図るとともに、公立世羅中央病院を中核とした地域医療体制の整備・充実を図ります。
- イ 医療と介護の連携を促進し、在宅医療の供給体制の充実を図ります。
- ウ 住民の医療機関への通院手段を確保するため、デマンド交通システムの整備・運用を進め、住民の医療機関の利用と利便性の向上を図ります。

#### (2) 普及啓発活動の推進

医療についての情報発信を行い、かかりつけ医制度について普及啓発を図ります。

### 2 救急医療体制の充実と活用

#### (1) 救急医療体制の有効活用

医師会、救急医療機関、消防署等との連携を強化し、初期（一次）、二次、三次の救急医療体制や広島県救急医療情報ネットワークの効果的な活用を推進します。

#### (2) 搬送体制の充実

救急医療ニーズに迅速に対応していくため、広域的な連携を強化し、三次救急医療機関への搬送体制の充実に努めます。



公立世羅中央病院



## 第2節 基本施策 1-2 少子高齢化への対応

基本目標 1	健幸づくり
基本施策 1-2	少子高齢化への対応
施策 1-2-1	高齢者福祉の充実

### 現況と課題

本町の高齢化率は、平成 27 年（2015 年）10 月 1 日時点では、38.7%（世羅町住民基本台帳）となっており、国や県の平均を上回る高齢化が進行しています。

今後の推計では、平成 37 年（2025 年）、本町の高齢化率は 43.0%程度に達することが見込まれ、高齢者の単独世帯や高齢者のみの世帯、寝たきりや認知症の高齢者の割合が高まることも予想されます。

核家族化などに伴い、家庭の介護機能が低下する中で、高齢者介護など高齢者福祉について、さまざまな観点からより適切に対応していくことが求められています。

平成 27 年（2015 年）3 月末の要介護・要支援の認定者数は 1,507 人で、第 1 号被保険者（65 歳以上の高齢者）に占める割合は 22.7%と、県や国を上回っており、今後ますます、認定者数の増加が予想されるため、適正な介護サービス量の見込みや確保に努めるとともに、介護給付費の適正化を図ることが必要です。

また、高齢者が在宅で自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していくことが必要です。

さらに、高齢化の進行に伴い増加が予想される認知症への対策を着実に推進するとともに、高齢者の社会参加を推進するなど、高齢者一人ひとりが生きがいを持って暮らせる心豊かな高齢社会を実現していくことも重要です。

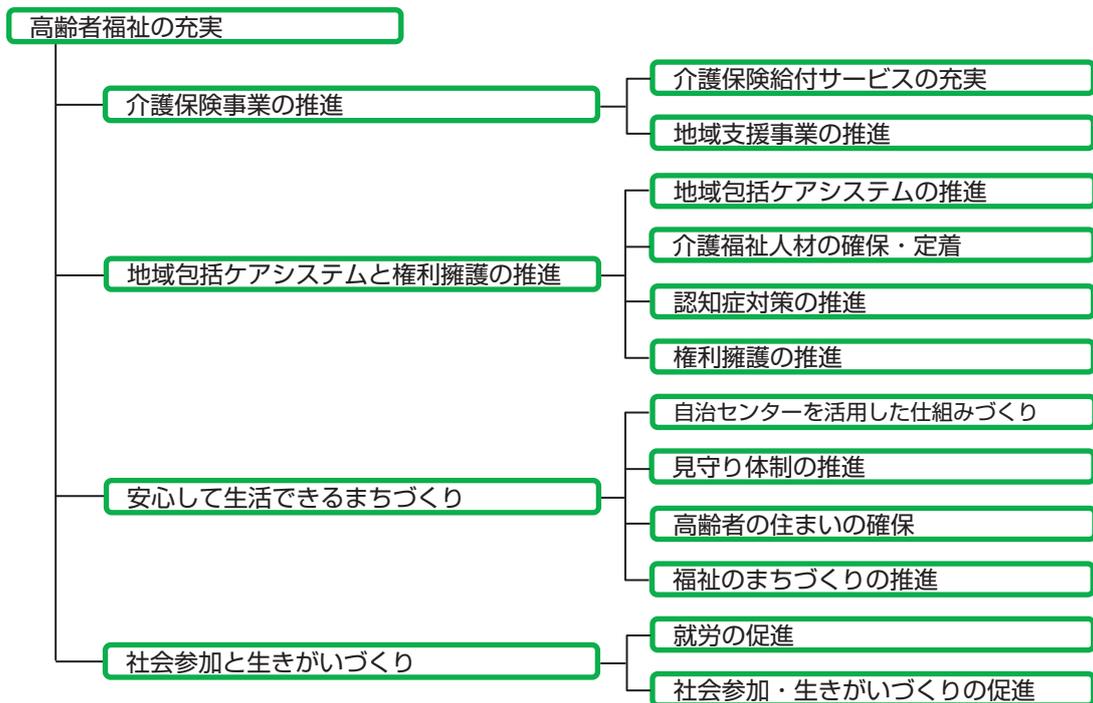
高齢者福祉施策の展開にあたっては、「世羅町高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」を基本として、地域全体で高齢者を支え合うまちづくりを推進していくことが必要です。



## 施策の方針

- 1 介護保険制度の介護給付事業や予防給付事業の適正な運営に努めるとともに、地域の実情に応じて、ボランティア団体などの多様な団体が参画し、多様なサービスを総合的に提供できる体制づくりを推進します。
- 2 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を続けられる環境を整備するため、地域包括ケアシステムと介護予防を推進します。また、認知症に関する理解促進や早期発見などの認知症対策、高齢者の虐待防止などの権利擁護の事業を推進します。
- 3 高齢者が安全かつ快適に在宅生活や社会生活を送れるよう、福祉のまちづくりを推進します。
- 4 高齢者が生きがいを持って地域で暮らすことができるよう、就労の促進を支援するとともに、社会参加・生きがいづくりにつながる活動を促進します。

## 施策の体系





## 目標

指標名	基準値（H26）	目標値（H32）
要介護認定率	22%	22%

## 具体的施策

### 1 介護保険事業の推進

#### （1）介護保険給付サービスの充実

- ア 平成27年度（2015年度）から施行された「世羅町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、給付事業\*の適切な運営を行います。
- イ 介護認定審査会を適正に運営し、公平・公正な要介護認定に努めます。
- ウ 介護保険対象者が適切なサービスを受けられるよう、適切な情報の提供に努めるとともに、介護サービス事業者の質的向上を図るよう、適切な指導・助言を行います。

#### （2）地域支援事業の推進

地域の実情に応じた、地域住民によるボランティア団体など多様な主体の参画により、多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みづくりを推進します。

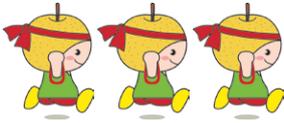
### 2 地域包括ケアシステムと権利擁護の推進

#### （1）地域包括ケアシステムの推進

地域や関係機関、行政が役割分担をしながら一体となって支援を行う、地域包括ケアシステムの強化を図ります。また、介護保険事業による支援だけでは在宅生活が困難な高齢者の有無などについて実態把握を進めるとともに、在宅生活の課題が明らかとなった場合は、必要な対応策を検討します。

#### （2）介護福祉人材の確保・定着

介護福祉人材の不足に対応するため、介護福祉に関する正しいイメージの普及に努めるとともに、人材の確保・定着に向けた取り組みを進めます。



### (3) 認知症対策の推進

- ア 認知症に関する情報発信や相談支援を充実し、認知症に関する理解促進や早期発見に取り組むとともに、認知症高齢者への早期対応を行う認知症初期集中支援チームの設置を進めます。
- イ 認知症高齢者の地域生活を支援するため、認知症地域支援推進員を設置し相談業務を充実させるとともに、適切なサービス提供の流れを示す「認知症ケアパス」の作成に努めます。

### (4) 権利擁護の推進

高齢者の意思を尊重し、尊厳が守られるよう、高齢者虐待の防止及び相談支援に努めるとともに、権利擁護事業のPR及びサービスの利用促進を図ります。

## 3 安心して生活できるまちづくり

### (1) 自治センターを活用した仕組みづくり

- ア 地域の活動拠点である自治センターを活用した、高齢者、子育て中の親、子ども、障害者、住民などが交流し、互いに支え合う仕組みづくりを促進するとともに、必要に応じて設備の整備も支援します。
- イ 自治センターを拠点とした、健康づくり活動、生涯学習活動などの実施も促進します。

### (2) 見守り体制の推進

配食サービス事業、相談員による巡回サービス事業そして町内事業者による見守り事業などにより、高齢者の見守り体制の整備を推進します。

### (3) 高齢者の住まいの確保

- ア 高齢者が住み慣れた地域で自立し、生活を営んでいけるよう、生活の拠点となる住まいの場の確保に努めます。
- イ 高齢者の在宅生活の実態把握などを踏まえ、高齢者向けの住まいの必要性について検討します。

### (4) 福祉のまちづくりの推進

- ア 高齢者が安全で安心して暮らせるように、交通安全対策、公共施設のバリアフリー\*化の推進や、ユニバーサルデザイン\*\*を取り入れた生活環境整備に努めます。
- イ 災害など緊急時における適切な対応を図るため、緊急通報システムの充実や地域における高齢者の支援体制の確立を推進します。
- ウ 高齢者の移動を支援するため、デマンド交通システムの利用促進を推進するとともに、地域内の移動についても支援します。

バリアフリー／高齢者や障害者などが生活する上で、行動の妨げとなる物理的な障壁や人々の心に内在する障壁など、すべての障壁を取り除く考え方。

ユニバーサルデザイン／年齢や能力にかかわらずすべての人々が利用可能であるよう、製品、建物、空間をデザインする考え方。



## 4 社会参加と生きがいづくり

### (1) 就労の促進

元気な高齢者が働くことができる地域社会づくりに向けて、高齢者がそれぞれの知識や経験を活かした就労機会を確保するために、シルバー人材センターの運営などを支援するとともに、関係機関との連携を強めます。

### (2) 社会参加・生きがいづくりの促進

- ア 老人クラブの組織の強化や事業推進などを支援します。
- イ 食や運動などの健康に関する内容や音楽などの趣味・教養分野の講座の開催など、生涯学習の取り組みを進め、高齢者の生きがい活動の促進を図ります。高齢者が中心となって参加するスポーツ行事の活動支援も行います。
- ウ 健康的で誰もがいきいきと安心して暮らせる地域づくりを支援するため、ふれあい・いきいきサロン事業の推進を支援します。



敬老会



基本目標 1	健幸づくり
基本施策 1-2	少子高齢化への対応
施策 1-2-2	子育て支援の充実

### 現況と課題

わが国の出生率の低下は、将来における大きな問題となっており、少子化対策は社会全体で積極的に取り組むべき重要な課題となっています。

本町においても児童数は、過疎化や出生率の低下による少子化に伴い減少しており、その対応が必要となっています。

しかし、子育ての現状をみると、核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域のコミュニティの希薄化などにより、家庭や地域における子育て機能が低下し、保護者の子育てについての不安、特に経済的負担に対する不安が増大しています。

こうした子育てをめぐる環境の大きな変化に対応し、地域における子育て支援体制の充実に取り組んでいくことが求められています。

本町には、5カ所の町立保育所（うち2カ所は分園）と私立の認定こども園と幼稚園がそれぞれ1カ所ずつ運営されておりますが、今後児童数の減少や、保育ニーズの多様化に対応し、幼児保育、保育施設の適正配置の検討とあわせ、保育内容のより一層の充実を図ることが必要となっています。

一方、地域における子育て支援体制として、平成18年度（2006年度）に、子育て支援センターを設置するとともに、ファミリー・サポート・センター事業を開始しました。

本町では、平成22年（2010年）3月に「世羅町次世代育成支援対策後期行動計画」を策定し、さらに平成24年（2012年）8月の「子ども・子育て関連3法」の制定に対応し、平成27年（2015年）3月に「世羅町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

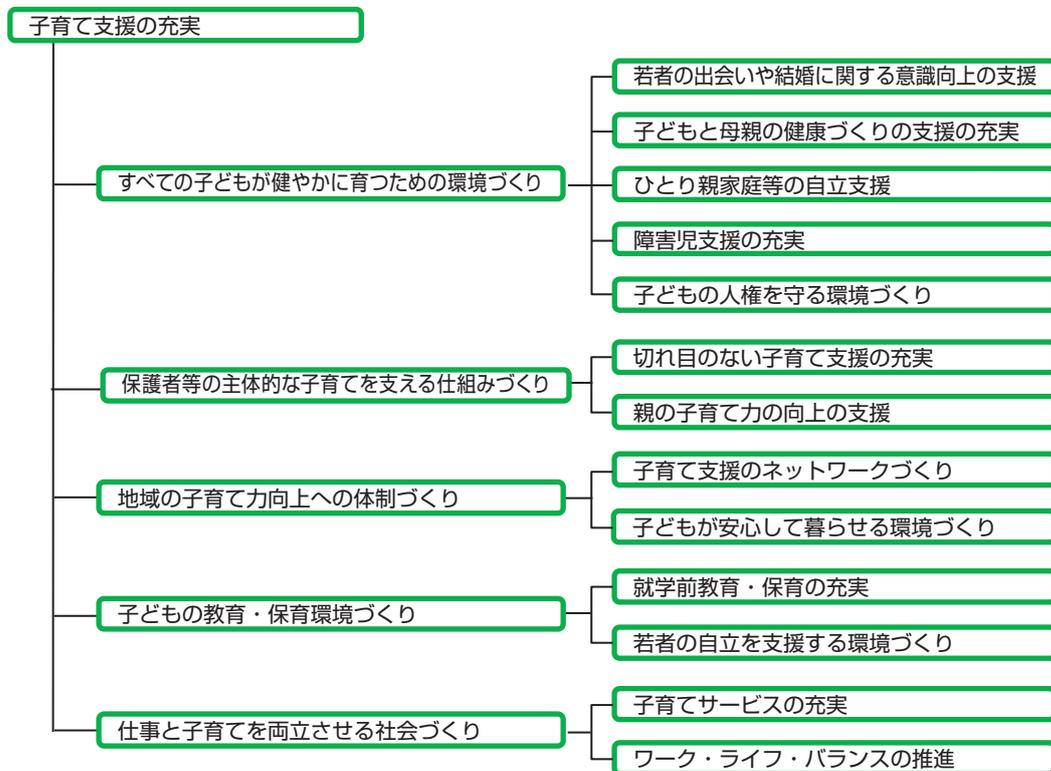
今後、「世羅町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てに関する包括的な相談・支援体制の整備と、地域全体で子育てを支援する仕組みを構築し、子育て家庭をはじめ、各地区住民組織、企業等の事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、協力して地域の子どもを育み、健全な地域社会を形成していくことが必要です。



## 施策の方針

- 1 結婚や出産を希望する若者を支え、すべての子どもが健やかに育つための環境づくりを図るため、子どもと母親の健康づくりの支援の充実、ひとり親家庭等の自立支援、障害児支援など、妊娠・出産から子育てにわたる切れ目のない支援を推進します。
- 2 保護者等の主体的な子育てを支えるため、子育てに関する包括的な相談・支援がワンストップでできる体制を整備し、子育て支援事業の充実、親の子育て力の向上の支援を推進します。
- 3 地域の子育て力向上への体制づくりを図るため、子育て支援のネットワークづくり、子どもの人権を守る環境づくり、子どもが安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。
- 4 子どもの教育・保育環境づくりを図るため、就学前教育・保育の充実、教育環境の充実、若者の自立を支援する環境づくりを推進します。
- 5 仕事と子育てを両立させる社会づくりを図るため、保育サービスの充実、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

## 施策の体系





## 目標

指標名	基準値（H26）	目標値（H32）
合計特殊出生率	1.86	1.93
出生数（延べ数）	—	569人
婚姻件数	58件	58件以上
子育て世代包括支援センターの利用人数	—	6,700人
出会いの場への参加者数	—	30人
ファミリー・サポート・センター提供会員数（累計）	100人	125人
子育て情報キッズメルマガ登録会員数（累計）	219人	270人
子育てサークル・サロンの開設数	—	5カ所
未満児保育定員数	128人	170人
病後児保育利用者数（延べ数）	—	200人
放課後児童クラブ登録者数	108人	190人
総児童数に対する放課後子供教室参加児童の割合	33%	40%

## 具体的施策

### 1 すべての子どもが健やかに育つための環境づくり

#### (1) 若者の出会いや結婚に関する意識向上の支援

若者の出会いや結婚に関する意識や関心が高まり、妊娠・出産に希望が持てる環境づくりを推進します。

#### (2) 子どもと母親の健康づくりの支援の充実

ア 乳幼児期から望ましい食習慣を身に付け、「食」を通じた健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、子どもの成長に応じた食育を推進します。

合計特殊出生率／15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。



- イ 子どもを安心して産み育てることができるよう、妊娠・出産期における母親と子どもの健康を確保するための支援を行うとともに、育児不安の解消や虐待防止の観点から、情報提供体制や相談体制の充実を図ります。
- ウ 性や喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の普及など、学童期・思春期における心身の健康の向上を図るための取り組みを推進します。

### (3) ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、就労支援や相談など、経済的支援を行います。

### (4) 障害児支援の充実

障害のある子どもの社会的な自立を促進するため、早期の相談・指導を図り、個々の年齢や障害等の程度などに応じた教育・保育、専門的な療育を提供するとともに、保護者、介護者の負担軽減等に努めます。

### (5) 子どもの人権を守る環境づくり

- ア 養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど虐待を未然に防ぐための取り組みを推進するとともに、子育てに不安や負担感を持つ保護者が、気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。
- イ 貧困による格差の拡がりから、子どもの教育や進学を狭めたり、貧困が連鎖することのないよう、貧困家庭の自立を支援するとともに、子どもの学習支援などの取り組みを推進します。

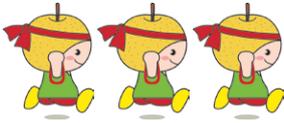
## 2 保護者等の主体的な子育てを支える仕組みづくり

### (1) 切れ目のない子育て支援の充実

- ア 妊娠・出産から子育て支援に関する包括的な支援窓口を整備し、子育て中の親同士が交流する場や相談・情報提供の場の提供など、すべての子育て家庭を対象とした子育て支援の充実を図ります。
- イ 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに定住を促進するため、保育料や医療費等の助成を行います。

### (2) 親の子育て力の向上の支援

子育て中の親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てにかかわる情報提供や相談、学習機会や親子のふれあいの機会の提供の充実を図ります。また、子育て中の親同士や、子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。



### 3 地域の子育て力向上への体制づくり

#### (1) 子育て支援のネットワークづくり

- ア 子育てを地域全体で支えるため、ファミリー・サポート・センター事業の活性化や、各地区の子育て支援団体など地域の関係機関の連携強化を図ります。
- イ 地域の子育て力の向上を図るため、地域で子育てをする団体の活動支援を行うとともに、子育て支援を担う人材育成を行います。
- ウ すべての子どもが放課後や休日、夏休み等の長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくり、地域の人とともにさまざまな体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。

#### (2) 子どもが安心して暮らせる環境づくり

- ア 子どもを交通事故等から守るため、安全な道路環境の整備を進めるとともに、交通安全対策の実施や救命・救急等の習得に努めます。
- イ 子どもを犯罪の被害から守るため、家庭や地域との情報連携や防犯意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避できるよう防犯知識の周知を図ります。

### 4 子どもの教育・保育環境づくり

#### (1) 就学前教育・保育の充実

- ア 乳幼児期の重要性や特性を踏まえるとともに多様化する保育需要に対応し、就学前教育・保育を安定的に提供できるよう、施設の適正配置と、質的向上を図ります。
- イ 幼児期の教育・保育と就学後の教育の連続性を踏まえ、保幼小連携の体制充実を推進します。

#### (2) 若者の自立を支援する環境づくり

次代の親となる子どもが、結婚し男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義、子どもや家庭の大切さについて理解することができるよう、意識啓発の充実を図ります。

### 5 仕事と子育てを両立させる社会づくり

#### (1) 子育てサービスの充実

- ア 子どもの数や保育所等への入所需要の動向を把握し、保育所、認定こども園、幼稚園の適正配置に努めるとともに、良質な保育サービスの提供を確保するため、民間施設も含めた保育所施設の運営支援を行います。



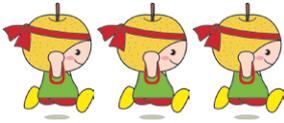
- イ 保護者の多様な就労形態や子育てニーズに対応した、多様な子育てサービスの充実を図ります。
- ウ 児童が放課後等を安心・安全に過ごすことができるよう、放課後児童クラブの充実を図るとともに、多様な体験・活動を行うことができるような放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的または連携して実施する放課後子ども総合プランによる事業を計画的に取り組みます。

## (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ア 育児休業や看護休暇などの各種法制度の普及・定着や、子育てしやすい勤務形態の導入など、事業主等に対して積極的な子育て支援への取り組み、職場環境の整備を促します。
- イ 個人、事業主、地域など、社会全体における、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに向けての意識啓発を図ります。



ファミリー・フェスタ



### 第3節 基本施策 1-3 地域福祉の充実

基本目標 1	健幸づくり
基本施策 1-3	地域福祉の充実
施策 1-3-1	地域福祉社会の形成

#### 現況と課題

生活の基盤である家庭や地域の形態、機能の変化に伴い、福祉を取り巻く状況は複雑化し、住民の福祉ニーズも多様化、高度化しています。

こうした中で、障害者福祉に関しては、平成 24 年（2012 年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が公布されたほか、平成 23 年（2011 年）には障害者の定義の見直しなどを内容とする「障害者基本法」の一部改正が実施されました。

子育て支援に関しては、平成 24 年（2012 年）に成立した「子ども・子育て関連 3 法」により、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、保育所などの整備を計画的に進めることとなりました。

また、高齢者福祉に関しては、平成 26 年度（2014 年度）の介護保険制度の改正により、介護予防給付のうち通所介護・訪問介護サービスが、市町村により運営される地域支援事業に移管されることが決定されました。

このように、近年、国の福祉施策には大きな変化が生じています。

本町においては、行政や社会福祉協議会を中心とした関係機関や各種団体などの協力を得て、各種福祉施策を推進しています。しかし、財政状況が厳しい中で、すべての福祉サービスを公的サービスに依存していくには限界があり、援助を必要とする人々が家庭や地域で、安心して充実した生活を送るためには、住民の相互扶助による互いに支え合う地域福祉の役割をより高めていくことが求められます。

今後も、住民一人ひとりの福祉に対する正しい認識と理解を深め、住民の相互扶助による、共に支え合う地域福祉社会を構築していくことが必要です。

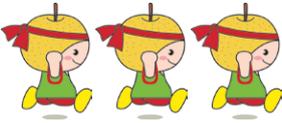


### 施策の方針

- 1 あらゆる機会を通じて、住民の社会福祉意識の高揚を図るとともに、住民の自主的な福祉活動への参加を促進します。
- 2 社会福祉協議会を中心に住民や民間団体による多様な地域福祉活動を支援し、地域福祉ネットワークの強化を図ります。

### 施策の体系





## 具体的施策

### 1 福祉意識の高揚

#### (1) 広報・啓発の充実

福祉に対する正しい認識と理解を深め、ボランティア活動などへの自主的な参加を促進していくため、広報・啓発の充実を図ります。

#### (2) 学校教育及び社会教育における福祉活動の促進

学校教育や社会教育において、福祉活動の取り組みを行うとともに、各種団体との交流などを促進します。

### 2 地域福祉活動の推進

#### (1) 民間福祉活動との連携

民生委員児童委員や社会福祉法人・ボランティア団体・NPO など民間福祉団体の活動を支援し、その育成・強化を図るとともに、関係団体相互の連携・協力を促進します。

#### (2) 福祉活動の支援

- ア 多様化する福祉ニーズに的確に対応するため、社会福祉協議会などと連携し、福祉についての情報提供、講習・研修や講座の開設等を通じた人材の育成を推進します。
- イ 各地区住民組織や地域の各種団体・グループの自主的なボランティア活動や住民相互扶助活動を支援します。
- ウ 自治センター、集会所など身近な施設の有効利用など、地域福祉について、住民が活動しやすい環境づくりを行います。



基本目標 1	健幸づくり
基本施策 1-3	地域福祉の充実
施策 1-3-2	障害者福祉の充実

### 現況と課題

人口減少に伴い障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加しています。また、発達障害の特性を持ち困難に直面する人も増加しています。

国においては、地域における障害者の自立を支援する観点から、平成 17 年（2005 年）に「障害者自立支援法」が制定され、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療費について、一元的に提供する仕組みづくりが進められています。

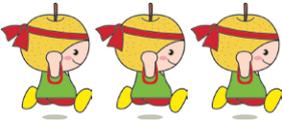
平成 23 年（2011 年）に、障害者の定義の見直しなどを内容とする「障害者基本法」の一部が改正され、平成 25 年（2013 年）には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が一部施行、平成 26 年（2014 年）に完全施行され、障害者の範囲に難病が加えられるなど制度改正が行われました。

こうした中、平成 24 年（2012 年）には「障害者虐待防止法」が施行され、平成 25 年（2013 年）には「障害者差別解消法」が制定されるなど、障害のある方への施策の充実が図られてきています。

本町においては、平成 19 年（2007 年）3 月に「地域で支え合い 一人ひとりが輝く 共生のまち」の実現をめざし、障害者福祉に関する 2 つの計画を一体的に策定しました。平成 19 年度（2007 年度）から平成 28 年度（2016 年度）までの 10 年間を計画期間とする「世羅町障害者基本計画」と、平成 18 年度（2006 年度）から平成 20 年度（2008 年度）までの 3 年間を計画期間とする「世羅町第 1 期障害福祉計画」です。

その後、「世羅町第 2 期障害福祉計画」（平成 21 年度（2009 年度）～平成 23 年度（2011 年度））、「世羅町第 3 期障害福祉計画」（平成 24 年度（2012 年度）～平成 26 年度（2014 年度））を策定し、平成 27 年（2015 年）3 月には「世羅町第 4 期障害福祉計画」を策定しました。

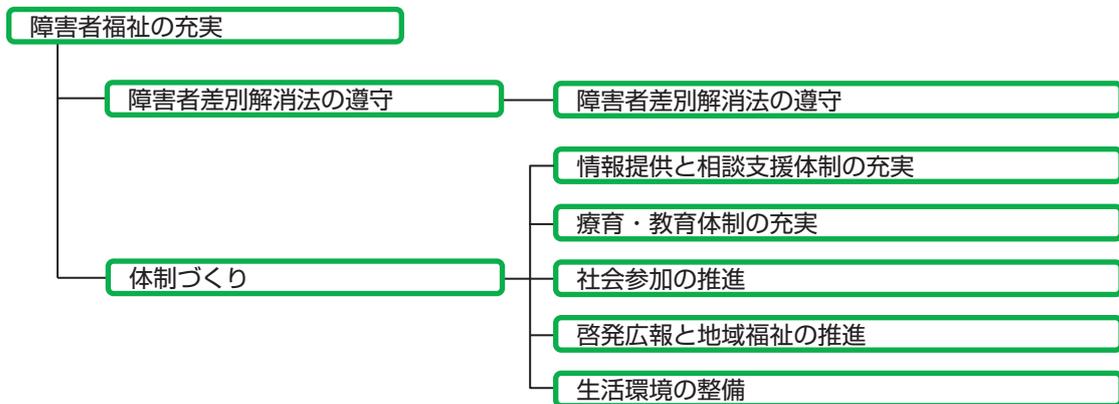
今後は、世羅町自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携し、諸制度の適切な利用や相談体制の充実などを通じて、実態に応じた適切な支援を行い、生活の安定を図るとともに、自立を促進していくことが必要です。



## 施策の方針

- 1 障害者差別解消法の遵守を促進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人権を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて、障害者差別の解消を推進します。
- 2 相談支援事業を推進し、障害者やその家族からの福祉に関する各種相談に応じ、情報提供・助言、関係機関との連携など、福祉サービスの提供を支援するためライフステージに応じた相談支援体制づくりの強化を図ります。

## 施策の体系





## 具体的施策

### 1 障害者差別解消法の遵守

#### (1) 障害者差別解消法の遵守

障害者差別解消法に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて、障害者差別の解消を推進します。

### 2 体制づくり

#### (1) 情報提供と相談支援体制の充実

障害者の自己決定とその立場に立ったサービス提供を前提に、安心してサービスを利用できるよう量及び質の確保を図るとともに、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう適切な情報提供と相談支援体制の充実を図ります。

#### (2) 療育・教育体制の充実

障害児などが社会の一員として、主体性を発揮し、自己実現をめざした生きがいのある生活が送れるよう、それぞれの特性に応じた適切な療育及び教育の充実を図ります。

#### (3) 社会参加の推進

- ア 障害者が就労を通じて社会参加を果たし、地域で自立した生活が送れるよう、障害者の働く権利、多様な雇用・就労の実現を図ります。
- イ 身近な地域での文化活動をはじめ、スポーツ・レクリエーションなどのさまざまな活動にも参加することで、生きがいのある生活が送れるよう支援します。

#### (4) 啓発広報と地域福祉の推進

- ア 障害者（児）が、地域社会の一員として自分らしく生活し、地域活動へ参画するなど自己実現を可能とするため、偏見や誤解を取り除くことはもとより、障害者（児）が直面する問題を地域の問題と認識するため、普及啓発活動や共に活動する機会を提供し、共生社会の実現をめざします。
- イ 各地区の自治センターを中心として、高齢者、子育て中の親、子ども、障害者、住民などが交流し、互いに支え合う仕組みづくりを促進するとともに、必要に応じて設備の整備も支援します。



### (5) 生活環境の整備

- ア 障害の有無に関わらず、誰もがその能力を最大限発揮し、安全安心に生活できるよう、ハード・ソフト両面での社会のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。
- イ 障害者の移動手段を確保するため、自動車運転免許証取得費・改造費助成制度や、移動に係る交通費の負担を軽減するための通院助成金支給制度を継続します。



基本目標 1	健幸づくり
基本施策 1-3	地域福祉の充実
施策 1-3-3	住民福祉の充実

### 現況と課題

すべての人が安心して暮らし、安らぎを感じることのできる社会を形成していくため、援助を必要とする人に対し、適切な支援を行うことが、住民福祉の基本的原則です。

国においては、戦後から高度成長期にかけて、現在の社会福祉の基礎となる法制度を創設してきました。生活困窮者対策としては、昭和 21 年（1946 年）に旧生活保護法が制定されました。昭和 25 年（1950 年）には日本国憲法の施行に伴い「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するため、生活保護法が全文改正されました。

ひとり親家庭の支援制度としては、昭和 36 年（1961 年）に児童扶養手当法が制定され、昭和 39 年（1964 年）に母子福祉対策を総合的に推進することを目的とした母子福祉法が制定されました。

しかし、近年の経済状況や高齢化の進行、離婚の増加などの社会状況などを反映し、生活に困窮する人やひとり親家庭が増加しています。わが国の生活保護受給者数は、平成 7 年（1995 年）には約 88 万人でしたが、その後は増加に転じ、平成 27 年（2015 年）4 月時点では過去最高の 216 万人に達しています。

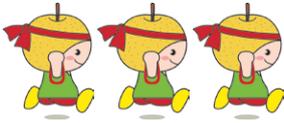
このような状況のもと、平成 25 年（2013 年）に生活困窮者自立支援法が制定され、生活保護に至る前の自立支援策の強化が図られることになりました。

世羅町においては、民生委員児童委員との連携による生活相談や情報提供に取り組んできたほか、ひとり親家庭の町営住宅の優先入居や医療費の助成制度などを実施してきました。

今後は、民生委員児童委員をはじめとする関係機関と連携し、生活相談や情報提供の充実、諸制度の適切な利用などを通じて、生活の安定を図るとともに、就労支援などを拡充し、自立を促進していくことが必要です。

社会保険制度のうち、国民健康保険事業については、高齢化の進行や生活習慣病の増加などにより医療費が増加しています。健康づくりの推進や適正な受診を促進し、健全な運営をしていくことが必要です。また、平成 30 年度（2018 年度）に予定されている広島県への運営の移管を円滑に推進していきます。

国民年金については、全国的に若年者を中心として、将来の年金制度への不安が高まり、未加入者や未納者が増加していることから、無年金者の発生防止と年金制度の維持に向けて、対象者の加入促進に取り組んでいくことが必要です。



## 施策の方針

- 1 ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るよう、相談・指導体制の充実を図るとともに、生活支援や経済的自立に向けた支援の充実に努めます。
- 2 生活困窮者の生活の安定を図り、自立を促進していくため、相談・指導の充実や各種施策・制度の有効な活用を図ります。
- 3 国民健康保険事業の健全経営に努めるとともに、運営の広域化に向けた取り組みへの対応を推進します。また、無年金者の発生を防ぐため、国民年金制度の周知徹底と対象者の加入促進を図ります。

## 施策の体系





## 具体的施策

## 1 ひとり親家庭の福祉の充実

## (1) 相談・指導体制の充実

生活の安定と自立支援を図るため、社会福祉協議会、民生委員児童委員などとの連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

## (2) 生活の安定と自立の支援

- ア ひとり親家庭の医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。
- イ 生活の安定を図るため、町営住宅への優先入居など生活支援の充実を図ります。
- ウ 経済的自立を促進していくため、各種施策・制度の周知と有効な活用を促進するとともに、関係機関と連携し、雇用情報の提供や技能・資格の取得支援を行います。

## 2 低所得者福祉の充実

## (1) 生活保護制度の適正な運用

生活困窮者の実情の把握に努め、生活保護制度の適正な運用に努めます。

## (2) 自立の支援

- ア 自立を促進していくため、民生委員児童委員との連携を強化し、生活相談や情報提供を通じた指導助言の充実を図ります。
- イ 経済的自立と生活意欲を助長していくため、各種施設・制度の有効な活用を図ります。

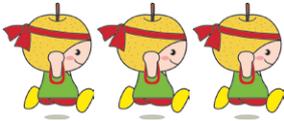
## 3 社会保険制度の適正な運営

## (1) 国民健康保険の健全運営の推進と広域化への対応

- ア 国民健康保険事業の健全運営を推進するため、適正受診対策を推進するとともに、被保険者の健康意識の向上を図ります。また、保険税の適正な賦課に努めるとともに、負担の公平を図るため、収納率の向上を図ります。
- イ 運営の広域化に向けた取り組みへの対応を推進します。

## (2) 国民年金制度への加入の推進

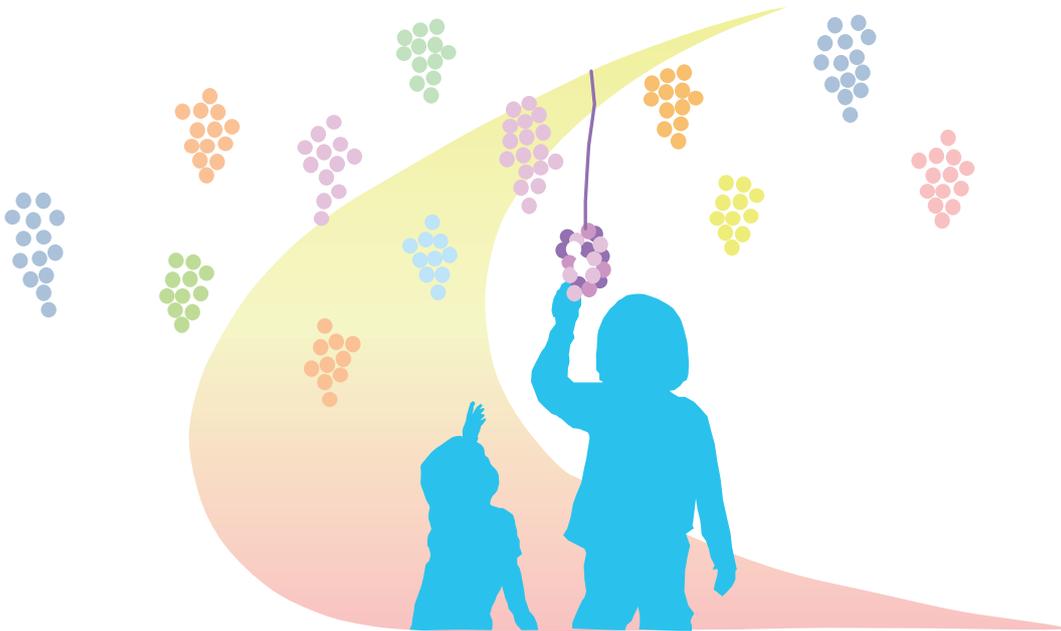
- ア 無年金者の発生を防止するため、国民年金制度についての広報・啓発活動を充実し、年金制度の普及・周知徹底と対象者の加入の促進に努めます。
- イ 未納者の実態把握や、保険料の申請免除制度の周知に努めます。



## 第2章

# 基本目標2 ものづくり

—ひととしごとの活力があふれる産業のまちづくり—



### 基本目標2 『ものづくり』の施策体系

#### 基本施策2-1 産業の振興

農林業の振興

商工業の振興

観光の振興



## 第1節 基本施策 2-1 産業の振興

基本目標 2	ものづくり
基本施策 2-1	産業の振興
施策 2-1-1	農林業の振興

### 現況と課題

本町の農業は、地域経済を支える基幹的産業であり、食料の安定供給をはじめ、自然環境の保全など地域社会の発展に大きな役割を果たしています。

平成 22 年（2010 年）の農林業センサスによると、販売農家数は 1,783 戸で、減少傾向で推移しています。販売農家数の専兼別割合は、専業農家が 22.5%、第 1 種兼業農家が 13.1%、第 2 種兼業農家が 64.3%で、第 1 種兼業農家の占める割合が高まっています。

販売農家の農業就業人口は、平成 22 年（2010 年）に 2,242 人で、65 歳以上が 77.6%を占め、高齢化が目立ち、担い手の確保などその対応が緊要な課題となっています。

販売農家の経営耕地面積は、平成 22 年（2010 年）に 1,917ha で水田を主としていますが、減少傾向で推移しており、耕作放棄地は平成 22 年（2010 年）には 292ha（土地持ち非農家を含む）と増加の一途を示しています。

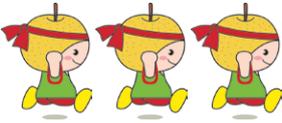
主要農畜産物は、鶏卵、米、豚、肉用牛、梨、大豆等で、町内農業生産額は平成 24 年度（2012 年度）に約 60 億円で県全体の 8.8%を占め、県内の主要農業生産地の一つとなっています。

本町では、昭和 20 年（1945 年）代から農業生産基盤の整備に着手しており、全水田面積におけるほ場の整備済み面積の割合は、平成 24 年度（2012 年度）末時点で 79.5%に達しており、集落営農の法人化も進展しています（平成 27 年（2015 年）における農業経営体の法人のうち集落農場型農業生産法人（集落法人）数は 37 経営体で県内第 1 位）。

また、平成 18 年（2006 年）4 月には、せら夢公園が開園し、世羅町における農業、6 次産業、観光が連携した新たな産業振興の中核的拠点としての役割を發揮しています。

しかし、反面では、高齢化、過疎化の進行により担い手が減少しており、地域農業の持続と活性化を図り、県内の主要農業生産地域としての地位を維持していくことが大きな課題となっています。

このため、生産基盤の整備、集落法人化の促進や新たな企業的経営体の育成支援などの地域営農体制の強化、担い手の育成・確保、安全で高品質な農産物づくり、6 次産業の展開など、時代の変化に対応し、効率的で多彩な農業の展開に積極的に取り組み、産業として自立できる農業の確立が重要です。



畜産は、本町の農業生産の基幹部門として大きな役割を果たしています。平成22年（2010年）においては、採卵鶏の飼養羽数が1,603,500羽で県内第2位、肉用牛の飼養頭数が2,208頭で県内第4位となっているほか、ブロイラー、乳用牛、豚の飼育も盛んに行われています。しかし、畜産についても高齢化が進行しており、後継者の育成や担い手の確保などが課題となっています。

また、持続的で生産性の高い経営の確立に向けて、自給飼料基盤に立脚した飼養頭羽数の拡大を推進し、生産から流通までを含めた経営の合理化により消費者から支持される畜産物の安定供給の実現を図ることが必要です。

林業についてみると、本町の森林面積は、平成27年（2015年）時点で18,898haとなっています。このうち私有林の割合は98.2%で、森林のほとんどを占めています。林種別では、民有林に占める人工林の割合は18.0%で、広島県平均の30.9%を下回る低水準となっています。

林業家数は、平成22年（2010年）時点において2,514戸で、平成12年（2000年）を4.6%下回っており、減少傾向が続いています。規模別では5ha未満の林業家が7割超を占めていますが、その推移をみると、町全体の林業家数と同様に減少を続けており、木材価格の低迷、林業従事者の高齢化などに伴い、林業生産活動や森林管理が弱体化しているのが実態です。

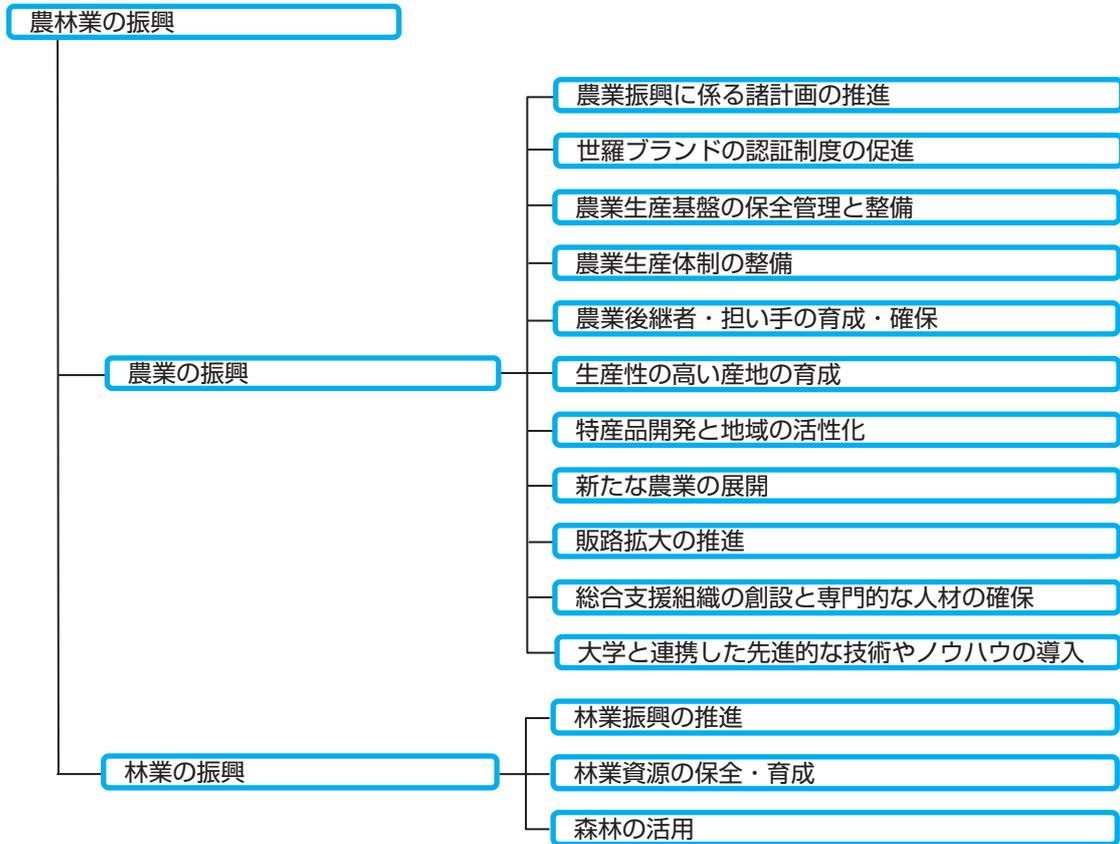
しかし、森林は、国土保全など重要かつ多様な公益的機能を有しており、森林への理解と愛着を高めながら、豊かな森林資源の保全に取り組んでいくことが必要です。

### 施策の方針

- 1 農業の発展と活性化を図るため、調整池などの既存ストックの維持保全・有効活用や農業生産基盤、農業振興体制の整備を進め、農地の保全と農業経営の安定・合理化を推進するとともに、地域の特性を活かした新たな農業を展開します。
- 2 森林の多面的機能を図るため、豊かな森林づくりを推進するとともに、森林の多様な活用を図ります。



施策の体系



目標

指標名	基準値 (H26)	目標値 (H32)
新規就農者数 (延べ数)	—	50人
世羅ブランド認証付与件数 (延べ数)	—	60件
ほ場整備率	79.5%	81.0%
世羅産業創造大学卒業者数 (延べ数)	—	30人
認定農業者 (認定新規就農者含む) (累計)	150人	210人
6次産業化 (認定) 支援件数 (延べ数)	—	2件



## 具体的施策

### 1 農業の振興

#### (1) 農業振興に係る諸計画の推進

農業振興にあたっては、「世羅町農業振興ビジョン」等の農業振興に係る諸計画を指針として、総合的な振興に努めます。

#### (2) 世羅ブランドの認証制度の促進

世羅町の農産物、食などの品質が優れていることを消費者に周知するとともに、中長期的な観点から付加価値向上と販路拡大を図るため、農林水産物、特産品などに関する世羅ブランドの認証制度を促進します。

#### (3) 農業生産基盤の保安全管理と整備

ア これまで長年実施してきた土地改良事業による膨大な量の既存ストックがあり、今後永続的に農業生産活動を行うためには、これらの維持保全を図る必要があります。そのため補助制度を活用した施設保全対策を実施します。

イ 農業生産の効率化や農業経営の安定化を図るため、ほ場整備、農道整備、ため池整備、水路等農業生産基盤整備を計画的に実施します。

#### (4) 農業生産体制の整備

ア 農地を効率的に活用し、耕作放棄地の利用を促進するため、農地中間管理機構との連携、地域における営農体制の強化、多様な農業の振興を推進し、農地の流動化・集積化を促進します。

イ 耕作放棄地の発生を防止し、集落単位の中山間地域農業の維持保全と振興を図るため、中山間地域等直接支払制度の効果的な活用を推進します。

ウ 農業経営の効率化を図り、生産性の高い農業を推進していくため、集落農場型農業生産法人の設立を促進します。

エ 農業関係の企業的経営体や農外企業の誘致を積極的に推進し、農業法人の育成と新たな就業の場の確保を図ります。

オ イノシシなどの有害鳥獣による農産物被害の防止対策を推進します。

#### (5) 農業後継者・担い手の育成・確保

ア 認定農業者の確保と拡大を図るとともに、各関係機関と連携し、技術指導や経営指導、各種研修を実施し、若年農業後継者の育成を図ります。

イ 意欲的に農業に取り組む農家に対し、農地の集積等規模拡大に向けた支援を図り、認定農業者の育成確保に努めます。



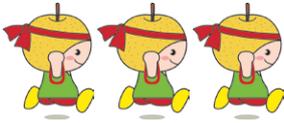
- ウ 多様な担い手の確保と育成を図るため、農業後継者の自主的な活動グループの育成に努めます。
- エ 高齢者や女性・定年退職者が地域営農においてその役割を発揮できるよう、総合的な就農支援対策を推進します。
- オ 県や農業協同組合との連携を図り、個別農家や農業経営法人の指導体制を強化し、経営感覚の向上を促進します。
- カ 世羅産業創造大学の運営を継続し、独立・自営就農者や雇用就農者の育成に向けた栽培技術や経営管理能力などの教育カリキュラムを提供します。
- キ 新規就農と移住に関するワンストップ・サービスを提供するほか、お試し居住できる制度を創設します。また、新規就農後に、交流できるようにするため、新規就農者のコミュニティ形成を促進します。

#### (6) 生産性の高い産地の育成

- ア 水稻については、農地の流動化・集積化による経営基盤の拡充を促進し、低コストで効率的な農業経営を推進します。また、「売れる米づくり」の実現を図るため、特別栽培米の生産拡大に取り組むほか、米価変動に対応するため、飼料用米・麦・大豆・園芸作物などの生産拡大も推進します。
- イ 野菜・果樹・花きについては、施設化を推進するとともに、ブランド化の推進など消費者ニーズの的確な把握による生産振興や観光農園の活性化を推進します。果樹の老木化対策、生食用ぶどうの産地力強化、ワイン原料としてのぶどうの安定供給体制の確立なども推進します。
- ウ 畜産については、環境負荷の軽減を図るため、耕畜連携による有機資源の活用を図るとともに、コスト低減や品質の向上を促進し、経営体質の強化と健全化を推進します。  
また、後継者の育成や担い手の確保、企業的経営体の育成などに努めます。

#### (7) 特産品開発と地域の活性化

- ア 多様な果樹振興を促進し、「フルーツ王国せら」の確立を図ります。
- イ ブランド果樹としてのぶどう栽培をさらに促進し、特産品としてのぶどう振興を図るとともに、食材提供としての活用を進めます。
- ウ 地域の特産品・加工品の開発、世羅高原6次産業ネットワークなどへの支援を行い、地産地消の推進や観光農業の振興を図ります。
- エ 国や県の政策との整合性も図りながら、6次産業化戦略（仮称）を策定します。
- オ 米政策改革推進対策や品目横断的経営安定対策などの経営所得安定対策等大綱を踏まえた所得安定対策を推進します。



## (8) 新たな農業の展開

- ア 消費者ニーズに対応し、有機栽培や減農薬栽培などの環境保全型農業に取り組み、安全安心に裏づけされた地域特産品のブランド化を進めます。
- イ 体験農業、オーナー制度、農家民宿、農業をテーマとした地域イベントなどを通じた生産者と消費者、農村と都市との交流を促進します。
- ウ 農業の情報化を推進し、食と農に関する情報発信の充実を図ります。
- エ 若者担い手育成や産業活性化などについて、県立広島大学との包括的連携を進めます。

## (9) 販路拡大の推進

農業収益の拡大と安定化を図るため、農業協同組合との連携を強化するとともに、生産者などが町内外の流通業者を活用して販路を拡大する取り組みも支援します。

## (10) 総合支援組織の創設と専門的な人材の確保

担い手への農地の集積、園芸作物の導入と収益性向上のための営農指導、新たな商品開発やサービスの創出に取り組む6次産業化の推進、産直市場を拠点とした生産振興、補助事業や融資制度等の活用などさまざまな経営課題の解決に向けた相談窓口・指導體制の整備について検討します。また、農業振興を円滑に推進するため、広島県プロフェッショナル人材戦略拠点と連携し、栽培技術、マーケティング、販路拡大、輸出などに関する農業の専門的な人材の確保に向けて検討します。

## (11) 大学と連携した先進的な技術やノウハウの導入

先進的な技術やノウハウを導入するため、大学との連携を推進します。

## 2 林業の振興

### (1) 林業振興の推進

- ア 豊かな森林づくりを進め、安定した林業経営を推進していくため、その指針となる「世羅町森林整備計画」に基づき、取り組みの強化を図ります。
- イ 林業家の森林管理意欲の増進を促進するとともに、住民が森林の持つ多面的な機能を理解し、愛着を増進するよう、啓発の充実を図ります。

### (2) 林業資源の保全・育成

- ア 松枯れ対策をはじめとする森林・里山の整備・保全を、農地の荒廃対策と組み合わせながら推進します。
- イ 平成22年(2010年)に策定した「世羅町バイオマスタウン構想」に基づき、林地残材の活用などについても検討を進めます。



### (3) 森林の活用

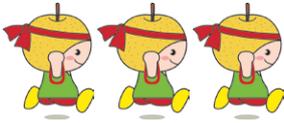
森林レクリエーションの場として、ハイキングや希少動植物の保護など、せら夢公園の未整備区域の整備促進により、充実した森林の活用を推進します。



たわわに実ったぶどう



青々とした水田



基本目標 2	ものづくり
基本施策 2-1	産業の振興
施策 2-1-2	商工業の振興

### 現況と課題

本町の小売業（民営事業所）は、平成 23 年（2011 年）に事業所数 200 事業所、従業者数 1,245 人となっています。

町内には、国道 432 号バイパス沿線等に売り場面積 1,000㎡以上の大型小売店舗が集積し、独立型の地区型商圈を形成していますが、日常生活の広域化に伴い、県内の他都市などへの買い物客の流出が続いています。また、旧道沿いの商業地においては、賑わい空間としての活力が失われつつあるため、新たな魅力づくりが求められています。

卸売業（民営事業所）は、平成 23 年（2011 年）に事業所数 24 事業所、従業者数 129 人となっています。

工業は、平成 25 年（2013 年）における従業者 4 人以上の製造事業所は 41 事業所、従業者数は 782 人、製造品出荷額等は 110 億円となっています。このうち製造品出荷額等は、平成 3 年（1991 年）に 381 億円に達しましたが、バブル崩壊後に急速に減少し、平成 15 年（2003 年）に 200 億円を下回ってからは、100 億円前後で推移しています。

今後は、時代に対応した経営の高度化、技術革新、人材育成支援など中小企業対策の強化を図り、商店街や既存企業の活性化を促進していくとともに、産業の育成、起業の支援、事業承継の促進などに取り組むことが必要です。

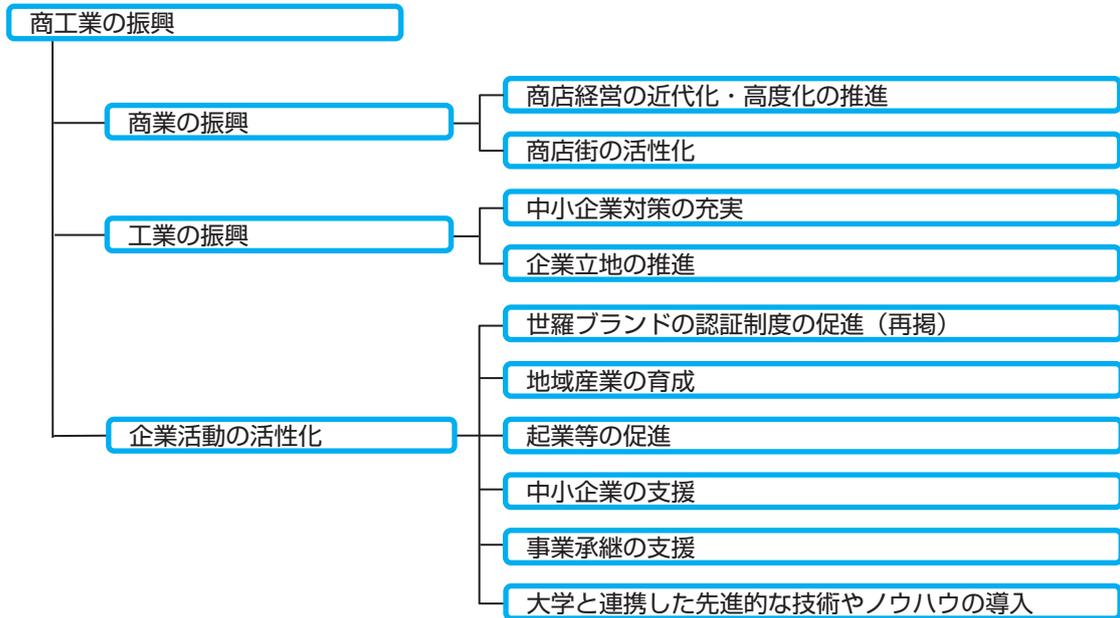
また、中国やまなみ街道の全線開通を契機とし、企業誘致の促進に取り組むとともに、平成 27 年（2015 年）5 月にオープンした「道の駅 世羅」の情報発信機能を活用し、観光客を町内の中心市街地や観光地などに誘引・回遊させることが必要です。

### 施策の方針

- 1 商店街の活性化を推進するため、商工会と連携し、多様な流通形態の変化に対応した商店経営の近代化・高度化を促進するとともに、魅力とにぎわいのある商業環境の整備を図ります。
- 2 中小企業対策の充実に努めるとともに、新たな企業立地を促進し、工業の振興を図ります。
- 3 企業活動の活性化を推進していくため、地域資源を活かした産業の育成や起業などを支援します。

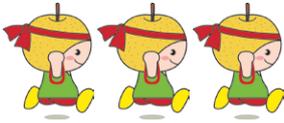


施策の体系



目標

指標名	基準値（H26）	目標値（H32）
創業支援者（創業者）数 （延べ数）	—	75件（45件）
企業誘致（ICT企業含む）件数 （延べ数）	—	13件
事業承継支援者数（延べ数）	—	19件
企業立地奨励金交付対象企業数 （延べ数）	—	5件
世羅ブランド認証付与件数 （延べ数）（再掲）	—	60件



## 具体的施策

### 1 商業の振興

#### (1) 商店経営の近代化・高度化の推進

- ア 小売店舗の経営指導体制などの強化を促進するため、その推進母体となる商工会の活動を支援します。
- イ 経営基盤の強化を図るため、各種融資制度の有効な活用を促進するとともに、人材の育成を支援します。
- ウ 消費者の多様なニーズに対応するため、商店の経営の近代化、高度化の取り組みを支援します。

#### (2) 商店街の活性化

- ア 商店街の活性化と魅力づくりを図るため、「世羅町都市計画マスタープラン」に基づいたまち並み整備を促進します。
- イ 「道の駅 世羅」における PR 活動を起点とした町内商店街などへの消費者の回遊を図ります。
- ウ 商工会と連携し、各種事業の助成など支援の充実を図るとともに、商店街の組織化、イベントの開催など、消費者のニーズに応じた商店街の多様な共同事業の展開を促進します。
- エ 都市計画用途地域指定に基づき、国道 432 号バイパス沿道などへの店舗の立地を促進します。

### 2 工業の振興

#### (1) 中小企業対策の充実

- ア 経営基盤の強化を図るため、商工会と連携し、経営の近代化・高度化を推進するとともに、各種融資制度の有効な活用を促進します。
- イ 世羅町の特色を活かした工業の振興を図るため、新たな経営発展に向けた取り組みなどを支援し、地域産業の活性化と雇用の確保を促進します。

#### (2) 企業立地の推進

- ア 中国やまなみ街道や世羅インターチェンジの整備などに対応し、企業立地環境の整備を進めるとともに、各種誘致活動を積極的に展開します。
- イ 情報通信基盤の整備を推進するとともに、ICT 企業などの誘致を促進します。



### 3 企業活動の活性化

#### (1) 世羅ブランドの認証制度の促進（再掲）

（詳細は「施策 2-1-1 農林業の振興」参照）

#### (2) 地域産業の育成

町内の農林水産、製造、販売、観光などの経営資源を融合させる6次産業や農商工連携の手法を積極的に活用することにより、これらの事業者が観光などから収益を獲得することを促進するとともに、原材料、仕入商品、外注サービスなども町内で調達し、その取引にかかる資金が町内で循環する仕組みを拡大させていきます。

#### (3) 起業等の促進

ア 起業の促進を図るため、創業支援事業計画<sup>\*</sup>を活用した経営、財務、人材育成、販路開拓など幅広い分野における継続的な支援や助成金の提供等を実施します。

イ ベンチャービジネス<sup>\*</sup>、SOHO<sup>\*</sup>などの起業を支援していくとともに、意欲ある企業・人材の受け入れ体制の充実を図ります。

#### (4) 中小企業の支援

域外需要を取り込む可能性を秘めた中小企業等を発掘し、成長を促進するため、経営革新計画の認定取得などの戦略策定の支援、経営相談員や専門家のみならず商工会や金融機関との提携関係などを活用した各種支援の提供を行います。

#### (5) 事業承継の支援

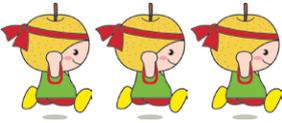
地元企業が培ってきた経営資源を次世代に引き継ぐことにより地域活性化を図るため、商工会、事業引継ぎ支援センターや金融機関などとの連携により、中小企業・小規模事業者の事業承継を支援するとともに、事業承継を契機とした後継者による新たな事業展開なども支援します。

#### (6) 大学と連携した先進的な技術やノウハウの導入

世羅町の産業に先進的な技術やノウハウを導入するため、大学との連携を推進します。

創業支援事業計画／産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、市区町村が創業支援事業者と連携して策定する計画。

ベンチャービジネス／高度な知識や新技術を軸に、革新的、独創的な経営を展開する知識集約の事業。  
SOHO／（Small Office Home Office）在宅や貸部屋において、情報通信技術を用いて独立して事業を営むこと。



基本目標 2	ものづくり
基本施策 2-1	産業の振興
施策 2-1-3	観光の振興

### 現況と課題

本町は、豊かな自然と穏やかな気候に恵まれ、観光農園を中心に、レクリエーション施設などが立地しています。

こうした特性を踏まえ、本町では、従来から果樹と花を中心とした観光農園による広域的な観光を展開し、「せら夢公園」、「道の駅 世羅」の開設や、統一した案内板の設置を行っており、世羅町観光協会や世羅高原6次産業ネットワーク等が積極的な活動を行っています。

また、農業観光施設の花観光、くだもの狩りなどのイベント、全日本モトクロス大会や中国実業団駅伝競走大会などのスポーツイベントが開催されています。

しかし、総観光客は平成26年（2014年）には約154万人となっており、ピークであった平成19年（2007年）の206万人に比べると約4分の3へと減少しています。総観光客の内訳をみると、県内客が約3分の2、日帰り客がほとんどで、自然探勝、大規模公園などを目的とする県内の手軽なレクリエーション地として位置付けられます。

また、1人あたりの観光消費額は県平均の2割程度にとどまっています。

今後は、産官学金さらには住民との相互連携を強化し、自然や農業など地域資源を活かした観光施設の魅力アップ、観光資源相互のネットワークの強化、今高野山に代表される本町の歴史・文化や、世羅高等学校の知名度を活かした「駅伝のまち」のPRなどの情報の発信や宣伝誘致活動の展開など、県内外からの入込客の増大を図り、周遊型・滞在型観光地の育成に向けた観光振興に取り組んでいくことが必要です。さらには、世羅ブランドを確立し、世羅町ならではの観光プログラムを創出するとともに、それらを農産物や特産品などと一体的にPR・販売していく手法についても検討が必要です。

また、平成27年（2015年）に全線開通した中国やまなみ街道と世羅インターチェンジ付近にオープンした「道の駅 世羅」を活用し、観光客を世羅町内に誘引・回遊させる取り組みが重要となっています。

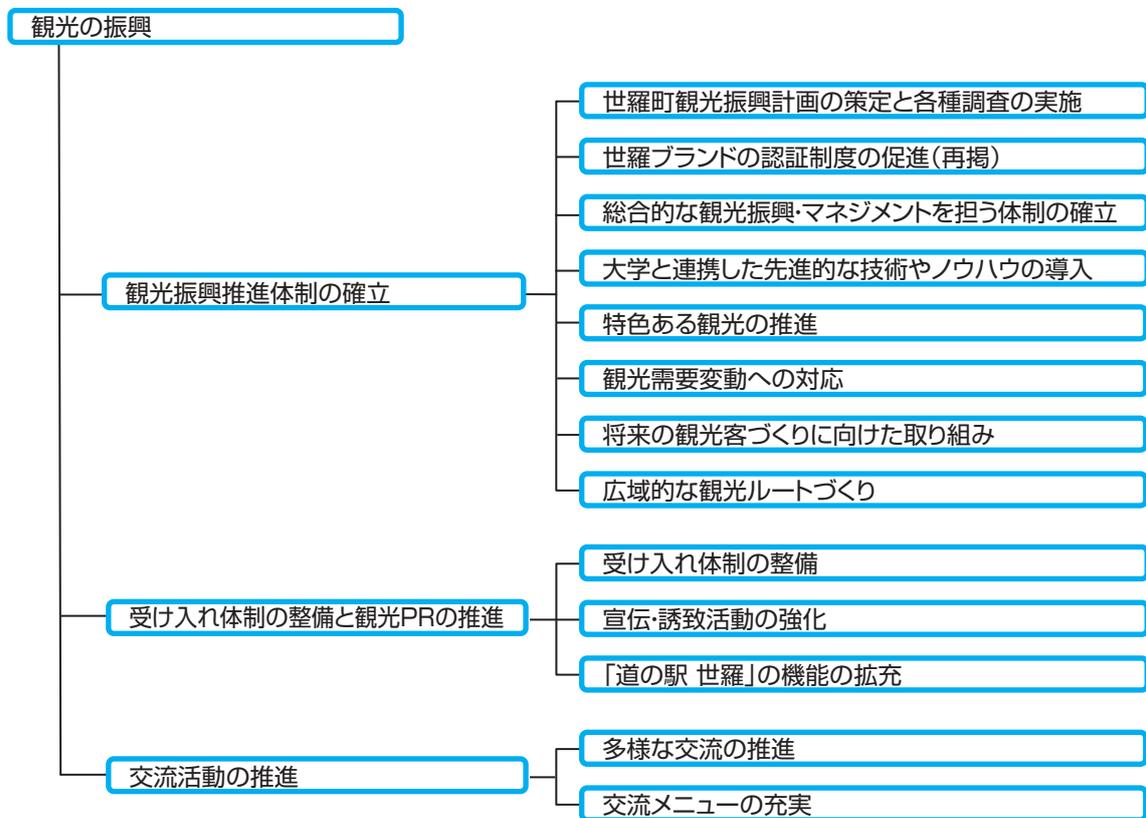
さらに、地域に存在する自然資源、観光・レクリエーション資源、歴史・文化資源などの多様な地域資源を活用し、都市と農村との交流・対話の拡大を推進し、交流人口の増大を通じて、地域の活性化を図っていくよう、本町の特性を活かした交流活動を積極的に推進していくことが必要です。



### 施策の方針

- 1 地域の特性を活かした特色ある観光を推進していくとともに、周遊型・滞在型観光ネットワークの強化など観光資源の有効活用を図ります。
- 2 地域が連携した推進体制を確立し、受け入れ体制を強化するとともに、観光・PRの充実を図ります。
- 3 地域資源を有効に活用し、都市との多様な交流を推進します。

### 施策の体系



### 目標

指標名	基準値 (H26)	目標値 (H32)
観光消費額	1,974百万円	2,300百万円
入込観光客数	1,295千人	1,690千人
「道の駅 世羅」の利用者数	—	62万人



## 具体的施策

### 1 観光振興推進体制の確立

#### (1) 世羅町観光振興計画の策定と各種調査の実施

- ア 産官学金連携により、世羅町観光振興計画（仮称）を策定します。
- イ 世羅町の観光に関する実態を定量的に把握するため、必要に応じて、統計データ分析やアンケートなどの各種調査を実施します。

#### (2) 世羅ブランドの認証制度の促進（再掲）

（詳細は「施策 2-1-1 農林業の振興」参照）

#### (3) 総合的な観光振興・マネジメントを担う体制の確立

観光振興をはじめとする地域づくりを推進するため、情報受発信や販売戦略などを一元的に行う仕組みを検討します。

#### (4) 大学と連携した先進的な技術やノウハウの導入

先進的な技術やノウハウを導入するため、大学との連携を推進します。

#### (5) 特色ある観光の推進

- ア 自然環境や果樹や花を中心とする農産物を活用した農業観光の充実を図ります。
- イ 今高野山など歴史・文化資源を有効に活用した観光の充実を図ります。
- ウ せら夢公園を観光拠点として、観光農園・自然体験レジャー施設等町内における観光資源を有効に活用し、魅力ある周遊型・滞在型観光ネットワークの形成を図ります。また、せら夢公園の観光拠点機能を充実します。
- エ 世羅高等学校の知名度を活かした駅伝大会やマラソン大会を継続するとともに、せら高原 RUNRUN プロジェクトなどを通じたスポーツ合宿の誘致などを実施します。
- オ 観光客と世羅町の人がふれあう機会を設けた“ふれあい型観光”の構築に取り組みます。

#### (6) 観光需要変動への対応

閑散期（冬季及び平日）の観光需要を高める、多様な観光プログラムづくりに取り組みます。

#### (7) 将来の観光客づくりに向けた取り組み

将来の観光客づくりにつなげていくため、都市の子どもたちに世羅町へ来てもらい、自然体験を通じて世羅町の素晴らしさを実体験する観光に取り組みます。



### (8) 広域的な観光ルートづくり

- ア 南北方向の幹線道路（中国やまなみ街道、しまなみ海道）と東西方向の幹線道路（山陽自動車道）の結節点に近く、広島空港まで約30kmという立地条件を活かし、他の自治体と連携し、広域的な観光ルートづくりを推進します。
- イ 他の自治体と連携し、インバウンド観光<sup>\*</sup>も取り組みます。

## 2 受け入れ体制の整備と観光PRの推進

### (1) 受け入れ体制の整備

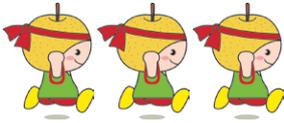
- ア 地域が一体となった観光の推進を図るよう、行政・商工会・観光協会・農業者などが相互に連携した推進体制の確立を図ります。
- イ 観光農園等の接客サービスの向上や「おもてなしの心」の醸成を推進します。
- ウ 地域の農産物を活かした個性と魅力を備えた観光特産品の開発を推進します。
- エ 既存町観光施設のあり方を検討し、適正な維持管理や改修整備、その周辺における環境美化、統一のとれた案内板の整備に努めます。
- オ 世羅町の優しさにあふれた豊かな自然と田園集落の景観を守り、地域活性化や観光振興につなげていくため、住民による清掃活動や花いっぱい運動などを継続するとともに、森林づくり・里山づくりを推進します。
- カ 民間観光事業者の観光需要を高める取り組みを支援します。

### (2) 宣伝・誘致活動の強化

- ア インターネットなどを活用した観光情報の提供、ガイドマップ・観光パンフレットの作成、テレビCMなどの確かな観光情報の提供に努めます。
- イ 広島県や周辺市町と連携した観光キャンペーンの実施など広域的な観光PRを展開します。
- ウ 公共交通機関や観光業者・報道機関等との連携を強化し、効果的な観光PRを推進します。

### (3) 「道の駅 世羅」の機能の拡充

- ア 自動車やバスに乗って中国やまなみ街道を通行する観光客を、世羅町内に引き込み回遊してもらうため、「道の駅 世羅」の観光拠点機能を拡充します。
- イ 「道の駅 世羅」を活用し、特産品の開発なども推進します。



### 3 交流活動の推進

#### (1) 多様な交流の推進

- ア 自然とのふれあい、農家民宿などを含む農業体験観光、森林管理などを通じた都市住民との交流を推進します。
- イ 今高野山や銀の道など地域の歴史・文化資源を活かした交流を推進します。

#### (2) 交流メニューの充実

- ア 豊かな自然や農林水産資源、特色ある歴史や文化、伝統芸能などを通じて、参加体験、学習・保養など多彩で魅力ある交流メニューの開発・提供を図ります。
- イ 周辺自治体や関係団体と共同し、広域共同イベント・事業を展開します。



せら夢公園 せらワイナリー



道の駅 世羅



## 第3章

# 基本目標3 人づくり

－豊かな心を育む教育・文化のまちづくり－



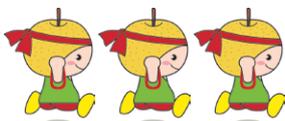
### 基本目標3『人づくり』の施策体系

#### 基本施策3-1 生涯学習社会の形成

- 学校教育の充実
- 社会教育の充実
- 文化財の保護・活用と文化芸術活動の振興
- スポーツと体力づくりの振興
- 家庭・社会の教育力の向上

#### 基本施策3-2 共に生きる地域社会の確立

- 人権教育・啓発の推進
- 男女共同参画社会の形成
- 青少年の健全育成



## 第1節 基本施策 3-1 生涯学習社会の形成

基本目標 3	人づくり
基本施策 3-1	生涯学習社会の形成
施策 3-1-1	学校教育の充実

### 現況と課題

本町では、平成 16 年（2004 年）と平成 23 年（2011 年）に小学校の統合を実施し、平成 27 年（2015 年）5 月時点で、町内の小学校は、せらにし・せらひがし・世羅・甲山小学校の 4 校となっており、児童数は 744 人となっています。

中学校については、甲山・世羅・世羅西中学校の 3 校があり、生徒数は 421 人となっています（平成 27 年（2015 年）5 月時点）。

幼稚園については、平成 20 年（2008 年）に 2 園が新設されました。そのうち 1 園が平成 27 年（2015 年）に認定こども園に改組し、園児数の合計は 240 人（平成 27 年（2015 年）5 月時点）となっています。

今後も、児童・生徒数は、過疎化・少子化の影響によって、減少傾向で推移することが予想されます。

こうした中、学校教育については、「世羅町教育プラン」及び「世羅教育大綱」に基づき、確かな学力の定着を図りながら、豊かな心を育み、たくましく健やかな体をつくり、郷土への誇りと国際感覚をもった人材を育成することが重要となっています。

また、小・中学校の特別支援教育においては、社会的自立や参加を実現させる観点で、指導内容・体制の充実を図っていくことが必要です。

学校施設については、ICT 情報機器の導入により教育内容の拡充を図ることが必要です。

さらに、近年の児童・生徒を取り巻く環境の悪化、自然災害・犯罪の増加などに対応し、学校内や登下校時等における防災・安全対策を強化することが重要な課題となっています。

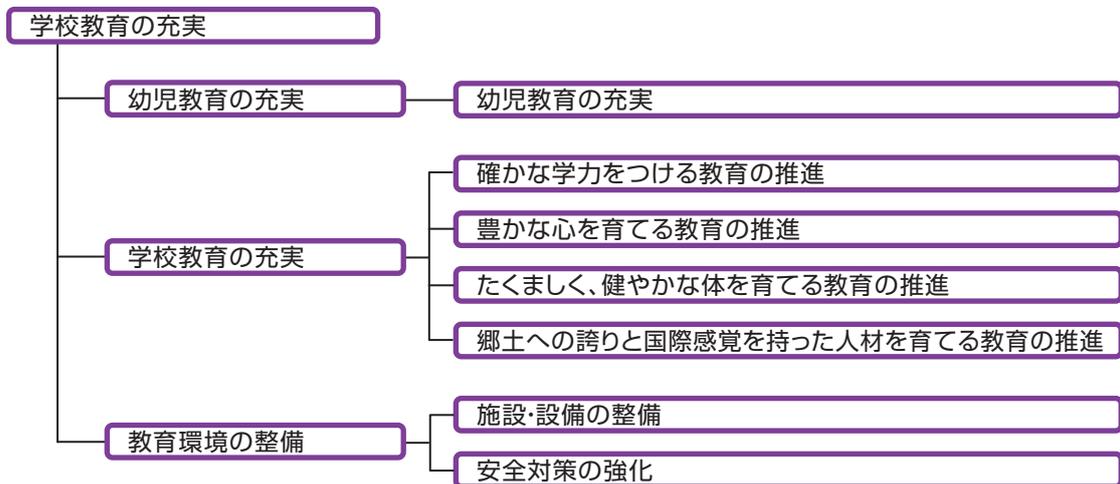
幼稚園、認定こども園、保育所から小学校への連携、小学校から中学校への連携を円滑に行うため、保幼小連携と小中連携の取り組みをより一層拡充することが必要となっています。



### 施策の方針

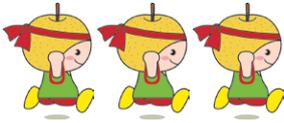
- 1 就学前の子どもに関する教育などを総合的に提供するため、幼児教育の充実を図ります。
- 2 児童・生徒の確かな学力の定着を図り、豊かな心と健やかな体を育て、郷土への誇りと国際感覚をもった人材を育てる学校教育の充実を図ります。
- 3 安全で快適な学校教育環境の整備を図るとともに、学校内や登下校時における児童・生徒の安全確保に努めます。

### 施策の体系



### 目標

指標名	基準値 (H26)	目標値 (H32)
世羅町が好きと感じる小・中学生の割合	94%	94%以上
夢や目標があると感じる小・中学生の割合	91%	91%以上



## 具体的施策

### 1 幼児教育の充実

#### (1) 幼児教育の充実

就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、幼児教育の充実を図ります。

### 2 学校教育の充実

#### (1) 確かな学力をつける教育の推進

ア 生きる力としての学力の向上を図るため、小中連携による教育を推進し、子どもたちの基礎基本の学力を着実に定着させ、思考力・判断力・表現力などの能力の向上を図ります。

イ 特別支援教育の充実を図るため、障害のある児童・生徒の就学について、指導内容や指導体制の充実に取り組むとともに、障害に応じた教育や教育環境の整備に努めます。

ウ 保育所、幼稚園の保育環境から、小学校の学習環境への円滑な接続を図るため、保幼小連携の強化を推進します。また、小学校から中学校への円滑な接続を図るため、小中連携の強化も推進します。

#### (2) 豊かな心を育てる教育の推進

ア 命を大切にし他人を思いやる心の育成などの道徳教育の充実を図り、生徒指導を推進します。

イ 豊かな心を育むため、自然体験、ボランティア活動など多様な体験活動の機会の確保を図ります。

ウ 特色ある学校文化の創造を図るため、創造性や精神性を育む学校文化づくりに努めます。

#### (3) たくましく、健やかな体を育てる教育の推進

ア 家庭と連携し、基本的生活習慣の確立に向けた指導の充実にも努めるとともに、健全な食習慣を身につけるため、食育の指導の充実も図ります。

イ 体力・運動能力の向上を図るため、小・中学校におけるスポーツ活動を推進します。

ウ 自然災害、犯罪、事故から身を守るための防災教育・安全教育の充実にも努めます。

#### (4) 郷土への誇りと国際感覚を持った人材を育てる教育の推進

ア 生まれ育っている郷土を知り、郷土愛を育むため、ふるさと学習を推進します。



- イ キャリア教育の充実を図ります。
- ウ 国際理解教育の推進を図ります。

### 3 教育環境の整備

#### (1) 施設・設備の整備

- ア ICT 情報機器の整備を進めるなど、情報化に対応した設備の充実を図ります。
- イ 学校施設の計画的な改修を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。
- ウ 学校給食センターの再編整備を図ります。
- エ 世羅高等学校の教育環境への支援を行い、より確かな学力をつける環境整備に努めます。

#### (2) 安全対策の強化

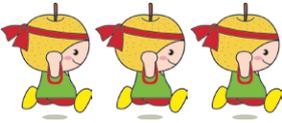
- ア 児童・生徒を犯罪から守るため、毎月 11 日を「学校安全の日」として定め、学校の安全対策の強化や登下校時の安全確保について、関係機関・保護者・地域が一体となった取り組みを進めます。
- イ 児童・生徒が安全に通学できるよう、交通安全に配慮した通学路の整備を図ります。



輝くせらの学校文化発表会



世羅町子ども議会



基本目標 3	人づくり
基本施策 3-1	生涯学習社会の形成
施策 3-1-2	社会教育の充実

### 現況と課題

社会の成熟化や自由時間の増大、ライフスタイルの多様化などに伴い、住民の学習需要は高まり、内容的にも多様化・高度化しています。

本町の社会教育は、広域的・総合的な社会教育の推進に取り組んでおり、各地区住民組織単位での社会教育事業や各種サークル活動、せら文化センターやせらにシタウンセンターで町内全体での文化芸術活動を行うなど多様な学習機会を提供しています。

また、地域に根差した各種団体の社会教育活動についての情報提供を行い、積極的に活動を行っています。

今後はこうした実績を踏まえ、住民ニーズの把握を行い、社会教育推進体制の整備拡充を図り、広く社会教育学習機会を提供していくことが必要です。

社会教育施設としては、せら文化センター、せらにシタウンセンター、図書館3館が整備されており、このうち図書館については、中央図書館方式を導入した整備を検討します。

今後は、社会教育施設等の活用をより一層促進するとともに、大学等の教育機関とも連携を図りながら、豊かな知性を育む、社会の変化に対応した社会教育機会の提供を推進することが重要です。また、図書館の整備を機として、良書に親しむ図書館機能の拡充と住民の利用促進を図ることが必要です。

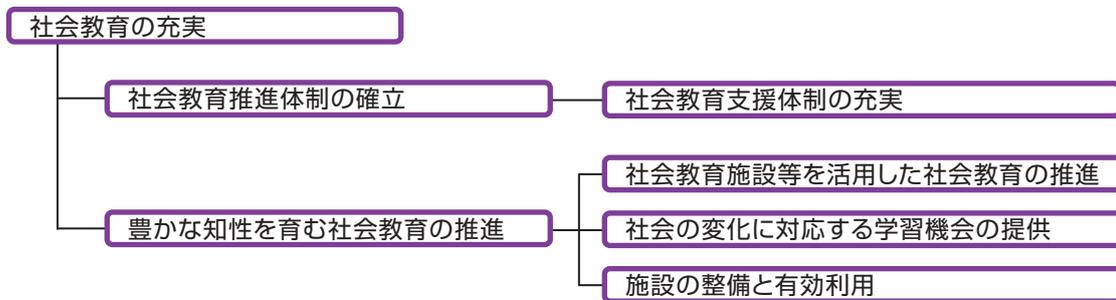
住民一人ひとりが心豊かで充実した生活を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる「生涯学習社会」の実現に向けた条件整備に取り組んでいくことが必要です。



### 施策の方針

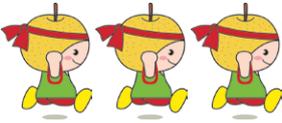
- 1 住民の自主的な社会教育の団体・グループの育成や活動の支援に努めるなど、社会教育支援体制の充実を図ります。
- 2 自治センターを拠点とした活動の充実を促進するとともに、大学等の教育機関の協力のもとに、教養講座等の学習機会を提供するほか、社会教育施設を活用した社会教育事業などを実施します。また、中央図書館方式による図書館整備を進めます。

### 施策の体系



### 目標

指標名	基準値（H26）	目標値（H32）
自治センターの生涯学習の参加人数	17,365人	18,200人
せら文化センター、せらにしタウンセンターの利用者数	74,690人	80,000人
図書館貸出冊数	61,407冊	71,000冊



## 具体的施策

### 1 社会教育推進体制の確立

#### (1) 社会教育支援体制の充実

- ア 住民の自主的な社会教育の団体・グループの育成や活動の支援に努めるとともに、団体・グループ相互の連携や交流を促進し、活動の活性化を図ります。
- イ 指導者やボランティア等人材の発掘・養成に努めるとともに、人材登録等を通じた有効な連携を図ります。
- ウ 住民が手軽に社会教育に参加できるよう、ホームページや広報などを活用し、社会教育に関する情報をきめ細かく提供します。

### 2 豊かな知性を育む社会教育の推進

#### (1) 社会教育施設等を活用した社会教育の推進

- ア せら文化センターとせらにしタウンセンターなどの社会教育施設を活用した社会教育事業を進めます。
- イ 社会教育の地域拠点として、自治センターでの活動の充実を図るとともに、今後、住民の自主的な活動をより促進します。

#### (2) 社会の変化に対応する学習機会の提供

- ア 広島大学などとの連携によるライフステージに応じた多様で専門的な学習機会を提供するとともに、文化的教養を高め得る環境づくりと情報発信の充実に努めます。
- イ 地域の豊かな自然・歴史・伝統芸能など、地域の特性を活かした特色ある学習機会の提供に努めます。
- ウ 子どもを対象とした教室・講座の充実を図るとともに、ボランティア参加など受け入れ態勢の整備を推進します。

#### (3) 施設の整備と有効利用

- ア 良書に親しむ図書館機能の充実を図るため、中央図書館方式による図書館整備を進めます。新設する図書館においては、子どもを連れている人でも気軽に利用できる環境を整備します。
- イ せら文化センターやせらにしタウンセンターなどの機能を十分発揮していくよう、老朽化に対応した計画的な改修整備や機能・設備の更新を図ります。



基本目標 3	人づくり
基本施策 3-1	生涯学習社会の形成
施策 3-1-3	文化財の保護・活用と文化芸術活動の振興

### 現況と課題

本町は、平安末期から高野山領となり、寺院を中心に繁栄し、今日に至っており、重要な文化的遺産が数多く存在しています。

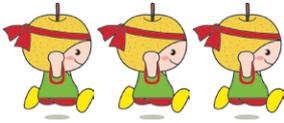
約 860 基に及ぶ古墳や古代寺院跡、石造物群等の史跡が残され、また、指定文化財は、国指定文化財が 5 件、国登録文化財が 2 件、県指定文化財が 34 件、町指定文化財が 140 件あり、郷土の歴史と文化を学ぶ上での貴重な資料となっています。

これら文化財の保護・保存は、地域に住む人々の後世に対する責務であり、最近の著しい社会の変革や地域開発等により、破壊の恐れがあることから、住民の文化財に対する関心と意識の向上を図り、調査・保護と活用を推進することが必要です。

地域の文化活動は、さまざまな団体・グループが地道な活動を行っており、優れた芸術文化にふれあう機会の提供など、活動の支援を充実し、文化活動のより一層の活発化を図ることが必要です。

文化施設については、710 席のホール機能を有する「せら文化センター」のほか、「せらにしタウンセンター」があり、このほか、歴史資料の展示施設として、「大田庄歴史館」、「世羅郷土民俗資料館」、「せらにし郷土民俗資料館」などがあります。

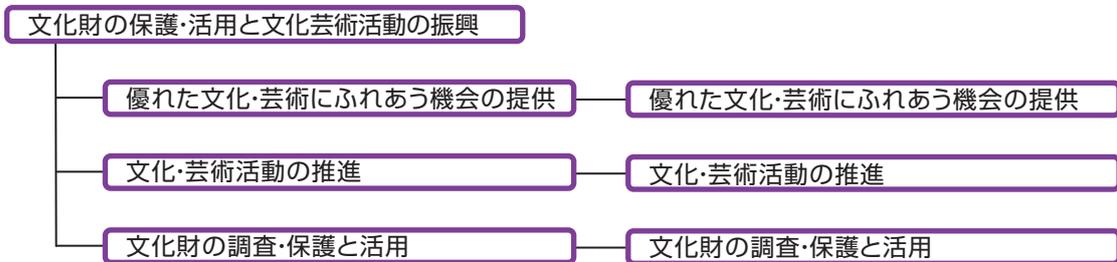
今後は、こうした施設を有効に活用し、講演会等の多様な機会を提供していくとともに、施設の維持管理や運営の充実などを進めていくことが必要です。



## 施策の方針

- 1 文化の向上を図るために、感動や生きる喜びを喚起する質の高い文化・芸術に親しむ機会を提供します。
- 2 地域における文化活動の充実を推進していくため、住民の文化活動や文化団体等を支援します。
- 3 地域の歴史文化を次世代に継承していくため、文化財の保護と調査に努めます。

## 施策の体系



## 目標

指標名	基準値（H26）	目標値（H32）
町民ギャラリー来場者数	6,417人	7,000人
歴史館、民俗資料館来場者数	1,991人	2,550人



## 具体的施策

## 1 優れた文化・芸術にふれあう機会の提供

## (1) 優れた文化・芸術にふれあう機会の提供

文化の向上を図るために、パストラルホール等における音楽・演劇などの鑑賞機会の拡充、町民ギャラリーにおける美術作品の展示など芸術に親しむ機会を提供します。

## 2 文化・芸術活動の推進

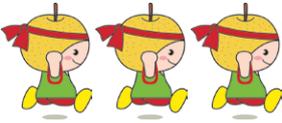
## (1) 文化・芸術活動の推進

- ア 住民の自主的な文化活動を支援するとともに、各種文化講座の開催等住民が気楽に文化活動できる場の提供及び発表の機会の充実に努めます。
- イ 地域の文化団体・サークルの活動を支援するとともに、指導者の確保に努めます。
- ウ 多彩な文化イベントの開催や文化団体・サークルの活動状況など各種文化情報の提供の充実に努めます。

## 3 文化財の調査・保護と活用

## (1) 文化財の調査・保護と活用

- ア 文化財等の調査・保護を行い、次世代への継承を図ります。
- イ 大田庄歴史館や世羅郷土民俗資料館を活用した文化財展示や講演会等の各種事業を実施します。
- ウ 文化財の保護を進めていくため、「世羅町文化財パンフレット」を基に指定文化財の周辺整備・修繕及び看板設置など環境整備に努めます。
- エ 「だんじり仁輪加狂言」や「上津田稻荷神社の神殿入り」などの無形文化財の保存と継承を推進します。
- オ 文化財保護継承に携わるボランティア活動を積極的に推進します。



基本目標 3	人づくり
基本施策 3-1	生涯学習社会の形成
施策 3-1-4	スポーツと体力づくりの振興

### 現況と課題

本町のスポーツ活動については、スポーツ推進委員協議会等と連携し、スポーツの普及啓発、各種大会の開催などを通じた事業の展開を行うとともに、スポーツ少年団等各種スポーツ団体・サークルが組織され、活動を行っています。

また、町内には、身近なスポーツ活動の場として、各地域にスポーツ広場等が整備されているほか、体育館、テニスコートも整備され、このほか、せら香遊ランド、せらにし青少年旅行村など広域的な機能を有するスポーツ・体力づくり施設も立地しています。

スポーツ・体力づくりについては、生きがいのある生活や健康づくりなどにおいて、大きな役割を担い、その効果が高いとされています。

「町民一人1運動・1スポーツ参加」の促進や生涯スポーツの普及などを通じて、住民が生涯にわたって日常生活の中で手軽にスポーツに親しめるよう、スポーツ・体力づくり環境の活性化を図ることも必要です。

本町には、高校駅伝では全国的に有名な世羅高等学校が立地し、中国実業団対抗駅伝競走大会をはじめ、世羅駅伝競走大会、甲山駅伝競走大会、世羅西駅伝大会などの駅伝大会が開催されているほか、平成27年（2015年）からは中国女子駅伝競走大会を世羅町で開催するようになるなど、全国的な知名度を生かした「駅伝のまち」としてのまちづくりと競技スポーツの振興を進めています。

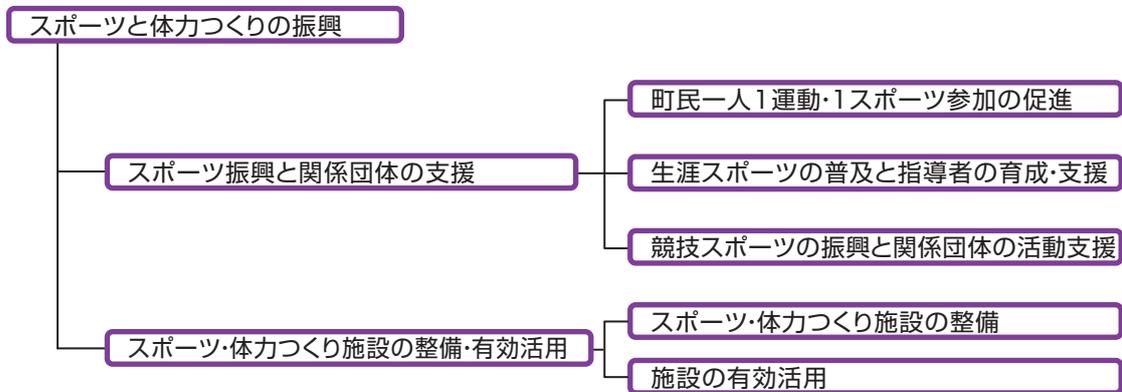
今後は、こうした特性を踏まえ、「駅伝のまち」にふさわしい特色あるスポーツ・体力づくりの振興を推進していくことも重要です。



### 施策の方針

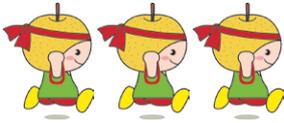
- 1 地域におけるスポーツと体力づくり活動の活性化を推進するよう、町民一人1運動・1スポーツ参加の促進、生涯スポーツの普及と指導者の育成・支援、競技スポーツの振興と関係団体の活動支援を実施します。
- 2 スポーツ・レクリエーション施設を計画的に整備するとともに、既存施設の改修を進め、施設の有効利用を推進します。

### 施策の体系



### 目標

指標名	基準値 (H26)	目標値 (H32)
駅伝等のスポーツ大会開催件数	9件	9件
さわやかスポーツ教室参加者数	736人	950人
スポーツ推進委員の派遣回数	24回	30回



## 具体的施策

### 1 スポーツ振興と関係団体の支援

#### (1) 町民一人1運動・1スポーツ参加の促進

町民一人1運動・1スポーツ参加を促進し、住民のスポーツへの参加機会を拡充していくとともに、教室・イベント・行事の開催、団体・グループの活動状況、指導者などスポーツ・レクリエーションに関する情報提供の充実を図ります。

#### (2) 生涯スポーツの普及と指導者の育成・支援

- ア 住民が生涯にわたってスポーツに親しめるよう、ニュースポーツや軽スポーツの普及に努めるとともに、住民の自主的・自発的な活動を支援します。
- イ スポーツ大会やウォーキング等住民が参加しやすい魅力ある各種スポーツイベントを実施するとともに、住民の参加の拡充に努めます。
- ウ 子どもから高齢者まで参加できる総合型地域スポーツクラブの育成・支援を図ります。
- エ スポーツ推進委員やスポーツ少年団との連携をもとに、指導者の確保・資質の向上を図り、スポーツ振興に努めます。

#### (3) 競技スポーツの振興と関係団体の活動支援

- ア 「駅伝のまち」を標榜する町として、駅伝大会をはじめ各種競技大会を支援します。
- イ スポーツ少年団等各種団体の競技力の向上や活性化を支援するとともに、指導者の確保・資質の向上を図り、スポーツ振興に努めます。

### 2 スポーツ・体力づくり施設の整備・有効活用

#### (1) スポーツ・体力づくり施設の整備

住民がスポーツに親しむとともに、競技力の向上などスポーツ振興を図る場の確保に努めます。

既存施設については、改修整備を計画的に実施し、住民が日常生活で手軽に利用できるスポーツ環境の充実を図ります。

#### (2) 施設の有効活用

スポーツ・体力づくり施設の活発な活用を促進するため、的確な情報の提供に努め、また、学校開放として小・中学校の施設・設備の有効活用を推進します。



基本目標 3	人づくり
基本施策 3-1	生涯学習社会の形成
施策 3-1-5	家庭・社会の教育力の向上

### 現況と課題

わが国では、高度経済成長期に、急速に核家族化が進行し、家庭の中で子どもが親や祖父母などの家族とふれあう時間が短くなりました。父親は、子育てにおいて重要な役割と責任を担っていると考えられますが、父親が職場や仕事を優先する傾向が強まり、子育てへの関わりの度合いが低下しました。

また、離婚の増加に伴い、ひとり親家庭が増加傾向にあるため、親と子どもが接する時間を十分に確保することが難しくなるとともに、経済的な問題から子どもの貧困化につながっているとの指摘もされています。

このようなことから、家庭における子どもを教育する力は低下してきたと考えられます。

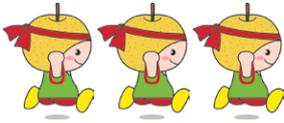
一方、地域においても、急速な核家族化や都市化の進行に伴い、地縁的なつながりが希薄化してきました。このことは、地域で生活する親同士の間で、子育ての知恵を互いに伝え合う機会を減少させるとともに、子育てをする親の孤立感や不安感を大きくし、肉体的・精神的な負担感の増大にもつながっていると考えられます。

さらには、近年、青少年が事件や事故に巻き込まれたり、青少年自身が重大事件を引き起こしたりするケースも頻繁にみられるようになりました。情報化社会の進展により、インターネットなどでの有害情報の氾濫など、今までみられなかったさまざまな形態の問題も発生するようになっていきます。

このような状況に対応するため、今後は、家庭の教育力の向上を促進するとともに、家庭を支える社会の教育力の拡充を図ることが必要です。

子どもの教育において第一義的な役割を担っているのは、家庭であり、保護者です。本町では、世羅町家庭教育推進協議会などと連携し、保護者が集まって子育てについて互いに学び合う家庭教育研修を推進しています。また、地域住民が体験学習などを通じて子どもと学び合う放課後子供教室などの事業や、学校・保護者・地域の連携体制を構築する取り組みも展開しています。これらの事業を実施するため、住民ボランティアの確保・育成も行っています。

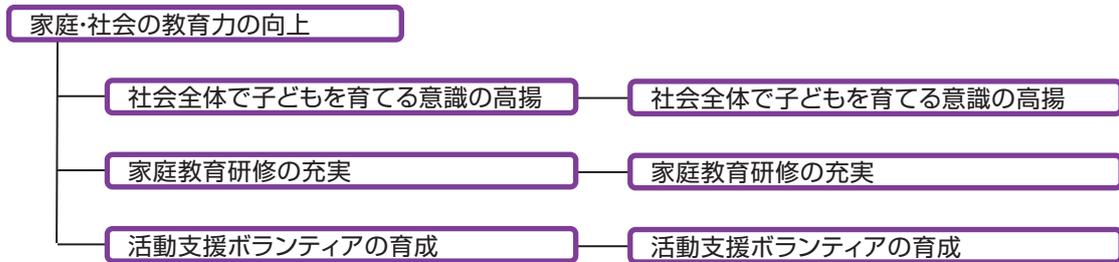
今後は、家庭における保護者の教育力の拡充、社会全体で子どもを育てる意識の高揚、ボランティアをはじめとする住民の協力体制の拡充など、幅広い視点から子どもの教育を支える仕組みづくりが必要です。



## 施策の方針

- 1 社会全体で子どもを育てる機運を高めるため、行政・学校・家庭・企業等が連携した子育てについての普及啓発を充実します。
- 2 家庭の教育力の向上を図るため、小・中学校PTAや保育所・幼稚園保護者会などにおける家庭教育講座開催の取り組みの支援、「親の力」を学びあう学習プログラムの開催などを推進します。
- 3 学校・家庭・地域の相互の連携協力により地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることにより、学校教育の充実と家庭・地域の教育力の向上を図ります。

## 施策の体系



## 目標

指標名	基準値（H26）	目標値（H32）
家庭教育研修会の受講者数	1,010人	1,110人



## 具体的施策

### 1 社会全体で子どもを育てる意識の高揚

#### (1) 社会全体で子どもを育てる意識の高揚

家庭における教育力の低下に対応し、社会全体で子どもを育てる機運を高めるため、行政・学校・家庭・企業等が連携した子育てについての普及啓発を充実します。

### 2 家庭教育研修の充実

#### (1) 家庭教育研修の充実

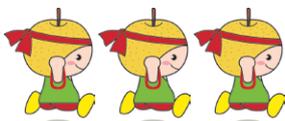
ア 小・中学校 PTA や保育所・幼稚園保護者会などの家庭教育講座開催の取り組みを支援します。

イ 「親の力」を学び合う学習プログラムを町内の小・中学校 PTA や保育所・幼稚園保護者会及び子育てサークル等に呼びかけて実施します。

### 3 活動支援ボランティアの育成

#### (1) 活動支援ボランティアの育成

学校・家庭・地域の相互の連携協力により地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることにより、学校教育の充実と家庭・地域の教育力の向上を図ります。



## 第2節 基本施策 3-2 共に生きる地域社会の確立

基本目標 3	人づくり
基本施策 3-2	共に生きる地域社会の確立
施策 3-2-1	人権教育・啓発の推進

### 現況と課題

人間が個人として尊重されることは、誰もが安心して健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものであり、基本的人権は日本国憲法において「侵すことのできない永久の権利」として保障されています。

しかし、現実の社会においては、今なお、同和問題や高齢者、障害者、性などさまざまなことに起因し、偏見や差別など人権についての問題が発生しています。

こうした人権問題については、社会全体の共有の課題として位置づけ、解決に取り組むとともに、住民一人ひとりが人権に対する理解を深め、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、解決に取り組んでいくことが重要です。

平成 12 年（2000 年）12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布され、それに基づき県は、平成 14 年（2002 年）5 月に「広島県人権教育・啓発指針」を策定し、本町においては「世羅町人権教育・人権啓発推進計画」を定めました。

こうした人権教育・啓発は、人間らしく幸せに生きていこうとする社会の実現をめざすものであり、各関係機関、各地区住民組織、企業などさまざまな機関や団体との連携を図りながら、あらゆる差別を無くする実践的な取り組みが必要です。

また、平成 12 年（2000 年）11 月に「児童虐待防止法」、平成 18 年（2006 年）4 月に「高齢者虐待防止法」、平成 24 年（2012 年）10 月に「障害者虐待防止法」が施行され、平成 25 年（2013 年）6 月に「障害者差別解消法」が制定されました。児童、高齢者、障害者などへの虐待や差別について、早期発見や相談対応が行えるよう、民生委員児童委員などの自主的な活動を支援するとともに、各関係機関などとの連携体制のより一層の強化が必要です。

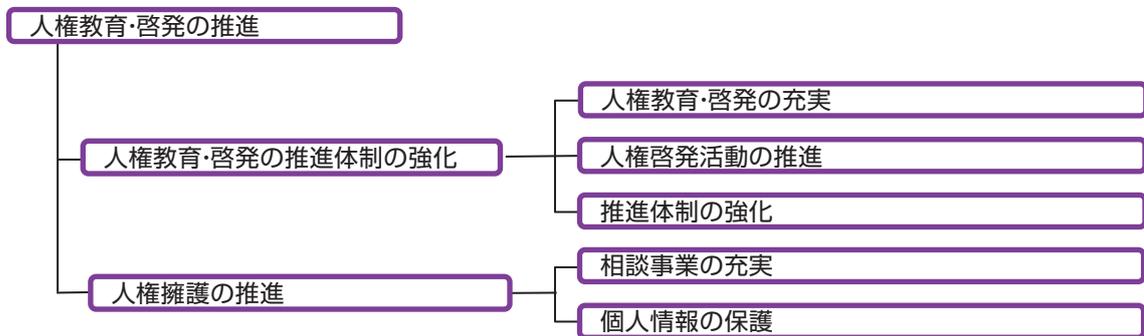
これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、あらゆる差別をなくし、住民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、共に生きる地域社会の実現をめざし、人権教育・啓発を積極的に推進していくことが必要です。



### 施策の方針

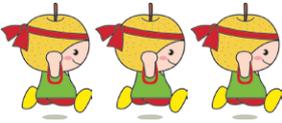
- 1 すべての人の人権が真に尊重される社会の実現をめざし、あらゆる機会を通じた人権教育・人権啓発に努めるとともに、推進体制の強化を図ります。
- 2 人権に対する諸問題に適切に対応できるよう、相談事業の充実や個人情報の保護などの強化を図ります。

### 施策の体系



### 目標

指標名	基準値 (H26)	目標値 (H32)
地域での人権講座開設	—	13地区



## 具体的施策

### 1 人権教育・啓発の推進体制の強化

#### (1) 人権教育・啓発の充実

「世羅町人権教育・啓発推進指針」に基づき、人権教育・啓発のより一層の推進を図ります。

#### (2) 人権啓発活動の推進

- ア 人権についての正しい理解と認識を深めるため、講演会や研修会、パネル展の開催など、多様な学習機会の提供に努めます。
- イ 広報誌などを有効に活用し、総合的かつ効果的な人権啓発を推進します。
- ウ 近年の「差別落書き」や障害のある人への差別発言など、人権教育・啓発の形骸化を総括し、行政の責務を明らかにし、地域ごとでの人権講座の開設や差別解消に向けた実践活動など、積極的な事業を推進します。

#### (3) 推進体制の強化

- ア 人権が尊重され安心して暮らせるまちづくりを構築するため、「世羅町人権教育・人権啓発推進計画」に基づき、各関係機関・各地区住民組織、企業などさまざまな機関や団体との連携を図りながら、あらゆる差別を無くする取り組みを推進します。
- イ 児童、高齢者、障害者などへの虐待について、早期発見や相談対応が行えるよう、民生委員児童委員などの自主的な活動を支援するとともに、各関係機関と連携を図りながら、虐待や権利擁護などに関する情報の共有化及び虐待防止ネットワークの強化に努めます。また、障害者差別解消法に基づき、行政機関や民間事業者による障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきます。
- ウ 民間企業等が自主的に行う、従業員等への啓発の取り組みに対し、協力・支援を行います。
- エ 人権教育を推進する住民団体やグループの支援に努めます。
- オ 平和行政についての諸事業を積極的に推進します。



## 2 人権擁護の推進

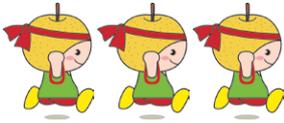
### (1) 相談事業の充実

人権に関する諸問題に適切に対応できるよう、人権相談の充実を図るとともに、人権擁護委員などとの連携を強化します。

### (2) 個人情報の保護

ア 住民基本台帳等における個人情報の保護、人権擁護の徹底に努めるとともに、情報セキュリティ対策の徹底を図ります。

イ マイナンバー制度の施行に伴い、特定個人情報の漏えい事案、その他の番号利用法違反等に対しては、適切な措置を講ずることとします。



基本目標 3	人づくり
基本施策 3-2	共に生きる地域社会の確立
施策 3-2-2	男女共同参画社会の形成

### 現況と課題

わが国においては、女性の社会的地位の向上をめざす国際的な流れのもと、昭和 50 年(1975 年)の「国際婦人年」以来、男女平等に向けた取り組みが行われてきました。

その後、昭和 60 年(1985 年)に「男女雇用機会均等法」、平成 3 年(1991 年)に「育児・介護休業法」が制定されました。

また、平成 11 年(1999 年)に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成 12 年(2000 年)には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 19 年(2007 年)には「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、平成 22 年(2010 年)には「第 3 次男女共同参画基本計画」が、平成 27 年(2015 年)には「女性活躍推進法」が制定されました。

県においては、平成 13 年(2001 年)、「広島県男女共同参画推進条例」の制定を踏まえ、平成 15 年(2003 年)に「広島県男女共同参画基本計画」が策定され、平成 23 年(2011 年)にはそれを改定した「広島県男女共同参画基本計画(第 3 次)」が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進んでいます。

しかし、わが国においては、依然として、男女の性別によって役割を固定化する意識や慣行が色濃く残り、女性の社会参画の現況は、国際的にも低い水準にあるのが実態で、また、近年では、女性に対する暴力が顕在化しています。わが国が国際的にも尊敬され、真に成熟した文化国家をめざしていくにあたって、「男女共同参画社会」の実現は、わが国における 21 世紀の最重要課題として位置付けられています。

本町においても、男女の性別による固定的な役割分担が払拭されているとはいえない状況があります。社会のあらゆる分野において、男女の性別による固定的な役割分担や、それに基づく社会慣行を是正し、男女が平等に豊かに暮らすことのできる男女共同参画社会を実現していくことが求められています。

本町では、平成 27 年(2015 年)4 月に「はんぶんこプラン～世羅町男女共同参画行動計画<第 2 次>～」を策定し、引き続き住民の参画のもと「世羅町はんぶんこプラン推進会議」を中心に取り組んでいます。

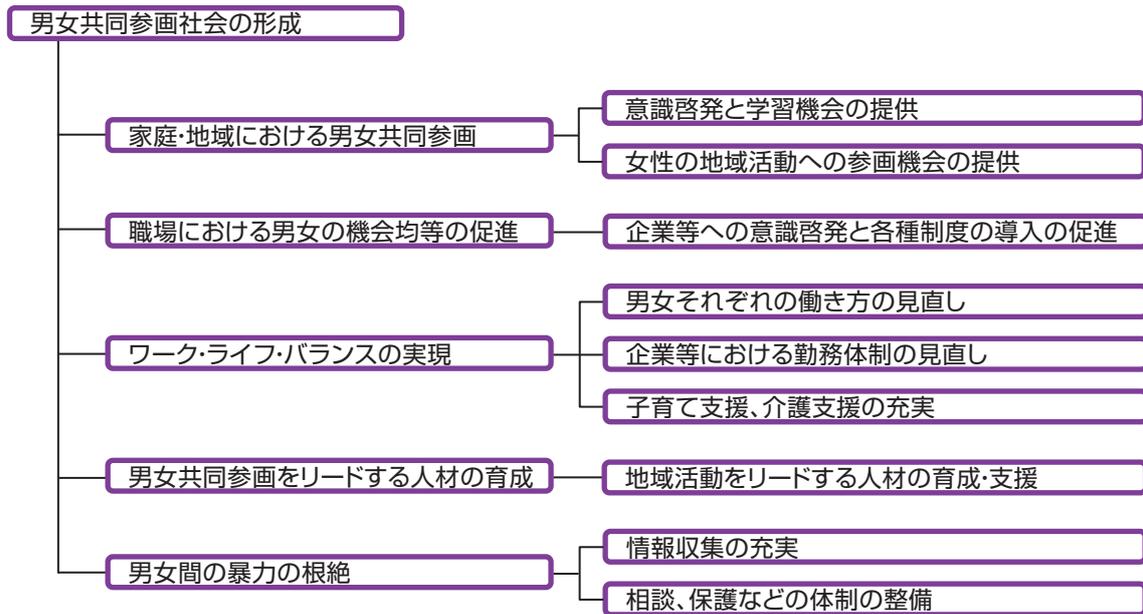
男女が一人の人間として自立し、互いにその人権を尊重しながら、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、地域社会全体で積極的に取り組んでいく必要があります。

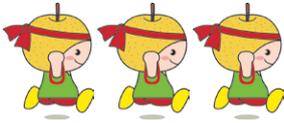


### 施策の方針

- 1 「ひと」として「個」を尊重する意識の啓発、学習機会の提供、女性の地域活動への参画機会の拡大により、家庭・地域における男女共同参画を促進します。
- 2 企業等への意識啓発により、職場における男女の活躍機会の均等を促進します。
- 3 男女それぞれの働き方の見直し、企業等における勤務体制の見直しの促進、子育て支援、介護支援の充実により、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。
- 4 地域活動をリードする人材の育成・支援により、男女共同参画をリードする人材を育成します。
- 5 情報収集の充実、相談、保護などの体制の整備により、男女間の暴力の根絶を図ります。

### 施策の体系





## 目標

指標名	基準値（H26）	目標値（H32）
女性管理職の登用（課長）	12%（H27）	30%（H37）
審議会等委員の女性登用	25.2%（H27）	30%（H37）

## 具体的施策

### 1 家庭・地域における男女共同参画

#### （1）意識啓発と学習機会の提供

「ひと」として「個」を尊重する意識の啓発を図るため、講演会・ワークショップの開催や、地域での学習機会を提供します。

#### （2）女性の地域活動への参画機会の提供

ア 各種地域役員の女性枠の設定、女性部会等の組織化、地域で活動する女性を支援するネットワークの形成など、女性の地域活動への積極的な参画機会を提供します。

イ 女性活躍推進法に基づいて、女性の活躍の場を創出拡大します。

### 2 職場における男女の機会均等の促進

#### （1）企業等への意識啓発と各種制度の導入の促進

企業等への意識啓発を推進し、女性管理職の登用制度の導入促進、育児休暇・介護休暇等の制度導入の促進など、男女共同参画社会づくりを支える各種制度の導入を促進するとともに、セクシュアル・ハラスメントへの対応体制を確立します。



### 3 ワーク・ライフ・バランスの実現

#### (1) 男女それぞれの働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランス講座などの学習機会の提供など、男女それぞれの働き方の見直しを支援します。

#### (2) 企業等における勤務体制の見直し

育児・介護休業の制度化及び取得しやすい環境づくり、育児・介護休業から復帰しやすい環境づくりの促進など、企業等における勤務体制の見直しを促進します。

#### (3) 子育て支援、介護支援の充実

保育所等の時間延長、放課後児童クラブ等の充実、デイケア・高齢者短期入所など介護事業の充実、子育て世帯、介護世帯への相談体制の充実など、住民のライフスタイルに対応した子育て支援、介護支援の充実を図ります。

### 4 男女共同参画をリードする人材の育成

#### (1) 地域活動をリードする人材の育成・支援

地域各種役員への女性の登用、女性リーダー育成研修の開催、女性起業家の支援、男女共同参画に関心の高い住民のネットワーク化など、地域活動をリードする女性を育成するとともに、地域の意識改革を促進します。

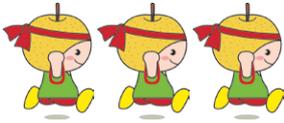
### 5 男女間の暴力の根絶

#### (1) 情報収集の充実

民生委員児童委員等を通じた情報収集、関係機関の連携による予防体制の構築など、地域内におけるDV、デートDV、ストーカー行為等の情報収集の充実を図ります。

#### (2) 相談、保護などの体制の整備

関係主体が連携した相談体制の構築、広域によるシェルター整備など、問題発生時における相談、保護などの体制を構築します。



基本目標 3	人づくり
基本施策 3-2	共に生きる地域社会の確立
施策 3-2-3	青少年の健全育成

### 現況と課題

将来にわたって、創造的で活力に満ちた世羅町を築いていくためには、心身ともに健康でたくましい青少年を育成していくことが必要です。

しかし、核家族化や都市化の進展、情報の氾濫、社会モラルの低下や格差社会の顕在化、地域連帯感の希薄化などに伴い、青少年を取り巻く環境は、多くの問題を抱えているのが実態です。

家庭における育成機能の低下と社会環境の悪化が相互に影響し合って、青少年の育成に影響を及ぼし、場合によっては、青少年犯罪を助長し、増加させる一因となっています。

本町においても、こうした青少年を取り巻く諸問題に対応し、各方面において、青少年の健全育成に積極的に取り組んでいますが、健全育成や諸問題の解決に向けては地道な活動を継続していくことが必要です。

青少年を健全に育成していくためには、その基盤となる家庭における養育・教育機能の向上がなによりも求められますが、近年における青少年問題の複雑化や社会化の様相により、家庭、学校、地域が連携し、社会全体での健全育成機能を再生・強化していくことが重要となっています。

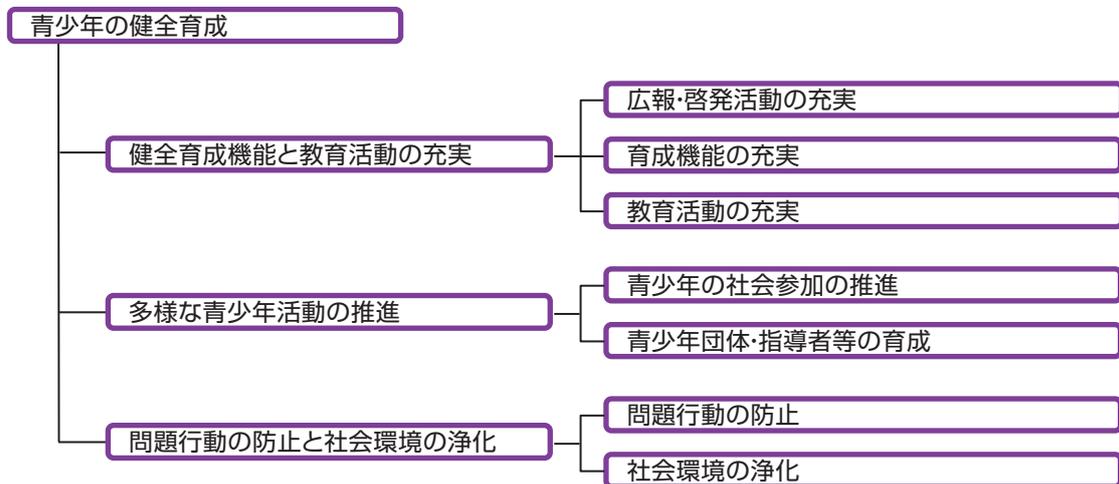
青少年が心豊かな感性を培い、たくましく成長していくよう、家庭をはじめとする地域社会における教育機能の向上を図るなど、地域社会が一体となった青少年の健全育成体制を確立していくことが必要です。

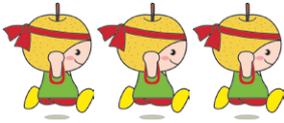


### 施策の方針

- 1 青少年の健全育成を図るため、広報・啓発活動の充実を図るとともに、地域が一体となった健全育成機能の充実に努めるとともに、家庭・地域の教育力の向上に向けた学習機会の提供に努めます。
- 2 青少年の多様な活動を促進していくため、活動機会や場の提供の充実、青少年団体の育成と活動の支援に努めます。
- 3 青少年の問題行動の未然防止対策を充実し、社会環境の浄化に努めます。

### 施策の体系





## 具体的施策

### 1 健全育成機能と教育活動の充実

#### (1) 広報・啓発活動の充実

- ア 広報等を通じた青少年の健全育成に関する啓発活動の充実を図ります。
- イ 青少年が健全な生活習慣を身につけるよう、家庭・学校・地域などを通じた啓発活動の充実を図ります。

#### (2) 育成機能の充実

- ア 「青少年育成世羅町民会議」を中心に、家庭・学校・地域社会が相互に連携した青少年健全育成機能の確立を図ります。
- イ 子育てや青少年育成に関する相談体制を強化するとともに、情報提供の充実を図ります。

#### (3) 教育活動の充実

- ア 家庭・地域の教育力の向上を図る、多様な学習機会の提供に努めます。
- イ あいさつ運動・声かけ運動を推進します。

### 2 多様な青少年活動の推進

#### (1) 青少年の社会参加の推進

- ア 青少年に魅力ある行事、イベントなどの機会の提供に努めます。
- イ コミュニティ活動やボランティア活動等の地域活動、祭りなどへの青少年の積極的な参加を促進します。
- ウ 青少年の自主的なグループ・団体活動を促進するとともに、その活動を支援します。
- エ 青少年の国内外との交流を支援します。

#### (2) 青少年団体・指導者等の育成

- ア 子ども会、スポーツ団体など青少年団体の育成や活動の支援を図るとともに、活動成果の発表の場を確保します。
- イ 「ジュニアリーダー研修」などを実施し、指導者の育成やボランティアの養成を推進します。



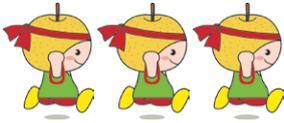
### 3 問題行動の防止と社会環境の浄化

#### (1) 問題行動の防止

問題行動を未然防止し、適切な対応を行うよう、関係機関との連携を強化し、補導活動等の充実を図ります。

#### (2) 社会環境の浄化

青少年の健全な育成環境を確保するため、関係機関等との連携を図りながら、地域が一体となった環境浄化活動を推進します。



## 第4章

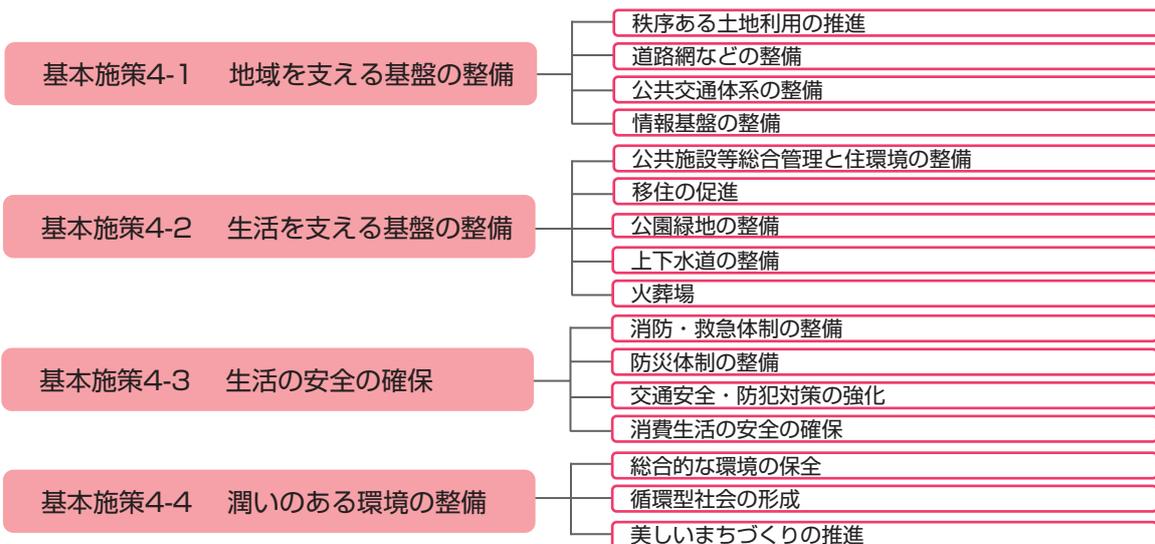
### 基本目標 4

# 安全安心づくり

－快適で安全な暮らしを支える確かな基盤のまちづくり－



#### 基本目標4『安全安心づくり』の施策体系





## 第1節 基本施策 4-1 地域を支える基盤の整備

基本目標 4	安全安心づくり
基本施策 4-1	地域を支える基盤の整備
施策 4-1-1	秩序ある土地利用の推進

### 現況と課題

本町の面積は平成27年（2015年）3月末時点で278.14km<sup>2</sup>、その65.7%が農用地と山林・原野で、本町の土地利用は、主として農業・自然的土地利用\*から構成されています。

農業振興地域は27,586ha（町域の99.2%）であり、このうち3,417haが農用地区域に指定されています。山林については、森林法に基づく保安林が指定され、また、良好な環境を保護するため、津田の明神山など4カ所が県自然環境保全地域\*、今高野山が県緑地環境保全地域\*に指定されています。都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域の区分のない都市計画区域として1,466haが指定され、都市計画用途区域は243haを対象に7種が指定されています。

本町の大規模開発は、国営及び県営農地開発事業の農業・自然的土地利用を主とし、都市的土地利用\*については、小規模な造成を除き、特に大きな変化はありません。しかし、都市計画区域内にまとまりのある農地が存在するなど、都市的土地利用と農業・自然的土地利用との混在がみられ、また、国営・県営農地開発地区における農地の利用規制の緩和による有効利用など、実態に対応した土地利用の誘導が必要となっています。

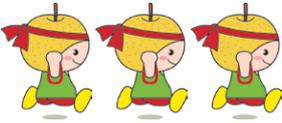
市街地は、国道184号と432号が交差する一帯に形成されています。平成15年（2003年）に開通した国道432号バイパス沿線に市街地の形成が進んでおり、今後は、公共下水道の整備など市街地の環境改善が必要となっています。

世羅インターチェンジ周辺は、中国やまなみ街道の全線開通に伴い、企業進出や住宅地の形成が見込まれることから、土地利用の計画的な誘導が必要です。

集落は、幹線道路や流域、小丘陵、谷間沿いに散在しており、田園環境と調和した生活環境の整備が今後の課題となっています。

本町の拠点地域は、役場周辺の「中心拠点」とせらにしタウンセンター周辺の「西部地域拠点」から構成されています。中心拠点については、業務・商業などの都市的機能の集積や市街地環境の基盤整備を推進するとともに、西部地域拠点については、生活環境や日常生活に必要な各種サービス機能を高め、本町西部における拠点の形成を図ることが必要です。

農業・自然的土地利用／農地、森林、市街地外縁樹林地、既存集落地区などの土地利用。  
 自然環境保全地域／原生の状態を維持している地域や優れた自然環境を維持している地域を、今後も極力人為を加えずに後世に伝えることを目的として指定される地域。  
 緑地環境保全地域／その区域の自然環境を保全することが地域の住民の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域。  
 都市的土地利用／住居、商業施設・公共施設などの都市機能、工業、世羅インターチェンジ周辺などの産業誘導地区などの土地利用。



## 施策の方針

- 1 土地利用を計画的に誘導し、都市的土地利用と農業・自然的土地利用が調和した秩序ある土地利用を推進します。
- 2 中心拠点や西部地域拠点について、それぞれの性格に応じた整備を進め、本町の都市活動や住民生活の拠点到にふさわしい快適で魅力ある拠点として形成します。また、中国やまなみ街道世羅インターチェンジ周辺を新産業拠点到及び交通拠点到と位置付け、拠点到形成を推進します。

## 施策の体系





## 具体的施策

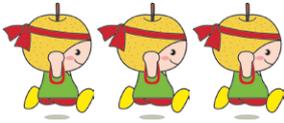
### 1 土地利用の推進

#### (1) 都市的土地利用の推進

- |   |          |  |
|---|----------|--|
| ア | 住居系地区    | 住宅地は国道432号、184号が交差する中心拠点の周辺の既成市街地とその周辺地域を中心に計画的に配置します。   |
| イ | 商業・業務系地区 |  |
|   | 中心拠点     | 公共施設や商業施設等が集積する国道432号、184号が交差する周辺を中心拠点と位置付け、都市機能の集積を一層高めるとともに高度化を促進し、コンパクトな中心拠点づくりを図ります。                 |
|   | 沿道商業地    | 国道432号、184号の沿道地区は、沿道サービスなどの向上を図るため、沿道商業施設などの誘導を促進します。  |
| ウ | 工業系地区    | 既存工業地は、周辺の良好な居住環境との共存に配慮し、事業所における緑化等の環境の維持・保全を促進します。工業地内にある低未利用地については、工業系土地利用を誘導し、住宅立地等の住工混在を抑制します。      |
| エ | 産業誘導地区   | 中国やまなみ街道の世羅インターチェンジ周辺地区など、新たな産業用地需要が高く、事業性が見込まれる地区を「新産業拠点」と位置付け、周辺の自然環境や住環境への配慮と調和を図りながら、計画的に産業機能を誘導します。 |

#### (2) 農業・自然的土地利用の推進

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| ア | 既存集落地区  | 既存集落は、生活道路や集落排水などの生活基盤の整備を進め、営農環境と調和した潤いのある生活環境の確保を図ります。<br>せらにしタウンセンター周辺地区では、周辺の自然環境や営農環境との調和を図りつつ、生活サービス施設の集約化による利便性の向上を図ります。 |
| イ | 農地・森林地区 |   |
|   | 農地      | 農業地については、生産機能に加え、保水や緑地空間等の多面的機能を有しているため、無秩序な都市的利用を抑制し、その保全に努めます。  |



森林

果樹園や花き栽培農地は、本町の観光資源となっていることから、周辺との景観の調和や生態系への配慮などに努め、環境学習や観光交流の場として多面的な活用を図ります。

森林は木材生産などの経済的機能に加え、水源のかん養をはじめ、土砂流出防止等の公益的機能や環境学習・レクリエーション機能を有していることから、多面的な機能を総合的に発揮できるよう、計画的な保全・活用を図ります。

市街地外縁樹林地

今高野山（甲山）をはじめとする市街地を囲む斜面樹林地は、景観資源・森林レクリエーションの場として計画的な保全・活用を図ります。

## 2 拠点の形成

### （1）中心拠点の形成の推進

町役場等が集積する国道 432 号と 184 号が交差する周辺地区を中心拠点として位置付けます。業務・商業などの都市的機能の集積や市街地環境の基盤整備を推進します。

### （2）西部地域拠点の形成の推進

せらにしタウンセンターの周辺地区を西部地域拠点として位置付けます。生活環境や日常生活に必要な各種サービス機能を高め、せらにしタウンセンターを中心とする西部地域の拠点の形成を図ります。

### （3）新産業拠点の形成の推進

中国やまなみ街道世羅インターチェンジの周辺地区を新産業拠点として位置付けます。広域幹線道路の結節機能を活かし、町内企業や進出企業が集積する新たな産業拠点の創出を図ります。

### （4）交通拠点の形成の推進

中国やまなみ街道世羅インターチェンジの周辺地区を交通拠点として位置付けます。幹線道路との接続強化を図るとともに、広域バス等の公共交通の充実や情報発信機能の導入を図ります。

### （5）交流拠点の形成の推進

せら夢公園をはじめ農業観光施設が集積する地区を交流拠点として位置付けます。公園内の施設やサービスの充実を図るとともに、町内にある観光施設とのネットワークの強化を図ります。



基本目標 4	安全安心づくり
基本施策 4-1	地域を支える基盤の整備
施策 4-1-2	道路網などの整備

### 現況と課題

本町の幹線道路網は、国道 184 号が南北、国道 432 号が東西に走り、県道については、これらの国道と交差する形で主要地方道が 6 路線、一般県道が 8 路線整備されています。

さらには、通称「世羅高原ふれあいロード」が町内のほぼ中央を東西に走り、この路線と南北に走る通称「フルーツロード」とが交差し、これらに町道が結節し、町内の各地域を結んでいます。

こうした幹線道路網を体系的にみると、概ねネットワークが形成されていますが、国道・県道の一部区間のバイパス化による道路網の強化や歩道の整備による安全対策を推進していくことが必要となっています。

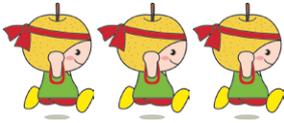
地域内幹線道路である主要町道については、整備が進んでいますが、さらに円滑な連絡を確保するよう、「世羅町道路整備計画」に基づいて計画的な改良・整備を進めることが必要です。

また、農林道は生産基盤としてだけではなく、農村集落の日常生活を支える役割を有し、とりわけ基幹となる農林道は、町道を補完し、地域内の幹線道路としての役割を担うことから、国や県の制度を活用し、計画的に整備を進めていくことが必要です。

高速交通については、平成 27 年（2015 年）3 月に高規格幹線道路である中国やまなみ街道が全線開通し、世羅インターチェンジが設置されました。この完成により、備後地区をはじめとする山陽・山陰の主要都市との時間距離が大幅に短縮され、交流人口の増加や移住・企業誘致の促進など地域産業の活性化や発展に大きな効果を発揮するものと期待されており、こうした見通しを踏まえたまちづくりを推進していくことが必要です。

また、地域高規格道路「広島中央フライトロード」が広島空港～三原市大和町間で供用されており、今後、世羅インターチェンジ付近までの延伸整備を促進することが必要です。

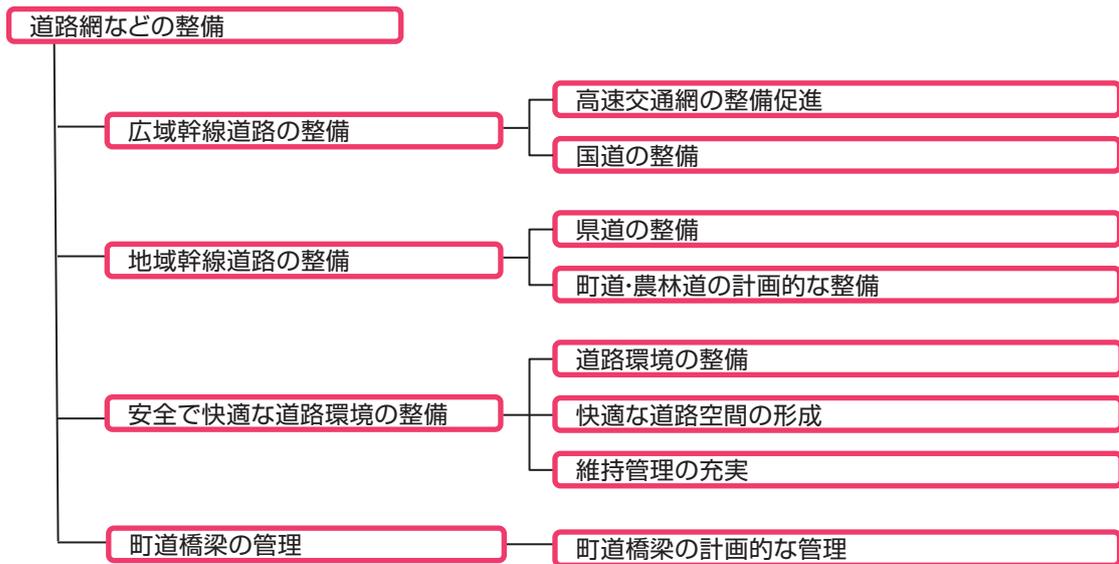
橋梁については、「世羅町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理コストの低減を図りながら、橋梁の整備を計画的に推進することが必要です。



## 施策の方針

- 1 広域的な道路ネットワークの強化を図るため、高規格幹線道路や地域高規格道路の建設、国道のバイパス化を促進します。
- 2 周辺地域との連携を強化し、地域間の連携や地域内の円滑な連絡を確保するため、主要地方道及び一般県道の改良・安全対策を促進するとともに、町道・農林道の計画的な整備を図ります。
- 3 安全で快適な歩行環境の整備を図るとともに、潤いのある道路環境の整備を推進します。
- 4 「世羅町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に橋梁の点検・補修を推進します。

## 施策の体系





## 具体的施策

## 1 広域幹線道路の整備

## (1) 高速交通網の整備促進

広島空港への連絡を強化するため、地域高規格道路「広島中央フライトロード」の建設を促進します。

## (2) 国道の整備

- ア 交通の円滑化を図るため、国道432号「賀茂バイパス」の整備を促進します。
- イ 国道における交通安全施設（歩道）の整備を促進します。

## 2 地域幹線道路の整備

## (1) 県道の整備

周辺地域との連携を強化し、地域間や地域内の円滑な交通を確保していくため、主要地方道及び一般県道の改良及び交通安全施設の整備を促進します。

## (2) 町道・農林道の計画的な整備

- ア 利便性の向上や緊急性、幹線道路とのアクセス等を総合的に勘案して策定した「世羅町道路整備計画」に基づき、町道の計画的な改良整備を進めます。
- イ 町道の整備にあたっては、新設・改良、狭あい箇所の拡幅、舗装など地域の実情に応じた適切な整備手法により実施します。
- ウ 各地区住民組織が主体となった、「町道草刈り作業交付金」の推進を図ります。

## 3 安全で快適な道路環境の整備

## (1) 道路環境の整備

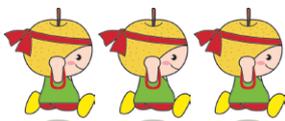
すべての人が安心して道路を利用できるよう、道路環境の整備を図ります。

## (2) 快適な道路空間の形成

主要公共施設や商店街などを連絡する町道については、歩道のカラー舗装化などによる安全で快適な道路空間の形成に努めます。

## (3) 維持管理の充実

道路パトロールなど管理体制を強化するとともに、維持管理の充実に努めます。



## 4 町道橋梁の管理

### (1) 町道橋梁の計画的な管理

「世羅町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、町道橋梁の点検・補修を計画的に推進します。



中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）開通



基本目標 4	安全安心づくり
基本施策 4-1	地域を支える基盤の整備
施策 4-1-3	公共交通体系の整備

### 現況と課題

本町の公共交通機関は、路線バス、高速バス、JR 福塩線などがあります。

路線バスは、10 路線が運行しており、これらの路線は、町内をはじめ、尾道市、三原市、東広島市などの周辺都市への通勤・通学・通院などへの交通手段として利用されています。

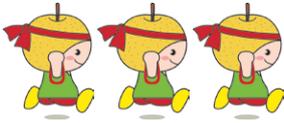
しかし、過疎化により、その利用は減少し、路線維持が大きな課題となっています。

本町では、交通弱者対策として、平成 18 年（2006 年）から高齢者などの「交通不便者」の外出支援に配慮したデマンド交通の運行を開始しました。高齢化の進行に伴い、今後、デマンド交通の重要性が高まることが予想され、新たな利用客の獲得や便数・路線の拡充など、利便性の向上を図ることが必要です。

高速バスは、広島～甲山～甲奴（三次市）間で運行しているほか、中国やまなみ街道の供用開始に伴い、神戸～尾道～甲山、福山～尾道～道の駅世羅～松江（島根県）～米子（鳥取県）の 2 路線で運行が開始されました。このように、中国やまなみ街道の開通効果を活用し、交流人口の拡大を図るとともに、世羅町に住んで公共交通機関により近隣市町へ通勤する人の増加を促進するなど、地域経済の活性化を推し進めることが必要です。

鉄道については、JR 福塩線が走り、町内には無人の備後三川駅が設置されていますが、運行本数の減少などローカル線特有の問題を抱えており、関連自治体と連携し、その改善に向けて取り組みを強化していくことが必要となっています。

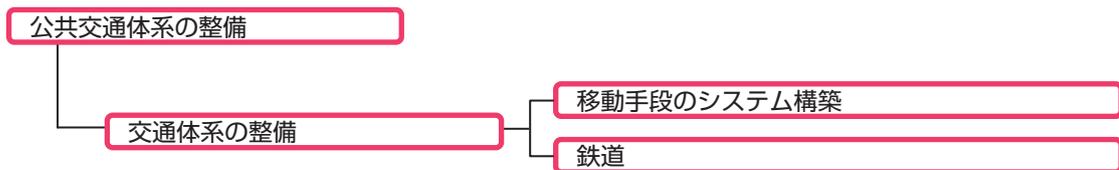
今後は、利用者のニーズに合わせた各公共交通機関の役割分担を行い、①他市町を結ぶ交通機関、②町内の地域間を結ぶ交通機関、③町内の各地域内の移動を支援する交通機関という観点から、公共交通の利便性向上について検討することが必要です。



## 施策の方針

- 1 デマンド交通の利便性の向上を図るとともに、住民の公共交通を確保することにより、地域生活の維持及び地域経済の活性化を推進します。

## 施策の体系



## 目標

指標名	基準値（H26）	目標値（H32）
デマンド交通の利用者数	32,695人	34,656人



## 具体的施策

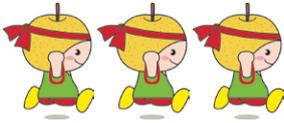
## 1 交通体系の整備

## (1) 移動手段のシステム構築

- ア 各公共交通手段の目的地別の役割分担を行い、①他市町を結ぶ手段、②町内の地域間を結ぶ手段、③町内の各地域内の移動手段について、システム構築を図ります。
- イ 「デマンド交通」のより一層の利用促進を図るため、運行路線や便数などの拡充を図ります。
- ウ 町外からより多くの観光客を誘致するため、中国やまなみ街道や広島中央フライトロードを活用し、高速バスなどの広域的な公共交通ネットワークの形成を推進します。
- エ 観光客が町内を周遊しやすくなるよう、「道の駅 世羅」の駐車場をパーク・アンド・ライド\*の拠点とした、町内の2次交通のあり方を検討します。

## (2) 鉄道

JR 福塩線について、利便性の向上を図るよう、運行頻度の維持向上等についてJR・沿線自治体等関係機関との連携・協議を強化します。



基本目標 4	安全安心づくり
基本施策 4-1	地域を支える基盤の整備
施策 4-1-4	情報基盤の整備

### 現況と課題

本町においては、平成 13 年度(2001 年度)に「地域イントラネット基盤整備事業」を実施し、光ファイバーにより町内の公共施設・学校を情報通信網で結び、総合教育支援システム、及び行政情報システムを整備し、住民サービスと学校教育の向上を推進してきました。

今後、住民生活の利便性の向上や行政機能の効率化に向けた情報化に取り組んでいく必要があります。

平成 20 年(2008 年)からケーブルテレビの放送を開始し、平成 27 年(2015 年)時点での加入率は 76.89%に達し、生活の重要なライフラインとなっています。今後は、より一層の加入率の向上を図るため、住民が見たい番組づくりを推進することが必要です。

平成 27 年(2015 年)に中国やまなみ街道が全通したことを契機として、今後、観光客の誘引や企業の誘致などを推進することが求められています。その際、無線 LAN のスポット数の増大により観光客がモバイル端末で観光情報を入手できる環境や、高速インターネット通信基盤の整備により企業が取引先や本支店等と円滑に情報交換できる環境を整備することは、今後の地域活性化にとって重要な課題となっています。



### 施策の方針

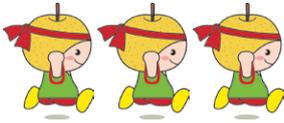
- 1 ケーブルテレビの通信速度向上、高速インターネット通信基盤の整備、無線LANの通信スポット数の増大などを通じ、世羅町全般にわたる情報通信基盤の拡充を推進します。
- 2 地域情報化を推進し、利便性が高く、魅力と活気ある地域社会を形成していくよう、行政と地域の連携のとれた情報化を推進します。

### 施策の体系



### 目標

指標名	基準値（H26）	目標値（H32）
無線LANスポット数の増大	21カ所	30カ所
ケーブルテレビ通信速度の向上	40Mbps	120Mbps



## 具体的施策

### 1 地域情報通信基盤の整備

#### (1) 情報通信基盤施設の整備

- ア ケーブルテレビの通信速度を向上させるとともに、あわせて、ケーブルテレビの活用方法の改善や番組の拡充により、加入者数の拡大を図ります。
- イ 高速インターネットの通信基盤を整備します。
- ウ 無線 LAN の通信スポットを増やします。

#### (2) 防災行政無線の活用

- 災害時等における迅速で円滑な情報伝達体制を確保するため、防災行政無線のデジタル化に取り組みます。

### 2 情報化の推進

#### (1) 行政の情報化の推進

- ア イン트라ネットを活用し、文書管理・財務会計等の事務の効率化を図ります。また、図書館ネットワークや生涯学習、スポーツ・レクリエーション情報などの情報提供を行います。
- イ 事務の効率化を図るため、OA 化や行政文書の電子化などを推進し、電子自治体の構築を図ります。
- ウ ICT やデータ分析の専門的な技術や知識を有した人材の育成を図ります。
- エ マイナンバー制度に対応した、住民票などのコンビニ交付システムを導入し、住民の利便性を図ります。
- オ 航空写真による固定資産税の画像データベースを構築します。
- カ 行政情報のホームページを活用した情報公開や情報発信を進めるとともに、その内容の充実を図ります。空き家をはじめとする移住関連情報などの情報発信も拡充します。
- キ 無線 LAN の通信スポットを活用し、観光客に向けて多様な観光情報を提供します。
- ク 情報化や情報管理に対応した職員の能力の向上に努めるとともに、個人情報の保護などセキュリティ対策の充実を図ります。



## (2) 地域の情報化の推進

- ア 情報化社会に対応した人材を育成していくため、小・中学校においてタブレット端末などの情報機器の導入を推進します。
- イ 時代に対応した産業の振興や起業を促進していくため、高速インターネット通信基盤の整備やケーブルテレビの通信速度向上を活用した産業の情報化や企業誘致を促進します。



## 第2節 基本施策 4-2 生活を支える基盤の整備

基本目標 4	安全安心づくり
基本施策 4-2	生活を支える基盤の整備
施策 4-2-1	公共施設等総合管理と住環境の整備

### 現況と課題

本町の住宅対策のうち、町営住宅については、平成 27 年（2015 年）時点で、23 団地 309 戸を建設し、管理しています。

これら町営住宅については、「世羅町営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化した住宅のリフォームや高齢化へ対応した設備改善・改修等を行うとともに、住宅需要に配慮しながら、用途廃止を進めることも必要です。

また、本町においては、県下で初めて優良田園住宅の建設計画の認定を受け、整備を促進してきました。

さらに、平成 22 年度（2010 年度）には、同年 1 月 1 日以降に町内の民間賃貸住宅へ新たに入居した小学 6 年生以下の子どもを養育する世帯を対象とする「子育て家庭家賃補助制度」を開始し、平成 25 年度（2013 年度）には、居住環境の質の向上と家族の絆の再生を図ることを目的とする「住宅リフォーム補助制度」を開始しました。

今後とも多様なニーズに対応した住宅・宅地の提供を図り、若者や団塊世代の移住を促進していくことが必要です。

さらに、町内に点在する空き家の有効活用を推進し、移住を促進していくとともに、災害に強いまちづくりと、高齢者や障害者にとって安全でやさしい住宅づくりを推進していくことが必要です。

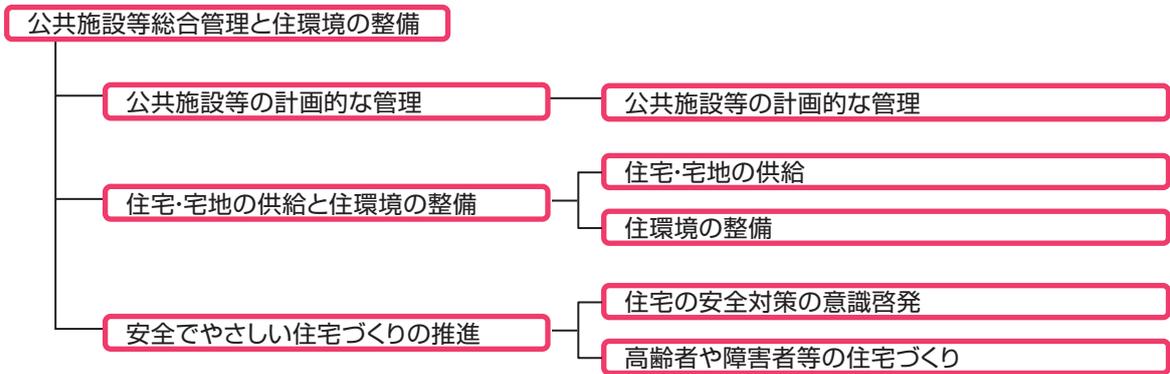
また、平成 27 年度（2015 年度）に策定した「世羅町公共施設等総合管理計画」に基づいた、公共施設の更新・統合、長寿命化など、具体的に実施する必要があります。



### 施策の方針

- 1 「世羅町公共施設等総合管理計画」、「地域住宅計画」及び「世羅町営住宅長寿命化計画」に基づいて、公共施設の更新、統廃合に取り組むとともに町営住宅などを計画的に管理します。
- 2 町内への移住を促進していくため、良質な住宅・宅地の供給の促進や住環境の整備を図ります。
- 3 地震に強い安全な住宅づくりや高齢者・障害者にやさしい住宅づくりを推進します。

### 施策の体系



### 目標

指標名	基準値 (H26)	目標値 (H32)
新築住宅戸数 (延べ数)	—	168戸
公共施設の総量縮減	3.2%	3.2%以上



## 具体的施策

### 1 公共施設等の計画的な管理

#### (1) 公共施設等の計画的な管理

- ア 「世羅町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の更新、統廃合を計画的に進めます。
- イ 「地域住宅計画」及び「世羅町営住宅長寿命化計画」に基づいて、住宅需要などに配慮しながら、計画的な改修や用途廃止を図ります。

### 2 住宅・宅地の供給と住環境の整備

#### (1) 住宅・宅地の供給

- ア UIJ ターン\*などの需要に対応していくため、空き家バンクの整備とその有効利用を図ります。また、新築住宅の購入等に関する助成制度の拡充などを推進します。
- イ 道路や上下水道など生活基盤整備を推進し、自然環境との調和に配慮した民間による住宅地の形成を促進します。
- ウ 住宅団地の開発にあたっては、秩序ある土地利用や環境と調和した適正な開発の誘導に努めます。

#### (2) 住環境の整備

市街地における道路や公園緑地等の生活環境整備を計画的に進め、安全で快適な住環境の形成を図ります。

### 3 安全でやさしい住宅づくりの推進

#### (1) 住宅の安全対策の意識啓発

住宅の安全対策について、耐震性などの意識啓発を図ります。

#### (2) 高齢者や障害者等の住宅づくり

障害者向け住宅に関しては、障害者の自立支援の観点から、グループホームなどの整備を支援します。

UIJ ターン/Uターンは進学や就職で出身地を離れた後、再び戻り移り住むこと。Iターンは都会の出身者が地方での暮らしを志向して移り住むこと。Jターンは、再び戻るものの、出身地に近い途中の地域に移り住むこと。



基本目標 4	安全安心づくり
基本施策 4-2	生活を支える基盤の整備
施策 4-2-2	移住の促進

### 現況と課題

わが国では、戦後、地方から大都市圏への人口移動が続き、地方から若者が大量に流出するとともに、地方の多くの市町村では大都市圏に比べて数十年も早く人口減少に直面することとなりました。

このような地方の人口減少問題に対しては、産業振興や福祉・生活環境の整備などを支援するいわゆる「過疎対策」が講じられてきましたが、平成10年（1998年）代に入ると、一部の自治体が移住促進策を推進するようになりました。また、団塊世代が定年退職するいわゆる「2007年（平成19年）問題」を機として、多くの自治体が団塊世代を対象とする移住促進策を打ち出しました。

国においても、平成20年（2008年）から「定住自立圏構想」を推進し、人口5万人程度以上で昼間人口が多い「中心市」とその「近隣市町村」が協定を締結し、人口が定住する「定住自立圏」を形成する取り組みが始まりました。

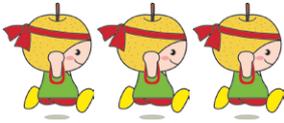
平成26年（2014年）12月には、地方移住希望者への支援体制の構築等を自治体に促す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

本町においては、平成21年度（2009年度）に空き家バンク制度を創設しましたが、新規登録物件の確保など、利用促進に向けた制度のより一層の拡充が求められています。

平成23年度（2011年度）には、新規就農希望者に研修等の実践的な教育プログラムを提供する「世羅産業創造大学」を創設し、新規就農者の確保と移住促進を同時に推進する施策を開始しました。近年、農業を仕事とする新しい人生に挑戦しようとする機運が高まっていることから、新規就農支援と移住促進をパッケージ化した支援体制の確立が必要です。

また、平成22年度（2010年度）には、町内の民間賃貸住宅へ新たに入居した小学6年生以下の子どものを養育する世帯を対象とする「子育て家庭家賃補助制度」を開始し、平成25年度（2013年度）には、居住環境の質の向上と家族の絆の再生を図ることを目的とする「住宅リフォーム補助制度」を開始しました。平成27年度（2015年度）には、移住促進の専任コーディネーターを新たに配置しました。

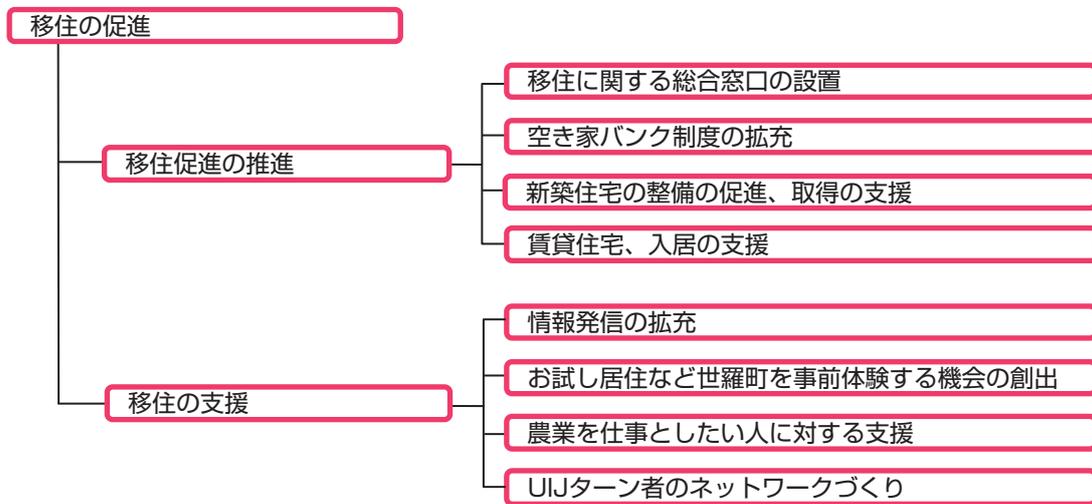
今後は、これらの移住促進策を含めた移住に関する総合的な支援対策を確立し、移住前・移住時・移住後にわたって一貫して相談・支援を提供する体制づくりが必要です。



## 施策の方針

- 1 移住促進の推進体制の確立を図るため、移住に関する総合窓口を設置するとともに、移住促進活動の活性化を促進します。
- 2 移住に関する一貫した支援を提供するため、①住宅の確保の支援、②移住前の支援策、③移住時の支援策、④移住後の支援策を整備します。

## 施策の体系



## 目標

指標名	基準値（H26）	目標値（H32）
社会増減数	▲82人	▲32人
空き家新規物件登録数	15件	21件
空き家バンク成立件数	10件	16件
移住相談件数	117件	160件



## 具体的施策

## 1 移住促進の推進

## (1) 移住に関する総合窓口の設置

移住に関する総合窓口を設置し、移住希望者のニーズ（農業を仕事としたい人、スローライフを楽しみたい人、転勤などで転入してくる人など）にあわせて、①住宅の確保の支援、②移住前の支援、③移住時の支援、④移住後の支援を一貫して提供します。

## (2) 空き家バンク制度の拡充

ア 移住希望者の円滑な住宅の確保を促進するため、空き家バンク制度における空き家の確保を推進するとともに、将来空き家になった時に貸し出すことを事前に登録する「空き家ドナー制度」などを実施します。

イ 空き家のデータベースを整備します。

ウ 空き家等対策計画を策定します。

## (3) 新築住宅の整備の促進、取得の支援

新築住宅を取得し、移住もしくは定住する場合の支援を創設します。

## (4) 賃貸住宅、入居の支援

世羅町子育て家庭家賃補助制度を継続します。

## 2 移住の支援

## (1) 情報発信の拡充

町の移住に関するホームページを更新し、世羅町の生活環境、移住支援策、空き家等の情報とあわせて、農業、観光、子育て環境、災害に強いまちづくりなど世羅町ならではの魅力を発信します。

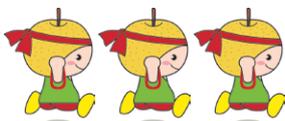
## (2) お試し居住など世羅町を事前体験する機会の創出

移住地を探している人が世羅町のことを十分に理解するとともに、移住後も満足して生活できるようにするため、お試し居住制度の導入、自然体験や農業体験のイベントの開催など、世羅町を事前体験する機会を創出します。

## (3) 農業を仕事としたい人に対する支援

ア 新規就農と移住に関し、ワンストップで相談・支援を提供します。

イ 世羅町での新規就農後に、交流できるようにするため、新規就農者のコミュニティの形成も促進します。



#### (4) UIJ ターン者のネットワークづくり

- ア 世羅町へ移住してきた人のネットワークづくりを推進します。このネットワークを活用し、移住者が互いに交流したり支え合うことにより、世羅町での生活の満足度を高めることを促進します。
- イ 移住者が、世羅町での生活の素晴らしさを、町外に向けて情報発信する仕組みづくりを推進します。



農業をするために移住してきたご夫婦



スローライフを求めて移住してきた方

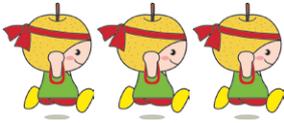


基本目標 4	安全安心づくり
基本施策 4-2	生活を支える基盤の整備
施策 4-2-3	公園緑地の整備

#### 現況と課題

本町の公園は、「せら香遊ランド」などに加えて、平成18年（2006年）に「せら夢公園」がオープンし、町内外から利用されています。特に、「せら夢公園」（せらワイナリーを含む）は、平成26年（2014年）に37万8千人の観光客が訪れるなど、県内でも有数の観光地となっており、今後、より一層の利用の活性化を推進していくことが必要です。

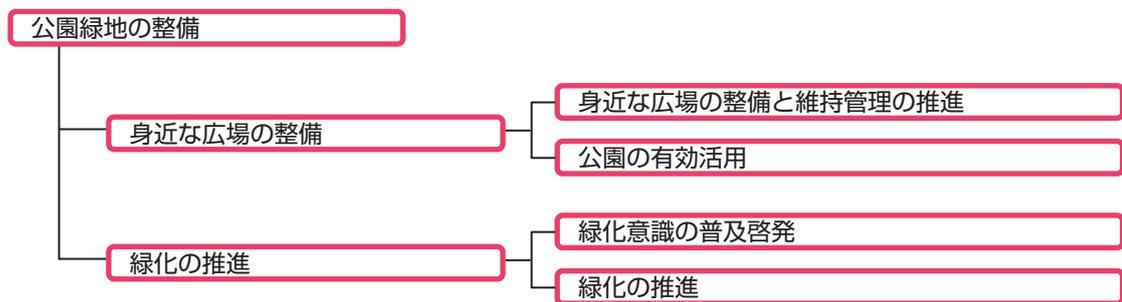
また、平成26年（2014年）には、中心市街地に「陽だまり公園」がオープンしました。同公園では、子どもから高齢者まで多くの住民の利用があり、今後も良好な維持管理を継続するとともに、防災拠点等としての活用も促進することが必要です。



## 施策の方針

- 1 地域における安全性と快適性を確保するため、身近な広場の整備と維持管理を図るとともに、せら夢公園の利活用を促進します。
- 2 住民の緑化意識の高揚を図り、公共施設や民有地における緑化、花づくりを推進します。

## 施策の体系





## 具体的施策

### 1 身近な広場の整備

#### (1) 身近な広場の整備と維持管理の推進

住民の憩いの場、レクリエーションの場となるよう、身近な広場などの整備を進めます。

#### (2) 公園の有効活用

せら夢公園・陽だまり公園については、その有効利用に向けて、魅力と特色ある施設となるよう、管理運営に努めます。

### 2 緑化の推進

#### (1) 緑化意識の普及啓発

住民の緑化意識の普及啓発を図るとともに、関係団体の育成や活動支援を推進します。

#### (2) 緑化の推進

公共施設周辺の緑化を推進するとともに、道路や河川沿いの緑化・花いっぱい運動等を進め、緑豊かな景観の形成を推進します。



基本目標 4	安全安心づくり
基本施策 4-2	生活を支える基盤の整備
施策 4-2-4	上下水道の整備

### 現況と課題

本町の水道事業は、上水道と簡易水道及び専用水道の3つの事業により、8地域を対象として整備されてきましたが、効率的な運営を推進することを目的として、平成27年度（2015年度）に簡易水道事業を廃止し、上水道事業へ統合しました。

これらの水道事業の対象区域外の地域では、井戸水などが利用されています。

平成26年（2014年）3月末時点の水道普及率は53.3%で、県平均水道普及率94.2%に比べると、極めて低い水準となっています。

今後、水道普及率の向上を図るとともに、水道事業の対象区域外の地域において、ボーリング工事の支援等を通じて、安全な生活用水の供給を確保することが必要です。また、水道施設の老朽化や耐震化に対応した整備を、計画的に推進することも必要です。

下水道は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業のほか、合併処理浄化槽の設置を図る浄化槽設置整備事業によって整備を進めています。

平成26年（2014年）3月末の下水道普及率は5.6%で、広島県平均71.2%に比べると、上水道と同様に整備率は低い水準です。

公共下水道事業は、役場周辺部を中心とする都市計画区域内において整備を進めています。平成27年度（2015年度）の事業変更認可により公立世羅中央病院の周辺部を中心とする約7haを追加したことから、これらの区域において、事業計画期間を平成33年度（2021年度）まで延伸して、事業を実施します。今後は、当該区域における下水道の利用率の向上を図ることが必要です。

農業集落排水事業は、小国を中心とする地域で整備されていますが、今後は、老朽化に対応した整備を計画的に推進することが必要です。

このような下水道事業の対象区域外の地域においても、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を継続することなどにより、生活排水の適正な処理を促進することが必要です。

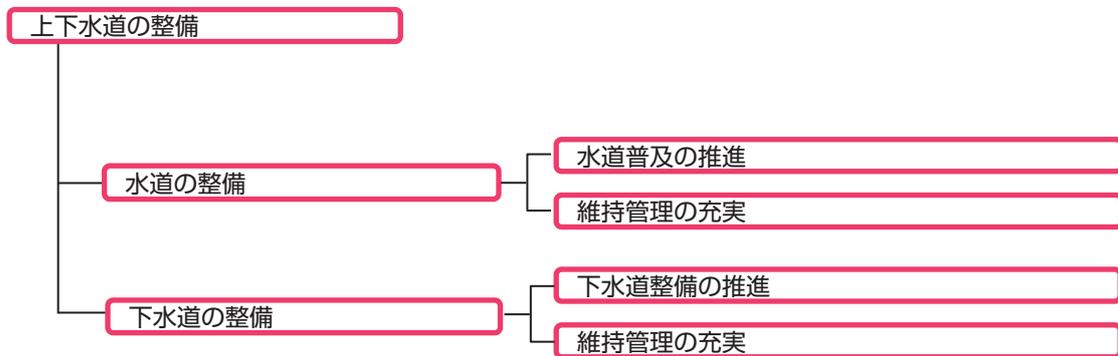
今後も、町内の各地域の状況に対応しながら、生活排水の適正な処理体制の整備を推進することが重要です。



### 施策の方針

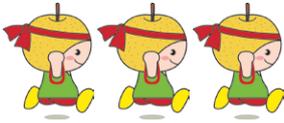
- 1 水資源の安定確保を踏まえ、水道の普及を推進していくとともに、安定供給体制の充実を図ります。
- 2 公共下水道・合併処理浄化槽の設置など、下水道の計画的な整備を推進し、快適な生活環境の確保を図ります。

### 施策の体系



### 目標

指標名	基準値（H26）	目標値（H32）
生活排水処理人口の比率（公共下水道、農業集落排水、浄化槽）	55.3%	71.9%



## 具体的施策

### 1 水道の整備

#### (1) 水道普及の推進

- ア 「世羅町水道ビジョン」(平成26年(2014年)3月策定)に基づいた水道事業を推進します。
- イ 衛生的な飲料水を安定した水量で提供するため、水道普及率向上に努めます。
- ウ 生活用水を確保するためのボーリング工事等を対象とする飲料水施設整備補助制度を継続し、給水区域の拡充を図ります。

#### (2) 維持管理の充実

- ア 漏水防止対策の充実を図り、水の安定的な供給を確保していくため、老朽施設の更新整備を計画的に進めます。
- イ 水道施設耐震化計画(仮称)を策定し、水道施設の耐震化整備を計画的に推進します。
- ウ 水道水の安定供給を図るため、緊急時の維持管理体制の充実を図ります。
- エ 安全で良質な水を供給していくため、水質管理の充実を図ります。
- オ 健全な経営を持続しながら事業を実施するため、適切な使用料金の設定を行います。

### 2 下水道の整備

#### (1) 下水道整備の推進

- ア 世羅町全域の汚水処理施設の整備を計画的・効率的に実施するため、「世羅町汚水適正処理計画」(仮称)を策定します。
- イ 公共下水道事業に対する理解を高めるよう、加入促進のための啓発活動を推進します。
- ウ 公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及・設置を促進します。

#### (2) 維持管理の充実

- ア 汚水処理施設の適正な維持管理を図るため、老朽化施設の更新整備を計画的に進めるとともに、緊急時対策の充実を図ります。
- イ 健全な経営を持続しながら事業を実施するため、適切な使用料金の設定を行います。



基本目標 4	安全安心づくり
基本施策 4-2	生活を支える基盤の整備
施策 4-2-5	火葬場

#### 現況と課題

火葬場は「やすらぎ苑」と「西和苑」の2施設が町内に設置されており、世羅三原斎場組合において、管理運営されています。

今後、施設の適切な管理のため、設備の改善・改修を行うとともに、運営体制については、長期的な見直しを踏まえ、検討を行う必要があります。



## 施策の方針

- 1 火葬場の適正な管理運営に努めます。

## 施策の体系



## 具体的施策

### 1 火葬場の管理運営の充実

#### (1) 火葬場の管理運営の充実

火葬場の管理運営の見直しを協議するとともに、施設の設備改善、改修等を行います。



### 第3節 基本施策 4-3 生活の安全の確保

基本目標 4	安全安心づくり
基本施策 4-3	生活の安全の確保
施策 4-3-1	消防・救急体制の整備

#### 現況と課題

本町の常備消防は、広域常備消防体制で、町内には三原市消防署北部分署が設置されており、平成18年度（2006年度）には、北部分署世羅西出張所が開設され、西部地域における消防・救急体制の充実が推進されてきました。

非常備消防は、本部及び5分団41班1ラッパ隊を擁し、675人の団員（平成27年（2015年）1月1日時点）の消防団が組織されています。

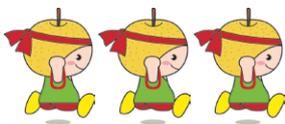
しかし、人口減少や高齢化の進行などに伴い、団員の確保が困難となっている地域もあります。今後は、人口規模を考慮しながら、消防力の確保に向けた取り組みが求められています。

消防施設については、消防自動車50台、消火栓設置207基、防火水槽414基等を整備していますが、円滑な消防活動の確保を図るよう、今後とも、計画的な整備を進めていくことが必要です。

火災の発生件数は、平成26年（2014年）に14件、救急の出動件数は686件であり、ともに平成24年（2012年）以降は減少傾向にあります。

高齢化の進行により、火災発生時の高齢者の安全確保、急激な体調不良をきたした高齢者の救急搬送など、消防及び救急搬送体制の整備は、より一層重要になります。

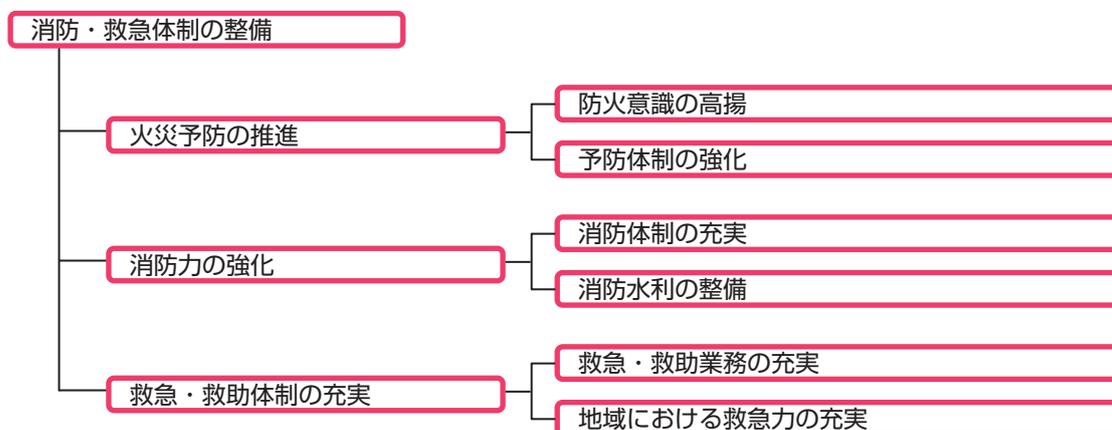
今後とも、住民の防火意識の高揚を図り、常備消防と非常備消防の連携強化を図り、施設や機器・車両等を計画的に整備するとともに、救急需要に迅速に対応していくよう、救急体制の充実を図っていくことが必要です。



## 施策の方針

- 1 火災の発生を未然に防止するため、住民の防火意識の高揚を図るとともに、予防体制の充実を推進します。
- 2 地域の消防力を強化するため、常備消防の装備等や消防団の充実等消防体制を強化するとともに、消防水利施設の整備を図ります。
- 3 救急・救助体制の充実・強化を図るため、関係医療機関との連携強化や救急・救助隊員の育成に努めるとともに、地域における応急手当の普及を図ります。

## 施策の体系



## 目標

指標名	基準値 (H26)	目標値 (H32)
消防団員数	675人	680人
防災行政無線設置数	5,061	6,900 (全世帯)



## 具体的施策

## 1 火災予防の推進

## (1) 防火意識の高揚

防火意識の高揚を図るため、火災についての正しい知識の普及など啓発活動の充実に努めるとともに、幼児期からの火災予防教育を推進します。

## (2) 予防体制の強化

- ア 消防署・消防団による火災予防啓発を充実し、防火対象施設や危険物施設における防火管理体制や安全管理の強化を推進します。
- イ 事業所における自衛消防組織の強化や活動を促進します。
- ウ 住宅用火災報知機の設置についての啓発に努めます。

## 2 消防力の強化

## (1) 消防体制の充実

- ア 相互に連携のとれた効果的な消防活動を行うため、消防署と消防団との連絡体制の緊密化に努めます。
- イ 常備消防の消防力の充実に図るため、通信指令管制の高度情報化、消防車両・装備品の整備充実及び消防職員の専門的知識の習得や技能の向上を促進します。
- ウ 防災行政無線のデジタル化事業を実施し、全世帯へ防災対策として施設と機能を構築します。
- エ 消防団の充実に図るため、人口規模に応じた消防団員の確保や団員の技能の向上を推進するとともに、消防車両とその格納庫や小型動力ポンプ積載車等装備の充実に図ります。
- オ 消防団組織の強化・機動性の向上を図る観点で、消防団組織の再編整備を検討します。

## (2) 消防水利の整備

地域の実情に応じて、防火水槽、消火栓など消防水利施設の計画的な配置・整備を図ります。



### 3 救急・救助体制の充実

#### (1) 救急・救助業務の充実

- ア 救急業務に的確に対応していくため、関係医療機関との連携を強化するとともに、ドクターヘリの運航継続などによる広域的な医療連携体制を確保します。また、大規模災害等における周辺地域と連携した救急・救助体制の確立を図ります。
- イ 救急業務の向上を図るため、専門的な知識・能力を有する救急・救助隊員の育成を支援します。

#### (2) 地域における救急力の充実

住民が緊急時に適切な応急手当を行うことができるよう、講習会等を通じて正しい応急手当の知識と技術の普及を図ります。



三原市消防署北部分署世羅西出張所



基本目標 4	安全安心づくり
基本施策 4-3	生活の安全の確保
施策 4-3-2	防災体制の整備

### 現況と課題

わが国では、近年、被害が大きい地震や自然災害の発生が目立ち、また、大規模地震の発生も予測されるなど、災害の危険性が高まっています。本町の災害状況を見ると、梅雨時期の大雨による災害頻度が高く、また、台風の直撃は少ないものの、降雨と暴風による河川、道路及び農作物への被害があり、特に果樹への被害は甚大となっています。

こうした中、本町では、平成 18 年度（2006 年度）に、地域防災の指針となる「世羅町地域防災計画」を策定し、平成 25 年（2013 年）3 月には「世羅町地域防災計画」の改定を実施しました。

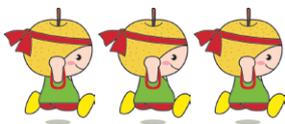
町内では、自主防災組織は平成 27 年（2015 年）時点で 38 組織が編成されており、世帯カバー率は約 70%となっています。今後、早急に世帯カバー率を 100%へ引き上げることが必要です。行政においても、防災講座の開催など、自主防災組織への支援を拡充することが求められています。

今後は、住民一人ひとりの防災に関する意識を啓発し、地域の自主防災体制の充実を推進するとともに、「世羅町地域防災計画」に基づいて、防災行政無線のデジタル化による連絡体制の確立等の危機管理体制の充実を図っていくことが必要です。

また、防災マップを活用し、危険箇所や避難についての情報提供を充実し、日常生活における住民の災害に対する備えを高めていくことも重要となっています。

さらに、地域の実情に応じた自然災害対策などの充実を図り、災害の発生を予防していくとともに、施設の耐震診断を計画的に推進し、災害に強いまちづくりを進めていくことが必要です。町内には、土砂災害危険箇所が 1,037 カ所、警戒区域等の指定箇所が 625 カ所あり、今後、基礎調査を含めた対策を計画的に推進していくことが必要です。ただし、砂防ダム等のハード面の整備を短期間に進めることは困難であり、災害発生前に自主的に避難するなど住民の防災意識の高揚を図ることが重要です。

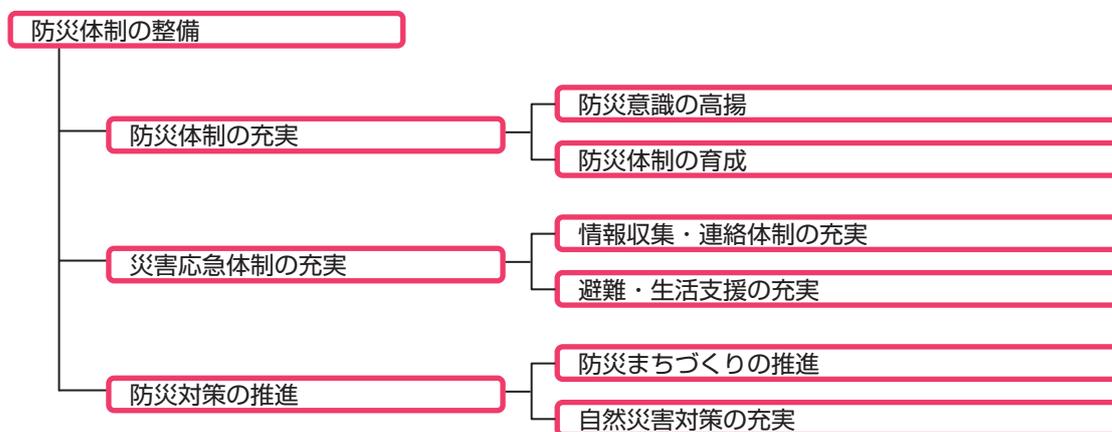
近年、大規模な災害が頻発していることから、備後圏域連携中枢都市圏と共同で、防災体制の確立や防災訓練の実施等に取り組むことも必要です。



## 施策の方針

- 1 住民の生命・身体・財産を守るため、住民の防災意識の高揚を促進するとともに、地域防災体制の充実を図ります。
- 2 「世羅町地域防災計画」及び防災マップに基づいて、危機管理体制の整備や情報収集、避難・生活支援の充実など災害応急体制の充実を図ります。
- 3 災害に強いまちづくりを推進するため、防災まちづくりの推進や自然災害対策の充実を図ります。

## 施策の体系



## 目標

指標名	基準値 (H26)	目標値 (H32)
自主防災組織の組織率	69%	100%
防災体制に満足している住民の割合	45%	60%



## 具体的施策

## 1 防災体制の充実

## (1) 防災意識の高揚

- ア 災害に強いまちづくりを進めていくため、「世羅町地域防災計画」や防災マップに基づき、地域防災体制の強化を図ります。
- イ 住民の防災意識の高揚を図るため、広報や講演会の開催などを活用し、災害に対する意識啓発に努めます。
- ウ 防災メールの有効利用・高度利用を図ります。

## (2) 防災体制の育成

- ア 地域ぐるみの防災活動を促進していくため、住民自治組織における自主防災組織の世帯カバー率のより一層の向上を促進するとともに、病院、福祉施設、事業所等における自主防災組織づくりを推進します。また、防災訓練等の拡充を図ります。
- イ 住民をはじめ地域社会が緊急時において的確な対応がとれるよう、行政をはじめ、消防署、消防団、防災士会など防災関係者が連携し、防災訓練を実施します。
- ウ 大規模災害に備えて、備後圏域連携中枢都市圏と共同で、防災体制の確立や防災訓練の実施等に取り組みます。

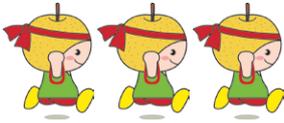
## 2 災害応急体制の充実

## (1) 情報収集・連絡体制の充実

- ア 緊急時における情報収集・連絡体制の充実を図るため、防災行政無線のデジタル化事業を実施し、全世帯へ防災対策としての施設と機能を構築します。
- イ 緊急時における高齢者や障害者に配慮した情報収集・連絡体制の確立を図ります。

## (2) 避難・生活支援の充実

- ア 「世羅町地域防災計画」及び防災マップに基づいて、避難場所、避難路の準備に努めるとともに、住民への周知・徹底に努めます。
- イ 被災時における生活支援を円滑に行うため、飲料水、食料品等の備蓄に努めるとともに、緊急時における車両や通信の確保などの充実を図ります。



### 3 防災対策の推進

#### (1) 防災まちづくりの推進

- ア 防災対策に向けた啓発活動を行い、地域ぐるみでの防災まちづくりを推進します。
- イ 公共施設の耐震性の向上を図るため、必要に応じて公共施設の耐震補強を行います。

#### (2) 自然災害対策の充実

- ア 一級河川の河川改修について、県に働きかけるとともに、ため池台帳の整備を行い、危険性の高い老朽ため池の計画的な整備を図ります。
- イ 山地災害の防止を図るため、山林の適切な管理や治山事業を促進するなど、災害に強い森林づくりを推進します。
- ウ 土砂災害の防止を図るため、県との連携による地域指定を行い、砂防・地滑り対策、急傾斜地崩壊危険対策事業を実施します。



自主防災組織の防災訓練



基本目標 4	安全安心づくり
基本施策 4-3	生活の安全の確保
施策 4-3-3	交通安全・防犯対策の強化

### 現況と課題

交通事故については、本町の平成 26 年（2014 年）の交通事故発生件数は 53 件、負傷者は 82 人で、ともに平成 22 年（2010 年）以降の 5 年間で最も多くなっています。また、死者は 4 人で、平成 23 年（2011 年）以降の 4 年間で最も多くなっています。

交通事故発生件数 53 件を年齢別にみると、65～74 歳と 75 歳以上がともに 9 件ずつとなっており、これらを合計すると全体の約 3 分の 1 が 65 歳以上の高齢者によるものとなっています。

本町においては、平成 26 年度（2014 年度）から、高齢者の交通安全対策として、運転免許証を自主返納した高齢者に「せらまちタクシー」利用券等を配布する「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を実施しています。

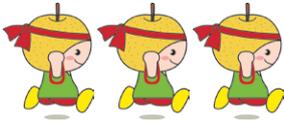
今後も、道路整備や高齢化の状況等地域の実情を踏まえながら、交通安全思想の普及や交通安全指導の充実、交通安全施設の整備、高齢者の交通事故防止対策などを推進し、交通安全の確保に努めていくことが必要です。

犯罪については、本町では、刑法犯の発生状況は、平成 26 年（2014 年）時点で 51 件となっており、平成 21 年（2009 年）以降において最も少なくなっています。

しかし、わが国においては、社会構造の変化や価値観の多様化による社会の匿名性の増大、地域社会の連帯意識の希薄化、情報伝達手段の多様化による有害情報の氾濫、国際化の進展などに伴い、犯罪は多様化、凶悪化する傾向を示し、国民の治安についての不安が、かつてないほど高まっているのが実情です。

近年の振り込め詐欺に関しては、県内で 10 億円を超える被害が発生している状況です。本町では、平成 18 年度（2006 年度）から警察官 OB の職員による生活安全相談を実施しており、平成 27 年度（2015 年度）までに 707 件の相談業務に対応しており、事業の重要性は高まっています。

町内には、世羅警察署が設置され、地域の治安の確保・犯罪の取り締まりにあたっていますが、安全に安心して暮らすためには、住民と行政・警察などの関係機関・団体が一体となって犯罪を防ぐための取り組みを強化していくことが必要です。



## 施策の方針

- 1 交通事故の発生を抑制・防止していくため、運転者や歩行者の交通安全意識の高揚に努めるとともに、安全な交通環境を計画的に整備します。また、「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を継続することにより、高齢者の交通事故の防止に取り組みます。
- 2 日常生活における安全を確保するため、住民の防犯意識の高揚を図るとともに、住民・行政・警察などの関係機関・団体との連携を強化し、犯罪の発生しにくいまちづくりを推進します。

## 施策の体系



## 目標

指標名	基準値（H26）	目標値（H32）
交通事故死者数	4人	1人以下
特殊詐欺被害件数	1件	0件
防犯対策満足度	53.7%	70%



## 具体的施策

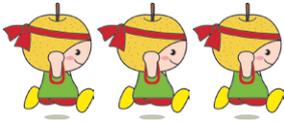
## 1 交通安全対策の充実

## (1) 交通安全意識の高揚

- ア 運転者や歩行者の交通安全意識とマナーの向上を図るよう、広報活動や交通安全指導の強化を図ります。
- イ 住民の生涯を通じた交通安全教育を推進していくため、児童から高齢者まで各世代に対応した交通安全教育を推進します。
- ウ 住民の交通安全に対する関心と理解を高めていくよう、交通安全運動を推進するとともに、交通安全に関する団体の育成・活動の支援を図ります。

## (2) 安全な交通環境の整備

- ア 歩行者の安全を確保するため、幹線道路における歩道の整備を推進します。
- イ 交差点や踏切における安全対策の充実を推進するとともに、カーブミラー、ガードレール、通学路の歩道等の交通安全施設の整備を計画的に進めます。
- ウ 関係機関と連携し、学校・病院等の周辺において適切な交通規制の導入を図るとともに、公園・広場など子どもが安心して遊べる環境の整備に努めます。
- エ 運転免許証を自主的に返納した高齢者に「せらまちタクシー」利用券等を配布する「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を継続することなどにより、高齢者の交通事故の防止に取り組みます。



## 2 防犯対策の充実

### (1) 防犯意識の高揚

防犯意識の高揚を図り、犯罪の発生を未然に防止していくため、啓発・広報活動の充実を図ります。

### (2) 防犯活動の推進

- ア 住民と行政・警察など関係機関・団体との連携を強固にするとともに、住民の自主的な防犯活動を推進します。
- イ 生活安全相談業務を継続実施し、特殊詐欺などの犯罪の未然防止に努めます。
- ウ 青少年の犯罪を防止していくため、青少年健全育成活動を推進します。
- エ 児童・生徒の安全を確保するため、学校施設内の安全対策を充実するとともに、通学路の安全確保など地域ぐるみで犯罪から守る取り組みを促進します。
- オ 有害図書・看板を除去するなど犯罪を誘引する社会環境の浄化を推進します。
- カ 犯罪の発生や事故を防止するため、防犯灯の設置を支援します。
- キ 防犯メールの有効活用を図り、犯罪の未然防止に努めます。
- ク 悪質商法などの犯罪を防ぐため、消費者保護に対する取り組みを強化します。



基本目標 4	安全安心づくり
基本施策 4-3	生活の安全の確保
施策 4-3-4	消費生活の安全の確保

### 現況と課題

経済の発展に伴い、消費生活が豊かになる反面、悪質商法、訪問販売やクレジット、インターネットなどを利用した取引などでトラブルが発生しており、近年では、特に高齢者被害が目立っています。

本町では、国・県と連携し、パンフレットの配布や広報等を通じて、消費者保護の啓発に向けて取り組んでいます。

しかし、高齢者などを狙った振り込め詐欺など、時代を反映したさまざまな悪質商法が逐次登場しています。

こうした被害の未然防止を図るためには、複雑・多様化する消費生活にきちんと対応できる消費者や消費者団体を育成することはもとより、適切な情報の提供、トラブル発生時における相談指導の充実や迅速な対応など、地域における安全な消費生活の確保に取り組んでいくことが求められています。

本町においては、平成 18 年度（2006 年度）から警察官 OB の職員による生活安全相談を実施しており、平成 27 年度（2015 年度）までに 707 件の相談業務に対応しており、事業の重要性は高まっています。

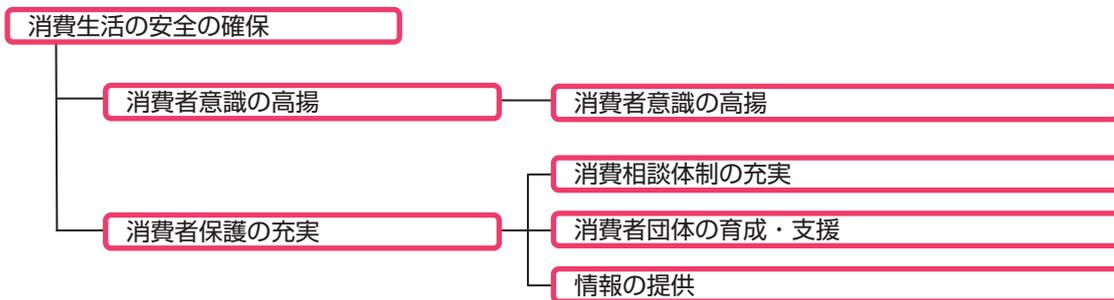
今後、関係機関と連携・協力し、消費者の安全と利益を守るよう、消費者意識の高揚に努めるとともに、特殊詐欺などの被害の未然防止を図るなど、消費者保護の強化を図っていくことが必要です。



## 施策の方針

- 1 消費者としての自覚を高めていくため、消費者意識の高揚を図ります。
- 2 消費生活の安全を確保するため、相談体制の強化や消費者団体の育成、必要な情報の提供など消費者保護に努めるとともに、防犯活動と密接に連携した、生活安全相談業務の強化を図ります。

## 施策の体系



## 目標

指標名	基準値（H26）	目標値（H32）
生活安全相談件数	90件	90件以下



## 具体的施策

## 1 消費者意識の高揚

## (1) 消費者意識の高揚

消費者被害を未然に防止していくため、啓発などによる消費者意識の高揚を促進するとともに、関係機関と連携し、消費者の保護・支援の充実に努めます。

## 2 消費者保護の充実

## (1) 消費相談体制の充実

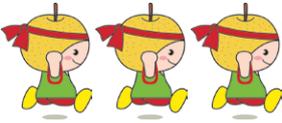
消費者の苦情・相談に迅速かつ的確に対応していくため、警察など関係機関と連携し、生活安全相談業務の充実に努めます。

## (2) 消費者団体の育成・支援

消費者の権利と利益を擁護し、多様な活動を促進していくため、消費者団体の育成や活動支援に努めます。

## (3) 情報の提供

消費生活の安全を確保し、被害の未然防止を図るため、消費者が必要とする情報の収集と提供に努めます。



## 第4節 基本施策 4-4 潤いのある環境の整備

基本目標 4	安全安心づくり
基本施策 4-4	潤いのある環境の整備
施策 4-4-1	総合的な環境の保全

### 現況と課題

本町は、世羅高原の豊かな自然に恵まれています。森林管理の低下、耕作放棄地の増加など、一部の自然環境に荒廃がみられます。

自然環境は、私たちの暮らしを支える貴重な財産であり、将来に向けた地域の大切な資産として、良好な自然環境の保全や希少動植物の保護を図るとともに、失われた自然の回復を推進していくことが重要です。

また、都市社会の中で、都市住民の自然とのふれあいを求めるニーズが高まっており、こうした動向を背景として、本町の特性を活かした自然とのふれあいの場を有効に活用できる環境づくりを進めていくことが必要です。

こうした中、地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化し、環境の保全と創造は、世界各国が共通に取り組むべき大きな課題となっており、京都議定書の発効などにより、人々の環境保全に対する関心は高まっています。また、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機として、エネルギーや環境をめぐる政策の行方が、社会全体から大きな注目を集めるようになりました。

本町においても、こうした流れを受けて、「世羅町生活環境保全等に関する条例」を制定し、住民・事業者・行政がそれぞれの立場で相互に連携しながら、環境保全に取り組んでいます。

また、平成 21 年（2009 年）3 月には、「脱温暖化プロジェクトせら」と町により、「脱温暖化せらのまちづくりプラン（世羅町地球温暖化対策地域推進計画）」を策定し、世羅町の特色を生かした“脱温暖化プロジェクトせら”の実践活動を開始しました。平成 26 年（2014 年）3 月には、「第 2 次脱温暖化せらのまちづくりプラン」を策定しています。

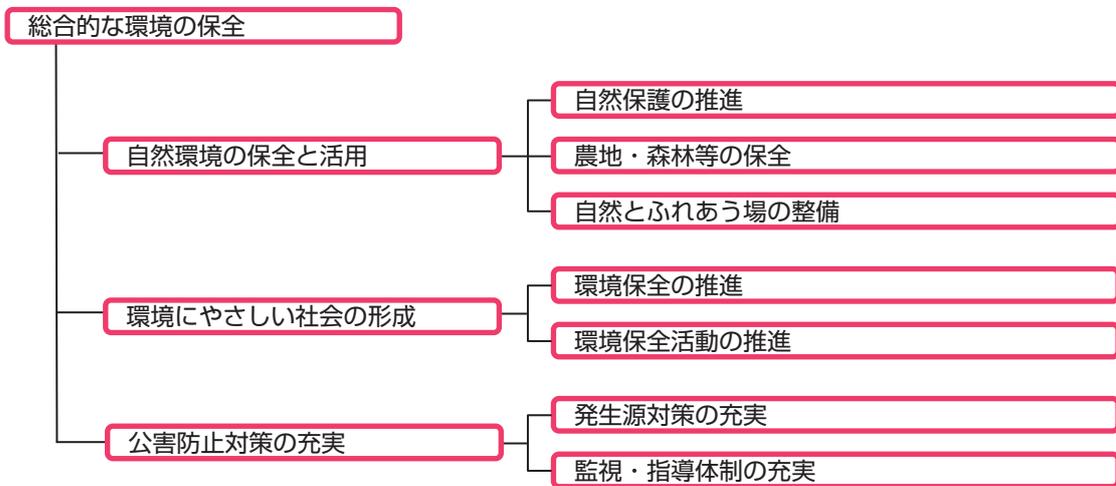
公害については、悪臭や水質汚濁をはじめとして公害に対する監視指導体制を堅持していくとともに、水質汚濁防止のため下水道整備などの計画的な整備の推進や住民の意識啓発を図り、環境の保全に努めていくことが必要です。

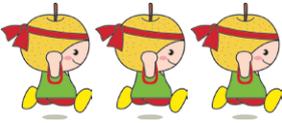


### 施策の方針

- 1 自然環境の保全と創造を図るよう、自然保護や自然環境の保全に努めます。
- 2 環境保全を推進していくため、地域における環境保全活動の充実を推進します。
- 3 公害の発生を防止するため、発生源対策や監視・指導体制の充実を図ります。

### 施策の体系





## 具体的施策

### 1 自然環境の保全と活用

#### (1) 自然保護の推進

- ア 本町の有する豊かな自然を次代に伝えるため、住民の意識啓発に努めるとともに、自然保護団体の育成など、住民の多様な自然保護活動を支援します。
- イ ヒョウモンモドキやヤチシャジンなど、町内に存在する希少動植物の保護については、保護団体や関係機関と連携しながら適切な対策を講じるとともに、自然保護に対する啓発に努めます。

#### (2) 農地・森林等の保全

- ア 農地の有効・高度利用を推進し、農地の保全を図るとともに、耕作放棄地の有効活用を促進します。
- イ 豊かな森林づくりを進めるため、里山の再生など森林保全を促進します。

#### (3) 自然とふれあう場の整備

- ア 町内に多数分布する緑とふれあう場の有効な活用を図るとともに、維持管理の充実を推進します。
- イ 河川特性に応じて水とふれあうことのできる環境整備を促進します。

### 2 環境にやさしい社会の形成

#### (1) 環境保全の推進

- ア 環境の保全と創造を積極的に推進していくため、「世羅町環境美化の日」などの取り組みを推進します。
- イ 地球環境問題についての意識を高め、実践活動につなげていくため、学校教育や生涯学習における環境学習の充実を図ります。

#### (2) 環境保全活動の推進

- ア 環境に配慮した製品の利用を促進するとともに、リサイクル活動など住民の環境保全活動の育成・支援を図ります。
- イ 役場内における環境保全に配慮した執務環境づくりやリサイクルを推進し、環境への負担軽減に努めます。
- ウ 公用車の低公害車の導入を検討するとともに、公共事業におけるごみの減量化、省資源化など環境への配慮に努めます。



### 3 公害防止対策の充実

#### (1) 発生源対策の充実

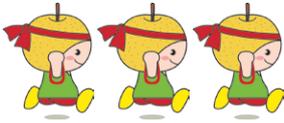
- ア 公共下水道整備事業を計画的に進めるとともに、合併処理浄化槽の普及・設置を促進し、水質汚濁の防止を図ります。
- イ 産業公害の発生防止に努めるとともに、住民の生活マナーの啓発に努めます。

#### (2) 監視・指導體制の充実

- ア 公害の発生を未然に防止するため、関係機関と連携し、監視体制の充実を図ります。
- イ 公害苦情を迅速に処理するため、公害苦情処理体制の充実を図ります。



自治センターの屋根を活用した太陽光発電



基本目標 4	安全安心づくり
基本施策 4-4	潤いのある環境の整備
施策 4-4-2	循環型社会の形成

### 現況と課題

地球環境問題の深刻化が増大する中で、ごみの減量化（Reduce）、再利用（Reuse）、再資源化（Recycle）のいわゆる3Rの推進が、循環型社会形成に向けた取り組みとして、地球全体での大きなテーマとなっています。

本町のごみ処理は、甲世衛生組合が処理し、中間処理として固形燃料化を行っており、福山リサイクル発電で利用されています。

不燃物・資源化ごみについては、三原広域市町村圏事務組合で不燃物処理施設を設置し処理していますが、更新時期を迎えることから、長期的な展望に立ったごみの安定処理体制の確保について検討することが必要です。

ごみの収集は、大きく分けて可燃ごみ・不燃ごみ・資源化ごみの3種類の収集を行っていますが、ごみの分別が不十分であるため、ごみの適正処理や再資源化を円滑に進めることが難しい状況にあります。今後は、ごみの分別を徹底し、循環型社会の形成を促進することが必要です。

今後、人口減少や高齢化の影響などから、ごみの排出量は徐々に減少する見通しです。しかし、地球環境保全の視点やごみ処理経費の削減等の観点から、ごみの排出抑制や再資源化などへの取り組みについて検討し、総合的なごみ処理体制の整備を推進していくことが必要です。

なお、甲世衛生組合が管理する最終処分場の残余容量がわずかであることから、新たな最終処分場の整備について検討が必要です。

産業廃棄物については、不法投棄の防止と適正な処理に向けて、関係機関と連携し、指導を強化していくことが必要です。

し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者が収集運搬業務を行い、世羅町美化センターが処理を行った後、「世羅町バイオマスタウン構想」に基づき、処理後の汚泥をセメント原料として再資源化を図っています。

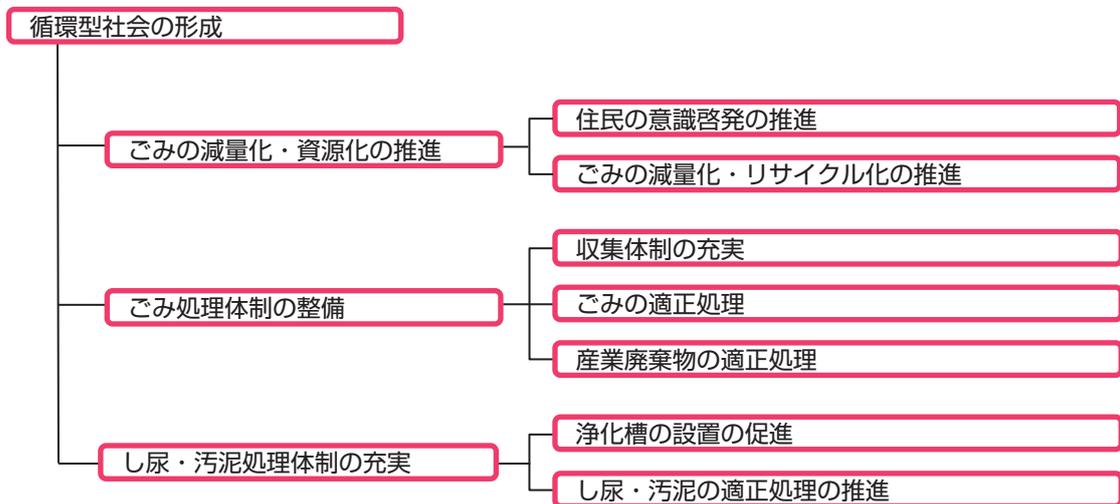
し尿・汚泥処理量は、ほぼ横ばいの状況ですが、合併処理浄化槽の設置数増加に伴い、浄化槽汚泥の割合が高まっています。し尿処理施設（世羅町美化センター）については、老朽化が進んでいることから、大規模改修や更新整備を進めることが必要となっています。



### 施策の方針

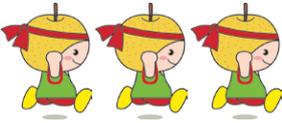
- 1 循環型社会の形成を進めていくため、その指針となる「世羅町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3R（ごみの減量化・再利用・再資源化）を総合的に推進します。
- 2 ごみを適正に処理するため、分別収集の徹底や収集体制の効率化を推進するとともに、産業廃棄物の適正処理を推進します。
- 3 し尿・汚泥の収集運搬体制の充実と適正処理に努めます。

### 施策の体系



### 目標

指標名	基準値（H26）	目標値（H32）
再生利用率	13.0%（H25）	16.0%（H31）



## 具体的施策

### 1 ごみの減量化・資源化の推進

#### (1) 住民の意識啓発の推進

- ア 住民のごみについての理解と認識を深めていくため、ごみ問題やリサイクルなどについて普及啓発に努めます。
- イ ごみのポイ捨てや不法投棄について、住民の意識啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、不法投棄の監視・指導體制を強化します。

#### (2) ごみの減量化・リサイクル化の推進

- ア 循環型社会の形成を推進していくため、3R（ごみの減量化・再利用・再資源化）を推進するとともに、廃棄物処理施設の適正な維持管理を推進します。
- イ 地域における体系的なりサイクルシステムの構築を図るため、子ども会など地域における住民の自主的なりサイクル活動を促進します。
- ウ マイバッグ運動など住民参加によるごみの減量化やリサイクル推進のための活動を支援・促進します。
- エ 可燃ごみの処理にあたっては、高効率の発電や熱回収などにより、循環型社会の形成に向けた総合的な取り組み体制の強化を図ります。また、「第2次脱温暖化せらのまちづくりプラン」に基づき、二酸化炭素の削減などに努めます。
- オ 「世羅町バイオマスタウン構想」に基づき、下水汚泥のセメントとしての再生利用を継続するほか、畜産業で排出されたふん尿を耕種農業の堆肥として活用する環境保全型農業展開を推進します。

### 2 ごみ処理体制の整備

#### (1) 収集体制の充実

- ア ごみの分別収集についての徹底を図るとともに、地域住民からの協力を得ながら、効率的な収集体制を確立します。
- イ 家庭ごみの収集運搬のステーション化を、計画的に推進します。

#### (2) ごみの適正処理

- ア 「世羅町一般廃棄物処理基本計画」などに基づき、ごみの適正な処理を推進します。
- イ 既存の最終処分場の残余容量がわずかであることから、新たな最終処分場の整備について検討を行います。



### (3) 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物についての事業者責任を徹底するとともに、関係機関と連携し、事業者に対する指導の強化を図ります。

## 3 し尿・汚泥処理体制の充実

### (1) 浄化槽の設置の促進

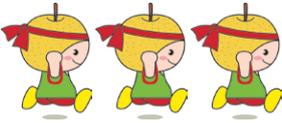
し尿や生活排水の適正処理を図るため、公共下水道事業計画認可区域と農業集落排水処理区域を除く地域において、合併処理浄化槽の設置に関する助成制度を継続して実施します。

### (2) し尿・汚泥の適正処理の推進

- ア 「世羅町一般廃棄物処理基本計画」などに基づき、し尿・汚泥の適正な処理を推進します。
- イ し尿・汚泥収集運搬許可業者との連携により、適切な収集運搬を行います。
- ウ し尿処理施設（世羅町美化センター）が耐用年数を迎えるため、大規模改修や更新整備を図ります。



ごみ分別収集の啓発活動



基本目標 4	安全安心づくり
基本施策 4-4	潤いのある環境の整備
施策 4-4-3	美しいまちづくりの推進

### 現況と課題

本町は、穏やかな山並みと田園の緑が調和した世羅高原に広がる、緑豊かでのびやかな景観を形成しています。

本町においては、これまで土地の改変については、農地開発が大部分で、大規模な都市的開発がなかったことから、こうした景観は概ね保全されていますが、山林管理の低下や松枯れ、耕作放棄地の増加などに伴い、緑の景観に変化が生じています。今後は、森林の多面的機能を発揮するためにも、住民と行政が連携した環境保全対策が必要です。

田園集落においては、伝統的な家屋を基調とし、周辺の自然と調和した心和む伝統的な風景が見られますが、農業における高齢化や後継者不足の影響により、景観を守る取り組みの継続が難しくなりつつあります。

今高野山とその周辺にある商店街などでは、歴史的な文化財や伝統的なまち並みが残されていますが、今後は、地域住民の考え方に沿った形で、世羅町ならではの美しいまち並みを形成し、商業振興や観光振興などにもつなげていくことが重要です。

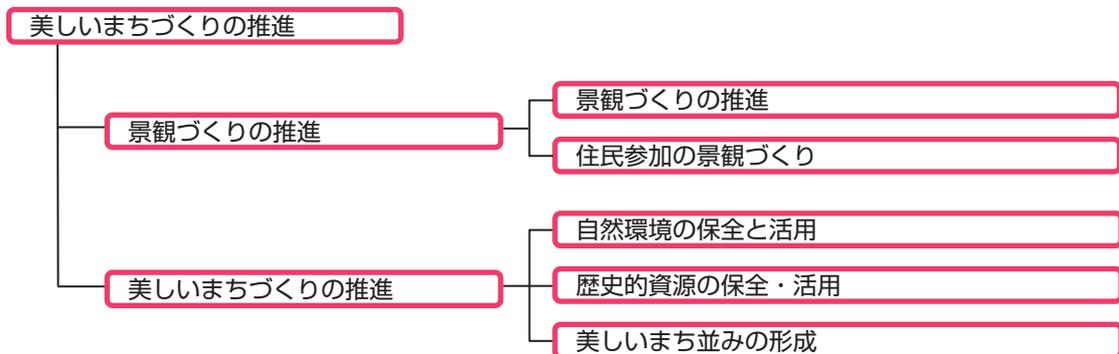
本町の豊かな自然や歴史的環境を活かした美しいまちづくりを推進し、住民の誇りとなる個性豊かで魅力あるまちの創造を図っていくことが必要です。



## 施策の方針

- 1 美しいまちづくりを総合的に推進していくため、住民参加による地域ぐるみの取り組みを促進します。
- 2 地域の特性である自然環境や歴史的環境を活かしたまちづくりを推進するとともに、個性と魅力ある景観形成に努めます。

## 施策の体系



## 具体的施策

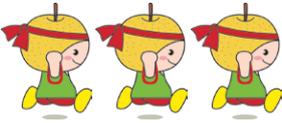
### 1 景観づくりの推進

#### (1) 景観づくりの推進

良好な景観の形成を推進します。

#### (2) 住民参加の景観づくり

- ア 美しい景観づくりについての啓発活動に努めます。
- イ 各地区住民組織などにおける、住民参加の清掃美化活動や花いっぱい運動など美しい景観づくりに対する住民の主体的な活動を支援します。



## 2 美しいまちづくりの推進

### (1) 自然環境の保全と活用

- ア 豊かな森林づくりを推進し、緑豊かな景観の保全・創造を図ります。
- イ 農地の保全と有効利用を促進するとともに、農地と調和した生活環境の整備を進め、落ち着いたある田園集落景観の形成を図ります。
- ウ 河川については、生態系や周辺の自然環境と調和した河川環境の整備を促進します。

### (2) 歴史的資源の保全・活用

歴史的資源の保全を図るとともに、周辺の環境整備を進め、歴史的雰囲気と調和したまちづくりを推進します。

### (3) 美しいまち並みの形成

- ア 中心拠点や西部地域拠点については、個性と魅力ある地域空間の形成に努めます。
- イ 幹線道路沿いについては、広告物・看板整理などを促進し、美しい沿道景観の形成を図ります。
- ウ 統一したデザインによる標識・案内板の整備を推進するとともに、効果的な配置を図ります。



田植え前の水田



## 第5章

# 基本目標5 地域づくり

－地域とまちの未来を創る協働のまちづくり－



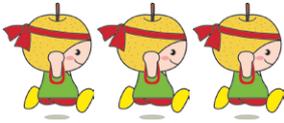
### 基本目標5『地域づくり』の施策体系

#### 基本施策5-1 協働のまちづくりの推進

住民参画の推進

支援体制の確立

まちづくり活動の推進



## 第1節 基本施策 5-1 協働のまちづくりの推進

基本目標 5	地域づくり
基本施策 5-1	協働のまちづくりの推進
施策 5-1-1	住民参画の推進

### 現況と課題

わが国では、戦後、住民自治組織として自治会などが設置され、催事・清掃・防災などの地域活動を行ってきました。自治会などでは、活動拠点として公民館や集会所などが設置され、公民館には自治体の職員などが配置されました。

しかし、自治会などの活動は、自治体が条例などで制定した画一的な内容に限られることが多く、地域課題に、独自の解決策を講じることが困難であるなど、改善すべき課題がみられるようになりました。自治体においても、財政状況の悪化に伴い、まちづくり活動のすべてを自治体だけで負担することが困難となりました。

大きな転機となったのは「平成の大合併」であり、自治体の庁舎から離れた周辺地域の住民の間で「行政サービスが行き届かなくなるのではないか」という懸念が強まり、住民もまちづくり活動に積極的に参画すべきだという意見が強まりました。

このような状況のもと、「協働のまちづくり」という考え方が、全国に広まっていきました。まちづくりにおける「協働」とは、住民等と行政がお互いを理解・尊重し、住民・行政がともにまちづくりの担い手となり、地域の活性化や、公共的な問題の解決に向けて、協力して活動することをいいます。

平成 16 年（2004 年）10 月に旧甲山・世羅・世羅西町が合併して誕生した本町では、平成 18 年（2006 年）に策定した「世羅町第 1 次長期総合計画」において「住民との協働によるまちづくりの推進」を位置付けるとともに、平成 20 年（2008 年）に公民館を廃止して自治センターを新設し、平成 22 年（2010 年）に「世羅町協働のまちづくり指針」を策定しました。

今後、協働のまちづくりの定着を図るためには、協働のまちづくりがどのようなものであるかについて住民に周知することが必要です。協働のまちづくりへの住民の自発的な参画を促すためには、住民が実現したい夢や解決したい課題などさまざまな情報を、活動拠点である自治センターに集約する仕組みづくりが必要です。住民の夢を実現したり課題を解決するためには、自治センターや住民だけでなく、ボランティア団体、NPO、民間企業、行政などがネットワークを形成し、連携して行動する組織づくりが必要です。

このように、今後は、協働のまちづくりを推進する起点として、住民の自発的な参画を促すとともに、協働して行動するための組織づくりに取り組むことが必要です。



### 施策の方針

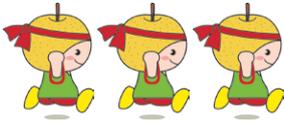
- 1 協働のまちづくりにおいて住民参画の推進を図るため、住民の自治意識の高揚を図るとともに、協働のまちづくりを担う人材や組織の育成を促進します。
- 2 自治センターを協働のまちづくりの活動拠点とする体制を整備し、対話を基本としてまちづくりを進める組織力の強化を促進します。
- 3 審議会の委員などをはじめとして、町政への住民の参画機会を拡充します。

### 施策の体系



### 目標

指標名	基準値（H26）	目標値（H32）
協働のまちづくりに関するセミナー開催回数	0回	3回



## 具体的施策

### 1 住民の自治意識の高揚と人材育成

#### (1) 住民の自治意識の高揚

- ア 住民が協働のまちづくりについて理解を深めるとともに、「自分たち自身でまちづくりを推進する」という自治意識が住民に根付くよう、広報や周知活動を充実します。
- イ 行政や地区振興協議会（事務局：自治センター）において、まちづくり関連の情報、活動団体等の情報を発信するとともに、住民等からの、地域の課題やまちづくりの要望・アイデアを、行政や地区振興協議会で引き受けることを知らせます。

#### (2) 人材育成

- セミナー、研修を行い、協働のまちづくりに参画する人材やリーダーとなる人材を育成します。

### 2 住民の組織づくり

#### (1) 自治センターを活動拠点とする体制整備

- ア 自治センターを協働のまちづくりの活動拠点とし、地区振興協議会が協働のまちづくり活動をけん引する役目を担います。
- イ 地域の問題点や課題などの情報が、住民、住民グループ等を通じて自治センターに集まるようにします。
- ウ 住民・ボランティア団体・NPO・企業等をネットワーク化することにより、協働のまちづくりに主体的に参画する人たちの輪を拡大します。

#### (2) 対話の重視、意見やアイデアの尊重

- ア 自治センターでは、住民同士や住民と行政の話し合いを定期的に行います。
- イ 自治センターでは、対話を重視し、相互の意見やアイデアを尊重するとともに、話し合いを基本とした地域課題を解決する組織力（地域力）を高める取り組みを促進します。



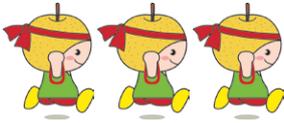
### 3 町政への参画機会の拡充

#### (1) 住民参画の推進

- ア 審議会の委員など、住民参加の場の拡充を図ります。
- イ 行政の諸計画の策定等に当たっては、ワークショップなど住民が計画づくりに参加できる手法の導入を図ります。
- ウ 文化・スポーツなどのイベントや事業実施に当たっては、住民との協働による企画・運営を推進します。



まちづくりに関する住民ワーキング会議



基本目標 5	地域づくり
基本施策 5-1	協働のまちづくりの推進
施策 5-1-2	支援体制の確立

### 現況と課題

これまでは、公共的なサービスは行政が中心的な役割を担ってきましたが、今後は、住民、自治組織、団体、企業など地域に関わるさまざまな主体がまちづくりの担い手となり、地域社会全体で公共・公益機能を担っていくことが必要です。行政は、社会基盤の整備や、制度・仕組みづくりなど住民や企業が担えないサービスを引き続き行います。

また、「協働のまちづくり指針」においては、行政が主体となって果たす役割として、①住民等への各種情報の提供・共有、②住民、地域との対話、③協働の環境整備、④住民等へのまちづくり参加機会の提供、⑤啓発活動、⑥人材の育成、⑦行政職員のレベルアップ、をあげています。

本町ではこれまでに、人的な支援として、平成 12 年度（2010 年度）から開始した「まちづくりステップ講座」をはじめ、住民の要望に応じて生涯学習などの講師派遣などを行ってきました。

財政的な支援としては、地域自治活動助成金（平成 17 年度（2005 年度）創設）と自治振興交付金（平成 18 年度（2006 年度）創設）を継続しています。また、平成 27 年度（2015 年度）には、ふるさと夢基金の助成対象に自治センター単位の住民活動への支援を追加しました。

今後、自治センターでの活動がより幅広く高度なものへと発展することが予想されるなかで、人・設備・情報・財政的な支援を拡充するとともに、その活動をサポートする体制づくりが必要です。



### 施策の方針

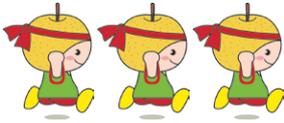
- 1 協働のまちづくりに向けた支援体制を確立するための基盤づくりとして、情報の提供等により、住民と行政の信頼関係の確立に努めます。
- 2 協働のまちづくりに関する住民の活動の円滑化を促進するため、庁内における連携体制を強化します。
- 3 協働のまちづくりの活動を支援するため、人的・財政的支援の充実を図ります。
- 4 「小さな拠点」事業等の活用により、活動拠点となる自治センターの整備を引き続き推進します。

### 施策の体系



### 目標

指標名	基準値 (H26)	目標値 (H32)
小さな拠点の整備数 (延べ数)	—	6カ所



## 具体的施策

### 1 住民と行政の信頼関係の確立

#### (1) 情報の提供

- ア 個人情報の保護を原則として、町が保有する情報の一元化を図り、積極的な情報の提供に努めます。
- イ 広報誌やインターネットなど、多様な情報手段を有効に活用した情報提供の充実に努めます。

#### (2) 広聴の充実

- ア 懇談会などの開催、住民意識調査の実施、電子メール等を活用した情報の受発信、住民自治組織との連携など、多様な広聴手段を用いた住民意識の把握に努めます。
- イ 町政に対する住民の意見反映や相談、苦情などへの迅速な対応に努めます。

### 2 支援体制の構築

#### (1) 庁内での情報共有体制の構築

庁内各部署の連携体制を強化するため、庁内において連携会議を定期的で開催します。

#### (2) 町職員の地域活動への参加の促進

各地区の協働のまちづくり活動をきめ細かく支援するため、地域活動への町職員の参加を促します。

### 3 支援策の整備

#### (1) 支援策の充実

- ア 住民自治を支援する体制の充実やリーダー育成のための研修機会の提供をはじめ人的支援などの充実に努めます。
- イ 補助金などの財政的支援の充実に努めます。
- ウ 支援策の内容を検討する際は、過疎化、高齢化など地域の実情を踏まえ、福祉・介護・健康づくり・安心・定住・産業振興など、住民の関心が高く身近なテーマを選びます。



#### 4 住民自治支援基盤の整備

##### (1) 「小さな拠点」事業等の活用

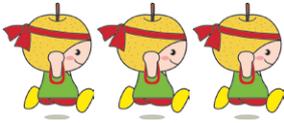
自治センターにさまざまな人たちが集い、学習・スポーツ・交流・遊びなどの活動を楽しめる環境を確保するため、「小さな拠点」事業などを活用し、施設の整備を引き続き推進します。



津久志自治センター



まちづくり懇談会



基本目標 5	地域づくり
基本施策 5-1	協働のまちづくりの推進
施策 5-1-3	まちづくり活動の推進

### 現況と課題

協働のまちづくりでは、各地域の住民自身が地域づくりビジョンを策定して全員で共有化し、そのビジョンに掲げられた夢の実現や課題の解決に向けて、具体的なまちづくり活動に取り組んでいきます。

まちづくり活動のテーマは、住民が自主的に決定していくものですが、大きな方向性として、以下の二つが考えられます。

一つ目は「多世代の住民がともに活動でき、支えあう地域社会づくり」です。具体的には、スポーツ・レクリエーションや公園づくりなど、若い人や子ども、高齢者など多世代がともに参加できる活動、継続して行える活動があげられます。また、子育て支援や介護支援など地域福祉における住民参加の機会を増やすことも必要です。

二つ目は、「魅力を高める取り組み」です。近年は、全国的に田舎暮らしや農業への関心が高まっており、空き家の活用や就農者支援を NPO 団体等が行う事例もみられます。世羅町においても、花や果樹の観光農園などの魅力的な資源があり、協働のまちづくりや企業との連携により、移住促進や農業振興、観光振興など、地域の活性化に貢献することが期待されます。

このような考え方のもと、平成 20 年度 (2008 年度) に各地区に設置された 13 自治センターを中心として、さまざまな協働のまちづくり活動が実施されてきました。

例えば、クロスカントリー大会の開催、グリーン・ツーリズムの体験プログラムづくり、個人経営店を引き継いでショップを運営する事業、高齢者を自家用車で有償運送する事業、自治センターでの宿泊施設やレストランの開設、テント販売からスタートして常設店舗のオープンに発展した農産物・加工品販売事業、広島大学と連携したウォーキングによる地域活性化事業などがあります。

今後は、このような住民の自発的な活動をさらに拡大することにより、住民の生活がより一層豊かになることを促進するとともに、各地域における産業振興や移住促進につなげていく必要があります。

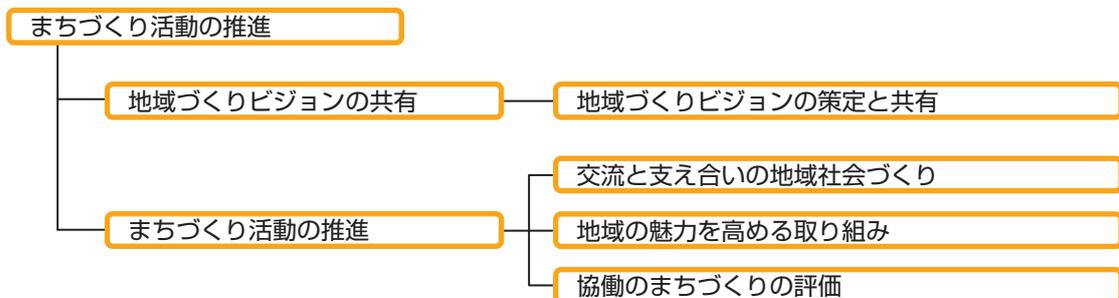
また、協働のまちづくりの進捗状況や成果について評価を行い、その評価結果を活用する PDCA サイクルを実施することが必要です。



### 施策の方針

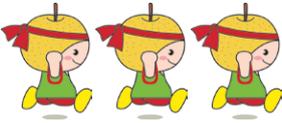
- 1 協働のまちづくり活動を推進するための出発点として、各地域において策定された地域づくりビジョンに基づき、住民同士、住民と行政において意識と情報の共有化を図ります。
- 2 まちづくり活動の内容としては、交流と支え合いの地域社会づくり、地域の魅力を高める取り組みに関するものなどを推進します。また、協働のまちづくりの進捗状況と成果について評価を行い、その評価結果を、以後のまちづくり活動に活用するように努めます。

### 施策の体系



### 目標

指標名	基準値 (H26)	目標値 (H32)
各地区地域づくりビジョンの見直し数 (策定含む)	0件	13件



## 具体的施策

### 1 地域づくりビジョンの共有

#### (1) 地域づくりビジョンの策定と共有

協働のまちづくり活動の基盤となる各地区地域づくりビジョンを検証し、見直ししながら、住民同士、住民と行政の間で共有します。

### 2 まちづくり活動の推進

#### (1) 交流と支え合いの地域社会づくり

ア 今後、自治センターが、高齢者、子育て中の親、子ども、障害者、住民などさまざまな人が交流し、支え合う場となるように取り組みます。

イ そのための組織づくりとして、自治センター単位に、ふれあい・いきいきサロン、ファミリー・サポート・センター、かるやかてごねっと、小地域ネットワークなどが連携する体制づくりを推進します。

ウ 住民同士が支え合う活動として、高齢者たちが放課後に子どもたちを預かり、勉強や伝統的な遊びなどを教えることを検討します。このような活動により、子育て中の親が支えられるだけでなく、子どもたちとふれあうことで、高齢者も元気になる効果が期待されます。

エ 自治センターを拠点とした、住民団体やNPOなどが中心となり、健康増進や介護予防、生活支援などの事業を推進します。

#### (2) 地域の魅力を高める取り組み

近年は、全国的に田舎暮らしや農業への関心が高まっており、空き家の活用や就農者支援をNPO団体等が行う事例もみられます。本町においても、花・果樹観光農園などの魅力的な資源があり、協働のまちづくりや企業との連携により、移住促進や農業振興、観光振興など、地域の活性化に貢献することが期待されます。

このような地域の魅力を高める自主的な取り組みを支援します。

#### (3) 協働のまちづくりの評価

ア 行政や住民等の活動実施主体が、それぞれの立場から自己評価を行うとともに、評価結果を次の事業展開や他の協働事業の参考として活かします。

イ 世羅町第2次長期総合計画の策定に際して、住民ワーキング会議を開催しました。今後、本計画の対象期間においては、定期的にフォローアップ会議を開催し、進捗状況と成果の検証を行うとともに、時代の変化等を勘案しながら、計画の見直しも実施します。

## 第4部 計画の推進





## 第1章

# 計画的かつ効率的な自治体経営の推進

### 現況と課題

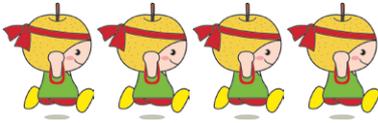
わが国の地方財政は、経済全体にわたって依然として厳しい状況が続いています。本町においても、人口減少社会への突入により、自主財源の柱である町税収入の減少が懸念されるなど、本町の財政状況も厳しさが増すことが予測されます。

行財政改革においては、平成17年度（2005年度）に策定した「行財政改革プラン」等により取り組んできました。しかし、財政運営については、厳しい状況が今後とも予想される中で、更なる住民ニーズの高度化・多様化に対応していくためには、重点的・優先的に取り組むべき課題を明確にしながら改革に不断に取り組むことが必要です。

また、行政経営における組織については、行財政改革の推進や地方分権への対応など具体的な組織整備により、住民サービスの向上に取り組んでいきますが、少子高齢化社会へ対応した住民サービス提供体制を構築するため、「世羅町人材育成基本方針」に基づいた職員の育成と組織機能の効率化を図ることが必要です。

### 施策の方針

- 1 計画を着実に実行し、迅速で質の高いサービスの提供を図るため、行政執行体制と人材の確保・育成及び職員の能力向上に努めます。
- 2 財政運営の健全化を図るため、財源の安定的確保と歳出削減に努めるとともに、効率的な財政運営に努めます。
- 3 効率的な自治体経営を推進していくため、公共施設の適正な整備・管理運営に努めるとともに、民間活力の導入を図ります。



## 目標

指標名	基準値（H26）	目標値（H32）
経常収支比率の向上	87.6%	95.0%
町税収納率の向上	96.7%	96.9%

## 具体的施策

### 1 効率的な行政経営の確立

#### (1) 計画行政の推進

本計画及び「新町建設計画」の実現に向けて、計画的な施策の推進と適正な進行管理に努めるとともに、進捗状況についての情報の共有化を推進します。

#### (2) 行政執行体制の整備

- ア 住民サービスの維持向上や事務事業の効率化を図るため、組織整備と、定員管理、給与の適正化に努めます。
- イ 行政課題に総合的かつ機動的に対応していくため、文書管理システムの導入など、総合調整機能の強化を図ります。
- ウ 行政評価システムの活用を図り、成果重視の行財政経営を推進します。
- エ 指定管理者制度による民間活力の導入や、情報通信技術の活用により、住民サービスの向上を図ります。
- オ 国・県の施設について、合理的かつ有効な活用を図ります。

#### (3) 職員の適正配置と資質の向上

- ア 職員の適正な配置に努めるとともに、「女性活躍推進法」に基づいた行動計画により、女性の活躍を推進します。
- イ 政策能力の向上や地方分権に対応した職員を確保・育成していくため、「世羅町人材育成基本方針」に基づいた職員研修等を通じて職員の意識改革を図ります。
- ウ 「世羅町定員適正化計画」に基づき職員の定数管理の適正化を図ります。
- エ 人事評価制度や目標管理制度の定着を推進し、職員の資質向上を図ります。



## 2 健全な財政運営の確立

### (1) 財源の確保

- ア 自主財源の安定的確保を図るため、課税客体の的確な把握、収納率の向上、受益者負担の適正化及び国・県支出金の確保などに努めます。
- イ 新税の創設について、その可能性について検討します。
- ウ 外部委託、事務事業の見直しなど、経費の削減に努めます。
- エ 企業の誘致、起業の支援、移住の促進など、地域経済の活性化と雇用の確保を推進します。
- オ ふるさと納税による自主財源の拡大を図ります。

### (2) 効率的な財政運営の推進

- ア 中・長期の財政見通しに基づいた財源の重点的かつ効率的な配分を行います。
- イ 均衡のとれた財政運営を強化・推進します。
- ウ 基金については、適正な管理運用に努めます。
- エ 地方債については、低利な資金の確保に努めるとともに、後年度負担を考慮し、計画的な運用に努めます。

## 3 経営的視点の導入

### (1) 公共施設の効率的な整備と管理運営

- ア 「世羅町公共施設等総合管理計画」等に基づいて、公共施設の更新、統廃合など計画的な整備及び、効率的な管理運営に努めます。
- イ 財政負担を軽減していくため、民間委託などの手法の導入を検討します。

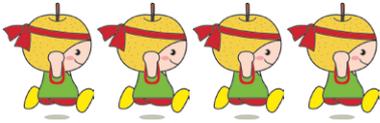
## 4 世羅町第2次長期総合計画の検証

### (1) 平成32年度(2020年度)における検証

- ア 本計画では、平成32年度(2020年度)までの目標を設定し、その進捗状況と成果を同年度に検証します。
- イ 平成33年度(2021年度)から平成37年度(2025年度)までの目標は、平成32年度(2020年度)の検証結果を踏まえて設定します。その際、必要に応じて、施策の内容についても見直しを行います。

### (2) 産官学金及び住民との連携による検証

- ア 本計画の進捗状況と成果を検証するため、産官学金及び住民との連携によるフォローアップ会議を開催します。



## 第2章

# 広域的な連携の推進

### 現況と課題

日常生活圏の拡大や高齢化の進行、環境問題の重要性の増大などに伴い、行政ニーズが広域化、多様化し、地域に共通する課題に、広域的に取り組んでいくことが必要となっています。

本町においても、電算処理業務や消防救急業務を三原市へ事務委託するなど、多様な分野での連携を推進し、効率的な施策の展開を図っていますが、行政ニーズは今後ともより高度化・多様化していくことが予想されます。

国においては、地方の人口減少に歯止めをかけるため、地域経済の活性化をはじめ、都市機能や住民サービスの向上などについて、複数の自治体が連携・役割分担して取り組む「連携中枢都市圏構想」を提唱しています。本町も、平成26年度（2014年度）に、備後圏域連携中枢都市圏（世羅町、三原市、尾道市、福山市、府中市、神石高原町、井原市、笠岡市）を構成し、構成団体との協議により、広域行政による住民福祉の向上を図っています。

また、広島広域都市圏（世羅町、広島市、呉市、江田島市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、岩国市、柳井市、安芸太田町、北広島町、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町）についても、連携中枢都市圏構想としての連携を検討しています。

平成27年（2015年）に全線開通した中国やまなみ街道を十分に活用し、産業振興や移住促進を推進するためにも、今後は、広域的な連携のより一層の強化が必要となっています。

### 施策の方針

- 1 近隣自治体との連携を強化するとともに、電算処理、ごみ処理、医療、消防をはじめとする広域事業を推進します。
- 2 備後圏域連携中枢都市圏及び広島広域都市圏との連携を推進します。
- 3 関連事業の早期実現や事業の適正な運営を図るため、国・県との連携強化に努めます。



## 具体的施策

### 1 近隣自治体との広域事業の推進

#### (1) 広域事業の推進

- ア 不燃ごみ、可燃ごみ処理、斎場、病院などの共同運営、消防・救急、電算処理の事務委託などの広域事業について、将来的な方向性も検討しながら、円滑かつ適正な運営に取り組みます。
- イ 自然や農林水産資源を活かした広域的な学習・交流ネットワークの形成を推進します。

### 2 連携中枢都市圏構想の推進

#### (1) 備後圏域連携中枢都市圏における連携

- ア 備後圏域連携中枢都市圏に参画し、平成37年（2025年）における圏域人口82万人の実現に向けて、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」などを推進します。
- イ 備後圏域連携中枢都市圏における新たな施策・事業の企画立案と実行、「びんご圏域ビジョン」などの進捗状況の検証などを推進します。

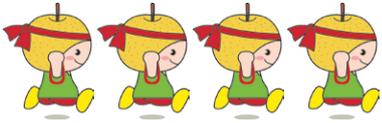
#### (2) 広島広域都市圏における連携

連携中枢都市圏構想に向けた広島広域都市圏の取り組みに参画します。

### 3 国・県等関係機関との連携強化

#### (1) 関係機関との連携強化

計画の円滑な推進を図り、関連事業の早期実施を促進していくため、国・県等関係機関との連携を強化します。



# 資料編





1 世羅町振興計画審議会 諮問書

世企第159号  
平成27年11月26日

世羅町振興計画審議会  
会長 玉谷 隆 様

世羅町長 奥 田 正 和

世羅町第2次長期総合計画策定（案）について（諮問）

このことについて、世羅町振興計画審議会条例第2条の規定により、世羅町第2次長期総合計画を策定することについて、貴会の意見を求めます。



## 2 世羅町振興計画審議会 答申書

平成 27 年 11 月 26 日

世羅町長  
奥 田 正 和 様

世羅町振興計画審議会  
会長 玉 谷 隆 ④

世羅町第 2 次長期総合計画策定（案）について（答申）

平成 27 年 11 月 26 日付け世企第 159 号で諮問のあったことについては、慎重に審議した結果、原案のとおり答申します。



### 3 策定経緯

日程		項目	主な内容
平成 26 年度	11 月 4 日	世羅町まちづくり推進本部会議開催	長期総合計画の策定方針、策定スケジュール
	11 月 14 日	平成 26 年度世羅町振興計画審議会（第 1 回）開催	長期総合計画の策定方針、策定スケジュール
	12 月下旬 ～ 1 月上旬	中学生・高校生向けアンケート調査実施	将来の世羅町のイメージ、将来就きたい仕事、将来世羅町に住むことについて
	1 月下旬 ～ 2 月上旬	事業者向けアンケート調査実施	自社の強み・弱み、世羅町の強み・弱み、世羅町の施策についての評価
	1 月下旬 ～ 2 月上旬	住民向けアンケート調査実施	世羅町の住み心地、世羅町の施策についての評価、協働のまちづくりについての考え方
	2 月 17 日 ～ 2 月 18 日	庁内各課ヒアリング実施	課題の整理、今後実施すべき施策の方向性
	2 月 27 日	職員研修会（第 1 回）開催	アンケート調査結果、統計データ分析結果
	3 月 19 日	職員研修会（第 2 回）開催	アンケート調査結果、統計データ分析結果
平成 27 年度	4 月 17 日	まちづくり懇談会（世羅地区）開催	各種アンケートの集計結果 長期総合計画の策定方針
	4 月 21 日	まちづくり懇談会（世羅西地区）開催	各種アンケートの集計結果 長期総合計画の策定方針
	4 月 28 日	まちづくり懇談会（甲山地区）開催	各種アンケートの集計結果 長期総合計画の策定方針
	5 月 7 日	世羅町まちづくり推進本部会議開催	策定スケジュール、各種会議の進め方、庁内自己評価の実施方法
	5 月上旬 ～ 5 月下旬	庁内自己評価実施	世羅町第 1 次長期総合計画の進捗状況の評価
	5 月 21 日	平成 27 年度世羅町振興計画審議会（第 1 回）開催	各種アンケートの集計結果 長期総合計画の策定方針
		関係者ヒアリング（世羅町、広島大学）開催	アンケート調査結果、統計データ分析結果 今後実施すべき施策の方向性
	5 月 22 日	関係者ヒアリング（県立広島大学）開催	アンケート調査結果、統計データ分析結果 今後実施すべき施策の方向性
5 月 26 日	課長補佐・係長ワーキング会議（第 1 回）開催	アンケート調査結果、統計データ分析結果 世羅町の強み、弱み、10 年後の世羅町のイメージ	
	住民ワーキング会議（第 1 回）開催	アンケート調査結果、統計データ分析結果 世羅町の強み、弱み、10 年後の世羅町のイメージ	



日程		項目	主な内容
平成 27 年度	6 月 16 日	課長補佐・係長ワーキング会議 (第 2 回) 開催	今後実施すべき施策の方向性
		住民ワーキング会議 (第 2 回) 開催	今後実施すべき施策の方向性
	6 月 17 日	中学生・高校生ディスカッション (甲山・世羅・世羅西中学校) 開催	アンケート調査結果、統計データ分析結果 世羅町の強み、弱み、10 年後の世羅町のイメージ
	6 月 18 日	世羅町まちづくり推進本部会議開催	基本構想
	6 月 30 日	課長補佐・係長ワーキング会議 (第 3 回) 開催	今後実施すべき施策の方向性
		住民ワーキング会議 (第 3 回) 開催	今後実施すべき施策の方向性
	7 月 7 日	中学生・高校生ディスカッション (世羅中学校、世羅高等学校) 開催	アンケート調査結果、統計データ分析結果 世羅町の強み、弱み、10 年後の世羅町のイメージ
	7 月 15 日 ～ 8 月 3 日	庁内各課ヒアリング実施	今後実施すべき施策の方向性
	8 月 17 日	世羅町子ども議会開催	中学生によるまちづくり施策の提言
		世羅町まちづくり推進本部会議開催	基本構想
	8 月 21 日	住民ワーキング会議、課長補佐・係長 ワーキング会議 (第 4 回) 合同開催	今後実施すべき施策の方向性
	8 月 26 日	世羅町振興計画審議会 (第 2 回) 開催	基本構想
	9 月 17 日	庁内事業課ヒアリング実施	今後実施すべき施策の方向性
	10 月 9 日	世羅町まちづくり推進本部会議開催	基本計画
	10 月 21 日	世羅町振興計画審議会 (第 3 回) 開催	基本計画
	10 月 23 日 ～ 11 月 20 日	パブリックコメント	序論、基本構想、基本計画の案に関する意見募集
11 月 13 日	世羅町まちづくり推進本部会議開催	序論、基本構想、基本計画	
11 月 26 日	世羅町振興計画審議会 (第 4 回) 開催	諮問・答申	

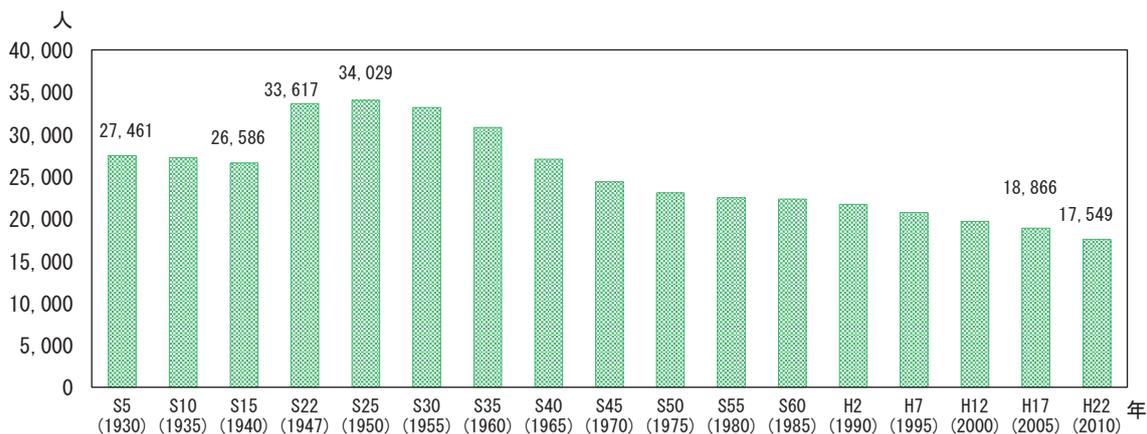


#### 4 統計データ、アンケート調査結果

##### P7参照

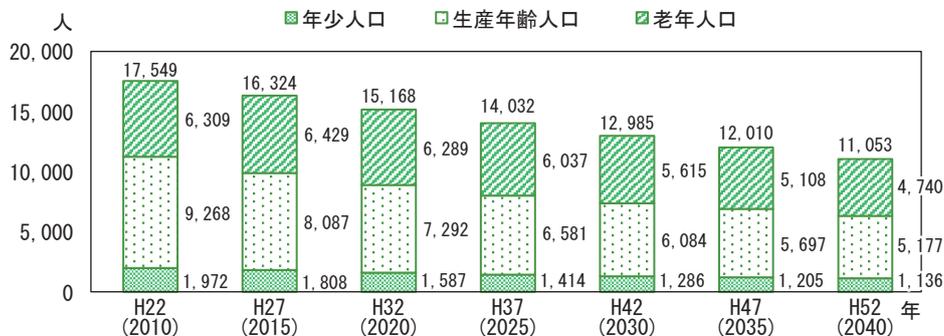
〔第1部 序論 第2章 世羅町の概要 第1節 世羅町の概要 3 人口・世帯数〕

#### 世羅町の人口の推移



(資料) 総務省「国勢調査」より作成

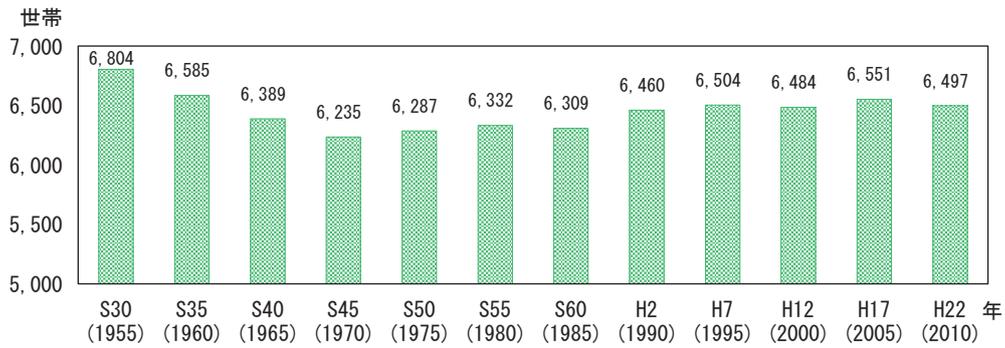
#### 世羅町の人口の見通し



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成25年(2013年)3月推計)」より作成



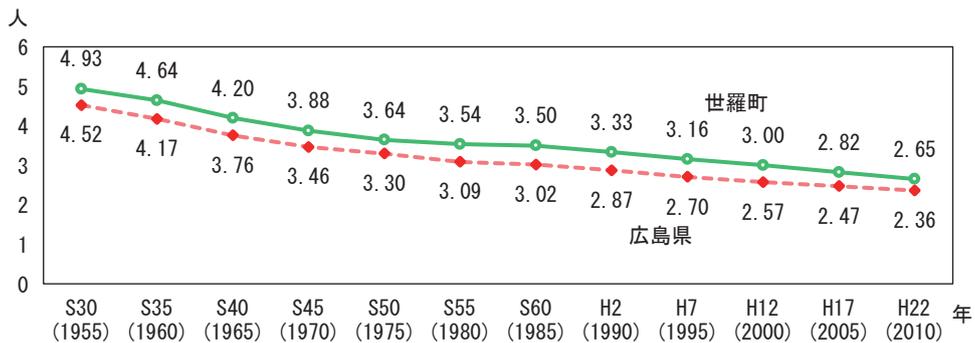
### 世羅町の一般世帯数の推移



(注) 昭和30年(1955年)～昭和50年(1975年)は普通世帯数、昭和55年(1980年)以降は一般世帯数。

(資料) 総務省「国勢調査」より作成

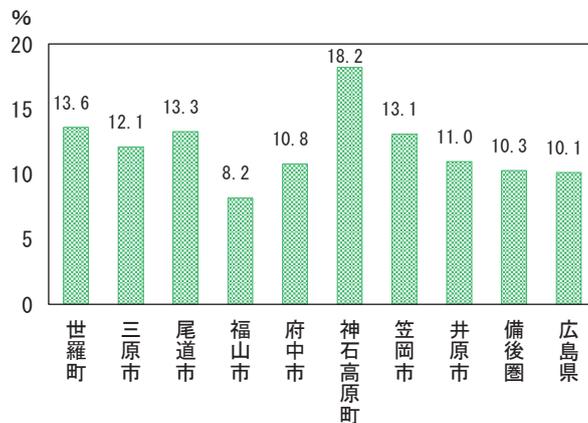
### 世羅町、広島県の一世代あたり人数の推移



(注) 昭和30年(1955年)～昭和50年(1975年)は普通世帯、昭和55年(1980年)以降は一般世帯の人員。

(資料) 総務省「国勢調査」より作成

### 一人暮らし高齢者世帯の割合 (平成22年(2010年))



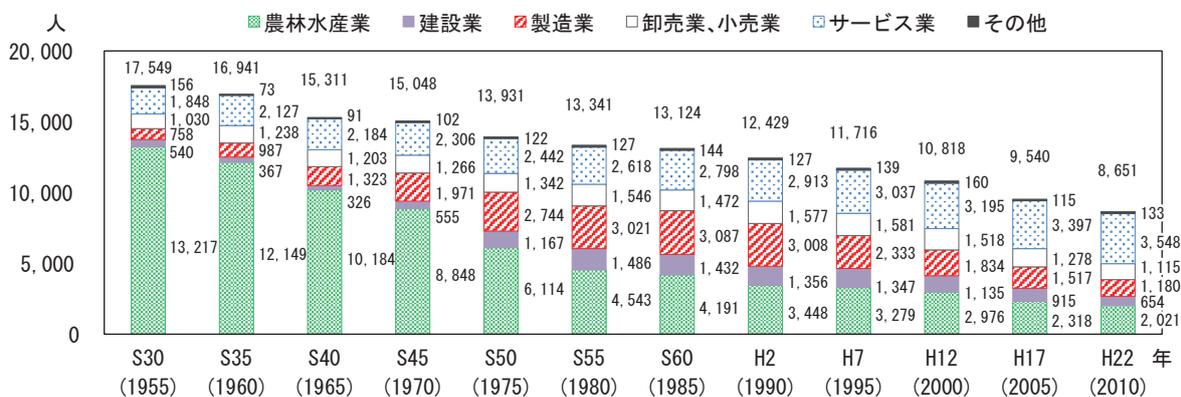
(資料) 総務省「国勢調査」より作成



## P8参照

## 〔第1部 序論 第2章 世羅町の概要 第1節 世羅町の概要 4 産業〕

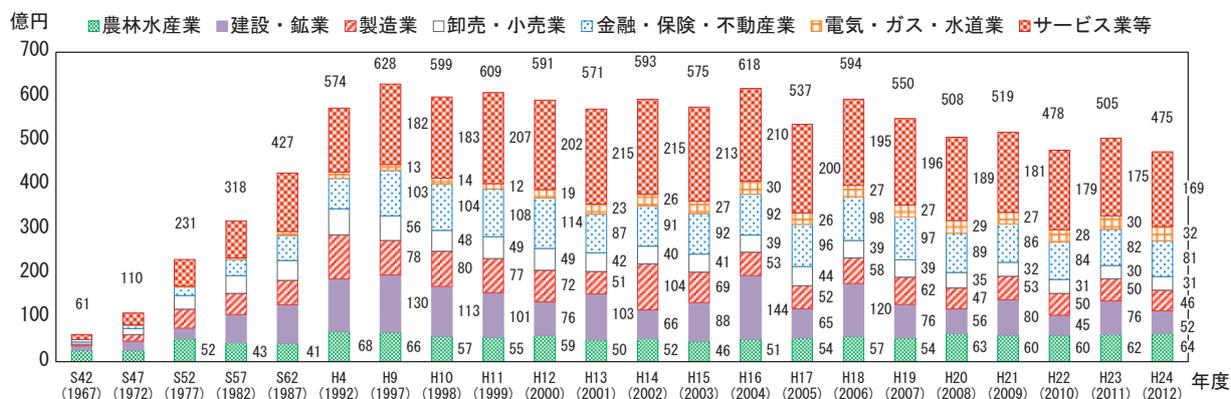
## 世羅町の就業者数の推移



(注) 昭和30年(1955年)は、甲山町、世羅町、世羅西町、津久志村の合計。

(資料) 総務省「国勢調査」より作成

## 世羅町の町内総生産の推移

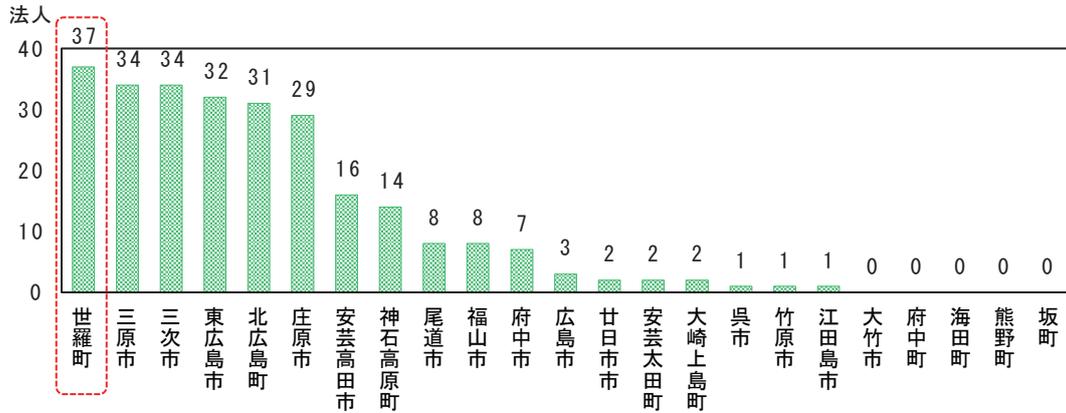


(資料) 広島県「市町民経済計算」より作成

(昭和42年度(1967年度)～平成12年度(2000年度)は広島県「市町村民所得推計結果報告」(改訂値)より作成)

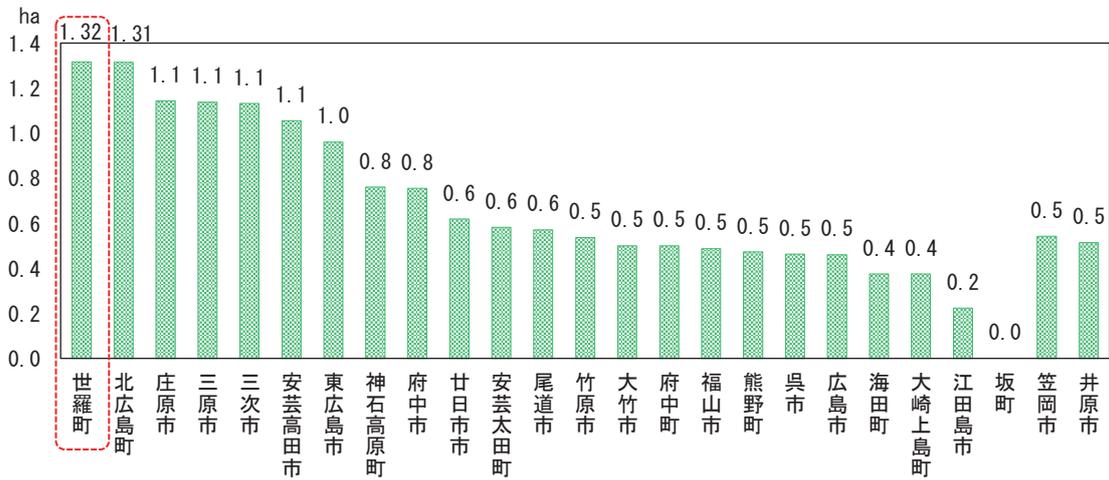


集落法人数（平成 27 年（2015 年）11 月 3 日時点）



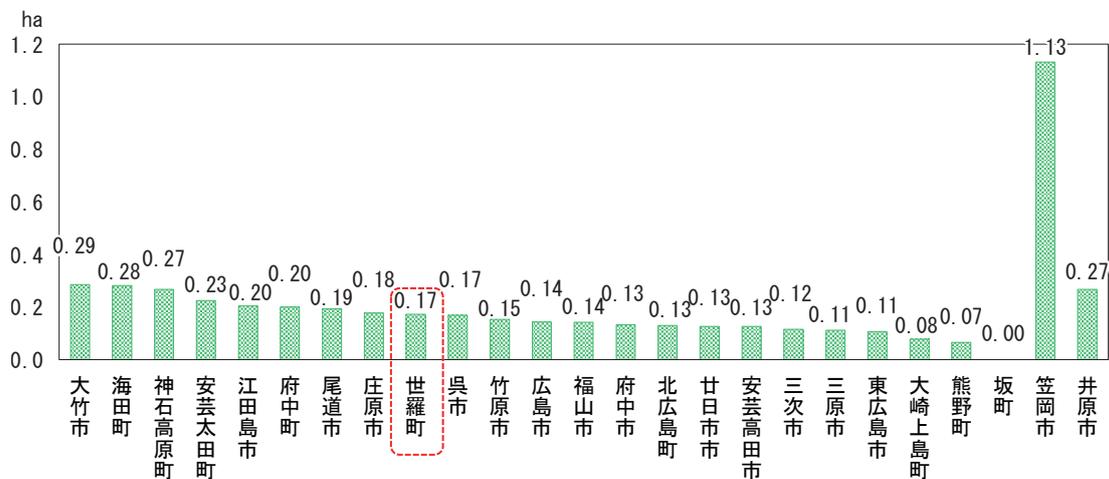
（資料）広島県農林水産局就農支援課ホームページ「集落法人の設立状況」より作成

田の経営耕地のある 1 経営体あたりの田の経営耕地面積（平成 22 年（2010 年））



（資料）中国四国農政局「広島県農林水産統計」、「岡山県農林水産統計」より作成

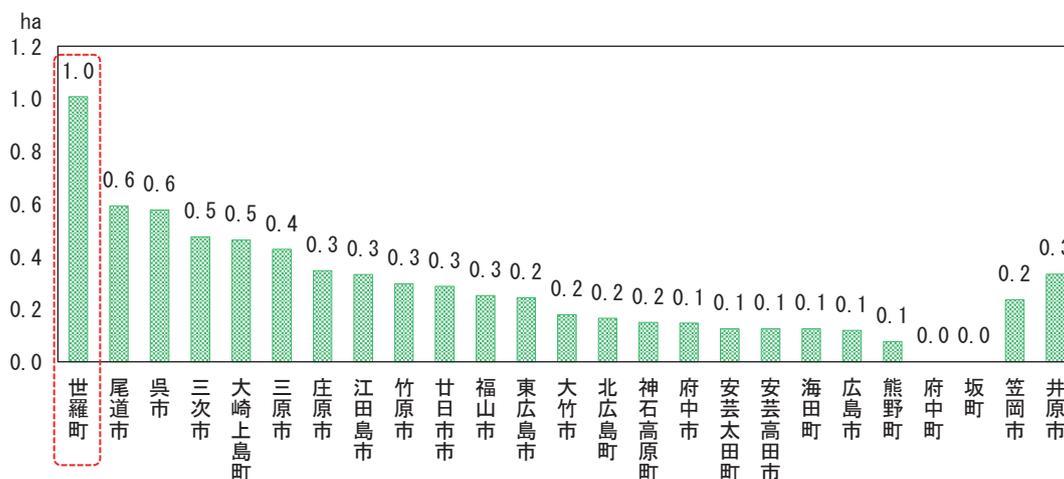
畑の経営耕地のある 1 経営体あたりの畑の経営耕地面積（平成 22 年（2010 年））



（資料）中国四国農政局「広島県農林水産統計」、「岡山県農林水産統計」より作成

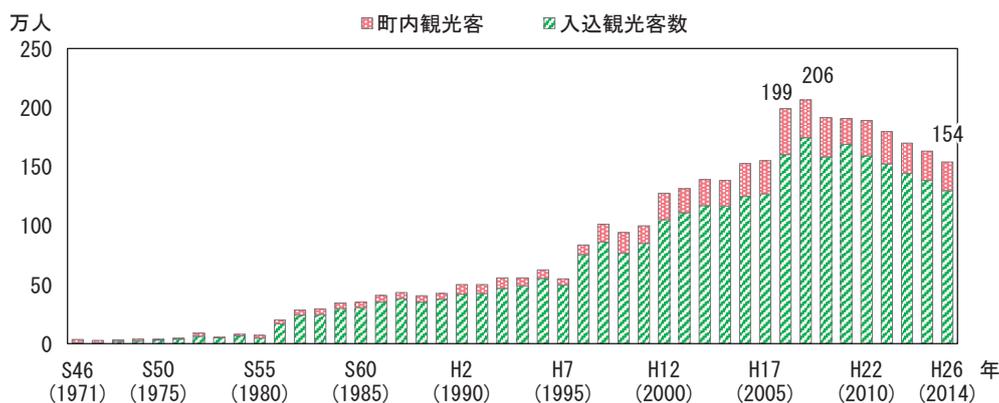


### 樹園地の経営耕地のある1経営体あたりの樹園地の経営耕地面積（平成22年（2010年））



（資料）中国四国農政局「広島県農林水産統計」、「岡山県農林水産統計」より作成

### 世羅町への観光客数の推移



（資料）広島県「広島県観光客数の動向」より作成

### 広島県、備後圏各市町への日帰り客、宿泊客の比率（平成26年（2014年））

（単位：％）

	日帰り	宿泊	計
三原市	97.7	2.3	100.0
尾道市	94.1	5.9	100.0
福山市	89.7	10.3	100.0
府中市	92.8	7.2	100.0
世羅町	96.9	3.1	100.0
神石高原町	96.3	3.7	100.0
広島県	87.3	12.7	100.0

（資料）広島県「広島県観光客数の動向」より作成



### 広島県、備後圏各市町への来訪者の発地別の比率

(単位：%)

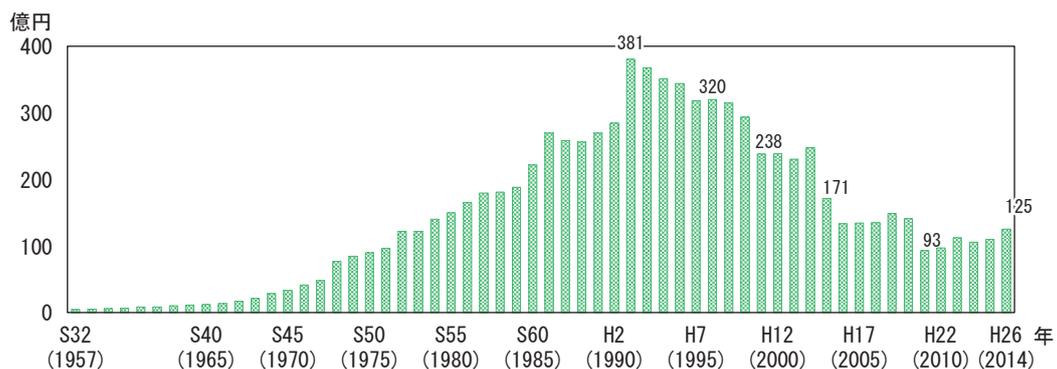
	広島県内		合計	山陽	山陰	四国	中四国 以外	合計
	市町内	市町外						
世羅町	15.9	50.4	66.3	14.2	3.6	10.1	5.8	100.0
三原市	46.8	39.7	86.5	6.6	1.8	1.6	3.5	100.0
尾道市	23.9	15.6	39.6	6.7	1.9	3.8	48.0	100.0
福山市	50.5	24.2	74.7	5.3	0.9	1.4	17.6	100.0
府中市	29.7	45.3	75.0	14.0	3.6	3.6	3.8	100.0
神石高原町	20.8	50.6	71.4	19.3	3.7	3.5	2.1	100.0
広島県	28.1	28.3	56.4	5.9	2.1	2.7	33.0	100.0

(資料) 広島県「広島県観光客数の動向」より作成

### P9参照

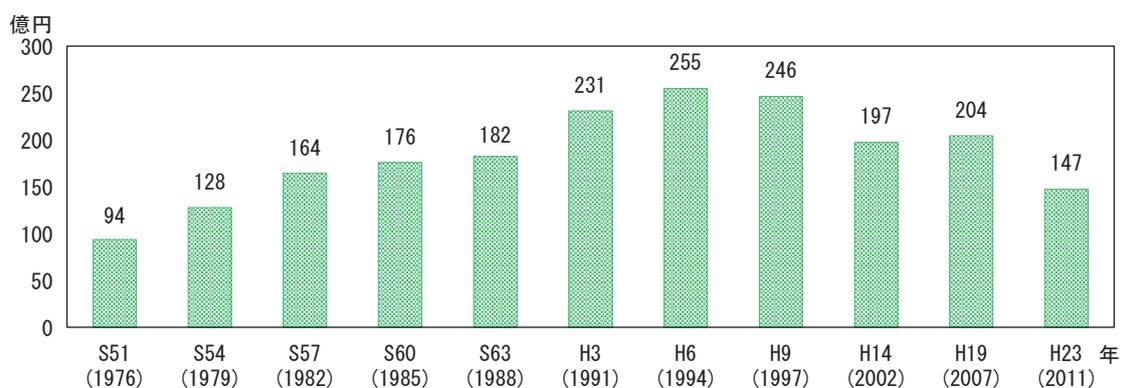
〔第1部 序論 第2章 世羅町の概要 第1節 世羅町の概要 4 産業〕

### 世羅町の製造品出荷額等の推移



(資料) 広島県「広島県の工業」、経済産業省「工業統計」より作成

### 世羅町の小売業年間商品販売額の推移



(注) 平成23年(2011年)のデータは経済センサス活動調査(民営事業所のみ)、それ以前のデータは商業統計(民営・公営事業所)。平成9年(1997年)と平成14年(2002年)は旧世羅西町のデータが未公表であるため算入していない(旧甲山町と旧世羅町の合計を記載)。

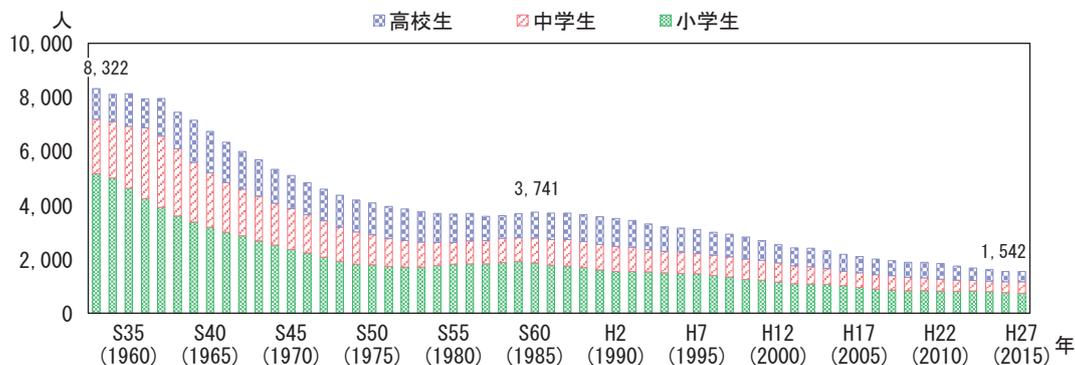
(資料) 経済産業省「商業統計調査」、「経済センサス」より作成



## P11 参照

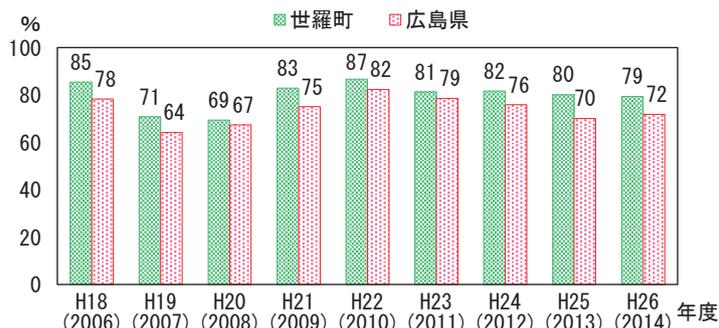
〔第1部 序論 第2章 世羅町の概要 第1節 世羅町の概要 7 教育〕

## 世羅町の小・中・高校生の人数の推移



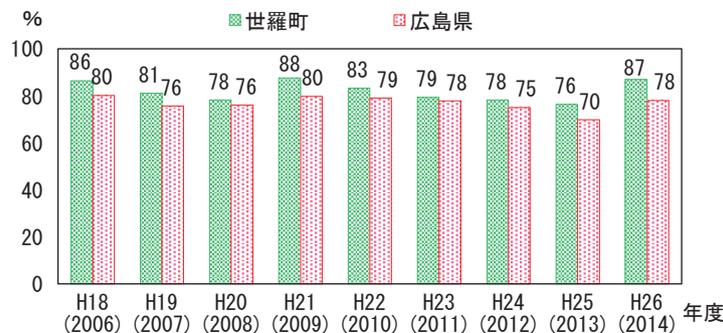
(資料) 広島県「学校基本調査」より作成

## 小学校の国語の平均通過率（「基礎・基本」定着状況調査等）



(資料) 広島県教育委員会『「基礎・基本」定着状況調査』等より作成

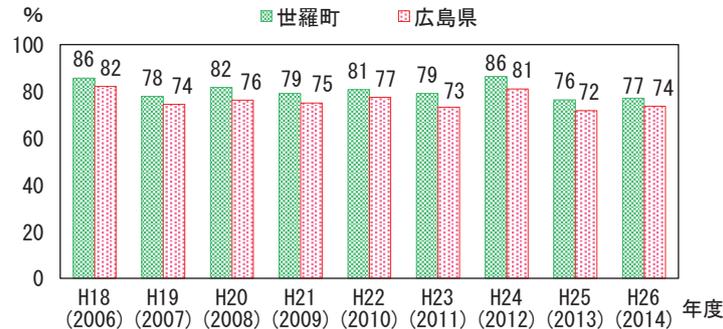
## 小学校の算数の平均通過率（「基礎・基本」定着状況調査等）



(資料) 広島県教育委員会『「基礎・基本」定着状況調査』等より作成

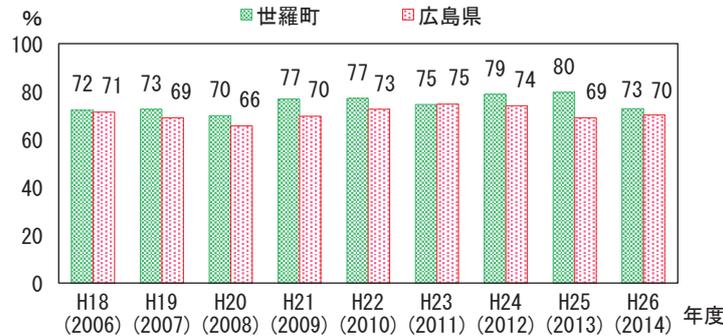


### 中学校の国語の平均通過率（「基礎・基本」定着状況調査等）



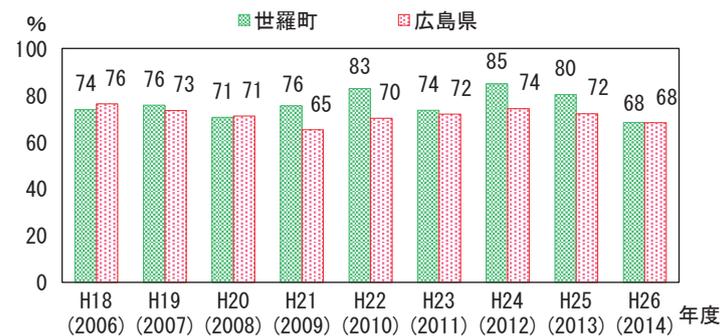
(資料) 広島県教育委員会『「基礎・基本」定着状況調査』等より作成

### 中学校の数学の平均通過率（「基礎・基本」定着状況調査等）



(資料) 広島県教育委員会『「基礎・基本」定着状況調査』等より作成

### 中学校の英語の平均通過率（「基礎・基本」定着状況調査等）



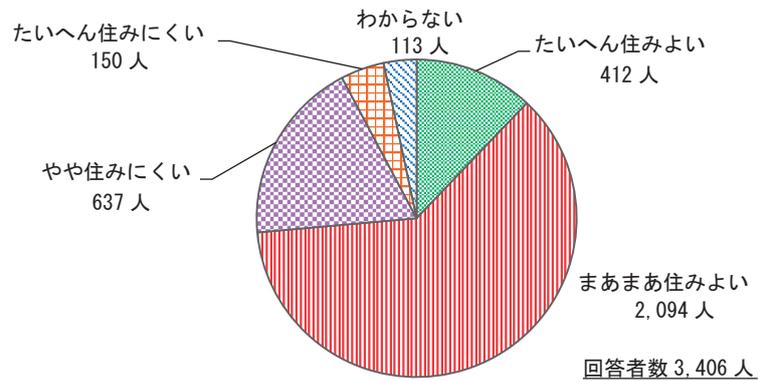
(資料) 広島県教育委員会『「基礎・基本」定着状況調査』等より作成



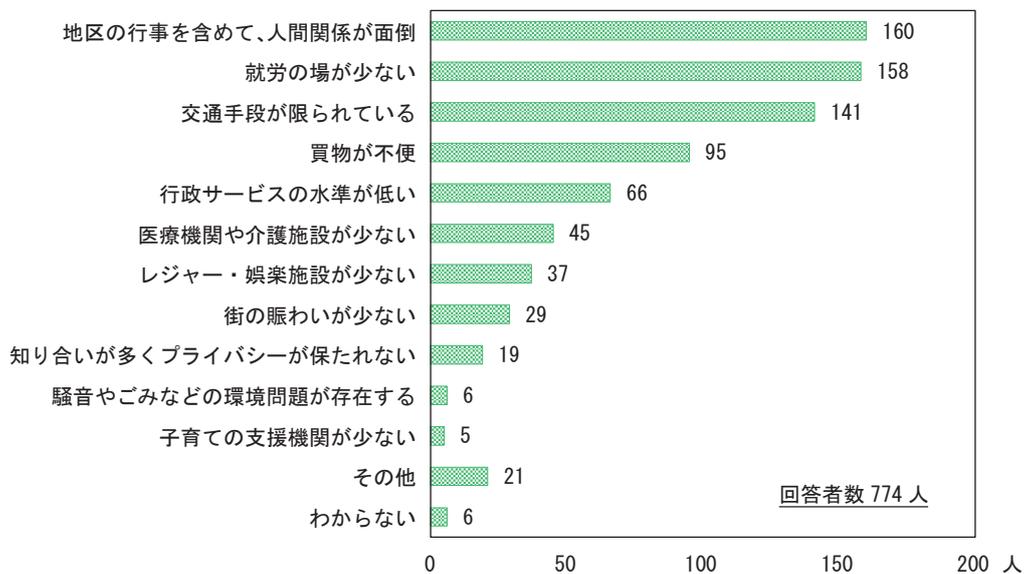
## P 15 参照

〔第1部 序論 第3章 住民、中学生・高校生、事業者の意識の把握  
第2節 住民向けアンケート調査結果〕

## 世羅町の住み心地

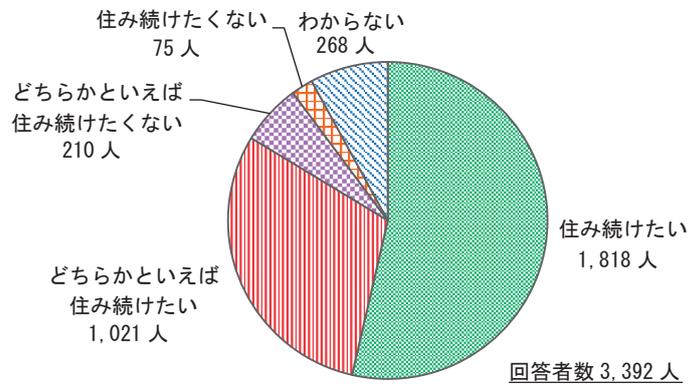


## 世羅町が住みにくいと感じる大きな理由（複数回答）

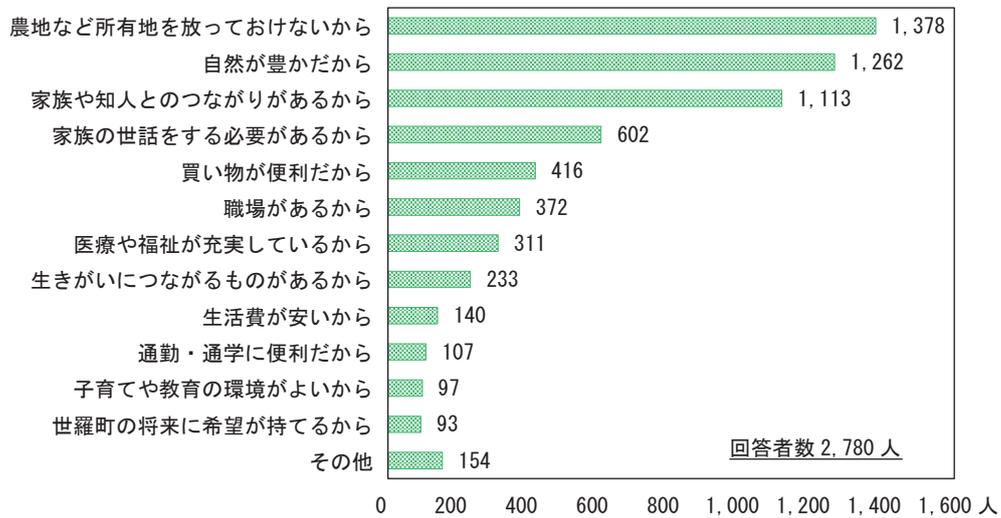




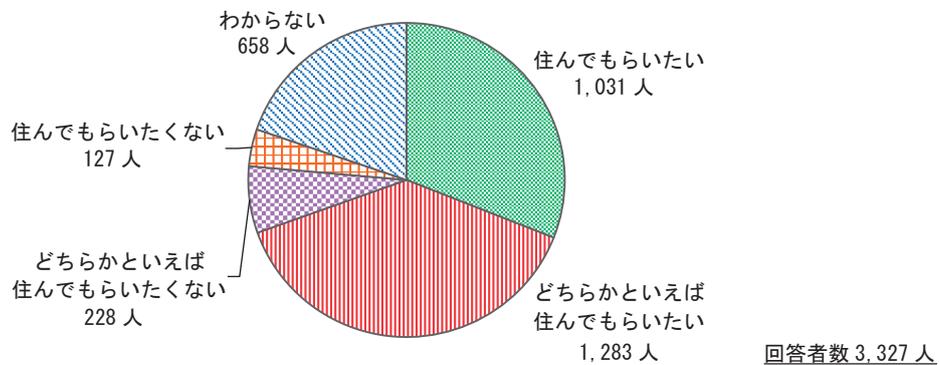
### 世羅町に住み続けたいと思いますか



### 世羅町に住み続けたい理由（複数回答）



### 子や孫にも世羅町に住んでもらいたいですか





## P 16 ~ 17 参照

 〔第1部 序論 第3章 住民、中学生・高校生、事業者の意識の把握  
 第2節 住民向けアンケート調査結果〕

## 生活支援（健康増進、医療等）に関する施策についての満足度と重要度

重要度	<p>重要度：高 満足度：低</p> <p>重点改善項目</p> <p>《医療》 ◆通院手段支援 ◆診療科目の拡充</p> <p>《子育て支援》 ◆在宅子育て支援 ◆働きながら子育て</p> <p>《高齢者福祉》 ◆働く場の確保 ◆介護予防の支援 ◆地域住民の組織づくり</p> <p>《障害者福祉》 ◆働く場の確保 ◆地域住民の組織づくり</p>	<p>重要度：高 満足度：高</p> <p>コア事業</p> <p>《健康増進》 ◆感染症予防 ◆健康診査 ◆情報提供</p> <p>《医療》 ◆救急搬送体制</p> <p>《高齢者福祉》 ◆高齢者の見守り</p> <p>《子育て支援》 ◆乳幼児健診 ◆相談の充実</p> <p>《障害者福祉》 ◆一人ひとりに応じた教育</p>
	<p>重要度：低 満足度：低</p> <p>《健康増進》 ◆家庭等での健康づくり ◆食生活の改善</p> <p>《子育て支援》 ◆親同士の仲間づくり</p> <p>《医療》 ◆往診・訪問看護</p> <p>《障害者福祉》 ◆ケア付き住宅</p>	<p>重要度：低 満足度：高</p> <p>《医療》 ◆子どもの医療費助成</p> <p>《高齢者福祉》 ◆日常生活の支援 ◆スポーツ・文化活動</p> <p>《子育て支援》 ◆保育料半額 ◆保育サービスの充実</p> <p>《障害者福祉》 ◆相談サービス拡充 ◆交流拡大</p>

満足度

## 産業支援に関する施策についての満足度と重要度

重要度	<p>重要度：高 満足度：低</p> <p>重点改善項目</p> <p>《農業振興》 ◆農地流動化 ◆新規就農者の確保 ◆鳥獣害対策</p> <p>《工業振興》 ◆後継者の確保・育成</p> <p>《観光振興》 ◆道の駅を活用した誘客 ◆観光農園などの施設整備</p>	<p>重要度：高 満足度：高</p> <p>コア事業</p> <p>《工業振興》 ◆企業の誘致 ◆融資・補助金制度</p> <p>《観光振興》 ◆食をテーマにした観光 ◆観光農園をテーマとした観光 ◆スポーツをテーマとした観光</p>
	<p>重要度：低 満足度：低</p> <p>《工業振興》 ◆起業の促進</p> <p>《観光振興》 ◆宣伝の強化 ◆周辺自治体との共同事業 ◆都市と農村の交流 ◆歴史や文化をテーマとした観光</p>	<p>重要度：低 満足度：高</p> <p>《農業振興》 ◆生産基盤の条件整備 ◆農地の維持保全 ◆栽培技術の指導 ◆6次産業化 ◆グリーンツーリズム</p> <p>《工業振興》 ◆既存企業への支援 ◆産学官連携</p> <p>《商業振興》 ◆商業地区を組み入れた観光ルート ◆商業地区の街並みや駐車場 ◆とくとく商品券</p> <p>《観光振興》 ◆郷土芸能をテーマとした観光</p>

満足度



## 教育・文化に関する施策についての満足度と重要度

重要度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>重要度：高 満足度：低</b> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>重点改善項目</b></p> <p>《学校教育》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆生きる力としての教育</li> <li>◆基本的な生活習慣 体力づくり</li> </ul> <p>《生涯教育》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆指導者の確保・育成</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p>《地域文化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆指導者の確保・育成</li> <li>◆住民への情報提供</li> </ul> <p>《スポーツ・レクリエーション》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆指導者の確保・育成</li> </ul> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>重要度：高 満足度：高</b> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>コア事業</b></p> <p>《地域文化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆にわかや神殿入りなどの無形文化財の継承</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p>《スポーツ・レクリエーション》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「駅伝のまち」にふさわしいイベント</li> </ul> </div> </div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>重要度：低 満足度：低</b> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>《学校教育》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆国際理解教育</li> </ul> <p>《生涯教育》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆施設改修</li> <li>◆住民への情報提供</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p>《地域文化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆文化団体・サークルの支援</li> </ul> <p>《スポーツ・レクリエーション》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆子供から高齢者まで参加できるスポーツクラブ</li> <li>◆住民への情報提供</li> <li>◆ボランティア育成</li> </ul> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>重要度：低 満足度：高</b> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>《学校教育》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校施設整備</li> <li>◆特別支援教育</li> <li>◆ふるさと学習</li> </ul> <p>《生涯教育》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域づくりに役立つ学習</li> <li>◆レジャー的な学習</li> <li>◆地域色豊かな学習</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p>《地域文化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆音楽・演劇鑑賞</li> <li>◆各種文化講座の開催</li> <li>◆歴史民俗資料館の展示拡充</li> </ul> <p>《スポーツ・レクリエーション》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆スポーツ団体・サークルの支援</li> <li>◆ウォーキングなど住民が参加しやすいイベント</li> </ul> </div> </div>

満足度

## 環境・消防・救急・防災・美しいまちづくりに関する施策についての満足度と重要度

重要度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>重要度：高 満足度：低</b> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>重点改善項目</b></p> <p>《環境の保全》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆耕作放棄地の拡大防止と有効活用</li> <li>◆里山の再生などの森林保全</li> </ul> <p>《防災体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆洪水・地すべり対策の強化</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p>《美しいまちづくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆森林づくり、里山づくり</li> <li>◆統一したデザインの案内板・標識</li> </ul> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>重要度：高 満足度：高</b> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>コア事業</b></p> <p>《消防・救急体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆消防体制及び救急体制の整備</li> </ul> </div> </div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>重要度：低 満足度：低</b> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>《消防・救急体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆防火水槽などの計画的な設置</li> <li>◆防火や火災に関する知識や情報の提供</li> </ul> <p>《美しいまちづくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆歴史的な資源と調和したまちづくり</li> </ul> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>重要度：低 満足度：高</b> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>《環境の保全》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆分別収集の徹底</li> <li>◆学校や生涯学習における環境学習</li> </ul> <p>《美しいまちづくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆田園集落の景観づくり</li> <li>◆花いっぱい運動など住民活動の推進</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p>《防災体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆防災訓練の実施</li> <li>◆住民による自主防災組織づくり</li> <li>◆防災に関する情報提供やセミナーなどの開催</li> </ul> </div> </div>

満足度



## 協働のまちづくりに関する施策についての満足度と重要度

重要度	<p>重要度：高 満足度：低</p> <p>重点改善項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆町政に対する相談・苦情への対応</li> <li>◆町職員による住民自治への参加</li> </ul>	コア事業	<p>重要度：高 満足度：高</p>
	<p>◆住民自治に必要な資金の支援</p> <p>重要度：低 満足度：低</p>		<p>◆町政やイベント等への住民の参画</p> <p>◆リーダーを対象とした研修や情報提供</p> <p>◆住民自治組織の立上げ</p> <p>重要度：低 満足度：高</p>

満足度

## 生活環境等に関する施策についての満足度と重要度

重要度	<p>重要度：高 満足度：低</p> <p>重点改善項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆鉄道・バス</li> <li>◆消費生活の安全</li> <li>◆自然環境</li> <li>◆下水道・し尿処理</li> <li>◆防災体制</li> <li>◆雇用の機会</li> <li>◆介護施設</li> <li>◆高齢者、障害者福祉</li> </ul>	コア事業	<p>重要度：高 満足度：高</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆道路</li> <li>◆情報通信</li> <li>◆交通安全</li> <li>◆防犯対策</li> <li>◆上水道</li> <li>◆ごみ収集・処理</li> <li>◆消防・救急体制</li> <li>◆医療施設</li> <li>◆保育所、幼稚園、認定こども園</li> <li>◆小・中学校</li> </ul>
	<p>◆集落・田畑等の景観</p> <p>◆商業施設</p> <p>◆スポーツ施設</p> <p>◆レジャー施設</p> <p>重要度：低 満足度：低</p>		<p>◆火葬場</p> <p>◆町営住宅、民間賃貸住宅</p> <p>◆公園・広場</p> <p>◆文化・芸術に接する機会・場所</p> <p>◆生涯学習の機会・場所</p> <p>◆自治センター・集会所</p> <p>◆まつり・イベント</p> <p>重要度：低 満足度：高</p>

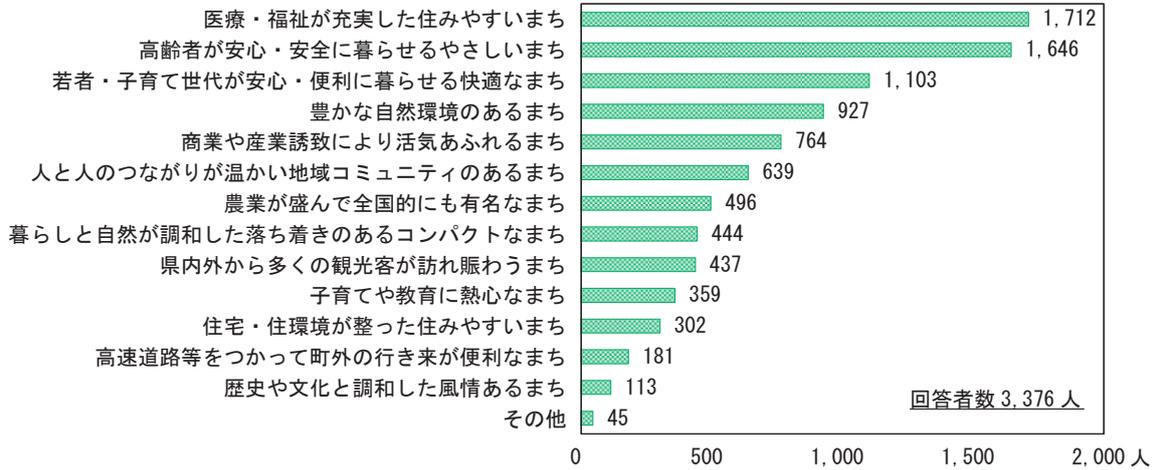
満足度



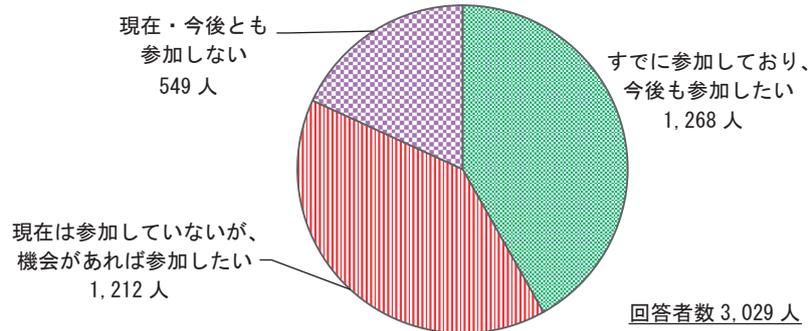
**P 18 参照**

〔第1部 序論 第3章 住民、中学生・高校生、事業者の意識の把握  
第2節 住民向けアンケート調査結果〕

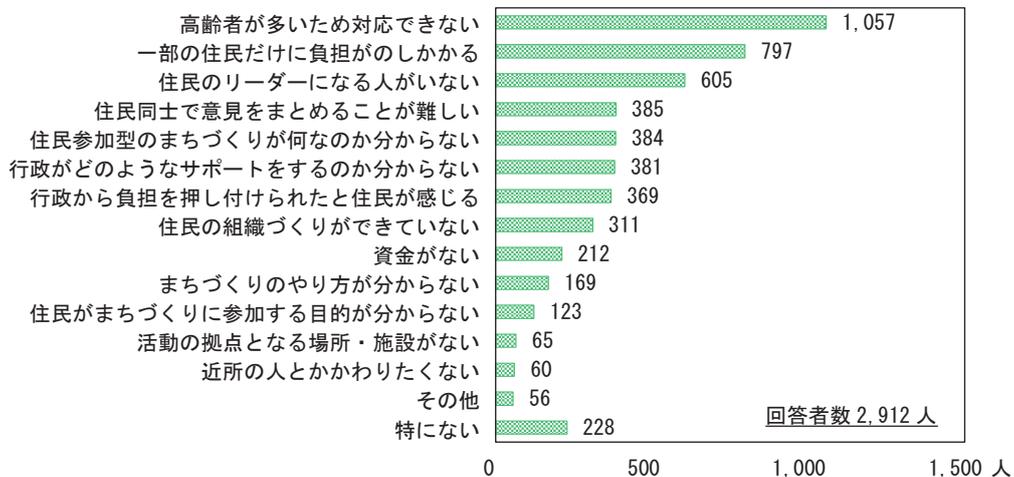
**将来の世羅町の方向性（複数回答）**



**まちづくり活動への参加希望**



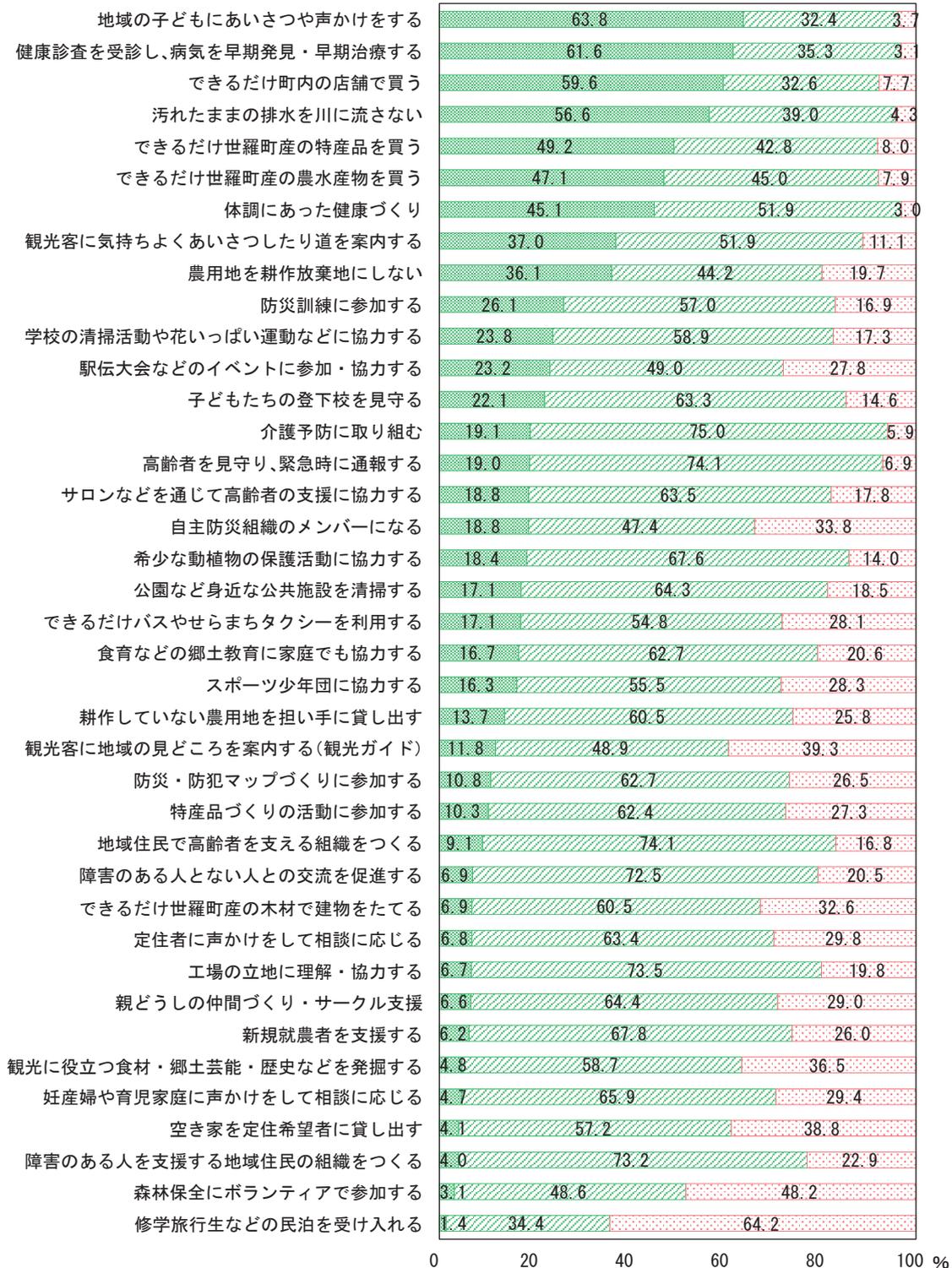
**協働のまちづくりの課題と思われるもの（複数回答）**





## まちづくり活動への取り組み状況

■現在取り組んでいる ■今後取り組みたい ■取り組みたくない

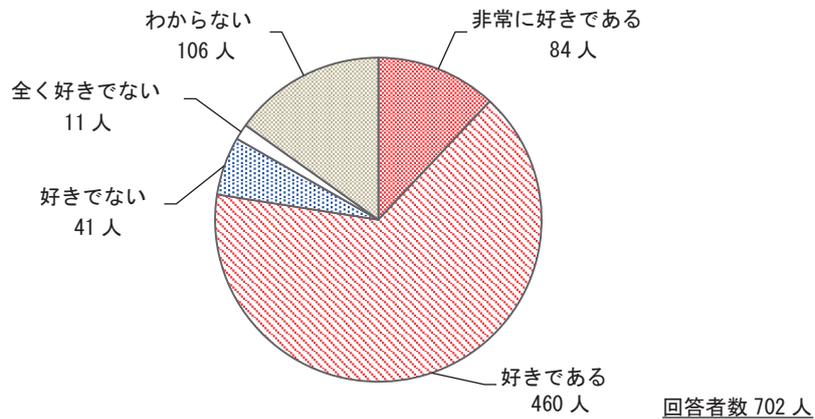




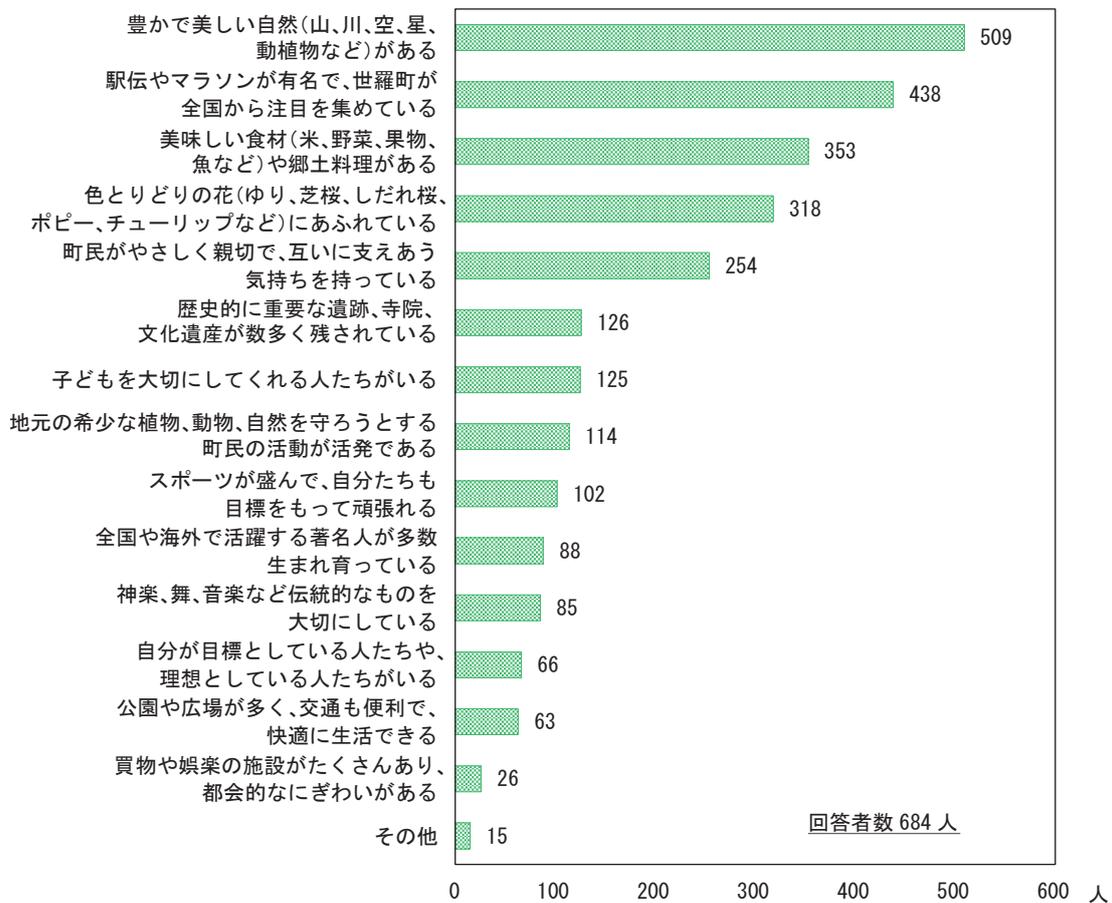
P 19 参照

〔第1部 序論 第3章 住民、中学生・高校生、事業者の意識の把握  
第3節 中学生・高校生向けアンケート調査結果〕

世羅町が好きですか

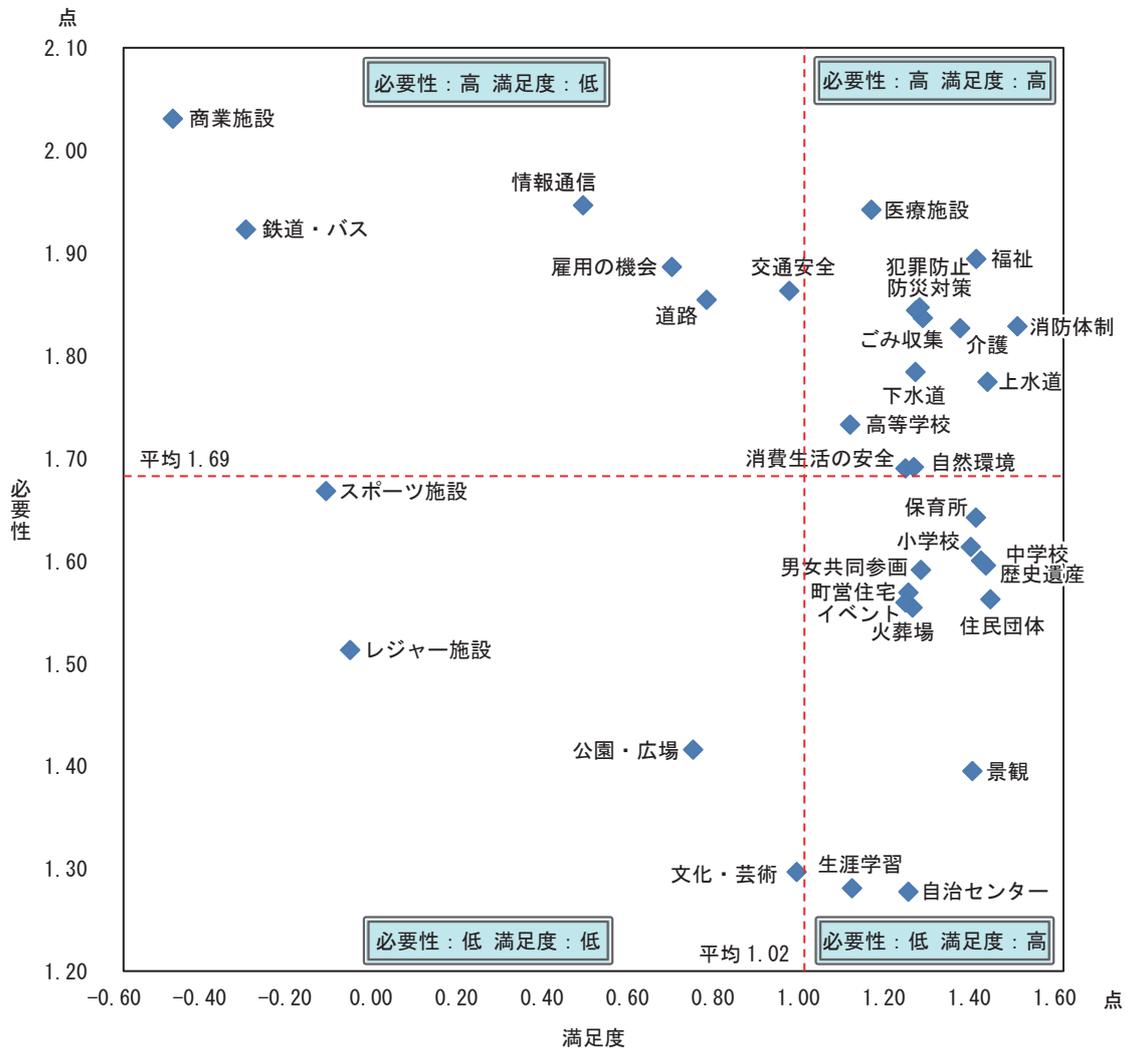


世羅町のことを好きだと感じること（複数回答）



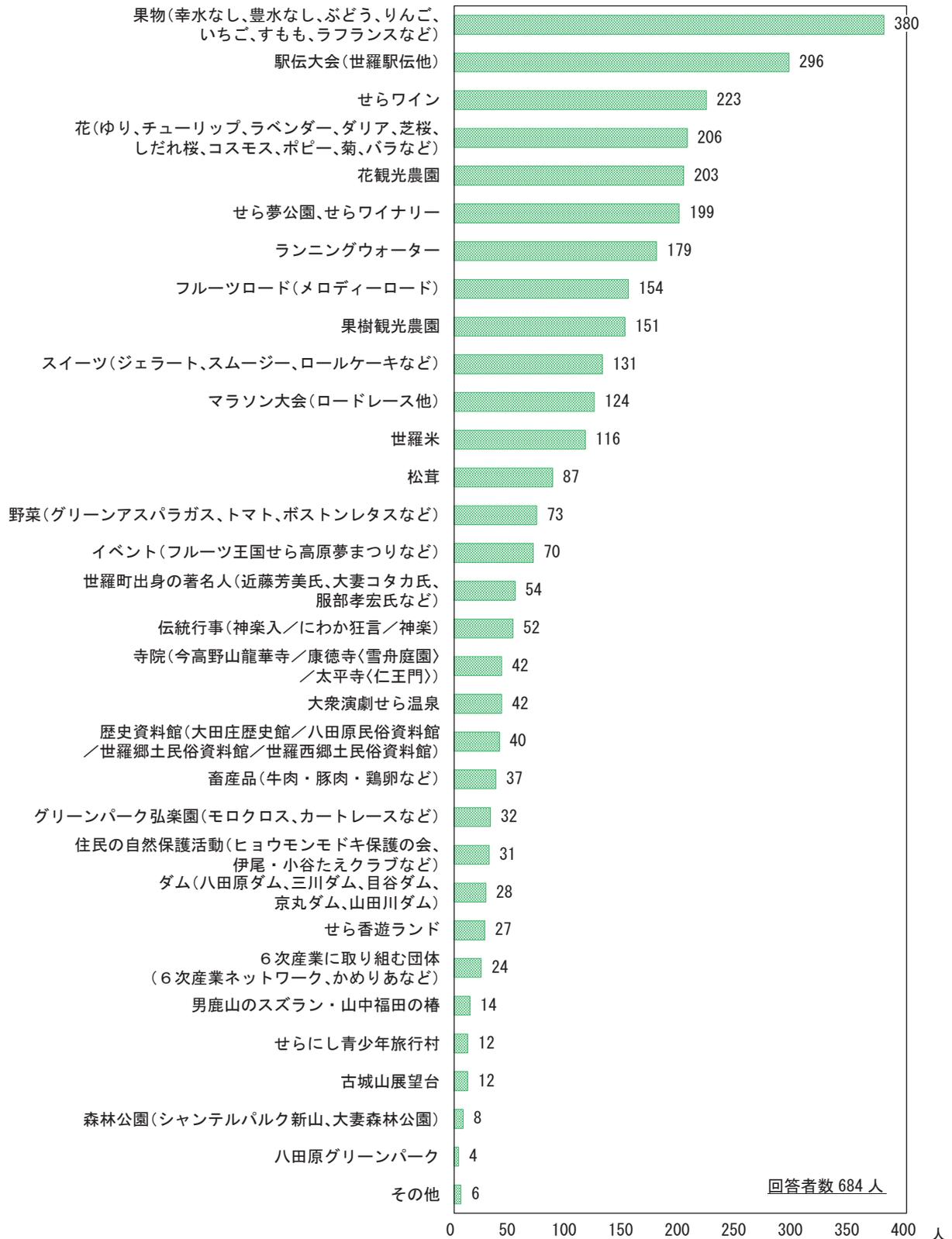


生活環境における満足度と必要性



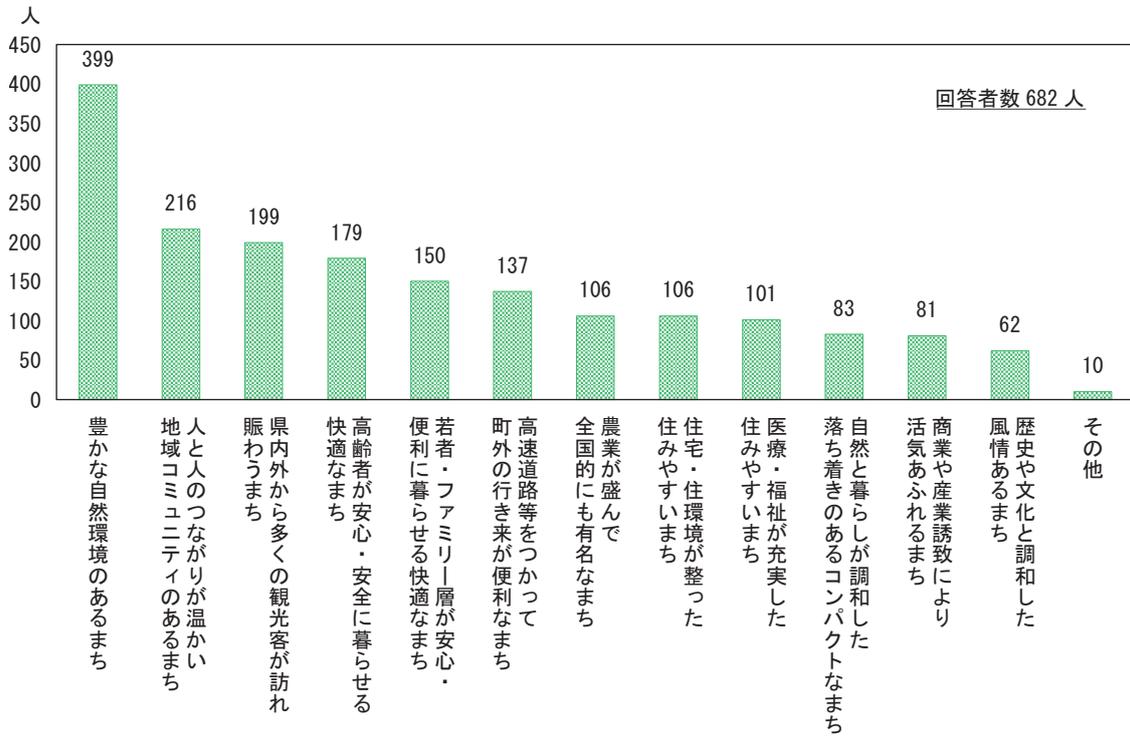


## 町外の人に知ってほしいもの、関心をもってもらえると思うもの（複数回答）

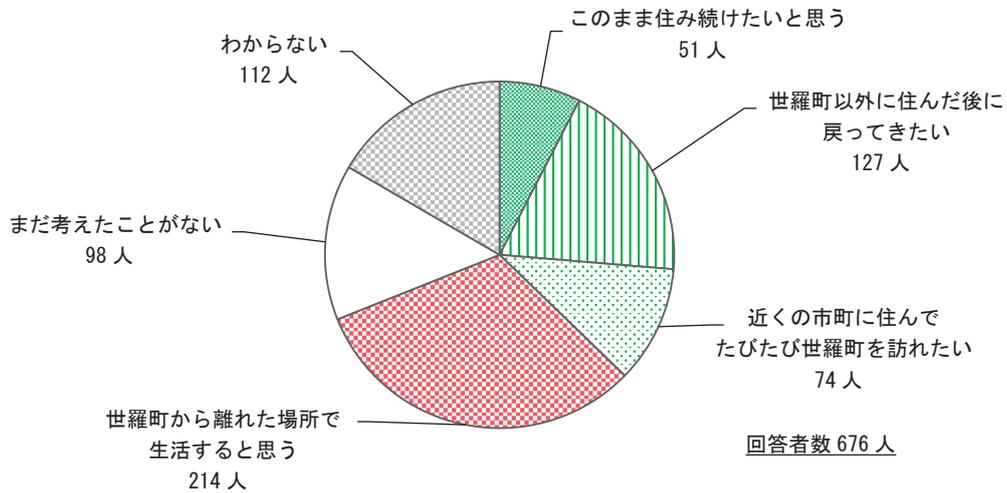




世羅町がめざすべきイメージ（複数回答）



将来の世羅町への居住希望

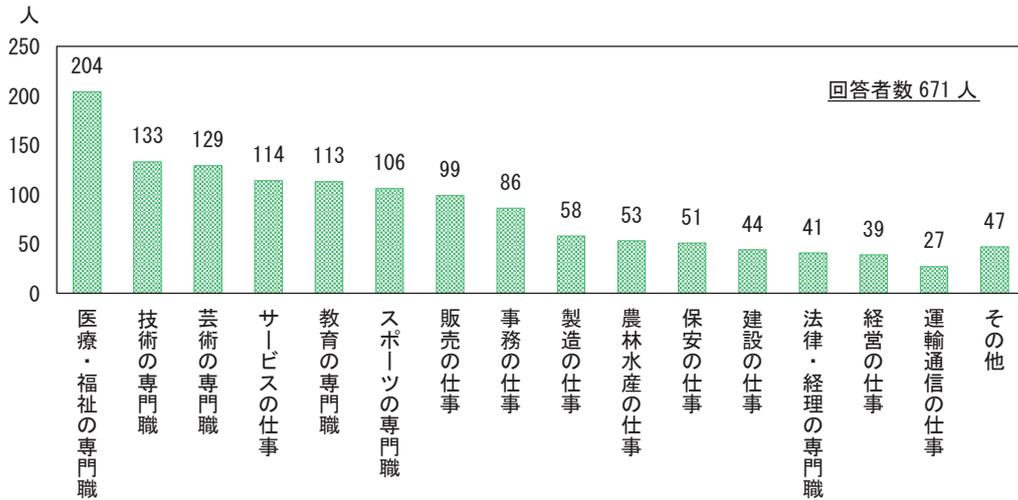




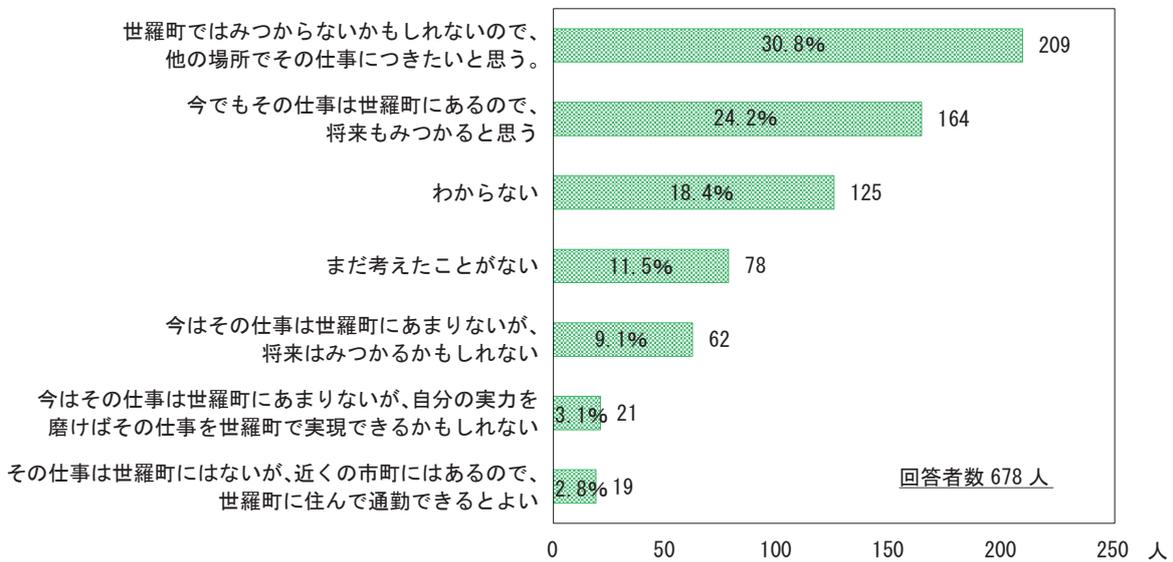
P 20 参照

〔第1部 序論 第3章 住民、中学生・高校生、事業者の意識の把握  
第3節 中学生・高校生向けアンケート調査結果〕

将来、就きたい仕事の内容（複数回答）



将来、就きたい仕事は世羅町で見つかると思いますか

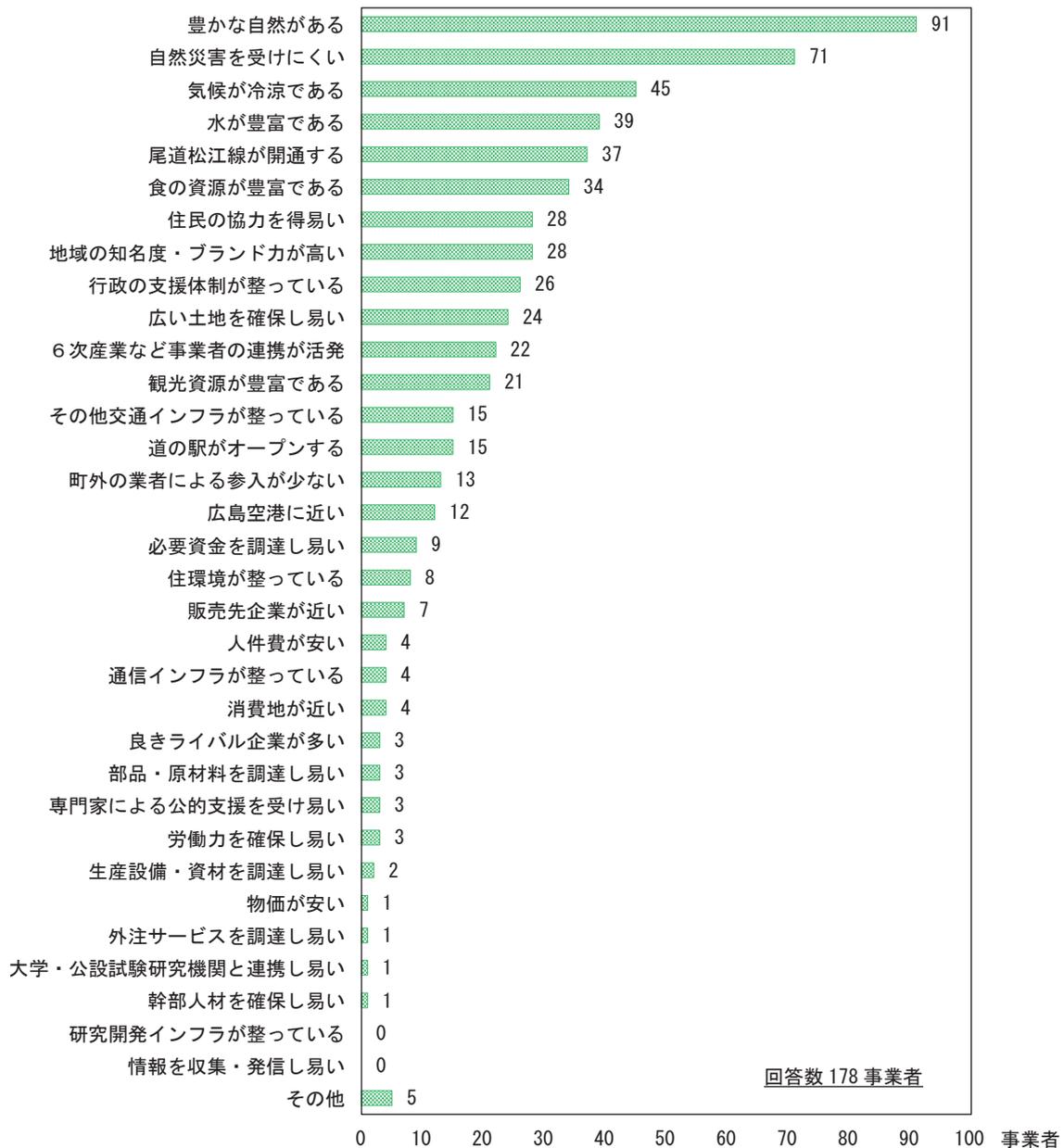




## P 21 参照

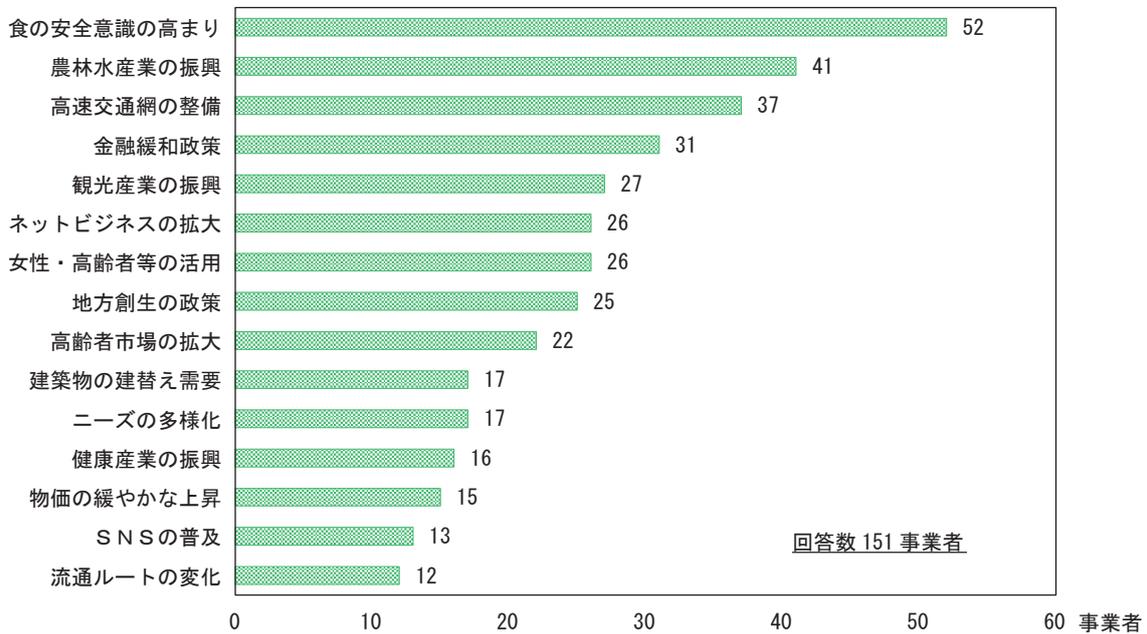
〔第1部 序論 第3章 住民、中学生・高校生、事業者の意識の把握  
第4節 事業者向けアンケート調査結果〕

## 産業振興における世羅町の強み（複数回答）

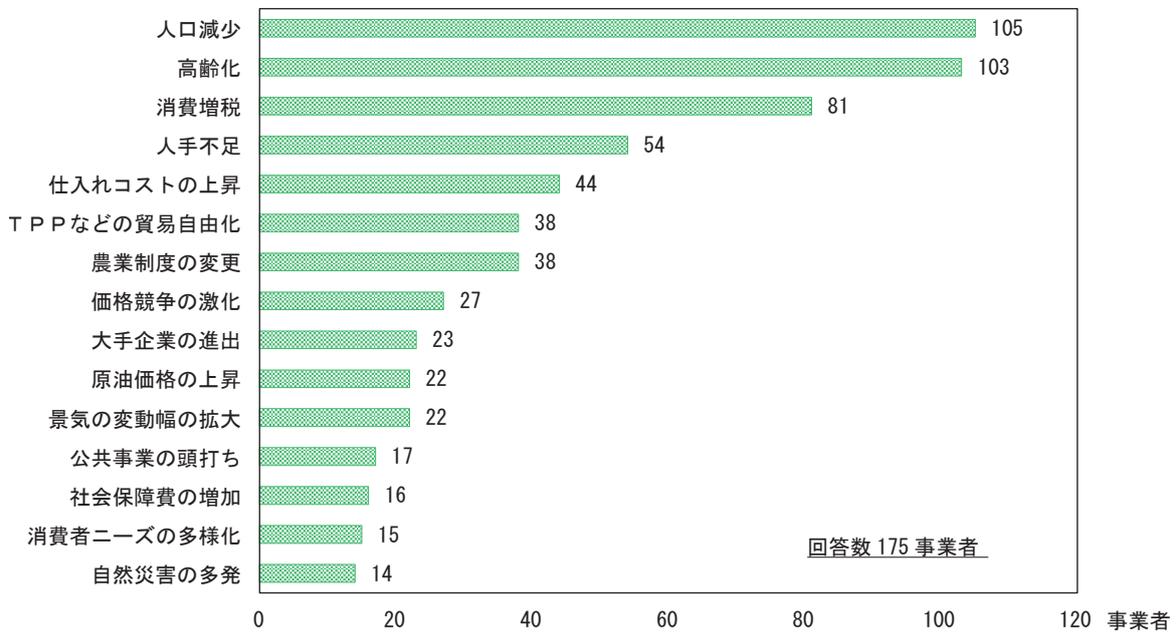




### 自社・自事業所にとってのチャンス（メリット）（複数回答、回答数の上位 15 項目）

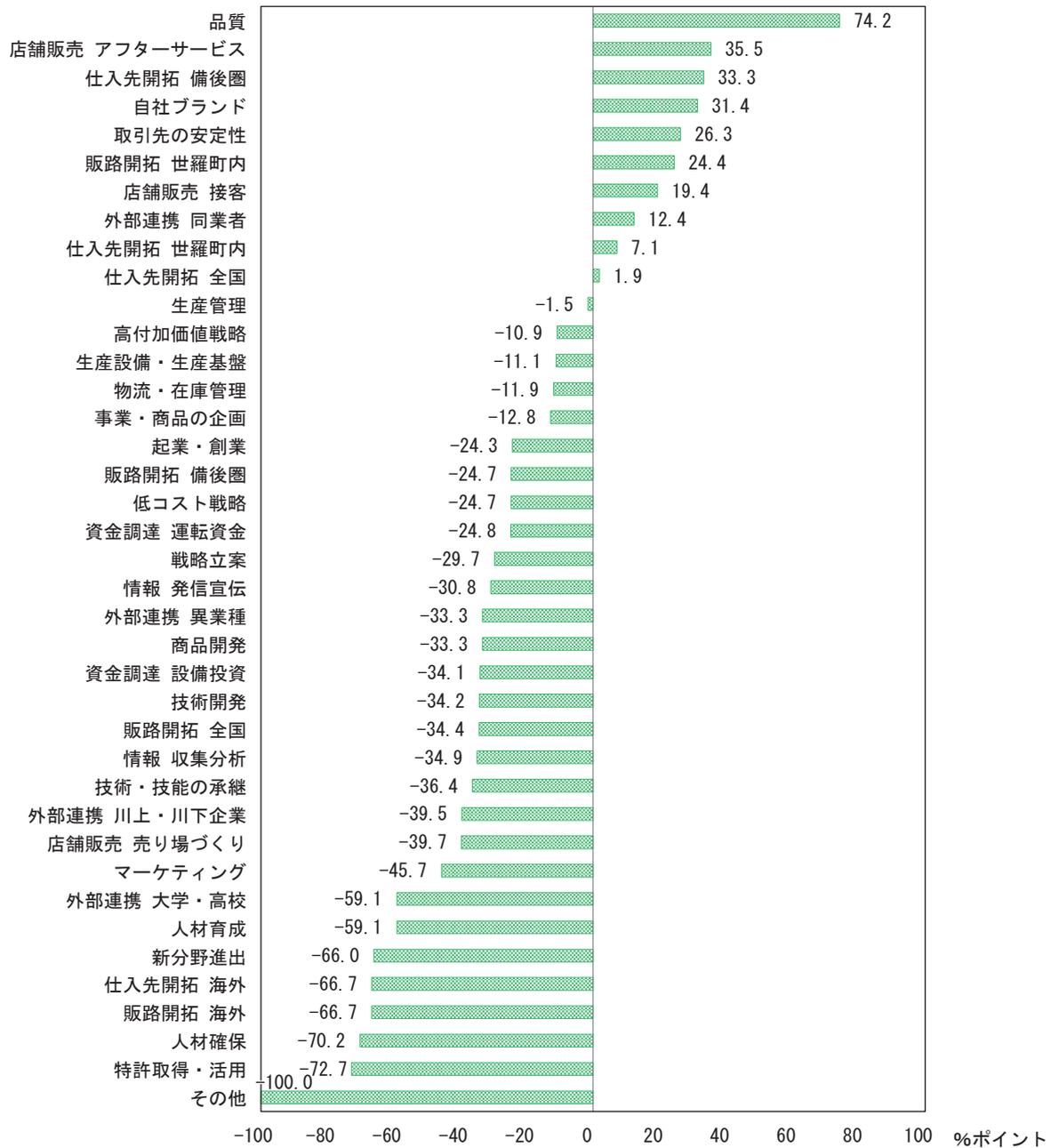


### 自社・自事業所にとってのリスク（デメリット）（複数回答、回答数の上位 15 項目）





### 自社・自事業所の強み・弱み (DI)



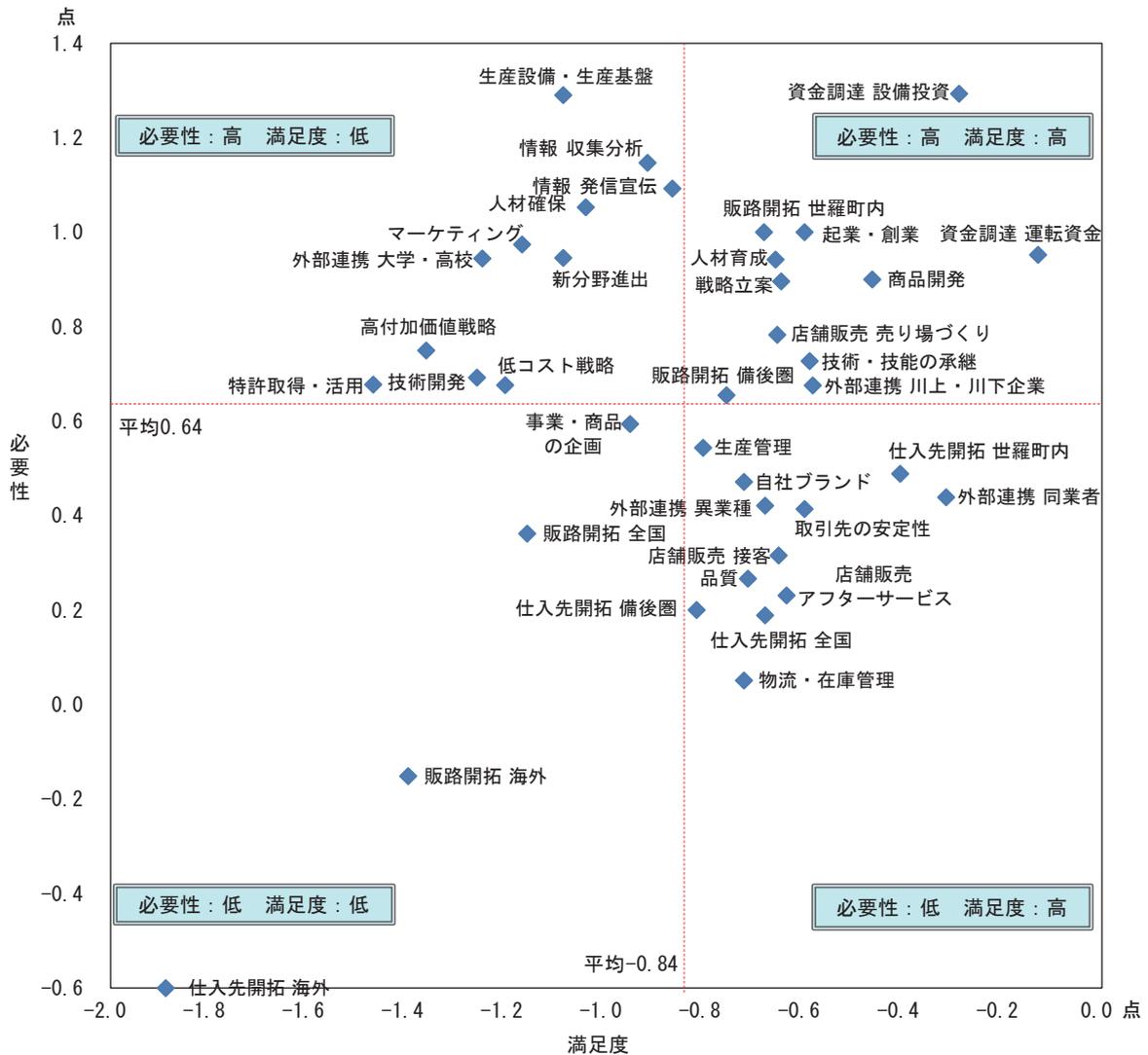
(注) DI = (「非常に強み」 + 「やや強み」 - 「やや弱み」 - 「非常に弱み」の回答数) ÷ (「非常に強み」 + 「やや強み」 + 「やや弱み」 + 「非常に弱み」の回答数) × 100



P 22 参照

〔第1部 序論 第3章 住民、中学生・高校生、事業者の意識の把握  
第4節 事業者向けアンケート調査結果〕

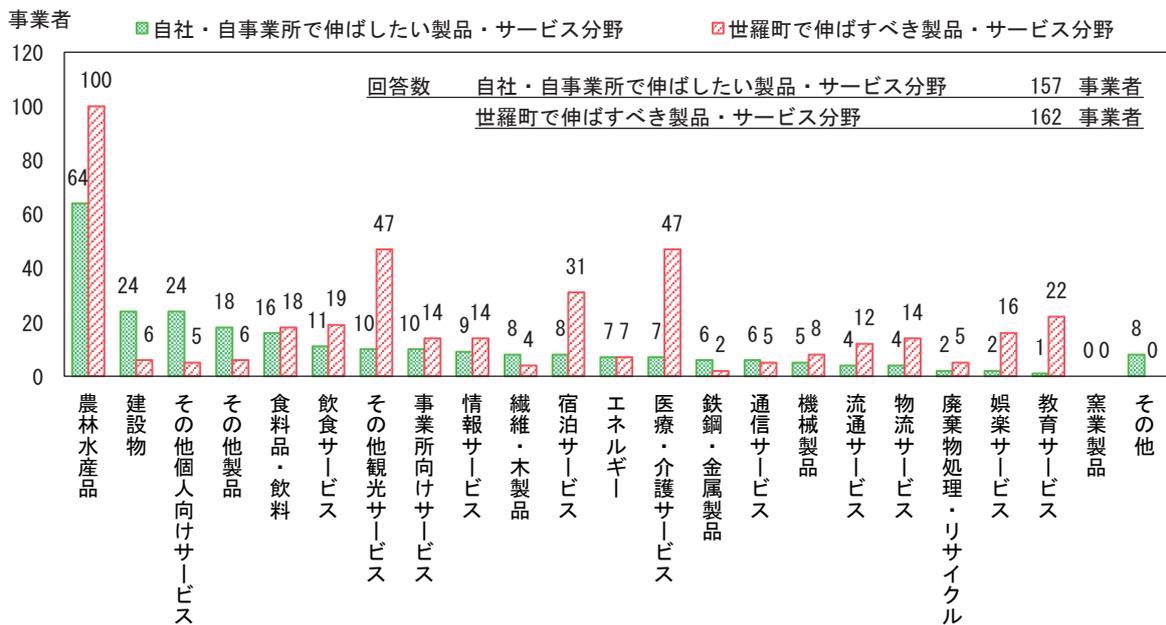
支援策の満足度と必要性



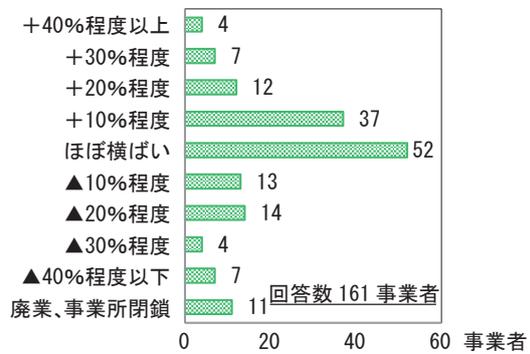
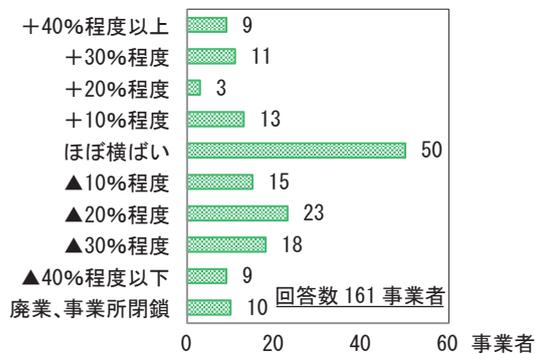
(注) 「その他」は回答事業者数が少ないため計算対象から除外。



今後、自社・自事業所が伸ばしたい、世羅町が伸ばすべき製品・サービス分野



平成23年度から平成31年度における売上高(左)と経費(右)の増減率見通し



---

世羅町第2次長期総合計画  
平成27年(2015年)12月策定

---

編集・発行/広島県世羅町(企画課)  
TEL 0847-22-3206 FAX 0847-22-2768  
<http://www.town.sera.hiroshima.jp/>  
E-mail:kikaku@town.sera.hiroshima.jp

---





エコアクション21<sup>®</sup>  
認証番号0005156

リサイクル適性<sup>Ⓐ</sup>

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。